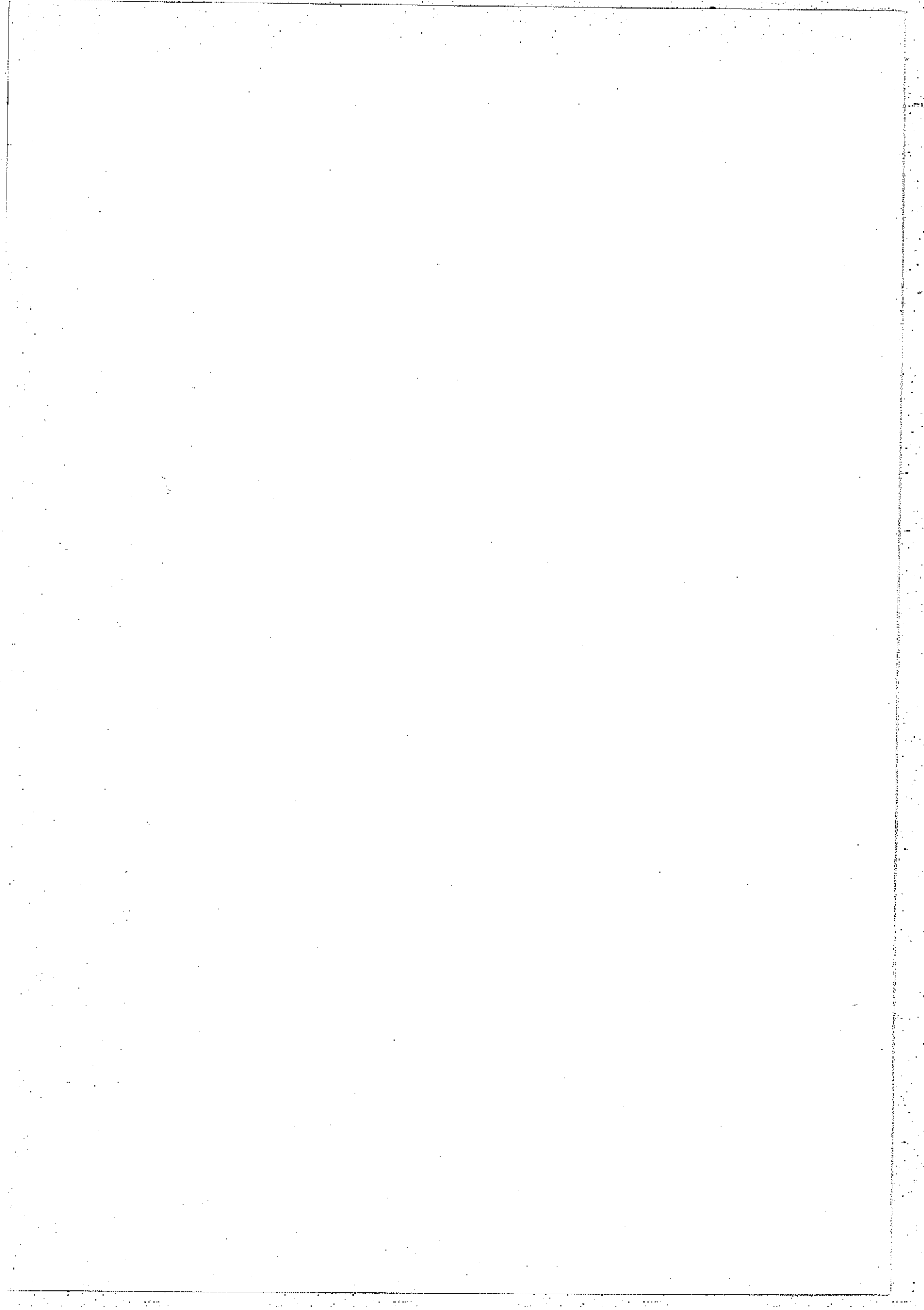


平成2年3月5日開会
平成2年3月26日閉会

和泉市議会第1回定例会会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回定例会会議録目次

平成2年3月5日(月曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員、その他	1"
○ 議事日程	3"
○ 開会宣告(午前10時00分)	4"
○ 市長開会挨拶	4"
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(友田博文・田中昭一・須藤洋之進)	5"
○ 日程第2 会期の決定について(3月5日~3月27日 23日間)	5"
○ 日程第3 (議案第9号) 和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	5"
○ 日程第4 (議案第10号) 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	65"
○ 日程第5 (議案第11号) 土地改良事業の施行について(男縄池改修工事)	67"
○ 日程第6 (議案第12号) 和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	67"
○ 日程第7 (議案第13号) 和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	69"
○ 日程第8 (議案第14号) 和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について	69"
○ 日程第9 (議案第15号) 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	70"
○ 日程第10 (議案第16号) 和泉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する 条例制定について	68"
○ 日程第11 (議案第2号) 平成2年度和泉市一般会計予算	72"
○ 日程第12 (議案第3号) 平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	77"
○ 日程第13 (議案第4号) 平成2年度和泉市老人保健事業特別会計予算	80"
○ 日程第14 (議案第5号) 平成2年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	81"
○ 日程第15 (議案第6号) 平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	82"
○ 日程第16 (議案第7号) 平成2年度和泉市水道事業会計予算	83"
○ 日程第17 (議案第8号) 平成2年度和泉市病院事業会計予算	85"
○ 日程第18 (議会議案第1号) 予算審査特別委員会設置について	87"
○ 日程第19 (議会議案第2号) 予算審査特別委員会委員の選任について	88"
○ 散会宣告(午後1時20分)	

平成2年3月8日(木曜日)第2日目

- 出席議員・欠席議員 91"
- 議事説明員、その他 91"
- 議事日程 93"
- 開会宣告(午前10時00分) 95"
- 日程第1 一般質問について
 - 1番に 6番 穴瀬克己君 95"
 - 2番に 22番 早乙女実君 116"
 - 3番に 28番 友田博文君 136"
- 散会宣告(午後4時20分)

平成2年3月9日(金曜日)第3日目

- 出席議員・欠席議員 157"
- 議事説明員、その他 157"
- 議事日程 159"
- 開会宣告(午前10時00分) 159"
- 日程第1 一般質問について
 - 1番に 21番 勝部津喜枝君 159"
 - 2番に 7番 赤阪和見君 180"
- 散会宣告(午後2時20分)

平成2年3月12日(月曜日)第4日目

- 出席議員・欠席議員 203"
- 議事説明員、その他 203"
- 議事日程 205"
- 開会宣告(午前10時04分) 206"
- 日程第1 (監査報告第1号)
例月出納検査結果報告(収入役扱平成元年9月分) 206"
- 日程第2 (監査報告第2号)
例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱平成元年9月分) 207"
- 日程第3 (監査報告第3号)
例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱平成元年9月分) 207"
- 日程第4 (監査報告第4号)
例月出納検査結果報告(収入役扱平成元年10月分) 208"

○ 日程第 5	(監査報告第5号) 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 平成元年10月分)	208"
○ 日程第 6	(監査報告第6号) 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 平成元年10月分)	209"
○ 日程第 7	(議案第17号) 工事請負契約締結について(王子第二団地7棟建設工事)	209"
○ 日程第 8	(議案第18号) 災害復旧事業の施行について(新地災害復旧工事)	212"
○ 日程第 9	(議案第19号) 災害復旧事業の施行について(ハセ水路災害復旧工事)	213"
○ 日程第 10	(議案第20号) 泉北環境整備施設組合の規約の改正に伴う財産処分について	214"
○ 日程第 11	(議案第21号) 和泉市減債基金条例制定について	217"
○ 日程第 12	(議案第22号) 和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	225"
○ 日程第 13	(議案第24号) 平成元年度和泉市一般会計補正予算(第5号)	227"
○ 日程第 14	(議案第25号) 平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	234"
○ 日程第 15	(議案第26号) 平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	237"
○ 日程第 16	(議案第27号) 平成元年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)	241"
○ 日程第 17	(議案第28号) 平成元年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)	244"
○ 日程第 18	(議案第23号) 教育委員会委員の任命について	246"
○ 散会宣告	(午後11時43分)	

平成2年3月26日(月曜日)最終日

○ 出席議員・欠席議員		249"
○ 議事説明員、その他		249"
○ 議事日程		251"
○ 開会宣告	(午前10時00分)	252"
○ 日程第 1	(議案第9号) 和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	252"
○ 日程第 2	(議案第10号) 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (")	252"
○ 日程第 3	(議案第11号) 土地改良事業の施行について(男縄池改修工事) (")	252"
○ 日程第 4	(議案第12号) 和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について (")	252"
○ 日程第 5	(議案第13号) 和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について (")	252"
○ 日程第 6	(議案第14号) 和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について (")	252"

○ 日程第 7	(議案第15号) 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について (")	252"
○ 日程第 8	(議案第16号) 和泉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する 条例制定について (")	252"
○ 日程第 9	(議案第 2号) 平成2年度和泉市一般会計予算 (")	252"
○ 日程第10	(議案第 3号) 平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算 (")	252"
○ 日程第11	(議案第 4号) 平成2年度和泉市老人保健事業特別会計予算 (")	252"
○ 日程第12	(議案第 5号) 平成2年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算 (")	252"
○ 日程第13	(議案第 6号) 平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計予算 (")	252"
○ 日程第14	(議案第 7号) 平成2年度和泉市水道事業会計予算 (")	252"
○ 日程第15	(議案第 8号) 平成2年度和泉市病院事業会計予算 (")	252"
○ 日程第16	(報告第 2号) 和泉市土地開発公社平成2年度事業計画書類の提出について	261"
○ 日程第17	(意見第 2号) 関西国際空港に関する意見書	267"
○ 日程第18	(意見第 3号) 関西国際空港全体構想早期実現に関する意見書	269"
○ 市長閉会挨拶		272"
○ 議長閉会挨拶		273"
○ 閉会宣告 (午前11時25分)		273"

第 1 日



平成2年3月5日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
3番	藤原正通君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平男君
6番	穴瀬克己君	21番	勝部津喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実君
8番	中塚新治君	23番	原重樹君
9番	讚岐一太郎君	25番	天堀博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君

欠席議員(1名)

17番 池辺秀夫君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長公室	長	池田忠雄	総務部	次長	森利治
市長公室	入	坂口禮之助	総務部	次長	奥村富彦
市長公室	役	中塚白	財政課	長	阪豊光
市長公室	長	杉本弘文	同和対策部	長	堀宏行
市長公室	理事	逢野一郎	同和対策部	理事	向井洋
市長公室	理事	神藤恒治	同和対策部	次長	明坂文嘉
市長公室	理事	中西優	福祉事務所	長	中川鉄也
市長公室	理事	稲田順三	福祉事務所	次長	大宅清臣
市長公室	次長	鹿島賢昌	福祉事務所	次長	農端小一
秘書課	長	井阪和充	市民生活部	長	麻生和義
企画課	長	今村堅太郎	市民生活部	次長	岸田秀仁
総務部	長	橘本昭夫	市民生活部	次長	坂田平之
総務部	理事	大塚孝之	市民生活部	次長	池辺修次

産 業 部 長	松 村 吉 堯	病 院 事 務 局 次	谷 上 徹
産 業 部 理 事	中 西 淳 富	消 防 長	角 谷 泰 夫
産 業 部 次 長	高 三 一 行	消 防 本 部 次 長	高 官 武 男
産 業 部 次 長	藤 原 清 司	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬 喜 広
産 業 部 次 長	松 林 保	用 地 担 当 理 事 長 土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	明 坂 貞 士
建 設 部 長	浅 井 隆 介	教 育 委 員 長	藤 原 忠 男
建 設 部 理 事	山 崎 琢 磨	教 育 長	西 川 喜 久
建 設 部 次 長	谷 俊 雄	管 理 部 長	逢 野 博 之
建 設 部 次 長	赤 田 儔 信	管 理 部 次 長	白 樫 通 有
建 設 部 次 長	山 崎 精 二	指 導 部 長	重 野 欣 達
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	社 会 教 育 部 長	生 田 稔
都 市 整 備 部 理 事	阪 倉 嘉 一	社 会 教 育 部 理 事	竹 田 明 郎
都 市 整 備 部 次 長	三 井 義 秋	社 会 教 育 部 次 長	中 辻 寿 夫
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	社 会 教 育 部 次 長	北 野 喜 平
改 良 事 業 部 理 事	笠 木 恒 忠	会 計 課 長	藤 木 意 継
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
水 道 部 長	若 井 益 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	着 本 善 夫
水 道 部 次 長	岸 本 孝 二	監 査 委 員	庄 司 清
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	監 査 事 務 局 長	吉 田 陽 三
病 院 長	竹 林 淳	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
病 院 事 務 局 長	藤 原 光 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄

次 長 河原茂隆

議事係長 佐土谷茂一

調査係長 井之上光一

係 員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成2年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月5日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	議案第9号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	P. 1
4	議案第10号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 4
5	議案第11号	土地改良事業の施行について(男縄池改修工事)	P. 24
6	議案第12号	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 26
7	議案第13号	和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	P. 31
8	議案第14号	和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について	P. 165
9	議案第15号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 169
10	議案第16号	和泉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 174
11	議案第2号	平成2年度和泉市一般会計予算	別冊
12	議案第3号	平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
13	議案第4号	平成2年度和泉市老人保健事業特別会計予算	別冊
14	議案第5号	平成2年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
15	議案第6号	平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	別冊
16	議案第7号	平成2年度和泉市水道事業会計予算	別冊
17	議案第8号	平成2年度和泉市病院事業会計予算	別冊
18	議会議案第1号	予算審査特別委員会設置について	別紙
19	議会議案第2号	予算審査特別委員会委員の選任について	別紙

(午前10時00分開議)

- 議長(出原平男君) おはようございます。大変長らくお待たせをいたしました。議員の皆さんには、年度末何かとお忙しいところ多数御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席の議員さんは22名でございます。欠席届けの議員さんは池辺議員さん、遅刻届けの議員さんは坂口議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、22名でございます。

- 議長(出原平男君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成2年第1回定例会を開会いたします。

○

- 議長(出原平男君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承のほどをお願いいたします。

なお、ここで本日、広報広聴課より「広報いずみ」の作成に当たり議場内の写真撮影と、盲人用広報作成のため議会の録音の願い出がありましたので、これを許可いたします。

○

- 議長(出原平男君) ここで、市長のあいさつを願います。

(市長登壇、あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 平成2年和泉市議会第1回定例会の開会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席をいただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会に御提案を申し上げます議案は、平成2年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算並びに病院事業会計予算と、これらに関連いたします条例制定等多数御提案を申し上げる次第でございます。議案の内容につきましては、後ほど、市政方針を申し上げ、別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御可決、御承認を相賜りますようお願いを申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしく御願いを申し上げます。

○

○ 議長（出原平男君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、28番・友田博文君、29番・田中昭一君、2番・須藤洋之進君、以上、3名の方を指名いたします。

○

○ 議長（出原平男君） 次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から3月27日までの23日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月27日までの23日間と決定いたします。

○

○ 議長（出原平男君） 日程第3「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」より日程第17「平成2年度和泉市病院事業会計予算」までの15議案は、いずれも平成2年度予算及び関連議案でありますので、これを一括議題といたします。

議案については表題のみを朗読させ、各議案の朗読は省略させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、表題のみを朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第9号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員定数条例（昭和47年和泉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「、休職者及び」に改める。

第2条第2号ア中「880人」を「895人」に、同号エ中「10人」を「20人」に、同条第3号中「90人」を「85人」に、同条第6号中「295人」を「290人」に改める。

附 則

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

理 由

平成2年4月1日から泉北環境整備施設組合からの下水道事務の移管に伴い、本市の公共下水道の業務に従事する職員の定数を改正するとともに、一般会計、水道部局及び教育委員会の定数についても実情に即した適正な定数に改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10条

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第32条中「次条第1項若しくは第2項」を「次条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下第34条第1項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間 1年以上5年以下の者 100分の60

(2) 勤続期間 6年以上10年以下の者 100分の75

(3) 勤続期間 11年以上19年以下の者 100分の80

第33条第1項中「勤続し定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の3の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。次条において同じ。）及び20年以上25年未満の期間勤続しその者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得て定めるもの」を「勤続して退職した者（和泉市職員の定年等に関する条例（昭和59年和泉市条例第15号）第2条の規定により退職した者（同条例第4条第1項の期限若しくは同条第2項の規定により延長された期限の到来又は同条例第5条第1項の任期若しくは同条第2項の規定により更新された任期の終了により退職した者を含む。以下「定年退職者」という。）又はその者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）」に改め、「額は、」の次に退職の日におけるを加え、同項第4号中「100分の137.5」を「100分の125」に改め、同条第2項中「25年未満の期間勤続し」を「20年以上25年未満の期間勤続した者で、」に、「退職した者」を「退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）」に改め、同条第3項を削る。

第34条第1項中「又は25年以上勤務しその者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者であつて」を「であつて、」に改め、「、公務上の負傷若しくは疾病（以下「傷病」という。）（地方公務員法共済組合法（昭和37年法律第152号）別表第4に掲げる程度の障害の状態にある傷病とする。）又は死亡により退職した者及び25年以上勤続し定年に達したことにより退職した者」を「、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（定年退職者又はその者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）」に改め、同条第2項中「勤続し」を「勤続した者で、」に改め、「（公務上の死亡を除く。）」を削り、「退職した者」を「退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）」に改める。

第34条の次に次の1条を加える。

（定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例）

第34条の2 前条第1項の規定に該当する者のうち、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められている者に係る定年から10年減じた年齢以上であるものに対する同項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。

第36条中「第34条」を「第34条の2」に改める。

第37条第5項及び第37条の2中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」にめる。

第40条第1項中「第5項」を「和泉市職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職し、又は同条例第4条の規定により勤務した後退職し、その退職の日の翌々日以後に同条例第5条第1項の規定により採用された者であつたもの及びこれに準ずる者（以下この条において「再任用職員等」という。）並びに第5項」に改め、同項第1号中「この条例において」を削り、同条第3項中「第6項」を「再任用職員等及び第6項」に改め、同条第5項中「第7項」を「再任用職員等及び第7項」に改め、同条第6項中「第8項」を「再任用職員等及び第8項」に改め、同条第7項及び第8項中「退職した職員」の次に「（再任用職員等を除く。）」を加える。

附則第10項中「第34条まで」を「第34条の2まで」に改める。

附則第12項中「及び」を「、第34条の2及び」に改める。

附則第13項及び附則第14項を次のように改める。

13 定年退職者のうち勤続期間が25年未満の者に対する退職手当の額は、第32条及び第33条の規定にかかわらず、当分の間、第34条第1項の規定により計算した額とする。

14 第34条の2の適用については、当分の間、同条中「その勤続期間が25年以上あり、かつ」とあるのは、「勤続期間にかかわらず」とする。この場合において、第34条第1項中「25年以上勤続して退職した者（定年退職者又はその者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）」とあるのは、「その者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの」とする。

附則第14項の次に次の1項を加える。

15 3月31日に退職する職員で、かつ、定年退職者及び第34条の2の適用を受けて退職した者の勤続期間の計算は、第37条第6項の規定にかかわらず、当分の間、同条第1項から第5項までの規定により計算した在职期間に1年未満の端数がある場合は、これを1年とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日から平成4年3月31日までの間に退職した者については、改正前の和泉市職員の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定を適用して計算した退職手当の額が改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定を適用して計算した退職

手当の額よりも多いときは、新条例の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

理 由

国家公務員及び府下各都市との均衡を考慮し、本市の一般職の職員の退職手当について、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第11号

土地改良事業の施行について

団体営ため池等整備事業、男縄池改修工事を施行するにつき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田 忠 雄

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 男縄池改修工事 |
| 2 施 行 場 所 | 和泉市黒石町地内 |
| 3 工 事 の 概 要 | 堤体延長 184.6メートル
取水施設 2箇所
余水吐 1箇所
防護柵 186.0メートル |
| 4 事 業 費 | 45,000,000円 |
| 5 実 施 年 度 | 平成2年度（着手）
平成5年度（完了予定） |
| 6 施 行 方 法 | 請 負 |

議案第12号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号の表中

和泉市保育所 保育料審議会	保育所の保育料についての審議に関する こと。
------------------	---------------------------

を

和泉市保育所 保育料審議会	保育所の保育料についての審議に関する こと。
和泉市営住宅 運営審議会	市営住宅の建設及び家賃の調査、審議に 関すること。

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

一般市営住宅は、最も古いもので昭和28年に建設された木造住宅であり、耐用年数20年をはるかに経過したものであるうえ、最近の地価の高騰のため、平屋住宅の中層化により土地の有効化をはかり、適正な家賃について審議する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

和泉市火災予防条例（昭和37年和泉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「、準危険物及び特殊可燃物の貯蔵又は」を「及び指定可燃物の貯蔵及び」に、「指定数量未満の危険物の貯蔵又は」を「指定数量未満の危険物の貯蔵及び」に、「準危険物の貯蔵又は取扱いの基準（第33条）」を「指定可燃物及び少量動植物油類の貯蔵及び取扱いの基準（第33条・第34条）」に、「特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準（第34条）」を「基準の特例（第34条の2）」に改める。

第1条中「法別表で定める数量」を「危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危険物政令」という。）で定める数量」に改め、「危険物」の次に「（法別表で定めるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第3条第1項第17号中「燈油」を「灯油」に改め、同号エ中「作る」を「造る」に改め、同号エの表を次のように改める。

タンクの容量	板厚
5リットル以下	0.6ミリメートル以上
5リットルを超え20リットル以下	0.8ミリメートル以上
20リットルを超え40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

第3条第4項中「第31条（同条第23号ア及びイ、第25号ア、イ、キ及びコ並びに第27号を除く。）」を「第31条の2から第31条の5まで（第31条の3第2項第1号、第2号、第31条の4第1号から第3号まで及び第8号を除く。）」に改める。

第27条中「及び第31条第1号から第13号まで、第20号及び第28号」を「、第31条の2第1号、第11号から第18号まで及び第20号から第25号まで並びに第31条の4第11号」に、「取り扱うほか」を「貯蔵し、又は取り扱うほか」に改める。

「第4章 指定数量未満の危険物、準危険物及び特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準」を「第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準」に改める。

「第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準」を「第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準」に改める。

第30条の見出し中「又は」を「及び」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は」を「及び」に改め、同条第2号中「火」を「火気」に改め、同条第3号中「、整理」を「整理」に、「に努める」を「を行う」に、「可燃物を放置しない」を「物件を置かない」に改め、同条第4号中「危険物」を「危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物」に、「する」を「必

要な措置を講ずる」に改め、同条第7号中「ときは」を「場合においては」に、「受けないようにする」を「受けないよう必要な措置を講ずる」に改め、同条第8号中「行う」を「行い、下水道、河川、空地等に投棄しない」に改める。

第31条を次のように改める。

(少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

第31条 指定数量の5分の1以上の指定数量未満の危険物(以下「少量危険物」という。)の貯蔵及び取扱いは、前条に定めるもののほか、次条から第31条の8までに定める技術上の基準によらなければならない。

第31条の2第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

少量の危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

第31条の2第1項第1号中「危険物にあっては」を「危険物は」に改め、「災害をおこすおそれのある」を削り、「過酸化物」の次に「及びこれを含有するもの」を加え、同項第2号中「危険物にあっては、酸化物」を「危険物は、酸化剤」に、「金属粉A及び金属粉Bについては、」を「鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するもの」に、「避ける」を「避け、引火性固体にあってはみだりに蒸気を発生させない」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 自然発火性物品(第3類の危険物のうち危険物政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄リンをいう。)にあっては炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品(第3類の危険物のうち同令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの(カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。)をいう。)にあっては水との接触を避けること。

第31条の2第1項第4号中「危険物にあっては」を「危険物は」に、「又は」を「若しくは」に改め、「接近」の次に「又は過熱」を加え、同項第5号中「危険物にあっては」を「危険物は」に改め、同項第6号中「危険物にあっては」を「危険物は」に、「又は分解」を、「若しくは混合、分解」に改め、「接近」の次に「又は過熱」を加え、同条を第31条の7とする。

第31条の次に次の5条を加える。

(共通する基準)

第31条の2 少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンクをいう。以下同じ。）以外の場所にあつては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
- (2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
- (3) 危険物を過熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。
- (4) 危険物を過熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
- (5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。
- (6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。
- (7) 電気設備は、電気工作物に係る法例の規定の令によること。
- (8) 危険物を取り扱うにあつて静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
- (9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。
 - ア 配管は、鋼製その他の金属製のものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験その他の方法によって漏えい等の異常がないものであること。
 - イ 配管を地上に設置する場合には、地盤面に接しないようにするとともに、配管に外面の腐食を防止するための塗装をすること。
 - ウ 配管を地下に設置する場合には、配管に外面の腐食を防止するための措置を講じ、かつ、当該配管の接合部分（溶接による接合部分を除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。
 - エ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。
- (10) ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げること。

- (11) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと。
- (12) 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと。
- (13) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように必要な措置を講ずること。
- (14) 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去した後に行うこと。
- (15) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
- (16) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。
- (17) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。
- (18) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。
 - ア 固体の危険物にあっては危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。）別表第3、液体の危険物にあっては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。
 - イ アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第39条の3第2項から第6項までの規定の例による表示をすること。
- (19) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ3メートル（第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあっては、4メートル）を超えて積み重ねないこと。
- (20) 危険物を過熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。
- (21) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。
- (22) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。

- (23) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。
- (24) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。
- (25) バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。
- (26) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所において工事を行う場合は、工事を行う者に火災予防上必要な指示を与えるとともに、事故防止のために必要な措置を講ずること。

(屋外又は屋内の基準)

第31条の3 少量危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空き地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料（危険物規則第10条に定める不燃材料をいう。以下この章において同じ。）で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

- (2) 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。
- (3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造るとともに、高さ6メートルを超えて容器を貯蔵しないこと。
- 2 少量危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次のとおりとする。
- (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
- (2) 窓及び出入口には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。
- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。

- (4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の安全な場所に排出する設備を設けること。

(タンクの基準)

第31条の4 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋設されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) タンクの容量（危険物政令第5条第2項に規定する容量をいう。）に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては水張試験において、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあっては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

- (2) タンクは地震等により容易に転倒又は落下しないように不燃性の堅固な基礎又は架台上に設けること。
- (3) タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材料で造られたタンクにあっては、この限りでない。
- (4) 圧力タンクにあっては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあっては有効な通気管又は通気口を設けること。
- (5) 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあっては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。
- (6) タンクには見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置を設けること。

- (7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。
- (8) タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。
- (9) タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないような措置を講ずること。
- (10) 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。
- (11) 危険物をタンクへ収納する場合は、当該タンクの容量を超えないこと。
- (12) 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

(地下タンクの基準)

第31条の5 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準は、前条第3号から第5号まで、第7号及び第11号の規定によるほか、次のとおりとする。

- (1) 地下タンクは地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第4類の危険物の地下タンクで、次のアからウまでのすべてに適合するものであるときは、こ限りでない。
 - ア 当該タンクの外面がアスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル、エポキシ樹脂、タールエポキシ樹脂等により有効により保護されている場合又は腐食し難い材質で造られていること。
 - イ 当該タンクがその水平投影の縦及び横よりそれぞれ60センチメートル以上大きく、かつ、厚さ30センチメートル以上の鉄筋コンクリートのふたでおおわれていること。
 - ウ ふたにかかる重量が直接当該タンクにかからない構造であること。
- (2) タンク室の構造は、次によること。
 - ア タンク室は、壁及び底を厚さ30センチメートル以上のコンクリート造又は、これと同等以上の強度を有する構造とし、かつ、適切な防火の措置を講ずるとともに、ふたを厚さ30センチメートル以上の防水措置を講じた鉄筋コンクリート造とすること。
 - イ 地下タンクとタンク室の内外との間は、10センチメートル以上の間隔を保つものとし、かつ、当該タンクの周囲に乾燥砂をつめること。
- (3) 地下タンクは、堅固な基礎の上に固定するとともに当該タンクの頂部は、60センチメートル以上地面から下にあること。
- (4) 地下タンクは、厚さ3.2メートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板

若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては0.7重量キログラム毎平方センチメートルの圧力で、圧力タンクにあっては、最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

- (5) 地下タンクには危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設ける地下タンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。
- (6) 地下タンクの配管は、当該地下タンクの頂部に取り付けること。
- (7) 地下タンクの周囲には、当該タンクからの液体の危険物の漏れを検査するための管を2箇所以上適当な位置に設けること。

(移動タンクの基準)

第31条の6 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第31条の4第3号及び第11号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 移動タンクは火災予防上安全な場所に常置すること。
- (2) 移動タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては0.7重量キログラム毎平方センチメートルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- (3) 移動タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。
- (4) 常用圧力が0.2重量キログラム毎平方センチメートル以下の移動タンクにあっては0.2重量キログラム毎平方センチメートルを超え0.24重量キログラム毎平方センチメートル以下の範囲の圧力で、常用圧力が0.2重量キログラム毎平方センチメートルを超える移動タンクにあっては常用圧力の1.1倍の圧力で作動する安全装置を設けること。
- (5) 移動タンクは、その内部に4,000リットル以下ごとに完全な間仕切を厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。
- (6) 前号の間仕切により仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第4号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切により仕切られた部分の容量が2,000リットル以上のものにあっては、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。
- (7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上

の機械的性質を有する材料で造ること。

- (8) マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出している移動タンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。
- (9) 移動タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示すること。
- (10) 移動タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。
- (11) 移動タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。
- (12) 移動タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結するか、又は注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。
- (13) 移動タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が40度以上の第4類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。
- (14) 静電気による火災が発生するおそれのある液体の危険物を移動タンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを有効に接地すること。
- (15) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物を移動タンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。

第31条の7の次に次の2条を加える。

（維持管理）

第31条の8 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第31条の2から第31条の6までの技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

（適用除外）

第31条の9 第30条から前条までの規定にかかわらず、指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、当該各条の規定は、適用しない。

第32条（見出しを含む。）中「品名を」を「品名又は指定数量を」に、「場所において」を「場所で」に、「品名ごとの数量をそれぞれ」を「数量を当該危険物」に、「1となる」を「1以上となる」に、「5分の1の危険物」を「5分の1以上の指定数量未満の危険物」に改める。

「第2節 準危険物の貯蔵又は取扱いの基準」を「第2節 指定可燃物及び少量動植物油類の

貯蔵及び特別の基準」に定める。

第 33 条を次のように改める。

(可燃性固体類等及び少量動植物油類の貯蔵及び取扱いの基準)

第 33 条 別表第 7 の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第 5 号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第 7 号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに少量動植物油類（指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の第 4 類の危険物のうち動植物油類をいう。以下同じ。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）並びに少量動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類等にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第 7 に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、少量動植物油類にあつては 1 メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1 以上 20 未満	1 メートル以上
	20 以上 200 未満	2 メートル以上
	200 以上	3 メートル以上
その他の場合	1 以上 20 未満	1 メートル以上
	20 以上 200 未満	3 メートル以上
	200 以上	5 メートル以上

- (2) 別表第 7 で定める数量の 20 倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅 1 メートル（別表第 7 で定める数量の 200 倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3 メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。
- (3) 可燃性固体類等及び少量動植物油類を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類（別表第7備考第5号エに該当するものを除く。）にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び少量動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類別の項が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替るとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性固体類等及び少量動植物油類の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等に最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

(4) 可燃性固体類等（別表第7備考第5号エに該当するものを除く。）及び少量動植物油類を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

2 前項に規定するもののほか、可燃性固体類等及び少量動植物油類の貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、第30条から第31条の8まで（第31条の2第18号及び第19号、第31条の3第1項第1号並びに第31条の7を除く。）の規定を準用する。

「第3節 特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準」を削る。

第34条を次のように改める。

（綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準）

第34条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。

(2) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。

(3) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。

(4) 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。

(5) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を

掲示した掲示板を設けること。

- (6) 綿花類等のうち合成樹脂類（別表第7備考第8号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、石炭・木炭類（同表備考第6号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあっては、温度計等により温度を監視するとともに、石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区 分		距 離
(1)	面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

- (7) 綿花類等のうち合成樹脂を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合においては、1集積単位の面積が500平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区 分		距 離
(1)	面積が100平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が100平方メートルを超え300平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上
(3)	面積が300平方メートルを超え500平方メートル以下の集積単位相互間	3メートル以上

イ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 別表第7に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料（建築基準施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）で仕上げた室内において行うこと。

第34条の次に次の1節を加える。

第3節 基準の特例

(基準の特例)

第34条の2 この章（第30条、第31条の7及び第32条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱いの技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱いの技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第47条の見出し中「又は」を「及び」に改め、同条中「、別表第7」を「及び別表第7」に、「5倍以上の準危険物又は別表第8で定める数量の5倍以上（合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の特殊可燃物」を「5倍以上（可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物」に改める。

第47条の2を第47条の3とし、第47条の次に次の1条を加える。

（タンクの水張検査等）

第47条の2 消防長は、前条の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。

第49条の前に見出しとして「（罰則）」を付し、同条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 第31条から第31条の7までの規定に違反した者

(3) 第33条又は第34条の規定に違反した者

第49条第1項第4号及び同条第2項を削る。

別表第7を次のように改める。

別表第7（第33条、第34条、第47条関係）

品名	数量
綿花類	キログラム 200
木毛及びかんなくず	400
ぼろ及び紙くず	1,000
糸類	1,000
わら類	1,000
可燃性固体類	3,000

石炭・木炭類		10,000
可燃性液体類		立方メートル 2
木材加工品及び木くず		10
合成樹脂類	発泡させたもの	20
	その他のもの	キログラム 3,000

備考

- (1) 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- (2) ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- (3) 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- (4) わら類とは、乾燥わら、乾燥繭及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- (5) 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超える40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。
 - ア 引火点が40度以上100度未満のもの
 - イ 引火点が70度以上100度未満のもの
 - ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が8,000カロリー毎グラム以上であるもの
 - エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が8,000カロリー毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
- (6) 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- (7) 可燃性液体類とは、法別表備考第14号の自治省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の自治省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに同表備考第17号の自治省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるものをいう。
- (8) 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びく

ずを除く。

別表第8を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成2年5月23日（以下「施行日」という。）から施行する。

(液体燃料を使用する伊及びかまどの附属設備に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の際、現に使用されている燃料タンクのうち、改正後の和泉市火災予防条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第17号エに定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、同条エの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置)

第3条 この条例の施行の際、現に危険物又は危険物以外の物品を貯蔵し、又は取り扱っているもので、新たに少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの（以下「新規対象」という。）及び現に少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもので、引き続き指定数量の5分の1以上の指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの（以下「既存対象」という。）のうち、消防法の一部を改正する法律（昭和63年法律第55号）の施行に伴い新条例第4章第1節に定める基準に適合しないこととなるものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、次項から第12項までに定めるものを除き、施行日から起算して1年間は、同節の規定によることを要しない。

2 新規対象のうち、新条例第31条の4第1号若しくは第12号又は第31条の5第1号から第4号まで若しくは第5号（計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずることとする部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が次に掲げる基準のすべてに適合し、かつ、タンクが、鋼板その他の金属板（地下タンクにあつては、タンクが鋼板その他の金属板又はガラス繊維強化プラスチック）で造られている場合に限り、適用しない。

(1) タンクは、漏れない構造であること。

(2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

3 新規対象のうち、新条例第31条の2第9号又は第31条の3第1項第1号若しくは第2項第3号（適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設ける部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が前

- 項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、適用しない。
- 4 新規対象のうち、新条例第31条の4第10号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が附則第3条第2項第2号に掲げる基準に適合している限り、平成5年11月22日までの間は、適用しない。
 - 5 新規対象のうち、新条例第31条の3第1項第2号又は第2項第1号、第2号若しくは第3号（床は危険物が浸透しない構造とする部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が附則第3条第2項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成4年5月22日までの間は適用しない。
 - 6 新規対象者のうち、新条例第31条の3第2項第4号、第31条の5第7号又は第31条の6第2号、第4号から第9号まで若しくは第12号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、平成4年5月22日までの間は、適用しない。
 - 7 既存対象のうち、新条例第31条の2第9号、第31条の3第1項第1号若しくは第2項第3号（適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設ける部分に限る。）、第31条の4第1号若しくは第12号又は第31条の5第1号若しくは第5号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、なお従前の例による。
 - 8 既存対象のうち、新条例第31条の4第10号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、平成5年11月22日までの間は、なお従前の例による。
 - 9 既存対象のうち、新条例第31条の3第1項第2号又は第2項第1号若しくは第3号（床は危険物が浸透しない構造とする部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、平成4年5月22日までの間は、なお従前の例による。
 - 10 既存対象のうち、新条例第31条の3第2項第4号、第31条の5第7号又は第31条の6

第9号若しくは第12号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成4年5月22日までの間は、なお従前の例による。

- 11 既存対象のうち、新条例第31条の2第3号、第7号若しくは第8号又は第31条の3第2項第5号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成3年5月22日までの間は、なお従前の例による。
- 12 既存対象のうち、新条例第31条の2第1号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、平成2年11月22日までの間は、なお従前の例による。
- 13 新条例第31条の2第19号イの規定による表示は、平成3年5月22日までの間は、同号の規定によらないことじできる。

(指定可燃物及び少量植物油類の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置)

第4条 この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱っているもの並びに現に動植物油類を貯蔵し、又は取り扱っているもので新たに少量動植物油類を貯蔵し、又は取り扱うこととするもの(以下「新規施設」という。)のうち、新条例第33条第1項第1号又は第2号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、可燃性固体類及び可燃性液体類にあっては可燃性固体類及び可燃性液体類の数量が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている可燃性固体類及び可燃性液体類の数量を超えず、動植物油類にあっては動植物油類の数量が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている動植物油類の数量を超えない場合に限り、適用しない。

- 2 附則第3条第1項から第7項までの規定は、新規施設の貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準について準用する。
- 3 新条例第33条第1項第3号イの規定による表示は、平成3年5月22日までの間は、同号の規定によらないことができる。
- 4 この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量以上の綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っているものについては、平成2年11月22日までの間は、新条例第34条第5号の規定によることを要しない。
- 5 この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量以上の石炭・木炭類を貯蔵し、又は取り扱っているものうち、新条例第34条第6号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成3年5月22日までの間は、適用

しない。

- 6 この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っているもののうち、新条例第34条第7号イ又はウに定める基準に適合しなものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該合成樹脂類の数量が施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている合成樹脂類の数量を超えない場合に限り、平成4年5月22日までの間は、適用しない。

(指定数量未滿の危険物の貯蔵及び取扱いの届出に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の際、現に危険物又は危険物以外の物品を貯蔵し、又は取り扱っている者で、新た新規対象に対する新条例第47条の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは、「平成2年11月22日（施行日の前日において消防法(昭和23年法律第186号)第11条第1項の規定により許可を受けていたものにあつては、平成2年8月22日)までに」とする。

2 施行日前に行った改正前の和泉市火災予防条例（以下「旧条例」という。）第47条の規定による特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う旨の届出は、新条例第47条の規定による指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う旨の届出とみなす。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量の5倍以上（可燃性固体類、可燃性液体類及び合成樹脂類にあつては、同表に定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている者に対する新条例第47条の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは、「平成2年11月22日（施行日の前日において消防法第11条第1項の規定により許可を受けていたものにあつては、平成2年8月22日)までに」とする。

4 施行前日に旧条例第47条の規定による届出を行っていた者で、施行日以降新条例第47条の規定による届出を要しないこととなるものについては、施行日から起算して3月以内にその旨を消防長に届け出なければならない。

(罰則に関する経過措置)

第6条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(和泉市手数料条例の一部改正)

第7条 和泉市手数料条例（昭和31年和泉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

㉞ 少量危険物等タンク検査手数料 1件につき4,000円

理由

消防法、危険物の規制に関する政令、同規則等、一連の危険物関係法令等の改正に伴い、本市

においても火災予防条例等の一部改正を行い、危険物の安全管理と火災、その他の事故防止の徹底を図ろうとするものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号

和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について

和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例(案)

和泉市奨学基金条例(昭和61年和泉市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「2,000万円」を「3,000万円」に改める。

別表中「4,000円」を「5,000円」に、「6,000円」を「7,000円」に、「60,000円」を「70,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

理 由

昭和62年度に貸付け額を値上げしているが、その後物価の上昇、とりわけ私学における授業料の値上げが、平成2年度値上げ予定校を含むと38校あり、経済的に困難な家庭にあっては子どもの修学に苦慮するところが大きくなっている。また、本市は府下、奨学金制度実施自治体の平均値を下回っていることや、本基金は、市民の教育に理解のある多くの篤志家に支えられているところが大きく、その意志を尊重し、制度の充実を期する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「100,000円」を「130,000円」に改める。

第17条の6及び第21条中「300,000円」を「350,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第6条の2の規定は、平成2年4月1日以降の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。
- 3 新条例第17条の6及び第21条の規定は、平成2年度の保険料から適用し、平成元年度以前の保険料については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険料の負担の公平を図るとともに、助産費の給付の改善を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第16号

和泉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成元年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

負担区名	1平方メートル当たりの金額
第1負担区	400円
第2負担区	380円

附則

- この条例は、平成2年4月1日から施行する。
- 平成元年度以前に泉大津、和泉、高石都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和44年泉北環境整備施設組合条例第3号）の規定に基づき泉北環境整備施設組合により賦課された負担金については、改正後の和泉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（以下「新条例」という。）の規定を適用しない。
- 新条例第3条第2項の規定にかかわらず、第2負担区（次表に示す地域及び地積とする。）の公告については、この条例の公布をもって公告をしたものとする。

負担区名	区 域	地 積
第2負担区	富秋町、旭町、幸町、山手町、伯太町六丁目の全部、葛の葉町、池上町、同一丁目、尾井町、王子町、太町、伯太町、同四丁目、同五丁目の一部	約 119 ha

理 由

泉北環境整備施設組合の所管する流域関連公共下水道を本市へ移管することにより、同組合の泉大津、和泉、高石都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に基づく第2負担区の内、和泉市域に係る区域の受益者負担金について、本市条例を適用させる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第2号

平成2年度和泉市一般会計予算

平成2年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,782,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、機関及び限度額

は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳		入
款	項	金額
1. 市 税		14,581,566 円
	1. 市 民 税	7,891,978
	2. 固 定 資 産 税	4,735,454
	3. 軽 自 動 車 税	111,213
	4. 市 た ば こ 税	572,000
	5. 特 別 土 地 保 有 税	99,000
	6. 都 市 計 画 税	1,171,921
2. 地 方 譲 与 税		698,000
	1. 消 費 譲 与 税	487,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	130,000
3. 利 子 割 交 付 金		480,000
	1. 利 子 割 交 付 金	480,000
4. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		368,000

	1. 自動車取得税交付金	368,000
5. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		261,834
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	261,834
6. 地方交付税		4,060,000
	1. 地方交付税	4,060,000
7. 交通安全対策特別交付金		22,000
	1. 交通安全対策特別交付金	22,000
8. 分担金及び負担金		732,458
	1. 分担金	16,618
	2. 負担金	715,840
9. 使用料及び手数料		376,844
	1. 使用料	326,319
	2. 手数料	50,025
10. 国庫支出金		4,537,629
	1. 国庫負担金	2,452,556
	2. 国庫補助金	2,028,928
	3. 国庫委託金	56,145
11. 府支出金		2,621,719
	1. 府負担金	260,605
	2. 府補助金	2,090,913
	3. 府委託金	255,232
	4. 府交付金	14,969
12. 財産収入		385,332
	1. 財産運用収入	185,332
	2. 財産売却収入	200,000
13. 寄附金		252,000
	1. 寄附金	252,000
14. 繰入金		535,600
	1. 特別会計繰入金	34,600
	2. 基金繰入金	501,000

15. 諸 収 入		2,501,602
	1. 延滞金及び加算金	20,000
	2. 市預金利子	23,643
	3. 貸付金元利収入	1,027,966
	4. 受託事業収入	13,425
	5. 雑 入	1,416,568
16. 市 債		1,368,116
	1. 市 債	1,368,116
歳 入 合 計		33,782,000

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		328,283 円
	1. 議 会 費	328,283
2. 総 務 費		3,495,549
	1. 総務管理費	2,134,738
	2. 徴 税 費	571,369
	3. 戸籍住民基本台帳費	258,445
	4. 選 挙 費	53,702
	5. 統計調査費	62,125
	6. 監 査 委 員 費	29,312
	7. 同 和 対 策 費	385,858
3. 民 生 費		9,510,746
	1. 社会福祉費	3,629,734
	2. 児童福祉費	3,387,457
	3. 生活保護費	2,486,718
	4. 災 害 救 助 費	6,837
4. 衛 生 費		3,900,406
	1. 予 防 衛 生 費	1,933,054
	2. 環 境 衛 生 費	1,889,377

	3. 墓 地 管 理 費	66,915
	4. 上 水 道 費	11,060
5. 農 林 水 産 業 費		310,425
	1. 農 業 費	300,323
	2. 林 業 費	10,102
6. 商 工 費		261,632
	1. 商 工 費	261,632
7. 土 木 費		6,804,040
	1. 土 木 管 理 費	252,543
	2. 道 路 橋 梁 費	1,436,765
	3. 河 川 水 路 費	260,852
	4. 都 市 計 画 費	2,105,907
	5. 住 宅 費	2,747,973
8. 消 防 費		944,980
	1. 消 防 費	944,980
9. 教 育 費		3,638,639
	1. 教 育 総 務 費	451,553
	2. 小 学 校 費	1,316,529
	3. 中 学 校 費	723,528
	4. 幼 稚 園 費	408,320
	5. 社 会 教 育 費	592,592
	6. 保 健 体 育 費	146,117
10. 公 債 費		4,331,300
	1. 公 債 費	4,331,300
11. 諸 支 出 金		206,000
	1. 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	5,000
	2. 基 金 費	201,000
12. 予 備 費		50,000
	1. 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	33,782,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
既 設 公 営 住 宅 改 善 事 業	平成2年度 } 平成3年度	384,506 千円
都 市 計 画 事 業 等 用 地 取 得 事 業	平成2年度 } 平成5年度	860,005
環 境 改 善 整 備 事 業 用 地 取 得 事 業	平成2年度 } 平成3年度	1,657,698
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記 用地取得事業資金の元金及びその利子(債務保証)	平成2年度 } 平成5年度	元金 2,517,703 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の 元金及びその利子(債務保証)	平成2年度 } 平成3年度	元金 300,000 及びその利子
計		3,202,209

第3表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法
交通安全施設整備事業	5,100 千円	普通貸借 又は 証券発行	年 8.0% 以 内	政 府 銀 行 その他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。
保 育 所 整 備 事 業	5,000	同 上	同 上	同 上	同 上

国民年金 保険事業	858	普通貸借 又は 証券発行	年 8.0% 以 内	大阪府	6年以内（内据置3年以内）た だし、市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、も しくは繰上げ償還又は低利に借 換えすることができる。
災害援護資 金貸付事業	5,000	同 上	同 上	政 府 銀 行 その他	20年以内（内据置3年以内） ただし 同 上
道路橋梁 整備事業	113,200	同 上	同 上	同 上	25年以内（内据置5年以内） ただし 同 上
環境改善道 路整備事業	93,500	同 上	同 上	同 上	同 上
都市計画 事業	145,900	同 上	同 上	同 上	同 上
公営住宅 整備事業	833,958	同 上	同 上	同 上	同 上
消防施設 整備事業	9,500	同 上	同 上	同 上	同 上
義務教育施 設整備事業	122,500	同 上	同 上	同 上	同 上
借 換 債	33,600	同 上	同 上	同 上	同 上
計	1,368,116				

議案第3号

平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算

平成2年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,579,951千円と定める。

2 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に經常された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

款	項	金額
1. 国民健康保険料		2,883,769 円
	1. 国民健康保険料	2,883,769
2. 一部負担金		20
	1. 一部負担金	20
3. 使用料及び手数料		700
	1. 手数料	700
4. 国庫支出金		2,520,619
	1. 国庫負担金	2,073,370
	2. 国庫補助金	447,249
5. 療養給付費交付金		695,509
	1. 療養給付費交付金	695,509
6. 府支出金		57,138
	1. 府補助金	57,138
7. 共同事業交付金		55,327

	1. 共同事業交付金	55,327
8. 繰入金		341,917
	1. 一般会計繰入金	320,000
	2. 基金繰入金	21,917
9. 諸収入		24,952
	1. 延滞金及び過料	300
	2. 預金利子	600
	3. 雑収入	24,052
歳入合計		6,579,951

歳 出

款	項	金額
1. 総務費		177,855 円
	1. 総務管理費	58,012
	2. 徴収費	117,849
	3. 運営協議会費	1,450
	4. 趣旨普及費	544
2. 保険給付費		4,609,450
	1. 療養諸費	4,140,375
	2. 高額療養費	419,275
	3. 助産費	39,000
	4. 葬祭費	10,800
3. 老人保健拠出金		1,695,399
	1. 老人保健拠出金	1,695,399
4. 共同事業拠出金		48,017
	1. 共同事業拠出金	48,017
5. 保健施設費		5,130
	1. 保健施設費	5,130
6. 公債費		11,500
	1. 一般公債費	11,500

7. 諸 支 出 金		2,600
	1. 償還金及び還付加算金	2,600
8. 予 備 費		30,000
	1. 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		6,579,951

議案第4号

平成2年度和泉市老人保健事業特別会計予算

平成2年度和泉市の老人保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,767,350千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

歳 入

款	項	金 額
1. 支 払 基 金 交 付 金		4,034,264 円
	1. 支 払 基 金 交 付 金	4,034,264
2. 国 庫 支 出 金		1,149,469
	1. 国 庫 負 担 金	1,149,469
3. 府 支 出 金		288,595
	1. 府 負 担 金	287,267
	2. 府 補 助 金	1,328
4. 繰 入 金		292,022
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	292,022
5. 諸 収 入		3,000
	1. 雑 収 入	3,000
歳 入 合 計		5,767,350

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		6,477 千円
	1. 総 務 管 理 費	6,477
2. 医 療 諸 費		5,760,873
	1. 医 療 諸 費	5,760,873
歳 出 合 計		5,767,350

議案第5号

平成2年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成2年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ260,318千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 財 産 収 入		34,600 千円
	1. 財 産 売 払 収 入	34,600
2. 繰 入 金		159,718
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	159,718
3. 市 債		66,000
	1. 市 債	66,000
歳 入 合 計		260,318

歳 出

款	項	金 額
1. 公共用地先行取得事業費		66,527 千円
	1. 公共用地先行取得事業費	66,527
2. 公 債 費		159,191
	1. 公 債 費	159,191
3. 諸 支 出 金		34,600
	1. 一般会計繰出金	34,600
歳 出 合 計		260,318

第2表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法
公共用地先行取得事業	66,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	年 8.0% 以 内	政 府 銀 行 その他	10年以内（内据置4年以内）ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

議案第6号

平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計予算

平成2年度和泉市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,143,078千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとに金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		9,780 千円
	1. 負担金	9,780
2. 使用料及び手数料		155,467
	1. 使用料	155,457
	2. 手数料	10
3. 国庫支出金		81,948
	1. 国庫補助金	81,948
4. 府支出金		19,600
	1. 府補助金	19,600
5. 繰入金		777,373
	1. 一般会計繰入金	777,373
6. 諸収入		10
	1. 雑収入	10
7. 市債		1,098,900
	1. 市債	1,098,900
歳入合計		2,143,078

歳 出

款	項	金額
1. 下水道事業費		1,769,095 千円
	1. 下水道総務費	590,180

	2. 下水道整備費	1,178,915
2. 公債費		373,483
	1. 公債費	373,483
3. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		2,143,078

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資に対する損失補償	平成2年度 ） 平成6年度	和泉市水洗便所改造資金融資制度に基づき金融機関が当該貸付を行ったことにより損失を生じた場合の元金及び利息の損失補償
公共下水道事業用地取得事業	平成2年度 ） 平成3年度	冊 30,000
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子(債務保証)	平成2年度 ） 平成3年度	元金 30,000 及びその利子

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道整備事業	冊 1,098,900	普通貸借 又は 証券発行	年 8.0% 以 内	政 府 銀 行 その他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

議案第7号

平成2年度和泉市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成2年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数	44,620 戸	
(2) 年間総給水量	15,232,700 ㎡	
(3) 一日平均給水量	41,733 ㎡	
(4) 主要な建設改良事業	(イ) 配水管更生事業	30,700 千円
	(ロ) 配水管整備事業	35,200 千円
	(ハ) 水道施設等整備事業	133,300 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益	2,096,458	千円
第1項	営業収益	1,949,838	千円
第2項	営業外収益	146,610	千円
第3項	特別利益	10	千円
		支	出
第1款	水道事業費用	2,212,769	千円
第1項	営業費用	1,894,823	千円
第2項	営業外費用	316,246	千円
第3項	特別損失	700	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額190,315千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入	490,310	千円
第1項	企業債	174,000	千円

第2項	工事負担金	307,300 円
第3項	負担金	9,000 円
第4項	固定資産売却代金	10 円

支 出

第1款	資本的支出	680,625 円
第1項	建設改良費	525,898 円
第2項	企業債償還金	154,727 円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
配水管 更生事業	29,000 円	証書借入	8.0 % 以内	政府 国庫	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等償還する。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し繰上償還をし又は低利債に借換えることができる。
配水管 整備事業	33,000 円				
水道施設等 整備事業	112,000 円				

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項	目	金額
1. 営業費用	原水及び浄水費	850,217 円
2. 営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸費	290,196 円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費	686,005 円
2. 交際費	800 円

(他会計からの補助金)

第8条 営業補助のため一般会計からこの会計補助を受ける金額は10,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、191,503千円と定める。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

議案第8号

平成2年度和泉市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成2年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		327床		
(2) 年 間 患 者 数	入 院	105,120人	外 来	222,680人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	入 院	288人	外 来	760人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	器 械 備 品 購 入 費	285,000千円		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	4,703,016千円
第1項	医業収益	4,347,327千円
第2項	医業外収益	245,689千円
第3項	特別利益	110,000千円
支 出		
第1款	病院事業費用	4,654,983千円
第1項	医業費用	4,451,184千円
第2項	医業外費用	201,799千円
第3項	予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額48,033千円は、損益勘定留保資金48,033千円で補てんするものとする。)

取 入

第1款	資本的収入	1,354,800 千円
第1項	企業債	260,000 千円
第2項	出資金	94,800 千円
第3項	他会計長期借入金	1,000,000 千円

支 出

第1款	資本的支出	1,402,833 千円
第1項	建設改良費	266,233 千円
第2項	企業債償還金	136,600 千円
第3項	他会計長期借入金返還金	1,000,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
医療器械 購入事業	260,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	年 8.0% 以 内	政 府 銀 行 その他	5年以内(内据置1年以内) ただし、財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は低利に借換 えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の流用)

第7条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医 業 費 用
- (2) 医 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 2,562,609 千円
- (2) 交 際 費 1,100 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計から、この会計へ補助する金額は、349,992千円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,272,500千円と定める。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長(出原平男君) それでは、ここで市長より平成2年度市政運営方針についての披瀝をお願いいたします。

(市長登壇、市政運営方針)

- 市長(池田忠雄君) 本日、ここに平成2年第1回定例市議会の開会に当たり、平成2年度の各会計予算(案)を初め、関連する諸議案の御審議を煩わすに際し、市政運営の基本方針並びに重要施策の大綱について私の所信の一端を申し上げ、議員各位の御賛同と市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、昨年1年間は、御承知のとおり世界は大きく揺れ動き、まさに激動の年でありました。特に「ベルリンの壁」に象徴されるごとく、東欧諸国における民主化・自由化のうねりが早いテンポで進展し、国内でも昭和から平成の時代へと移り変わり、税制改革の行方や政局の流動化など、国内外の歴史の舞台の転換を大きく感じさせた年でもありました。

片や、情報化・国際化・高齢化の進展とともに個人の生活や意識にもさまざまな変化が見られつつあります。

21世紀に向けての足音の聞こえる1990年に当たり、今一度初心に立ち返り、来るべき時代への洞察と未来を切り開く勇気ある行動と実践が強く私たちに求められていることをひしひしと感じてなりません。

こうした中で市政をあくまでも私には、これからも「信念・誠実・実行」を市政運営の基本理念として貫き、「調和と活力ある人間都市・和泉」のまちづくりを目指し、これまで以上の斬新な発想とたくましい気力を持って臨んでまいり所存であります。

さて本市は、昭和31年9月1日に市制を施行し、本年9月1日をもって35周年を迎えようとしております。その間、先人たちが営々と築かれました本市の歴史との伝統の重みと尊さを改めて振り返りながら、市民と行政が手を携えて未来に向かってさらに飛躍し、発展する契機といたすべく、この記念すべき日を祝い、ささやかながらも厳粛な式典を行いたく存じております。

また、4月に開催が予定されております「国際花と緑の博覧会」を機会に大阪が世界に向けて飛躍することが期待され、加えて、関西国際空港の建設が平成5年春を目指し着々と進められている状況下にあります。

こうした中で、本市の都市基盤整備の一環として、和泉中央丘陵整備事業（トリヴェール和泉）も平成4年の一部まち開きに向け順調に推移しつつあります。とりわけ昨年、激しい誘致競争の結果、21世紀に向けての大阪産業経済発展の核となる「府立産業技術総合研究所」の本市への誘致に成功するなど、未来に向かって力強い前進をいたしておるところであります。

また、隣接するコスモポリス事業では、府市協調のもと、民間活力の導入を図りつつ「株式会社いずみコスモポリス」が発足いたし、積極的な事業展開をいたしております。

同時に、ラーバン・ライフ・リゾート構想では、事業の具体化に向けさらに掘り下げた検討を進めてまいります。

さらに、和泉府中駅前再開発事業は、昨年、関係各位の御尽力を得て世話人会を発足させていただきました。本年は、現地に現場事務所を設置いたし、地域の方々と力を合わせ再開準備組合結成に向けて努めてまいりたいと存じております。

このように人々が「住み、働き、学び、憩う」ことのできるまちを創造することを基本理念とし、各種のプロジェクトをテコにし、ここ数年の間に本市の都市基盤の整備を飛躍的に向上させてゆきたいと考えておるところであります。

次に、市民福祉の面ではありますが、福祉の充実は、行政の基本的な課題としてとらえ、「心と心が触れ合う地域福祉」の推進に努め、とりわけ本年は、在宅福祉の充実に意を配しました。

また、人権問題につきましては、市内各関係機関との有機的な連携をさらに深め、人権尊重の正しい普及等施策の積極的な推進を図り、人権の確立を目指してまいり所存であります。

さらに、教育・文化の面においても豊かな人間性を育て、地域文化を高めることを主眼に今次予算（案）を編成いたしたところであります。

ところで、平成2年度の経済見通しでございますが、政府発表によりますと、先進諸国においては物価が絶じて落ち着きを見せる中で、米国経済は成長の減速が見られるものの、国際経済情勢は、引き続き緩やかに拡大するものと期待されております。

国内的には、昭和60年秋以来の円高を背景に経済構造調整が着実に進展する中で、内需を中心とした景気の持続的な拡大を図り、地域経済の活性化を促し、豊かさを実感できる国民生活の実現に努めたいと述べられております。しかしながら、対外不均衡の問題、保護貿易主義の根強い動き、農業の問題、地価の高騰による資産格差の増幅、税制改正の動向など、なお予断を許さない困難な課題を抱えている状況下にあります。

こうした中で、平成2年度の政府予算(案)は、行財政改革を推進しつつ特例公債依存体質からの脱却を実現し、さらに、NTT株売却収入を活用し公共事業の拡充を行い、もって地域経済活性化を図ることを基本認識とし、その結果、平成2年度の国家予算(案)の規模は、6兆2,736億円、伸び率9.7%という昭和56年度以来の高い伸び率と相なっております。

さて、本市の財政環境であります。一般会計においてはここ数年、実質収支において黒字基調を堅持いたしておりますが、財政の弾力性を示す経常収支比率は、依然として義務的経費の占める割合が高く、極めて硬直化した状況にあります。しかしながら、冒頭申し上げました大きなプロジェクトを推進してゆくに当たり、まずもって、財政基盤がしっかりとしたものでなければなりません。今後とも、不断の健全化努力は申すまでもなく、行財政改革の理念に沿い、財政構造の改善を図ってまいらねばならないと存じております。

さらに、本市の租税負担率は府下でも低位にある状況にかんがみ、課税客体的確な把握と徴収率の向上に努め、財源確保を図る努力を続けてまいり所存であります。こうした中でも、各種使用料の引き上げについては極力見送らせていただく考えに立ち、今般、真にやむを得ないものに限ってその改定をお願い申し上げた次第であります。

一方、歳出面では、経常的経費の節約の徹底を図るとともに、財源の効果的配分に意を用い、重要施策の実現と市民の方々の御要望に1つでもおこたえすべく努力をいたしました。また、国・府に対しては、超過負担の解消、特別交付税の増額、基地交付金の増額、同和対策経費の特別な助成措置などを重ねて要望するとともに、増大化する行政需要に対応する都市財源の拡充につき、本市の実態を強く訴えてまいりたいと存じます。

それでは、平成2年度の市政の基本指標とその内容について御説明をいたします。

1. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり
2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり
3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり
4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり
5. 生きがいを感じ健やかならしと心のふれあいを広めるまちづくり

以上を基本指標とし編成いたしました平成2年度予算(案)は、

一般会計	33,782,000千円
特別会計(4会計)	14,750,697千円

企業会計（２会計）	8,951,210千円
計	57,483,907千円

と相なった次第であります。

これを前年度と比較いたしますと、

一般会計	1,657,000千円（5.2%）
特別会計（４会計）	448,502千円（3.1%）
企業会計（２会計）	437,093千円（5.1%）
計	2,542,595千円（4.6%）

の増額となるものでございます。

次に、基本指標に従い、順次、その概要を御説明いたします。

1. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり

<公園・緑地の整備>

都市における緑と空間は、人々に心の潤いを与え、快適な都市環境を形成していく上で重要な役割を果たしております。本市は、古くから豊かな緑に恵まれて発展してまいりました。しかし近年、都市化の進展とともにこれらの一部が失われつつありますが、でき得る限り保存に努め、また、新たな再生にも努力いたしておるところでございます。

市民に「緑を大切に守り育ててゆく」ことの協力と機運の醸成を図るための和泉市植樹祭も、本年は第6回目を迎え定着してまいりました。本年も創意を生かし、都市緑化月間の10月に市内適所で行ってまいりたく存じます。

また、市民の潤いと安らぎの場である公園整備事業は、トリヴェール和泉と旧市街地との一体的な活用と交流が図れる施設として、“いしたちはら公園”のほか4公園緑地の整備を進めてまいります。さらに、関西国際空港の関連地域整備大綱に係る松尾寺公園を初め、黒烏山公園の用地確保など所要の措置をいたしました。

また、市内数多くの公園の安全で良好な管理に当たり市民の御協力もいただきながら、効率的・効果的に行うべく取り組みを強め、市民の憩いの場として活用いただけるよう努めてまいります。

<和泉中央丘陵整備事業>

和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業「トリヴェール和泉」は、住宅・都市整備公団の事業主体により、北部地区を中心に平成3年春の“まちびらき”を目指し進められておりましたところ、防災関連事業の遅延により平成4年春の“まちびらき”となります。

昨年、北部地区を中心に街区整備工事を初め、関連公共事業であります流域下水道整備事業、松尾川改修事業など一連の工事が進められてまいりました。本年も、これらの事業推進と地区内の和泉中央線、泉州山手線並びに和泉中央駅前線など幹線道路を主体とした造成工事を初め、西部地区の防災工事に着手する予定であります。

また、泉北高速鉄道の延伸計画については、大阪府都市開発株式会社（OTK）が事業主体となることで決定し、本年より地方鉄道敷設免許申請を初め都市計画決定など一連の法手続を行い、平成7年の開業に向かって具体的に取組まれることとなります。

なお、引き続き今後の事業進展に伴います地元関係者の協議・調整については、精力的に行ってまいりたく存じます。

いずれにいたしましても、「トリヴェール和泉」は、国際社会に対応する南大阪の核として、時代が要請する産・学・住を兼ね備えた複合的多機能都市とし、次代に誇り得る街とすべく、その早期完成に向け全力を傾注いたしてまいる所存であります。議員各位並びに市民各位のより一層の御理解と御支援、御協力をお願いする次第であります。

<道路網の整備>

関西国際空港の関連交通アクセス並びに和泉中央丘陵開発事業の建設が本格的に移動する中で、都市基盤の整備……道路網の整備が急がれるところであります。

本年は、長年の懸案でありました和泉中央線の観音寺町から弥生町区間の事業化並びに光明池春木唐国線の事業化への準備に着手し、本市の幹線道路整備の促進に取り組んでまいる所存であります。また、黒鳥観音寺線は用地集約がほぼ完了し、本格的に築造工事に入るほか、阪和東側2号線、池田下万町線、伯太桑原線など引き続き整備を進めるとともに、富秋4号線の国道26号線への接続を行ってまいります。

一方、環境改善整備事業では、伯太放光池丸笠線の全線を初め、地区内道路の整備を促進してまいります。

さらに、市内一円の市道の維持補修、生活道路等身近な生活環境の向上に努めるべく所要の措置をいたしました。

なお、関西国際空港に関連する大阪岸和田南海線、池上下宮線、大阪外環状線、近畿自動車

道松原・海南線等の事業につきましては、関係機関と積極的に協議し、促進方を要請してまいり所存であります。

<市街地の整備等>

良好な市街地の整備は、市民生活を営むための基礎条件であります。

本市の表玄関口でありますJR和泉府中駅前再開発計画につきましては、昨年、地元関係者の協力を得て“和泉府中駅前街づくり世話人会”を発足させていただき、この世話人会の活動を通じ、地元関係者に対し再開発に係る熟度の高揚を図っておるところであります。

本年は、引き続き地元関係者のさらなる合意をいただくため現地事務所の開設を行い、準備組合の設立に向け積極的に取り組むべく所要の措置を講じた次第であります。

また、本市の現行都市計画の地域地区の指定は、今日の社会経済情勢の変化と将来の土地利用動向を勘案し、全市的に調査・検討を行うことといたしております。

なお、本市の市営住宅につきましては、住環境の整備と居住水準の向上を図るため、引き続き木造住宅の建て替え基本計画に基づき準備を進めるとともに、既存住宅の保全と丸笠団地の住戸改善事業を実施してまいりたいと存じます。

2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり

<上水道の充実>

本市の上水道は、本年9月をもって通水開始満35年目を迎えようとしております。この間、普及率は一部地域を除いてほぼ市民皆水道を達成し、市民福祉に寄与しつつ事業経営も順調に推移してまいりました。これひとえに、市議会初め関係各位の深い御理解と信頼のたまものと深く感謝申し上げる次第であります。

こうした中で、平成2年度の事業方針といたしましては、常に安全で安定した飲料水の確保はもとより、既設の配水管や施設整備等維持管理面にも十分留意しつつ、中央丘陵開発関連事業の本格的な稼働と相まって、水道施設建設工事についても、将来を展望した供給計画に万全を期してまいり所存であります。

また、事業経営面におきましても独立採算制のもと、諸般の経営環境は依然として厳しいものがありますが、常に堅実な経営目標のもと、さらなる企業意識の高揚を図りつつ効率経営に徹し、現行料金体系を引き続き維持してまいり方針であります。

<交通安全の確保と環境保全>

市民の交通安全対策につきましては、安全で快適な交通社会の実現を目指すことにあります。

交通安全の対策といたしましては、地元の御協力を得ながら緑ヶ丘本線の歩道整備、交差点改良事業、ガードレールなどを設置するほか、新たに駅前に定期的に指導員を配置し自転車の放置防止に努め、事故の未然防止と歩行者の安全を確保してまいります。

さらに、老人・子供の交通安全思想の啓発と交通安全教育を推進し、とりわけ、長寿社会を迎える中、「高齢者交通安全リーダー」育成の啓発活動に力を注ぎ、交通事故防止を図ってまいります。

一方、公害防止につきましては、都市化の進展に伴い窒素酸化物による大気汚染や、生活雑排水による河川の水質汚濁が進んでまいっております。このような状況もとで、固定測定局である幸小学校、石尾中学校の測定機器の更新整備を図るとともに監視と測定を強化し、住みよい環境を維持するよう努める所存であります。

<下水道・河川・水路の整備>

公共下水道整備につきましては、南大阪湾岸北部流域下水道和泉・忠岡幹線が昨年12月、和気校区において供用が開始され、これを契機として同地区の一層の面整備を図ってまいります。一方、和泉・泉大津幹線についても、本年末には供用開始される予定であり、本市の中心市街地であります府中地区についても、順次、面整備を図ってまいります。

合わせて、本年4月から泉北環境整備施設組合で施行いたしておりました流域関連公共下水道の事業区域並びに職員を引き継ぎ、これをもって体制の強化と事業の進捗を一段と進めてまいります。

また、排水路整備及び浸水対策事業を推進し、地域の浸水解消と改善に努めるほか、新たに若樫川河川改修事業に着手してまいります。

さらに、市民の献身的な御理解による「河川を美しくする会」の自主的な清掃活動は、回を重ねて定着してまいりました。本年も、美化運動の持続的発展を支援し、河川美化と水辺環境の保全に努めてまいります。

<環境衛生の向上>

近年の生活様式とももの豊かさが相まって、日常生活から排出される廃棄物は多種多様化し、その量も増加の傾向にあります。とりわけ本年は、公共施設を対象として、排出される生ごみの減量化と再生利用の試行を検討してまいります。

また、地域団体の御協力をいただいております空き缶、古新聞など有価物の分別収集活動を一層推進し、市民ぐるみのごみの減量化と資源としての再利用の促進啓発活動に努め、清潔なまちづくりと環境美化に努めてまいり所存であります。

<消防体制の充実>

消防行政におきましては、複雑多様化する火災等からの被害を軽減し、市民生活の安全を確保するため、引き続き防火水槽、消火栓など消防水利の増設を図り、新たに水防資材搬入車の購入を行い、消防力の充実強化に努めてまいります。

また、昭和63年度からの重点施策として鋭意取り組んでまいりました市南部地域における救急・救助業務につきましては、本年4月より池田消防出張所を強化し、池田消防分署として新たにスタートする運びとなりました。これにより市南部における救急・救助業務を迅速かつ的確に行ってまいります。

さらに、地域社会における消防・防災の中核として重要な役割を果たしていただいている消防団につきましては、老朽化した小型動力ポンプの更新を初め、災害現場における迅速かつ円滑な活動と団員の安全管理を期するため消防無線の整備を行い、消防団のより一層の活性化と充実を図ってまいりたいと存じます。

3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり

昨今に見る科学技術の進歩と国家間交流の進展、さらには、生活様式の変遷と価値意識の多様化は、人間の生き方や教育のあり方にさまざまな問題を投げかけている現在、21世紀を見据えた「人づくり」や「まちづくり」は、避けて通れない行政上の重要な課題であります。

そういう視点にたつて、本市においても21世紀につなぐ「明るく豊かで活力ある社会」の構築を目指し、家庭教育、学校教育、社会教育の充実と進展を図りながら、生涯学習体系への移行をも真剣にとらえ、その体制や機会を総合的に整備し充実させていく所存であります。

<学校(園)教育の充実>

教育の究極の目的は、平和的な国家と社会の形成者としての「人づくり」、つまりは「人格の完成」にあります。今日、「豊かさの中で心の貧困」が問われておりますが、そういう世相であればこそ、来るべき21世紀をたくましく生きる「心豊かな人間」の育成を目指した教育の創造と実践が、子供たちの未来を保障するものであります。そのために人間形成の場とし

てふさわしい魅力ある教育環境の整備と改善、加えて、教職員の資質の向上が緊急かつ重要な課題ともなっております。

そういう視点を踏まえて、本年度も教育環境の整備はもちろんのこと教職員研修の充実と拡大、とりわけ、21世紀の社会に対応する情報教育の充実に向けて教育研究所へのコンピュータ導入を大幅に図り、教員の指導技術の向上を期するよう計画しているところであります。

また、今日的課題ともなっております家庭や地域社会の教育力の回復に向けては、学校・家庭・地域の三者連携を強化するとともに、教育関係諸団体との連携をも密にしながら、未来を担う青少年の健全育成に努力していく所存であります。

<学校教育環境の充実>

学校教育に活力を与え、人間性豊かな児童・生徒の育成を期するためには、その施設の整備と改善を図ることが肝要であります。本年も、学校施設の質的整備を図る大規模改造事業を年次計画に基づき、北池田小学校、北松尾小学校、黒鳥小学校において行う所存であります。

また、光明台校区の児童の社会増に対処するため、光明台北小学校の増築事業を実施するとともに、生徒の体育向上に資するため、石尾中学校におけるクラブ室の増設を行うなど、充実した学校施設の整備を図るべく所要の措置を講じた次第であります。

<社会教育と生涯学習>

市民各層にわたる学習意欲の高まりが、社会教育の果たす役割に従前にも増して大きな期待が寄せられております。この期待にこたえるべく社会教育全般に創意と工夫を凝らし、その充実に努めるものですが、特に芸術文化の振興、婦人施策、青少年の健全育成と非行防止に重点を置き所要の措置を講じました。

まず、直轄事業の文学講座、婦人学校、家庭教育講座、成人教室は年々好評をいただいておりますが、その講座内容も市民に関心あるものに充実するとともに、成人教室では、講師先生の自発的な協力のもとにその運営に工夫を凝らしてまいります。

また、芸術文化ではその振興を図るため、市民の方々の学習の成果を公表できる場として、市民課待合室にコンパクトな市民ギャラリーを設置することといたしました。

次に、婦人対策として、まず、市民の方々の「女性問題」の意識調査を行い、この結果に基づき効果的な施策を講じてゆく所存でございますが、特に市制35周年記念事業の一環として、「女性フォーラム」や「女性問題講演会」を開催し、婦人対策に取り組んでまいります。

また、これら諸施策を実施してゆくに当たり社会教育団体との連携が必要であり、婦人連合

会、PTA協議会、文化協会など各種団体の活動を支援し、市民の生涯学習への参加を広く求めてゆくものであります。

青少年教育では、青少年が集団活動を通じその社会性や自立性を培う場として、「市立青少年の家」の野外活動施設の整備を図るとともに、本年度も友好都市かつらぎ町との子供交流会を実施し青少年健全育成に努め、さらに、青少年指導員や校区青少年問題協議会と緊密な連携のもとに、地域ぐるみの環境浄化運動に努めてまいる所存であります。

図書館では、「本との出会い」をテーマに各事業を推進しているところであり、市民の生涯学習に対する意欲が高まりつつある今こそ、一層豊かな情報、資料を提供できるよう、その充実を図る所存であります。

美術館では、生きがいのある生活の創造が求められているとき、精神文化の凝縮とも言える美術品に接し、「美を求める」人々にその機会を提供してまいります。

本年度は、平安時代わが国で創案されました「扇絵」について展示するとともに、館蔵品による「書画の名品」展を初め常設展示にも力を注ぎ、隣接する「久保惣ホール」でのミュージアムコンサートの開催と連携して、親しみのある美術館運営に努力いたしたく存じます。

文化財保護については、池上・曾根遺跡整備事業として、本年から大阪府・和泉市・泉大津市の三者で基本設計、測量、試掘の共同事業を行い、合わせて建築中の（仮称）府立弥生文化博物館と一体の史跡公園の実現に努めてまいる所存であります。

<体育・スポーツの振興>

近年、生活環境の変化や余暇時間の増大等に伴い、明るく豊かな生活を営む上で体育スポーツの果たす役割はますます重要となり、地域住民のスポーツに対する欲求も一段と深まり、日常生活の中でスポーツを実践する人々が年々増加いたしております。

そのため市民体育館及びコミュニティ体育館においては各種のスポーツ教室を開催し、積極的なスポーツ活動を展開しているところであります。また、屋外スポーツ施設では、光明池球技場の一層の整備を図るとともに、市体育連合並びに体育指導員の協力のもと、各種のスポーツ大会の開催などそれぞれ市民の健康増進に寄与するとともに、生涯教育の一環として市民ニーズに対応し、幅広い取り組みを展開してまいりたく存じます。

<いずみ・ラーバン・ライフ・リゾート構想>

本市中央丘陵部の豊かな自然環境と恵まれた立地を生かし、都市的で便利なサービスを提供できるリゾートをつくることを目的として推進協議会を設立し、本構想を具体化するための計

画策定に着手したところであります。本事業も構想の段階から計画へと進んでまいりましたが、本年はいよいよ計画もまとまりつつあり、さらに、事業化の準備へと一歩進めてまいりたいと存じます。

4. 地場産業を活性化し、明日の産業を創造するまちづくり

<農林業の振興>

本市の農業は大消費地に近く、生鮮食料を安定的に供給しているほか、環境保全や緑地防災空間としての機能も備え、その意義と役割は大きいものであります。

しかし、近年の農業生産の動向は、米の生産調整を初め本市特産の温州みかんにおいても、需給均衡を図るため転換などを促進してきたところであります。また、若年労働者の他産業への流出、経営規模の零細化、兼業化などとともに、農林業経営者は幾多の課題に直面しております。

こうした中で、大都市近郊農業としての特性を生かすとともに、農地の有効利用と農業後継者の育成を基本として、地域農政推進事業を初め農道、水路、溜池改修事業を推進し、加えて、市単独土地改良事業の補助率を見直し農業者負担を軽減するほか、新たに近代化、共同化事業としてシイタケ菌床栽培施設を設置するなど、各般の施策を通じ農業の活性化を図ってまいりたいと存じます。

さらに、森林整備につきましては、森林の健全な育成と高品質材の生産を目的とした森林地域活性化緊急対策事業（森林間伐事業、枝打ち実施事業）と合わせ造林促進事業を興し、林業振興に努めてまいっている所存であります。

<商工業の振興>

本市の産業実態は、いずれも経営基盤の弱い小規模経営が大半を占め、近年、円高の定着、アジア新興工業経済国群等の追い上げ、さらには、国民生活の豊かさを背景とした消費者ニーズの多様化、高級化など社会経済環境が大きく変化する中であって、新たな活路を拓していくことが強く求められております。

このような状況のもと、大阪の技術振興の核となる「大阪府立産業技術総合研究所」の誘致が決定し、また、（仮称）「大阪繊維リソースセンター」が隣接市に設置されることは、本市の商工業の振興と活性化に大いに期待するものであります。本市といたしましては、全面的な支援、協力をしてまいっている所存であります。

また、本年4月より開催されます「国際花と緑の博覧会」に「和泉の日」を設け、本市の代表的な地場産業であります繊維・人造真珠業界が出席するとともに、関係団体と相協力して各種イベントを催し、「和泉市」を内外に広くPRをいたすものでございます。

さらには、小規模事業者の融資制度の改善を図るほか、経営を円滑ならしめるため、市商工会とも相互緊密な協力のもと、経営指導、経営相談、若年後継者の育成等の推進を図ってまいりたく存じます。

<いずみコスモポリス計画>

先端技術産業などが集積する新しい産業団地の形成を目指すコスモポリス計画は、昨年、事業実施会社として「株式会社いずみコスモポリス」に移行し、地元関係者並びに地権者に用地集約の協力を求めてまいりました。本年は、地元地権者の御理解と御協力を得ながら1日も早く用地集約の完了を目指すとともに、都市計画決定など関係機関と調整を行い、関西国際空港の開港に向け企業立地に努めてまいりたいと存じます。

5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

<社会福祉の充実>

老人、障害者など社会的に弱い立場の人々が安心して暮らせる社会の構築は、「福祉社会」建設の第一歩であろうかと存じます。こうした観点から、特に本年度は、在宅福祉の充実に配意いたしました次第であります。

まず、老人福祉につきましては、痴呆性老人等をお世話する家族の介護負担を軽減するため、当該老人を夜間のみ特別養護老人ホームにおいて一時的に保護する「ナイトケア事業」及び寝たきり老人等とその家族が特別養護老人ホームに短期間入所し、家族に看護技術を習得していただく「ホームケア促進事業」を創設いたしたく存じます。

また、老人短期保護事業や平成元年度新設の緊急通報システムを初めとする日常生活用具の給付・貸与事業、入浴サービス事業等については量的拡大を図るとともに、老人の生きがいを提供するシルバー人材センターの発展を図るなど、きめ細かく各種福祉施策の措置を講じました。

次に、障害者福祉につきましては、盲人ガイドヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の給付、福祉電話や聴力障害者用ファックスの貸与などの日常生活用具の給付・貸与、福祉タクシーの助成、簡易心身障害者通所授産事業運営費の補助、障害者の集いの開催など、心身障害者の日常生活の援助、自立更生の促進、社会参加の拡大等、引き続き多面的に取り組んでまいります。

また、老人・障害者に対する家庭奉仕員については、派遣要件を緩和いたし、増加するニーズにこたえるよう家事援助型ヘルパーを増員し、新たに介護型ヘルパー派遣事業を実施するほか、敬老祝金及び障害者等給付金の引き上げなど所要の措置を講じた次第であります。

次に、保育所の施設整備につきましては、本年は、横山第一保育園の木造園舎の大規模修繕事業のほか、国府第一保育園の改築を行うべく所要の措置をいたしました。

また、長時間保育につきましては、近年の婦人の社会進出、通勤圏の拡大、保護者の勤務状況の変化に応じて7保育園で保育時間の延長を行うとともに、幼児教室、障害児保育などと合わせて保育行政の充実に努めてまいりたく存じております。

さらに、地域福祉活動の拠点である総合福祉会館においては、老人に対する趣味・教養講座、クラブ活動の充実、老人大学の開設、障害者に対する機能訓練など在宅障害者ディ・サービス事業の実施のほか、老人や障害者の自主的な活動の促進、ボランティアの育成など、名実ともに総合的な福祉活動の拠点にふさわしいものにいたすべく、その質的充実に努めてまいりたいと存じる次第であります。

以上のような各種施策を推進するに当たり、市行政の努力もさることながら、ボランティア果たす役割も極めて重要であります。社会福祉協議会を初め各種社会福祉団体の育成に努め、これらの団体との連携をより一層密にするとともに、地域福祉活動の充実を図り、市民福祉の向上に努めてまいる所存でございます。

<健康の保持・増進>

長寿社会を迎え、市民が健康で明るい日常生活を営むためには、自らの健康管理と疾病予防が極めて重要になっております。そのため40歳以上の基本健康診査を初め、胃ガン、子宮ガン、乳ガン、肺ガンの各種検診の拡充を積極的に努める一方、健康教育、健康相談、訪問指導、機能訓練等の事業の充実を図ってまいりたく存じます。特に壮年・実年齢の健康管理の自己啓発と自己認識を深めるため、節目検診として40歳・50歳に到達した市民の方に対し健康診査通知書を送付し、成人病予防の正しい知識の普及を図ってまいる所存であります。

さらに、母子保健事業の一層の充実を図るとともに、昨年の風しん予防接種の無料化に引き続き、本年より新たに乳幼児を対象とした麻しんの予防接種の無料化を図り、各般の施策の充実を通じ市民の健康の保持、推進に寄与いたしたく存じます。

一方、病院事業の運営につきましては、常に経営基盤の安定と医療サービスの向上に努めておるところであります。医療環境は依然として厳しいものがあります。本年は、特に医療サービスの向上に意を配し、「心血管造影装置」の購入等最新鋭の医療機器への更新を行い、市

民の皆様方の期待にこたえてまいる所存であります。

<国民健康保険事業>

市民の健康と生命を守る上で重要な役割を果たしている国民健康保険事業は、国民の健康志向と急速な高齢化などで医療に依存する傾向は強く、医療費はなお増高の傾向にあります。国において一定の制度改革が行われてきましたが、医療需要が上回り、国保会計の環境は、まことに厳しい状況にあります。このため被保険者の方々に応分の御負担をお願いいたしますとともに、一般会計からの繰入金を増額の措置をいたしたところであります。

一方、給付面において、最近の社会経済情勢を勘案し、助産費の改善をいたしたものであります。今後とも、国保財政の抜本的改正を国に要望しつつ、市民の健康と生命を守る使命を果たすべく努めてまいる所存であります。

<同和対策の推進>

同和対策に係る「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は、残り2年となりました。同和対策事業特別措置法の施行以来、市議会を初め市民各位の御理解と御協力のおかげをもちまして、実態的差別の解消を目指す環境改善整備事業につきましては、支柱である改良住宅の建設について一定の見通しができ、道路等で一部事業が残る状況まで進捗を見るに至りました。これらの物的事業は、法期限内に達成すべく最大の努力をしております。

しかしながら、この時期に至りましても、心理的差別の解消につきましては、まだまだ不十分と言わざるを得ません。このことは、本市が最近行いました調査等でも示されているところであります。このような実態から、心理面での差別解消についての施策を一層強めてまいらなければなりません。本市といたしましては啓発活動を強化するとともに、これらの対策の充実を国・府に強く要望しながら「差別のない明るい郷土のまちづくり」を目指し、努力を傾注してまいる所存であります。

<連帯と信頼のコミュニティづくり>

心の触れ合う住みよいまちづくりを進め、豊かな地域社会をつくるイベントの開催や町会館等コミュニティ活動が肝要かと存じます。市民相互の連帯と郷土愛を培うことを目的として実施してまいりました“市民まつり盆おどり大会”も回を重ね、今や和泉市の夏を彩る一大イベントとして、市民にとって欠くことのできない行事に成長いたしました。これは、ひとえに町

会連合会を初め関係団体の全面的な御協力のたまものと厚く御礼を申し上げます。おかげをもちまして本年は第8回目を迎え、一層の発展を期して所要の措置を講じました。

また、地域におけるコミュニティ活動と市民の生涯学習の場となる町会館等の整備に対する助成も本年度で3年目となりますが、これらの活動の高揚を図る観点から所要の措置を講じました。

また、地方自治体の自主的・主体的な地域づくり、いわゆる「ふるさと創生事業」でございますが、広く市民よりいただいた多くのアイデアをもとに慎重に検討を行ってまいりました。その結果、槇尾山青少年の家に近在するハケ丸山のふもとに、市民が豊かな自然に親しみながら散策と森林浴ができる森林浴コースの整備と、その頂上に“ふるさと和泉”を一望できる展望台の設置を決定いたしました。

なお、本事業につきましては本年度中に事業着手し、豊かな自然に親しんでいただく中で、市民のふるさと意識の醸成を図ってまいりたく存じます。

[その他の施策]

<国際交流協会>

一昨年2月に発足いたしました本市国際交流協会もおかげさまで着実な歩みを進め、堅実な成果をおさめつつあります。迫り来る21世紀の国際化時代に向けまして、市民の国際交流に関する理解や関心を高める啓蒙啓発事業を初め、昨年秋には、日中友好国際児童絵画書道展を開催するなど、積極的に取り組んでまいりました。

本年も、これら文化交流等の取り組みをさらに推進するとともに、市民参加による国際フォーラムの開催についても計画いたしてまいりたいと存じます。

<行政事務改善等>

本市の行政事務の電算化につきましては導入以来5年を経過した中、その蓄積されたソフトウェアをもとに安定した運用に努めております。その間に窓口事務等のスピード化の確保を図るとともに、高度利用に努めてまいりました。今後ともより一層の行政事務の省力化、効率化を推進してまいり所存であります。

なお、個人情報の保護は、電算利用のみならず行政として慎重に対処すべきものであり、本市でも、かねてより研究を進めておりました素案につき取りまとめを行い、近い時期に御審議をお願いいたす所存であります。

さらに、平成元年度の横山、光明台サービスセンターの開設に続き、本年度より南松尾、鶴山台地区においてサービスセンターを開設し、ファクシミリを導入の上市民課の諸証明の即時交付を行い、遠隔地の住民の利便性を図ることにより市民サービスの向上に努めてまいりたく存じます。

また、職員は、日々精励しなければなりません。不断の職員研修を通じ社会の変化に対応する創造力を育てるとともに、綱紀については一段と引き締め、本市行財政の課題を的確に認識させ、市民サービスの向上に徹し、市政の執行に取り組むよう指導監督を行ってまいりたいと存じます。

以上が、今回御提案申し上げました平成2年度予算(案)の概要と市政運営の基本的方針であります。

地方行財政を取り巻く環境は一段と厳しい状況にあります。本予算(案)は限られた財源の効率的配分に意を用い、市民福祉の向上を目指し、最大の努力をいたしました。21世紀を展望する今日、時代の変遷と住民ニーズを的確にとらえ、自らの持つ地域的特性を生かし、未来を切り開く勇気を持ち、「調和と活力ある人間都市・和泉」を創造すべく、私を初め職員一同、力強い前進を決意する次第であります。何とぞ私の意のあるところをお汲み取りいただき、議員各位の格段の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

御清聴、ありがとうございました。

○ 議長(出原平男君) 平成2年度市政運営方針の要旨の説明が終わりました。

先ほど、一括上程いたしました議案の説明を順次、お願いいたします。まず、関連議案の説明から願います。

それでは、市長公室所管の説明を願います。

○ 市長公室理事(神藤恒治君) それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました市長公室に関係いたします議案第9号並びに第10号につきまして、市長公室神藤から提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第9号「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由でございますが、本年4月1日から泉北環境整備施設組合より下水道事務が移管されることに伴いまして、公共下水道の業務に携わる職員の定数及び他の部局の定数についても、今後の行政需要も勘案しながら今日の実情に即した適正な定数といたすべく、その改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、議案書9ページの第1条の改正は、休職者につきましては、これ

を定数算定から除外しようとするものでございます。

第2条の改正は、市長部局のうち一般会計で支弁する職員につきましては、昭和58年以降今日に至るまで、事務事業の効率化、合理化に努めてまいり、実質的に職員定数を改正せずにまいりましたものの、本市の重要施策であります和泉府中駅前再開発、コスモポリス計画等の大型プロジェクトも推進する中仕事量も激増の傾向にあり、本年4月の見込みにおきましては、実人員が定数を超える状況となっておりますため職員定数の見直しを行い、現行880人に15名を増員いたし、895名に改めようとするものでございます。

また、公共下水道会計で支弁する職員につきましては、さきに申しあげました泉北環境整備施設組合からの移管に伴う下水道事業の業務拡大のため、現行10人を20人に改めるものでございます。

次に、水道事業及び教育委員会につきましては、事務処理の簡素化、施設の統廃合等の要因から現行定数よりそれぞれ5人減じまして、水道事業85人に、教育委員会290人に改めようとするものでございます。

なお、定員管理につきましては、今後とも本市の行財政規模を念頭に置きながら類似団体との比較も行い、人的配置の適正化に努めるとともに、積極的な職員の資質の向上を図り、少数精鋭に徹してまいり所存でございます。

3ページに記載いたしております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議いただきまして原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第10号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、御説明申し上げます。

国家公務員及び府下各都市との均衡を考慮いたしまして、本市一般職職員の退職手当につきまして、国と同様の改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、議案書5ページの第32条の改正は、普通退職のうち自己の都合により退職する者について、その勤続期間が1年から5年以下は100分の60、6年から10年以下100分の75、11年から19年以下100分の80という割り落としの規定を設けて、支給率を平均30%程度引き下げようとするものでございます。

次に、第33条の改正は、所要の規定整備及び普通退職の者や死傷病退職の者の勤続期間3年以上の支給率を100分の137.5から100分の125へ引き下げようとするものでございます。

また、6ページの第34条の改正は、同条の適用者の所要の規定整備を行おうとするものでございます。

7ページの第34条の2は、新たに規定を設けようとするもので、定年前に退職する職員につきまして、定年から10年を減じた年齢で退職する職員の給料月額を年数1年につき100分の2を乗じた特例措置を講じようとするもので、現行の定年から5年を減じた年齢で1年につき100分の4を乗じた附則規定の特例措置が改正され、国家公務員に準じた形に改正しようとするものでございます。

第36条の改正は、所要の規定整備でございまして、第37条及び第37条の2の改正は、法律名の変更による整備でございます。

次に、第40条各項の改正は、定年により退職し、退職手当の支給を受けた者が再任用された後退職したときには、その者が定年退職した際に既に退職手当を支給されていること及び勤務延長者の場合には、失業者の退職手当が支給されないことにかんがみ、再任用された職員についても、雇用保険法による失業者の退職手当を支給しないこととするものでございます。

次の附則第10項及び第12項の改正は、所要の規定整備でございまして、8ページの附則第13項の改正は、定年退職者のうち勤続25年未満の職員について、第34条の規定を適用しようとするものでございます。

次に、附則第14項の改正は、定年前早期退職者につきましては、本則におきまして勤続25年以上と規定いたしております第34条の2を当分の間、勤続期間にかかわらず適用しようとするものでございます。

最後に、附則第15項は、3月31日付の定年及び定年前早期退職者につきましては、勤続期間に1年未満の端数があるときには、これを1年として計算しようとするものでございます。

以上の改正規定によりまして、最高支給月68.97カ月が62.7カ月となり、国家公務員を上回っておりました退職手当につきまして、国家公務員並みの改正となるものでございます。

なお、本条例案は、本年4月1日から施行しようとするものでございますが、経過措置といたしまして、平成4年3月31日までは、改正前の条例の退職手当の額を保証しようとするものでございます。

以上のとおり、今回の改正内容は、職員にとって厳しい内容となっておりますが、2つの職員団体と十分なる協議を重ねてまいったところでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。10ページ以降に記載いたしております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議いただきまして原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（出原平男君） 次に、産業部所管の説明を願います。

○ 産業部長（松村吉亮君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました議案第11号「土地改良事業の施行について」、産業部長松村より提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。議案書24ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、本市黒石町710番地の1ほか4筆にあります男縄池は相当老朽化し、貯水困難な状態となっております。これらの改修に当たり、国、府の補助を受け土地改良事業として実施いたすべく計画いたしております。本事業を開始するに当たり、土地改良法第96条の2の規定によりまして大阪府知事の認可を受けることと相なりますが、その認可を受けるに当たり、市議会の御議決が必要でございます。

次に、その内容でございますが、男縄池は農業用溜池で堤体延長184.6m、貯水量4万9,000㎡、本市では中規模の溜池で、他の池とともに受益面積10haをかんがいいたしております。

改良いたします事業内容といたしましては、堤体、取水施設、余水吐施設、防護柵186mを平成2年度から4年間の事業で、事業費4,500万円で改修予定でございます。

施行方法は、請負方式で行いたいと考えております。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由並びにその内容説明を終わらせていただきます。

なお、25ページに土地改良法の抜粋を、また、別冊参考資料の1～2ページに位置図及び区域図を添付いたしておりますので、御参照の上御審議をいただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（出原平男君） 次に、建設部所管の説明を願います。

○ 建設部長（浅井隆介君） お許しをいただきまして自席より、ただいま一括御上程をいただきました議案第12号「和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。議案書26ページを御参照願います。

まず、理由でございますが、本市の一般公営住宅は、最も古いもので昭和28年に建設された木造住宅を初め、耐用年数20年を経過し老朽化した住宅が大半を占めております。そのため昭和63年度に建て替え基本構想及び基本計画を策定し、準備作業を進めてまいりましたが、これらを実施段階に移行するに当たり、現在の住宅事情及び住環境並びに将来を見据えた住宅を建設するため、幅広くより専門的見地から御審議をいただくとともに、現行の市営住宅の使用料を含め、管理及び運営についてもより適正に行うため、市営住宅運営審議会の設置をお願い

いしよとするものであります。

その内容でございますが、条例第1条第1号表中、「和泉市保育所保育料審議会」の次に「和泉市管住宅運営審議会」を付け加えようとするものであります。

附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行いたそうとするものでございます。

なお、構成および運営の細目につきましては、規則で定めるものであります。

以上、まことに簡単でございますが、本条例の提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、建設部所管の議案第16号「和泉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。議案書174ページと合わせ別添議案参考資料3ページを御参照願います。

まず、理由であります。御承知のように、泉北環境整備施設組合が所管する流域関連公共下水道につきましては、構成市に移管すべく従来から協議を進めてまいり、去る12月議会におきまして同組合の規約変更の御議決をいただき、2月1日付で知事の許可を得たものであります。これに伴い、移管に係る区域の受益者負担金に関する事務を本年4月から本市において処理するため、本市の受益者負担に関する条例第4条別表を改正する必要が生じたものでございます。

次に、改正の内容につきまして御説明申し上げます。議案書175ページを御参照願います。

従来、同組合におきまして、昭和61年に第2負担区として1平方メートル当たり380円と設定いたしておりましたが、引き続き本市においても、同額を第4条別表中第1負担区の次に第2負担区として追加設定いたすものであります。

また、区域といたしましては、議案書176ページ附則3の表に記載しておりますように、富秋町、旭町、幸町、山手町、伯太町六丁目の全部、葛の葉町、池上町、同一丁目、尾井町、王子町、太町、伯太町、同四丁目、同五丁目の一部、面積約119haでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は、平成2年4月1日から施行いたそうとするものであります。

附則2といたしまして、平成元年度以前に同組合において賦課されたものにつきましては引き続き同組合において処理し、平成2年度以降賦課するものにつきましては、本市条例を適用しよういたすものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、本案の提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議をいただき、原案どおり可決、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（出原平男君） 次に、消防本部所管の説明を願います。
- 消防長（角谷泰夫君） ただいま御上程をいただきました議案第13号「和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」、お許しをいただきまして自席から提案理由並びにその内容につきまして、消防長角谷より御説明申し上げます。議案書32ページからでございます。

まず、提案理由といたしましては、このたび、消防法並びに危険物の規制に関する政令等関係法令の改正に伴い、本市においても火災予防条例等の一部改正を行い、危険物の安全管理と火災その他の事故防止の徹底を図ろうとするものであります。

なお、本条例は、それぞれに定める一定の危険物を有する事業所を中心とした技術上の基準や規制の範囲を定めようとするものであります。

次に、内容でございますが、消防法等に定める危険物の貯蔵及び取り扱いの技術上の基準等を定める関係から、その内容は、専門的かつ複雑多岐にわたっておりますこと。また、ページ数も32ページから164ページにまで及んでおりますことから、その概要についてのみ御説明申し上げ、御了承を賜りたいと存じます。

まず、条例目次内の表現を今回の改正内容に適したものに改正いたしております。

次に、33ページ第3条の別表において、燃料タンクの板圧を追加規定いたしております。

35ページ第31条の2から31条の8につきましては、旧31条の中で複雑に列挙されておりましたものを7つの条文に分け、運用しやすくいたしました。

49ページ第33条、第34条及び34条の2関係では、危険物の分類の改正をいたしております。

56ページ第47条の2におきましては、タンクの水張検査等について定めております。

59ページ附則の第1条におきましては、本条例の施行日を平成2年5月23日からとし、第2条から第6条までは、それぞれの経過措置等を定め、第7条では、燃料タンク等の検査に際し、1件4,000円の手数料を徴収しようとするものであります。

以上、簡単でございますが、和泉市火災予防条例の一部を改正する条例案の概要説明に代えさせていただきます。

なお、67ページ以降に新旧対照表を添付させていただいておりますので御参照賜り、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 次に、教育委員会所管の説明を願います。
- 指導部長（重野欣達君） それでは、お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第14号「和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について」、提

案理由並びにその内容につきまして、教育委員会事務局指導部重野より御説明申し上げます。
議案書165ページでございます。

まず、提案理由でございますが、本市の奨学基金制度は、向学心がありながら経済的理由により就学困難な者に対し、奨学金を貸し付けることにより教育の機会均等を図ることを目的として、昭和61年度に発足したものであります。現在では、延べ210名の学生が利用しており、基金創設の目的が達成されつつあるところであります。

その間、昭和62年度に貸付額を値上げいたしました。その後の物価の上昇や私学の授業料の値上げ等があり、特に授業料の値上げにつきましては、平成2年度値上げ予定校も含め38校にも上るものと予想されます。そういう状況を背景にして、経済的に困難な家庭にあっては、子供の就学に苦慮するところが多くなっております。また、大阪府下で奨学基金制度を導入している各市町村の例に照らし合わせて見ましても、その平均額を下回っていること。さらに、本基金は、市民の教育に理解ある多くの篤志家に支えられているところが大きく、その意思を尊重し、制度の充実を期するために本条例案を提案するものであります。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

本条例第3条に規定する基金額については、現在の基金2,000万円を1,000万円増額して3,000万円とするものであります。

次に、条例第5条の奨学金の種類及び額を定める別表については、国公立の高等学校は月額4,000を5,000円に、私立高等学校については月額6,000円を7,000円に、入学一時金については、6万円を7万円に増額するものであります。

なお、国公立高等学校の入学一時金については、据え置くものであります。

議案書168ページに参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、御参照くださいますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、議案第14号「和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びに内容の御説明を終わります。よろしく御審議賜りまして、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 次に、市民部所管の説明を願います。
- 市民生活部長（麻生和義君） お許しをいただきまして自席より、議案第15号「和泉市健康保険条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

保険料率及び賦課限度額の改定につきましては、本市の場合、厳しい社会経済情勢等を勘案し、これを据え置いてまいったものであります。しかし、この間の医療費の増高等に伴い、平

成元年度決算見込みにおきましては、約9,900万円の繰越金を持ちながらお1億1,000万円の赤字が見込まれ、平成2年度では、2億1,400万円の歳入不足が発生する見込みでございまして、財政運営が非常に厳しいものとなっておりますところでございます。このためいかに厳しい社会情勢とはいえ、これ以上据え置くことが困難と相なり、平成2年度においては、一般会計からの繰入金を増額措置を講じますとともに、被保険者の方々にも応分の御負担を求めると相なったものでございます。

また、被保険者に係る助産費の改善も合わせて行うものでございます。

なお、これらの改正につきましては、和泉市国民健康保険運営協議会に御諮問申し上げ、御審議を賜り、助産費につきましては13万円、保険料の賦課限度額につきましては35万円との御答申をいただいております。平成2年度は、この答申に基づき助産費の給付額の改善と保険料賦課限度額の改正をお願いいたしたく、条例の改正を御提案申し上げた次第でございます。

以下、その内容につきまして御説明申し上げます。

第6条の2第1項でございますが、現在、被保険者が出産いたしましたとき、助産費として10万円を支給しておりますが、これを13万円に改定し、給付の改善を図るものでございます。

次に、第17条の6及び第21条でございますが、現在、国民健康保険料の賦課限度額を30万円と定めておりますが、医療費の増高等による保険料の増加のため、限度額を低く抑えることは、逆に限度額以下の世帯にその分だけ負担を強いることとなります。また、地方税法に定める賦課限度額は、平成元年度で42万円と定められ、加えて国保改革に向けた改正案の中では、標準保険料の設定が議論されるようになっております現在、府下各市と比べ一番低い本市の賦課限度額についてこれを35万円に改定させていただき、被保険者の負担の公平を図るものでございます。

なお、保険料率の関係でございますが、御承知のとおり、当該年度の療養給付費等の支出見込み総額から国庫支出金等の収入見込み額を控除した額を、その年度の保険料賦課総額として賦課いたすこととなっております。本市の場合、賦課総額のうち38%を所得割、12%を資産割として合計50%を応能割とし、また、35%を均等割、15%を平等割として合計50%を応益割としてそれぞれ賦課いたしてまいったわけでございますが、特に資産割につきましては、各般から御批判をいただいておりますし、また、国、府の指導、府下各市の動向としても、応能割につきましては、所得割に比重が移ってきているのが実態であります。

このため今回の改正に際しましては、特に負担能力のある層に保険料を負担していただく趣

旨から賦課限度額を引き上げ、資産割を120%から72%に引き下げ、所得割、均等割、平等割を据え置かせていただきたいと考えております。この結果、応能、応益50対50はもとより、所得割、資産割38対12についても沈んでまいりますが、将来は、応能、応益50対50に戻していきたいと考えております。特に今回は、賦課割合につきましては改正をお願い申し上げておりませんが、よろしく御理解賜りたいと存じます。

続きまして、附則でございますが、この条例は、平成2年4月1日から施行させていただくものでございますが、第6条の2の助産費につきましては平成2年4月1日以降の出産から、第17条の6及び第21条の賦課限度額につきましては、平成2年度の保険料からそれぞれ適用させていただきたく存じます。

以上、簡単でございますが、国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましの提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

なお、新旧対照表を添付してございますので御高覧賜り、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（出原平男君） 引き続いて、予算説明に入ります。まず、一般会計、特別会計の順に説明願います。

○ 総務部理事（大塚孝之君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第2号「平成2年度和泉市一般会計予算」につきまして、総務部大塚よりその内容の御説明を申し上げます。

まず、予算編成につきましては、先ほど、市長が表明いたしました市政運営方針に基づき、諸般の社会情勢を踏まえ財源の効果的配分に努め、重要施策の実現と住民福祉の向上に努めるべく編成をいたしましたものでございます。

次に、平成2年度の一般会計予算は、総額337億8,200万円と相なるわけでございまして、前年度当初と比較いたしますと16億5,700万円、5.2%の増でございます。

それでは、予算書に基づきまして、その概要を御説明申し上げます。予算書1ページをお願いいたします。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を337億8,200万円と定めるものでございまして、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」とおりであります。それぞれの内容につきましては、後ほど、事項別明細書により御説明申し上げます。

第2条は、債務負担行為でございまして、債務を負担することができる限度額等を定めるものでございまして、既設公営住宅改善事業を初め用地取得事業等32億220万9,000円

の計上でございます。期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

第3条は、地方債でございますが、起債の目的、借り入れ限度額等を定めるものでございまして、13億6,811万6,000円を計上いたしました。起債の方法、利率、借入先、償還の方法は、「第3表 地方債」のとおりでございます。

第4条は、財政調整資金としての一時借入金の最高限度額を55億円と定めるものでございます。

第5条につきましては、各項の経費を流用できるよう定めるもので、職員給与費を対象といたしてございます。

以上が、一般会計予算でございます。

引き続きまして、事項別明細書により歳出予算から御説明申し上げます。37ページをお願いいたします。

まず、議会費でございますが、議員各位並びに事務局職員の人件費を含め、議会運営費、議会事務局費等3億2,828万3,000円を計上いたしてございます。

次に、総務費でございますが、総額34億9,554万9,000円を計上いたしました。まず、総務管理費でございますが、特別職、一般職の給与費を初め庁舎管理費等おおむね計上の経費でございます。主な内容といたしましては、ふるさと創生事業の(仮称)植尾山森林浴コース調査委託料を初め、いずみラーバンライフリゾート推進協議会負担金、コスモポリス計画推進協議会負担金、市民祭り補助金及び町会館等整備費助成金及び市制35周年記念式典費などでございます。

事業といたしましては、交通安全対策費の緑ヶ丘本線歩道改良工事費及びカーブミラー設置等の交通安全施設整備工事費でございます。

次に、徴税費、戸籍住民台帳費、監査委員費、同和対策費につきましては、それぞれ運営経費を計上いたしましたものでございます。

なお、戸籍住民基本台帳費の中には、昨年から設置いたしましたサービスセンター2カ所の経費及び本年度に新たに開設いたします2カ所、合わせて4カ所の経費を計上いたしてございます。

選挙費につきましては、平成3年4月に予定されます府議会議員及び知事選挙準備費用の一部及び農業委員会委員選挙費等でございます。

統計調査費につきましては、主に5年に1回実施されます国勢調査の費用を計上いたしてございます。

次に、79ページ民生費でございますが、総額95億1,074万6,000円を計上いた

しました。まず、社会福祉費につきましては、総合福祉会館運営費を初め、本年より在宅福祉対策としての介護型ホームヘルパー派遣事業、ホームケア促進事業、ナイトケア事業等の新規施策も含め、老人や心身障害者の方に対する福祉経費及び医療助成並びに国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計への繰出金等を計上いたしました。

次に、児童福祉費でございますが、児童手当扶助費を初め、幼児教室措置費、保育所等の管理運営経費並びに国府第一保育園の増改築事業、横山第一保育園大規模修繕事業等の事業費を計上いたしました。

次に、生活保護費でございますが、生活扶助、医療扶助等の扶助費を初め、生活保護家庭への見舞金等を計上いたしました。

次に、108ページの衛生費でございますが、39億40万6,000円を計上いたしました。予防衛生費につきましては、保健センターの運営管理費を初め、老人保健法に基づく各種健康診査を実施する保健事業費、ポリオ等の各種予防接種費及び市民の健康保持に努めております市立病院に対する補助金並びに休日急病診療所の運営費等を計上いたしましたものでございます。

なお、本年より麻しんの予防接種を無料化いたしました。

次に、環境衛生費でございますが、伝染病予防対策費を初め、し尿及びごみ収集処理経費を計上いたしましたものでございます。

墓地管理費につきましては、市設墓苑の管理経費を初め、市営葬儀の経費を計上いたしました。

上水道費につきましては、本市水道事業及び泉北水道事業団に対する補助金を計上いたしましたものでございます。

次に、農林水産業費でございますが、3億1,042万5,000円を計上いたしました。123ページでございます。まず、農業費につきましては、農業委員会の運営経費を初め、農業振興費として水田農業確立対策、地域農政推進対策事業、高能率生産団地育成事業としてのシイタケ菌床培養施設及び市単独土地改良事業補助金並びに農業用水路、溜池、農道等の農業基盤整備に関する経費を計上いたしましたものでございます。

林業費につきましては、間伐促進強化対策事業等の林業振興費及び林道整備費として官ノ谷林道整備工事費を計上いたしました。

商工費でございますが、132ページをお願いいたします。商工費では、2億6,163万2,000円を計上いたしました。中小企業の振興対策費を初め、地場産業普及対策費、中高年齢労働者福祉センター及び勤労青少年ホームの管理運営経費等でございます。

なお、本年度は、国際花と緑の博覧会への参加事業費も計上いたしてございます。

続きまして、土木費でございますが、139ページをお願いいたします。土木費につきましては、68億404万円を計上いたしました。まず、土木管理費につきましては、道路の管理経費及び用地取得に関する事務経費等でございます。道路橋梁費につきましては、市内一円の道路維持費を初め、黒鳥観音寺線、池田下万町線、府中信太山線、伯太1・2号線、富秋町4号線、光明池春木唐国線、(仮称)伏屋池田下線、伏屋唐国線、上代伏屋線、伯太桑原線及び環境改善整備事業に係る道路の整備事業費並びに喜田橋橋梁架設事業費、市単独道路整備事業費等を計上いたしましたものでございます。

河川水路費でございますが、一般河川の維持工事費を初め、長谷川、若樫川の河川改修事業費及び市内一円の水路整備事業費を計上いたしました。

都市計画費につきましては、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計への繰出金を初め、JR和泉府中駅前再開発事業の現地事務所設置等に関する経費及び公園費として、黒鳥山公園、松尾寺公園、放光池1号公園、いしたちはら公園等の整備事業費をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

街路事業費につきましては、阪和東側2号線、和泉中央線などの整備事業費並びに浸水対策事業費といたしまして、市街地排水路整備事業費を計上いたしてございます。

次に、住宅費でございますが、住宅管理費及び改良住宅整備事業費並びに既設公営住宅改善整備事業費をそれぞれ計上いたしました。

続きまして、169ページの消防費につきましては、9億4,498万円を計上いたしました。これは消防署及び消防団の経費でございまして、防火水槽新設及び消防無線機の購入並びに池田消防分署における救急救助業務実施に伴う経費等でございます。

174ページの教育費では、36億3,863万9,000円を計上いたしました。まず、教育総務費でございますが、教育委員会の運営費を初め、小学校、中学校、幼稚園の教育指導及び教職員の研修に要する経費を計上いたしましたものでございます。

なお、本年度は、和泉市奨学基金制度の充実を図るため、奨学基金繰出金を計上いたしてございます。

次に、小学校費、中学校費、幼稚園費でございますが、まず、小学校費につきましては、光明台北小学校の増築事業費を初め、北松尾小学校、北池田小学校、黒鳥小学校の大規模改造整備事業費等を計上いたしました。中学校費につきましては、石尾中学校整備事業といたしまして、擁壁等の設置工事費及び部室建設工事等をそれぞれ計上いたしましたものでございます。その他小学校、中学校、幼稚園の管理運営等に要する関連経費も計上いたしてございます。

社会教育費につきましては、婦人対策の充実を初め、芸術、文化等に関する経費及び青少年対策費並びに積尾山青少年の家を含む各公共施設の維持管理経費等をそれぞれ計上いたしましたのでございます。

次に、保健体育費でございますが、コミュニティ体育館を初め、各運動施設の維持管理経費を計上いたしてございます。

次に、218ページの公債費でございますが、市債の元利償還金及び一時借入金の利子等を合わせ、43億3,130万円を計上いたしました。

諸支出金につきましては、2億600万円を計上いたしました。内容といたしましては、災害援護資金貸付金並びに基金費としての公共施設整備基金及び福祉基金への積立金を計上いたしましたものでございます。

最後に、緊急及び不測の事態の経費に充当すべく、予備費として5,000万円を計上いたしました次第であります。

以上が、歳出予算の事項でございますが、歳出総額337億8,200万円と相なる次第でございます。

続きまして、これらの歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明を申し上げます。事項別明細書の3ページをお願いいたします。

まず、市税でございますが、145億8,156万6,000円を計上いたしました。前年度当初と比較致しますと、11.2%の伸びでございます。

次に、地方譲与税6億9,800万円を計上いたしました。内容につきましては、消費譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税でございます。

次に、利子割交付金4億8,000万円、自動車取得税交付金3億6,800万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金2億6,163万4,000円、地方交付税40億6,000万円、交通安全対策特別交付金2,200万円につきましては、それぞれ昨年実績あるいは国の動向等を勘案し計上いたしましたものでございます。

次に、分担金及び負担金でございますが、7億3,245万8,000円を計上いたしました。分担金につきましては農林水産業費分担金。負担金につきましては、民生費負担金としての精神薄弱者、身体障害者、老人、児童等の施設入所者負担金などを初め、土木費負担金としての道路公園等の事業負担金でございます。教育費負担金として、日本体育学校健康センター負担金を計上いたしました。

7ページの使用料及び手数料でございますが、使用料につきましては、各種行政財産の使用に係るもので3億2,631万9,000円。手数料につきましては、戸籍住民基本台帳等の

各種手数料5,002万5,000円を計上いたしました。

次に、国庫支出金45億3,762万9,000円、府支出金26億2,171万9,000円を計上いたしてございます。これらは、いずれも歳出予算の事務事業経費と関連する特定財源として計上いたしました。

次に、30ページ財産収入でございますが、公共施設整備基金運用収入を初め、財産売払収入等3億8,533万2,000円を計上いたしました。

寄附金につきましては、一般寄附金、開発指導要綱に基づく寄附金を初め、教育費の用途指定寄附金など2億5,200万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、公共施設整備基金及び公共用地先行取得事業特別会計からの繰入金等5億3,560万円を計上いたしました。

諸収入につきましては、25億160万2,000円を計上いたしました。その主なものとして、病院事業貸付金元金収入及び国民年金印紙売却収入等々でございます。

最後に、市債でございますが、13億6,811万6,000円を計上いたしてございます。これらは歳出予算と関連するものでございまして、適債事業に対し充当率を勘案いたし、それぞれ計上いたしましたものでございます。

以上が、歳入予算でございまして、総額337億8,200万円と相なる次第でございます。

以上をもちまして、平成2年度一般会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いをいたします。

引き続きまして、議案第3号「平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険として市民の健康と生命を守るための重要な制度でございますが、国保財政の基盤が脆弱なことから、他の保険制度との財政調整を図るべく制度改革が行われてまいりました。本年度は、国保制度の抜本的な対策が講じられるということで期待されたわけでございますが、改正が見送られ、暫定措置として実施されました昭和63年の改正がほぼ延長されたにとどまったため、本市国保においてもメリットが少なく、平成2年度においては、平成元年度の単年度収支約2億1,000万円の赤字と同額の2億1,400万円の財源不足が予想されるという厳しい状況でございます。このため本年度の予算編成に当たりましては、一般会計からの繰入金の増額を行いますとともに、被保険者の方々にも応分の御負担をお願いいたすことと相なった次第でございます。

なお、給付面につきましても助産費の一定の改善を図りたく、別途条例の改正をお願い申し上げたところでございますので、よろしくをお願いいたします。

以下、その内容につきまして御説明を申し上げます。予算書の13ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を65億7,995万1,000円と定めるものでございます。

なお、この歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、一時借入金の最高限度額を10億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の同一款内での各項の経費の流用を規定するものでございまして、給与費及び保険給付費につきましては、予算額に過不足が生じたときに流用できる旨規定いたすものでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算からその内容を御説明申し上げます。253ページをお願いいたします。

まず、総務費でございますが、総務管理費といたしまして、保険給付を行う上での職員給与費及び事務的経費でございまして、5,801万2,000円、徴収費につきましては、賦課徴収関係の職員給与費及び事務的経費といたしまして、1億1,784万9,000円計上いたしました。

次に、運営協議会費でございますが、これは国民健康保険運営協議会の運営に係る経費でございまして、145万円計上いたしました。

趣旨普及費につきましては、啓蒙活動費でございまして、54万4,000円計上いたしました。

次に、本会計の大宗を成す給付費でございますが、療養諸費といたしまして41億4,037万5,000円、高額療養費として4億1,927万5,000円、助産費としては、支給額を1人当たり1.0万円を1.3万円に引上げを行いまして3,900万円、葬祭費として1,080万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、老人保健拠出金でございますが、これは老人保健法に係る被保険者を対象としたものでございまして、医療費拠出金並びに事務費拠出金を合計いたしまして、16億9,539万9,000円と相なったものでございます。

なお、前年度に比べ減額になってございますが、これは加入者按分率の引上げと、昭和63年度拠出金の清算還付のためでございます。

次に、共同事業拠出金でございますが、これは高額な医療費が発生した場合の保険財政の負担を軽減するための高額医療費共同事業拠出金と、退職者医療制度に係る被保険者認定のため

のその他共同事業を含めまして、4,801万,7,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、保健施設費でございますが、優良家庭及び健康老人に対する表彰と医療費通知に要する費用でございますが、513万円計上いたしました。

公債費につきましては、歳計現金に不足が生じたときの一時借入金の利子でございますが、1,150万円計上いたしました。

次に、諸支出金でございますが、保険料過誤納還付金並びに還付加算金と致しまして、260万円計上いたしましたものでございます。

次に、予備費でございますが、疾病の集団発生と予測しがたい費用の支出に備えるため、3,000万円計上いたしました。

以上、歳出を合計いたしまして、65億7,995万1,000円と相なるものでございます。

次に、これらの歳出予算に充当すべき歳入予算につきまして御説明を申し上げます。249ページをお願いいたします。

まず、国民健康保険料でございますが、前段で御説明申し上げましたように、市民皆様方の健康を守るためには保険料の改正も避けて通れなくなってまいりましたことと、府下各市の保険料率等も考慮いたし、より一層負担の公平を図る必要があると判断いたしました次第であります。この結果、国民健康保険料といたしまして、28億8,376万9,000円を計上いたしました。

一部負担金につきましては、2万円計上したものでございます。

使用料及び手数料につきましては、70万円計上いたしましたものでございます。

次に、国庫支出金でございますが、事務費負担金として7,800万円、療養給付費等負担金として19億9,537万円、助産費補助金として1,024万9,000円、財政調整交付金として4億3,700万円を、それぞれ国の予算編成方針並びに本市の実績等を勘案いたしまして計上致したものでございます。

次に、療養給付費交付金でございますが、これは退職者医療制度に係る被保険者の療養給付費が、被保険者の医療費を対象として各使用者保険から拠出されるものでございまして、6億9,550万9,000円を計上いたしました。

次に、府支出金でございますが、国保事業に係る府の助成補助金として1,960万円、老人等医療費波及分補助金として2,508万7,000円、単独事業国庫削減分補助金として1,245万1,000円それぞれ計上いたしました。

共同事業交付金でございますが、歳出で御説明いたしました高額医療費共同事業に伴う交付金でございます。5,532万7,000円計上いたしました。

次に、繰入金でございますが、前段で御説明申し上げましたとおり、被保険者負担の軽減を図るため、一般会計からの繰入金を6,000万円増額いたし2億1,000万円、保険基金安定繰入金として1億1,000万円、また、基金より財政収支を補うための基金繰入金として2,191万7,000円をそれぞれ計上させていただきました。

最後に、諸収入でございますが、第三者納付金、医療費返納金等といたしまして2,495万2,000円計上いたしました。

以上、歳入を合計いたしまして65億7,995万1,000円と相なるものでございます。

以上をもちまして、平成2年度国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第4号「平成2年度和泉市老人保健事業特別会計予算」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

この事業は御承知のとおり、老人保健法に基づき、市民の老後の健康の保持増進と適切な医療の確保を図るためのもので、70歳以上の老人と65歳以上の寝たきり老人を対象としたものでございます。

以下、その内容につきまして御説明を申し上げます。予算書16ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億6,735万円と定めるものでございます。この歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。次に、事項別明細書により歳出予算から御説明を申し上げます。273ページをお願いいたします。

まず、総務費でございますが、総務管理費の一般管理費といたしまして、6,477万円計上いたしましたものでございます。

次の医療諸費でございますが、これは平成2年度で見込まれる受給対象者8,068人に係る医療費といたしまして、57億6,087万3,000円を計上いたしましたものでございます。

続きまして、ただいまの歳出に充当する歳入予算につきまして御説明を申し上げます。271ページでございます。

まず、支払基金交付金でございますが、これは医療費の70%、40億2,174万6,000円及び医療費の審査に係る手数料1,251万8,000円の合計40億3,426万4,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、国庫支出金といたしまして、老人医療費適性化対策事業費として39万9,000円、老人医療費国庫負担金として医療費の20%、11億4,907万円、合計11億4,946

万9,000円を計上いたしてございます。

次に、府支出金といたしまして、医療費の5%、2億8,726万7,000円、受給者健康指導費補助金として132万8,000円、合計2億8,859万5,000円を計上いたしてございます。

次に、繰入金といたしまして、医療費の5%及び当該事務に係る経費の所要額を合わせた2億9,202万2,000円を一般会計から繰り入れるべく措置いたしましたものでございます。

次に、諸収入でございますが、これは第三者行為等による医療費償還額として300万円を計上いたしましたものでございます。

以上、歳入歳出予算それぞれの合計額は、57億6,735万円と相なる次第でございます。

以上をもちまして、老人保健事業特別会計予算の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いいたします。

引き続きまして、議案第5号「平成2年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」につきまして、その内容を御説明申し上げます。予算書18ページをお願いいたします。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を2億6,031万8,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、地方債でございますが、起債の目的、限度額等を定めるものでございまして、内容につきましては、第2表のとおりでございます。

次に、事項別明細書により歳出予算から内容を御説明申し上げます。278ページをお願いいたします。

公共用地先行取得事業費といたしまして、黒鳥山公園用地取得費6,652万7,000円並びに公債費といたしまして、市債の元利償還金等1億5,919万1,000円を計上いたしました。

次に、諸支出金でございますが、土地売払収入分を一般会計に繰り出すべく3,460万円を計上いたしました。

次に、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。277ページでございます。

まず、財産収入といたしまして、一般会計への土地売払収入3,460万円、市債として6,600万円を計上いたしました。

繰入金といたしましては、1億5,971万8,000円計上いたしました。これは歳入不足相当額を一般会計より繰り入れるものでございます。

以上、簡単でございますが、公共用地先行取得事業特別会計予算の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いいたします。

引き続きまして、議案第6号「平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

公共下水道の整備につきましては、流域下水道和泉忠岡幹線の進展に伴う和気校区での面整備の促進及び流域下水道和泉泉大津幹線の進展に伴う府中地区での下水道整備並びに本年度、泉北環境整備施設組合より移管されました環境改善整備地区及びその周辺での面整備が主なものでございます。

それでは、予算書に基づきまして内容の御説明を申し上げます。予算書の21ページをお願いいたします。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を21億4,307万8,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、債務を負担する事項等を定めるものでございまして、水洗便所改造資金融資の金融機関に対する損失補償及び松尾川兩岸に公共下水道管を布設する事業に伴う用地取得事業でございます。内容につきましては、第2表のとおりでございます。

第3条は、地方債でございまして、起債の目的、限度額等を定めるものでございまして、その内容は、第3表のとおりでございます。

第4条は、歳出予算の各項の経費の流用を定めたものでございまして、職員の給与費を対象といたしてございます。

次に、事項別明細書により歳出予算から御説明申し上げます。285ページをお願いいたします。

まず、下水道事業費といたしまして、17億6,909万5,000円を計上いたしました。内容といたしましては、職員の給与費を初め、下水道処理経費、南大阪湾岸北部流域下水道事業費負担金など、下水道総務費並びに公共下水道整備に伴う污水管の布設工事費等の下水道整備費でございます。

次に、公債費でございますが、市債の元利償還金等3億7,348万8,000円を計上いたしました。

最後に、予備費といたしまして、50万円計上いたしました。

次に、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。283ページをお願いいたします。

まず、分担金及び負担金でございますが、978万円を計上いたしました。内容といたしましては、昨年から徴収いたしております受益者負担金とその主なものでございます。

次に、使用料及び手数料といたしまして、下水道使用料等1億5,546万7,000円計上いたしました。

次に、国庫支出金8,194万8,000円、府支出金1,960万円、市債10億9,890万円を計上いたしました。これらは歳出予算に関連する特定財源でございます。

次に、繰入金でございますが、歳入不足相当額7億7,737万3,000円を一般会計から繰り入れたすべく措置いたしました。

次に、諸収入といたしまして、1万円計上いたしました。

以上が、歳入歳出予算の内容でございます。総額21億4,307万8,000円と相なる次第でございます。

以上をもちまして、平成2年度特別会計4会計予算の御説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いいたします。

- 議長（出原平男君） ここでお昼のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（出原平男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算説明を続けます。次に、水道事業会計の説明を願います。

- 水道部長（岩井益一君） ただいま御上程いただきました議案第7号「平成2年度和泉市水道事業会計予算」につきまして、提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。

まず初めに、新年度を控えまして水道事業の経営状況について簡単に申し上げますと、収益面では、ほぼ順調な水需要に支えられるとともに、支出面では、消費税法の実施に伴う税相当額の肩代わりを初め、資本費及び諸コストの恒常的な増高は経営圧迫要因となり、經常収支は引き続き赤字基調の厳しい状況下にあります。

こうしたもとの新年度における経営方針といたしましては、新規給水需要などによる給水収益の高い伸びを期待するとともに、消費税法の取り扱いにつきましては、現段階においてまだ不透明な要因があり、差し当たって現行制度のもとで同税相当分の収入計上は留保いたしました。

また、現下の厳しい経営状態ではありますが企業意識の高揚に努め、人員の抑制を初め諸経費の節減等により今後とも現行料金体系を維持し、需要家サービスの向上に一層努めてまいります。

所存でございます。

なお、本市の主要プロジェクトである中央丘陵開発の本格的稼働に伴いまして、所要の水道建設事業費を措置させていただきました。

それでは、別冊予算書1ページの予算の概要について御説明申し上げます。

まず、本年度の業務予定量でございますが、第2条において給水戸数を4万4,620戸、年間総給水量1,523万2,700m³、また、1日平均給水量4万1,733m³。主な建設改良事業として、赤水解消のための配水管更生事業に3,070万円、環境改善整備事業に伴う配水管整備事業に3,520万円、また、安定給水のための事業として水道施設等整備事業に1億3,330万円をもって、配水管布設工事を初め濾過池電動弁整備工事、配水施設電気計装設備工事など施行予定するものであります。

次に、第3条 収益的収支の予定であります。収益的収入より申し上げますと、第1款 水道事業収益を20億9,645万8,000円と予定し、その主な内容のうち給水収益については、過去の実績等を勘案いたしまして対前年度比1.0%増とし、営業収益全体といたしまして19億4,983万8,000円を計上いたしました。

また、営業外収益については1億4,661万円を予定し、このうち加入金が対前年度比20.2%減となっている半面、預金利息が対前年度比50%増となりまして、全体として0.3%の増加にとどまっております。

次に、支出面でございますが、第1款 水道事業費用22億1,276万9,000円と予定し、営業費用の主な内訳といたしましては、受水費を初め業務、受配水施設の管理や受託工事費等で、対前年度費は1.7%増の18億9,482万3,000円と予定しております。この増加費用といたしましては、給水原価の主要な要素であります職員給与費や減価償却費等の経費が見込まれるものであります。

また、営業外費用であります。これらは主として建設事業のために借り入れた公債費の支払い利息と消費税納付予定額2,600万円を加えまして3億1,624万6,000円で、対前年度比0.8%減となっております。

以上を差し引きいたしますと、単年度1億1,631万1,000円の純損失が見込まれるものであります。

次に、第4条は、主として建設改良事業に伴う資本収支であり、まず、収入面では、第1項 企業債は、1億7,400万円を予定し、内訳といたしましては、配水管更生事業債と配水管整備事業債並びに水道施設等整備事業債となっております。第2項 工事負担金につきましては、平成4年予定のトリヴェール和泉のまち開き計画に合わせて、住宅・都市整備公団を初

め民間開発など配水管布設工事の原因者負担金として3億730万円を予定し、第3項 負担金は、消火栓新設に伴う一般会計からの負担金であります。

以上により資本的収入総額4億9,031万円と相なるものであります。

一方、資本的支出の予定総額は6億8,062万5,000円として、水道施設拡充強化を図るための建設改良関連事業並びに企業債の元金償還が主な内容でございます。

以上、資本的収支勘定における収支不足額1億9,031万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、第5条は、先ほど申し上げました企業債の借り入れについて、目的、限度額、利率及び償還方法について定めたものであります。

第6条及び第7条は、いずれも経費の流用事項をそれぞれ定めたものであります。

第8条は、一般会計から受け入れる補助金を1,000万円と定め、第9条は、建設用資材等の棚卸し資産購入限度額を1億9,150万3,000円と定めるものであります。

以上が、今回御上程させていただきました平成2年度水道事業会計予算案の概要であります。これらの詳細につきましては5ページ以下に記載しておりますので、何とぞよろしく御審議くださいます。原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 最後に、病院事業会計の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第8号「平成2年度和泉市病院事業会計予算」につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

病院事業を取り巻く環境は、国の医療費抑制策のもと依然として厳しい状況下にあります。本年4月1日から診療報酬の引き上げが予定されておりますものの、これと並行いたしまして薬価基準の大幅な引き下げも予定され、実質的な引き上げは1%と言われております。

このように医療環境はまことに厳しい状況下にあります。経営基盤の安定と医療サービスの向上に努力してまいりたいと存じます。特に本年度は、医療サービスの向上に意を配し、心血管造管装置等最新の医療機械の導入を行い、市民皆様方の御期待にこたえてまいりたいと存じております。

それでは、その内容につきまして御説明申し上げます。別冊予算書1ページでございます。

まず、第2条は、本年度の業務の予定量を定めたものでございまして、病床数327床、患者数は、入院で1日平均288人、年間延べ10万5,120人、外来で1日平均760人、年間延べ22万2,680人。また、本年度の主要な建設改良事業は、医療機械の購入費2億6,500万円をそれぞれ予定いたしましたものでございます。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定でございます。収入第1款 病院事業収益として47億301万6,000円を計上いたしました。

その内容でございますが、第1項は、入院外来等の医業収益でございます。43億4,732万7,000円。第2項は、一般会計からの補助金の医業外収益でございます。2億4,568万9,000円。第3項は、第三次 病院事業経営健全化計画に基づく一般会計からの不良債務解消のための繰入金でございます。特別利益として1億1,000万円を予定いたしましたものでございます。

次に、支出第1款 病院事業費用46億5,498万3,000円でございます。

第1項は、職員給与費、診療材料費等の医業費用でございます。44億5,118万4,000円。第2項は、企業債及び一時借入金の利子等の医業外費用でございます。2億179万9,000円。第3項は、予備費といたしまして200万円それぞれ予定計上いたしましたものでございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定でございます。

収入第1款 資本的収入13億5,480万円。

第1項は、本年度発行を予定しております企業債2億6,000万円。第2項は、一般会計からの出資金9,480万円。第3項は、一般会計からの長期借入金10億円をそれぞれ予定計上いたしましたものでございます。

次に、支出第1款 資本的支出14億283万3,000円でございます。

この内訳でございますが、第1項は、医療機械購入等の建設改良費として2億6,623万3,000円。第2項は、企業債の償還元金1億3,660万円。第3項は、一般会計からの長期借入金の返還金として10億円をそれぞれ予定計上いたしましたものでございます。

その結果、資本的収入が資本的支出に対し4,803万3,000円不足することとなりますが、その不足する額につきましては、損益勘定留保資金をもって補填いたすこととしております。

次に、第5条でございます。本条は、起債の目的、限度額等を定めたものでございまして、本年度は、医療機械購入事業として2億6,000万円の起債の発行を予定いたしましたものでございます。

次に、第6条でございます。本条は、一時借入金の限度額を定めたものでございまして、本年度は前年度と同様、12億円と定めたものでございます。

次に、第7条でございます。本条は、支出予定の各項の流用のできる場合の規定。

次の第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めたものであり、次の第9条は、一般会計からこの会計へ補助する金額を定めたものであり、本年度は、3億

4, 999万2, 000円と定めたものでございます。

次の第10条でございますが、本条は、棚卸し資産の購入限度額を12億7, 250万円と定めたものでございます。

以上の結果、医業収支で1億385万7, 000円の欠損と相なりますが、医業外収支では4, 389万円の利益が生じ、特別利益1億1, 000万円と予備費を含めた当年度の損益収支は、4, 803万3, 000円の利益を計上することができる予定であります。しかしながら、先ほど御説明申し上げましたように、資本収支におきまして4, 803万3, 000円の資金不足が生じる予定でございます。

次に、病院事業に影響いたします不良債務額は、本年度に1億5, 353万6, 000円解消でき、本年度末の不良債務額は、3億4, 566万1, 000円と相なる見込みでございます。

御案内のとおり、医業を取り巻く環境は非常に厳しいものでございますが、患者サービスに努めるとともに、財政の健全化にもなお一層の努力を傾注してまいりたいと存じております。

なお、5ページ以下に予算に関する説明書、28ページ以下に予算参考資料等を添付いたしてございますので、御高覧の上よろしく御審議をいただきまして、原案御可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（出原平男君） 以上で諸議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については十分審議をお願いいたしたいと思っておりますので、次の日程で特別委員会を設置願ひ、付託の上、休会中の御審査をお願いいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

- 議長（出原平男君） 次に、日程第18「予算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第1号

予算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により、次のと

おり特別委員会を設置する。

平成2年3月5日提出

和泉市議会議長 出原平男

記

1. 委員会の名称

予算審査特別委員会

2. 付託事項

平成2年度各会計予算並びに関連する諸議案

3. 委員会の構成

本委員会は委員13名をもって構成する

4. 付託期限

平成2年和泉市議会第1回定例会会期中

○ 議長（出原平男君） 本件は、先ほど上程されました日程第3「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」から日程第17「平成2年度和泉市病院事業会計予算」までの各議案を慎重に御審査願うため、本特別委員会を設置願うものであります。

お諮りいたします。本特別委員会を設置するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第1号は原案どおり可決いたしました。

○ 議長（出原平男君） 次に、日程第19「予算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第2号

予算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により選任する。

平成2年3月5日提出

和泉市議会議長 出原平男

記

予算審査特別委員会委員（13名）

- 議長（出原平男君） 本予算審査特別委員会委員の選任については、私から選任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私から選任させていただきます。委員の氏名を局長をして朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 順不同、敬称は略させていただきます。
予算審査特別委員会委員＝須藤洋之進、並河道雄、穴瀬克己、讃岐一太郎、竹内修一、松尾孝明、柳瀬美樹、池辺秀夫、原重樹、天堀博、奥村圭一郎、友田博文、木村静雄。

以上、13名でございます。

- 議長（出原平男君） ただいまの朗読どおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第2号の委員の選任は、朗読どおり選任することに決しました。委員の皆様には大変御苦労さんでございますが、付託された諸議案をよろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

-
- 議長（出原平男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

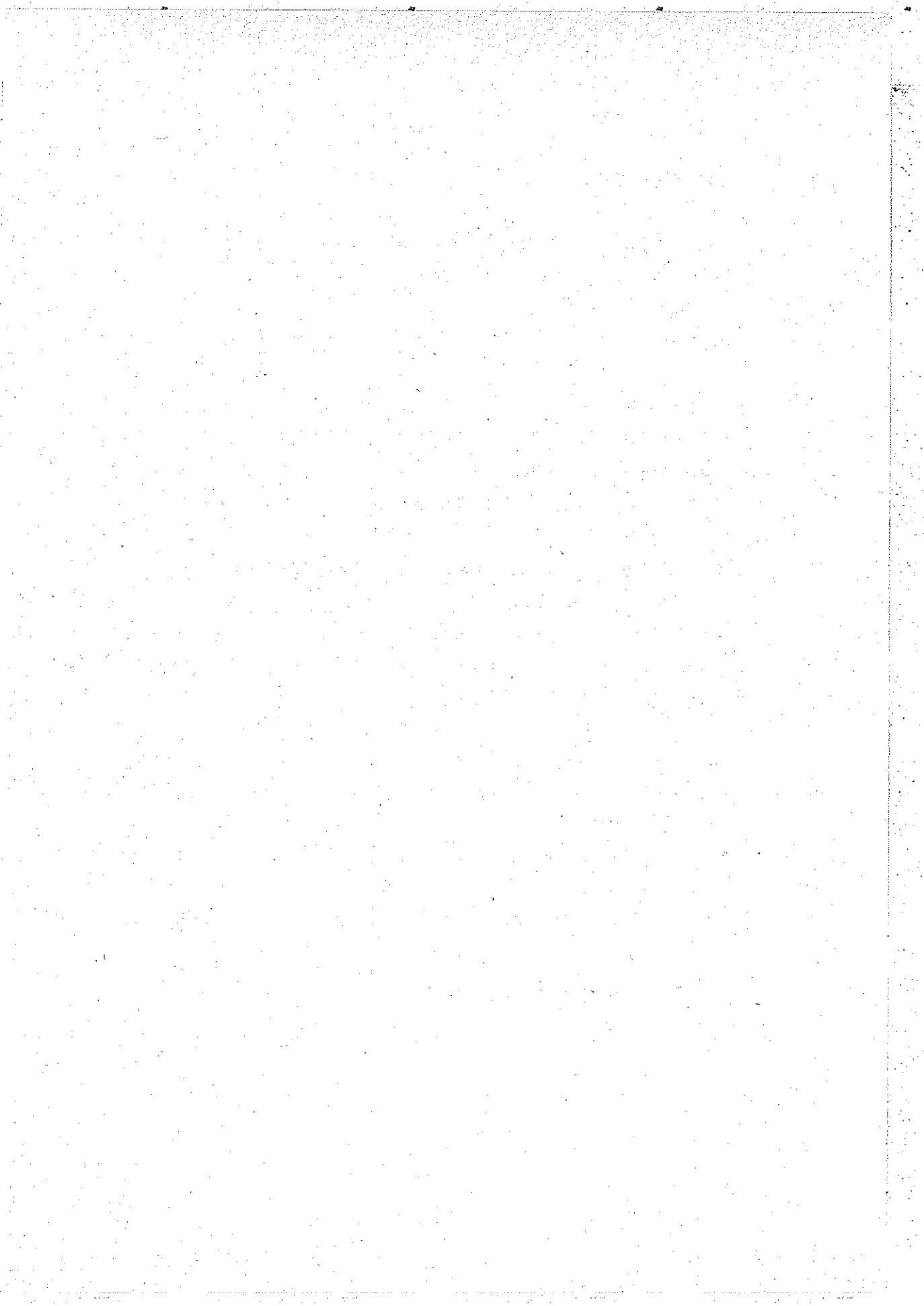
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

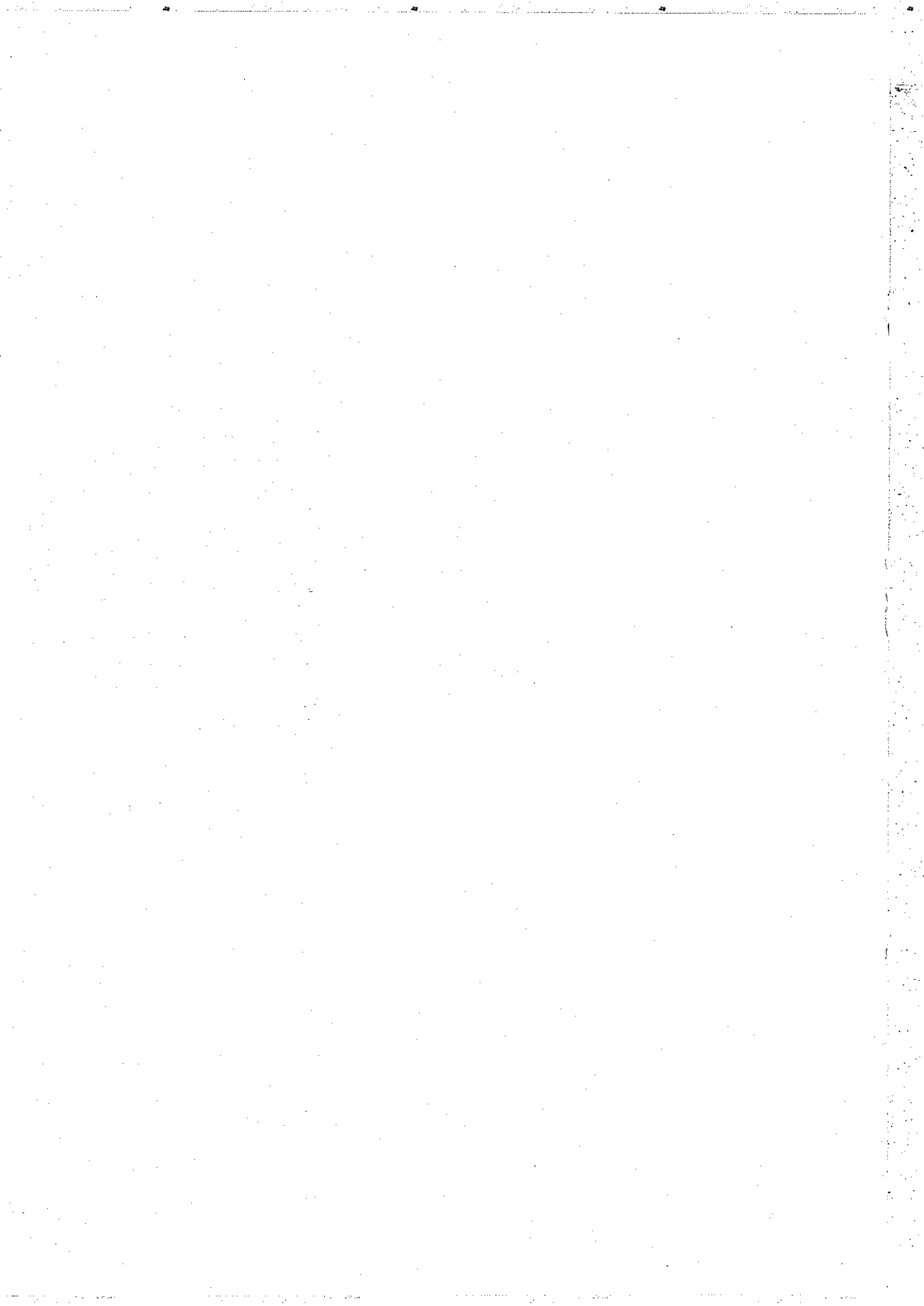
なお、明6日及び7日を休会とし、8日より一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後1時20分散会）



第 2 日



平成2年3月8日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
3番	藤原正通君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平男君
6番	穴瀬克己君	21番	勝部津喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実君
8番	中塚新治君	23番	原重樹君
9番	讚岐一太郎君	25番	天堀博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君

欠席議員(1名)

17番 池辺秀夫君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	総務部次長	森利治
助役	坂口禮之助	総務部次長	奥村富彦
収入役	中塚白	財政課長	阪豊光
市長公室長	杉本弘文	同和対策部長	堀宏行
市長公室理事	逢野一郎	同和対策部理事	向井洋
市長公室理事	神藤恒治	同和対策部次長	明坂文嘉
市長公室理事	中西優	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室理事	稲田順三	福祉事務所次長	大宅清臣
市長公室次長	鹿島賢昌	福祉事務所次長	農端小一
秘書課長	井阪和充	市民生活部長	麻生和義
企画課長	今村堅太郎	市民生活部次長	岸田秀仁
総務部長	橋本昭夫	市民生活部次長	坂田平之
総務部理事	大塚幸之	市民生活部次長	池辺修次

産 業 部 長	松 村 吉 麿	病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹
産 業 部 理 事	中 西 淳 富	消 防 長	角 谷 泰 夫
産 業 部 次 長	高 三 一 行	消 防 本 部 次 長	高 宮 武 男
産 業 部 次 長	藤 原 清 司	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬 喜 広
産 業 部 次 長	松 林 保	用 地 担 当 理 事 土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	明 坂 貞 士
建 設 部 長	浅 井 隆 介	教 育 委 員 長	藤 原 忠 男
建 設 部 理 事	山 崎 琢 磨	教 育 長	西 川 喜 久
建 設 部 次 長	谷 俊 雄	管 理 部 長	逢 野 博 之
建 設 部 次 長	赤 田 儂 信	管 理 部 次 長	白 樫 通 有
建 設 部 次 長	山 崎 精 二	指 導 部 長	重 野 欣 達
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	社 会 教 育 部 長	生 田 稔
都 市 整 備 部 理 事	阪 倉 嘉 一	社 会 教 育 部 理 事	竹 田 明 郎
都 市 整 備 部 次 長	三 井 義 秋	社 会 教 育 部 次 長	中 辻 寿 夫
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	社 会 教 育 部 次 長	北 野 喜 平
改 良 事 業 部 理 事	笠 木 恒 忠	会 計 課 長	藤 木 意 継
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
水 道 部 長	若 井 益 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	着 本 善 夫
水 道 部 次 長	岸 本 孝 二	監 査 委 員	庄 司 清
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	監 査 事 務 局 長	吉 田 陽 三
病 院 長	竹 林 淳	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
病 院 事 務 局 長	藤 原 光 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄
 次 長 河原茂隆
 議事係長 佐土谷茂一
 調査係長 井之上光一
 係 員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成2年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月8日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨(平成2年3月第1回定例会)

発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

① 1番 穴 瀬 克 己 議員

平成2年度市政運営方針について

1. 「産・学・住」兼ね備えた複合的多機能都市について
 - (1) トリヴェール和泉の町びらきについて
 - (2) コスモポリス事業について
 - (3) ラーバン・ライフ・リゾート構想について
 - (4) 和泉府中駅前再開発事業について
 - (5) 市庁舎建替構想について
 - (6) 道路網の整備と下水道事業について
2. 交通安全の確保について
3. 文化財保護について

② 2番 早乙女 実 議員

市政運営方針について

1. 財政問題について
 - (1) 消費税、補助金カットについて
 - (2) 同和関連予算について
 - (3) 財政「健全化」について
2. 「緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり」について
 - (1) 緑の保全について
 - (2) 都市計画地域地区指定について

(3) 地価対策について

3. 「安全で快適な生活環境を整えるまちづくり」について

(1) 公害防止について ——大気汚染など——

(2) 水道事業について ——水質と将来計画——

4. 「地場産業を活性化し、明日の産業を創造するまちづくりについて」

——コスモポリス計画、府立産業技術総合研究所など——

5. 同和行政について

③ 3番 友田博文 議員

1. 下水道整備について

(1) 下水道5ヶ年計画の策定について

(2) 和泉中央線幹線について

2. 道路行政について

(1) 和泉中央線等幹線道路の事業計画について

(2) 道路用地の確保について

(3) サティの開店に伴う道路停滞について

3. 老人福祉対策について

(1) 老人対策について

(2) 寝たきり老人をつくらない対策について

(3) 在宅福祉対策について

4. 情報管理体制について

(1) 情報管理システムについて

(2) 今後の行政システムについて

(3) 将来の情報ネットワークについて

④ 4番 勝部津喜枝 議員

1. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくりについて

2. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくりについて

3. 実施計画について

⑤ 5番 赤阪和見 議員

市政運営方針より

・環境問題について

(1) 緑化と公園整備について

- (2) 架線の水質汚濁防止について
- (3) ごみの減量化と市民協力について
- (4) 庁内コピー再生紙利用促進について
- (5) 下水道・くみとり・簡易自家処理について
- (6) 温州みかん園転換とその後について
- (7) 森林地域活性化と造林促進事業について
- (8) 地場産業「和泉の繊維」について
- (9) ボランティアの育成と自覚について

○
(午前10時00分開議)

- 議長（出原平男君） おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中御出席、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。
- ただいま御出席されている議員さんは23名でございます。池辺議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻届けの議員さんはございません。現在、23名でございます。
- 議長（出原平男君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長（出原平男君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長（出原平男君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。最初に、6番・穴瀬克己君。

(6番・穴瀬克己君登壇)

- 6番（穴瀬克己君） 6番・穴瀬克己でございます。通告順に従いまして質問の要旨を説明させていただきます。

先般、平成2年度の市政方針を池田市長より披瀝をいただきましたが、わが和泉市も市制施行35周年を迎えるに当たって、現在、取り組んでいる大型プロジェクトについて、時代背景、南大阪泉州地域に大きな変革期を迎える中、都市基盤の整備を最優先すべきであります、

この大プロジェクトそのものの直面している問題点を率直に総点検すべきであると考えているものであります。したがって、本市が抱えている大プロジェクトについて数点、お聞かせをいただきたい思います。

最初に、トリヴェール和泉のまち開きについてお伺いをいたします。

当初計画では、平成3年のまち開きが1年遅れるということですが、このまち開きの内容を若干、お尋ねしたいと思います。まず、住宅戸数はどの程度か。また、これからの入居者に対する小中学校施設の開校並びに児童公園、近隣公園等は、どの程度まち開きに完成するのか。合わせて泉北鉄道の1駅延伸時期と、これらを取り巻く商店街、シビックセンター等の設置はいつごろになるのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、コスモポリス事業についてお尋ねいたします。平成5年の創業に向けて用地買収に全力をかけているところであると思いますが、現在の情勢は非常に厳しい実態であると思います。進捗状況と今後の取り組みについてお聞かせ願いたいと思います。

合わせて、今日の異常な地価高騰の中で、公共事業そのものが危ぶまれているところであり、聞くとところによりますと、最近、コスモの周辺地域では、民間売買では百数十万円という取引事例があると聞いております。こうしたことから、今回、コスモに係る買収価格についても見直し検討されているようにも聞き及んでおりますが、その実態はいかがなものか。こうした現状の集約分析等はされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、ラーバンライフリゾート構想についてお伺いをいたします。この構想の当初計画では、夢のある安らぎの溢れた素晴らしい構想であると期待しているところですが、さきのコスモを取り巻く情勢の厳しさを申し上げましたが、ラーバン計画は借地手法で違いますが、非常に厳しい状況になってきているのではないかと考えます。現在の計画実態、事業化に向けての取り組み等について、変更、見直し等の考えはあるのかないのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、駅前再開発事業についてお伺いをいたします。この事業も平成7年完成に向けて鋭意取り組んでいるようであります。本年度に準備組合設立に向けて現場事務所開設の運びとなっておりますが、現在の進捗状況と今後の年次的な計画についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、市庁舎建替構想についてお伺いをいたします。今回の市政方針には触れられておりませんが、平成7年を目途に市庁舎建替構想が発表され、はや2年が経過いたしました。その後の財政的な計画並びに建設内容等は十分に検討されていることと思いますので、御報告を願いたいと思います。

次に、道路網整備と下水道事業についてお伺いをいたします。御存じのとおり、都市計画道

路については、進捗が非常におくれております。空港関連の並行した道路整備が急ピッチで開港に向けて進捗中、本市の都市計画道路も空港関連、並行した形で大幅に推進すべきであると思いますが、その点については、非常におくれてるのが現況であります。こうした理由についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、下水道事業についてであります。平成2年度に泉北環境より和泉市に移管され、流域と合わせて事業主体が和泉市となりますが、その予算規模、事業内容等についてもお聞かせ願いたいと思います。

次に、交通安全の確保についてお尋ねいたします。平成2年4月、国際花と緑の博覧会を控え、大阪の交通モラル、不法駐車問題が大きくクローズアップされ、マスコミ等でも報道されておるところであります。本市においては3駅周辺並びに公団住宅、病院等の公共施設の周辺での不法駐車の実態はどのように把握されているのか、また、そういった原因、要因等はどのように分析されているのか、お伺いをしたいと思います。

次に、文化財保護についてお伺いいたします。池上曾根史跡公園並びに弥生文化博物館の建設も順調に進んでいるように思いますが、現在の進捗状況についてお聞かせ願いたいと思います。また、この事業は、府下唯一の名所となろうかと思いますが、来館者に向けての交通アクセス、関連道路網の整備等はどのように計画されているのか。また、池上曾根史跡公園、弥生文化博物館の完成によって、市全体の遺跡を保存するための管理体制をつくるべきであると思います。貴重な文化遺産を広く市民に親しまれ、文化の薫りに浴せるような施策、予算措置を図るべきであると思いますが、市長の御答弁をお願いいたします。

以上、今回、私は予算委員でもありますので、市政方針に基づく総括的な質問ではありますが、和泉市の将来を大きく左右する大プロジェクトのことでもありますので、理事者の確信ある答弁を期待し、自席での再質問の権利を留保して趣旨説明を終わります。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 都市整備課長（田中武郎君） トリヴェール和泉のまち開き問題について、都市整備課長の田中からお答えいたします。

トリヴェール和泉の住宅造成工事は、昭和61年4月の起工式以来4年がたち、5年目を迎えようとしております。工事は、3ブロックのうちまず北部ブロック地域の防災工事を先駆け、粗造成工事を初め、東部の学園ゾーンを含む一部も着手しており、平成2年度からは、西部地域の防災工事にも着手する予定でございます。現在、北部地域においては、造成工事を進めながら整備工事を先行し、幹線道路である泉州山手線、和泉中央線を初めとした道路工事も並行して進められております。

次に、まち開きにつきましては時期としては、当初、平成3年春を予定しておりましたが、防災工事のおくれや諸事情により平成4年春を予定しております。まち開きのエリアは、北部ブロック北側部分の約25haの区域で、まち開き第一次入居の準備を進めております。供給処理施設や細街路整備など、宅地として仕上げ工事に入っております。当初の住宅宅地の供給規模は、平成3年度中に宅地分譲、建て売り分譲、賃貸住宅等合わせまして約400戸程度の供給を行う予定であります。

同時に教育施設につきましては、小学校、中学校それぞれ1校開校。通勤・通学の足の確保としては泉州山手線の整備を行い、光明池方面へバスの暫定運転の確保。公園緑地につきましては、いしたちはら近隣公園、1号児童公園、槇尾川緑道の整備が図られます。

続きまして、鉄道問題ですが、泉北高速鉄道の延伸計画につきましては、大阪府都市開発株式会社（OTK）が事業主体となることで決定し、本年より地方鉄道敷設免許申請を初め、都市計画決定など一連の法手続を行い、平成7年の開業に向かって具体的に取組まれることとなります。

続きまして、シビックセンターの問題ですが、昨年6月、市の考え方をまとめた中身につきまして、住宅公団に取り合せの問題を提起しております。住宅公団としては、平成2年度に市の考え方も合わせ、シビックセンターの中身を検討するという事で現在、市と協議中でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

- 議長（出原平男君） 次の答弁。
- 市長公室理事（稲田順三君） 2点目のコスモポリス事業の進捗状況につきまして、稲田より御報告、御回答させていただきます。

御存じのように去る62年12月、官民19社の共同出資によりますコスモポリスの事業主体として、「株式会社いずみコスモポリス」を設立させていただいたところでございます。そして昨年6月には一定の買取同意をいただく中、これまでの企画会社から事業実施会社に衣替えし、去る8月から用地買取に取り組んでまいったところであります。

その後、約1カ月間は順調に用地買取交渉が推移いたしましたけれども、御承知のとおり、昨年9月の空港連絡道路の単価アップや基準地価の発表など、用地買取をめぐる諸情勢は一段と厳しくなりました、コスモポリスの用地買取は事実上、ストップするというような状況になりました。

市としてはこの局面を打開するため、地元連合対策委員の役員さんを初め地元選出議員さんとも御相談する中、地元地権者の意向は、単価アップが第一、このことにより市が価格改定に

応じるのであれば、役員としても地元調整の労をとらせていただく、このような話が持たれました。また、価格改定の際には、地権者の意見をよく聞いてやってほしいという御指摘もいただきました。そういう中で昨年11月から12月にかけて、地元の地権者会議を開催させていただき、地権者の生の声をお聞きしてまいったところであります。そして、地権者の意向をもとに関係各方面の御意見も賜りながら価格改定案を作成、地元役員の方々にお示しした上で土地集約と地元調整の方法を協議いたしました。その結果、できるだけ早い時期に地権者会議を開きまして、地権者の協力を得ることとなったところであります。

これを受けまして、2月中旬より地元地権者会議を開催させていただき、協力要請をしてまいったところであります。現在、個々の地権者を回り、国土法の届け出書を配布させていただき、協力をお願いしているところであります。できるだけ早い時期に土地集約ができるよう、精一杯の努力をしている実態であります。今回の価格改定によりかなりの方々から協力を得られるものと信じておるところであります。依然として代替地の確保等解決策の難しい問題もあります。今回の単価改定で御協力をいただけるよう説得してまいるところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、この事業につきましては、市としては、どうしても成功させていただきたいという決意のもとで取り組んでおりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、3点目のラーバンライフリゾート構想の進捗状況について申し上げます。この件につきましては去る62年9月、大都市圏域型リゾートとして整備すべく、その可能性につきまして総合的に検討を行うため、推進協議会を発足させていただいたところであります。62年度におきましては、まず、権利関係調査を実施し、続いて基本計画を策定すべく研究に着手したところであります。このリゾートに対する社会的な背景、構築要件、その他本リゾートの目的、基本方針といったものがその内容でございました。

63年度は、スポーツ、研修宿泊、文化交流、自然活用の4つの機能別に専門部会を設け、各部会におきまして目的、基本方針に沿ってどういう施設が考えられるか、どういう施設が必要か、検討してまいりました。

本年度も引き続き調査研究を進めておりますけれども、まだ、基本計画の策定に至っておりません。推進協議会としての叩き台といえますか、素案ができてつあるわけでございますけれども、御存じのように、当地域は市街化調整区域に位置するため、大阪府の開発許可が必要であります。さまざまな法規制をクリアしなければならず、まず、大阪府の開発指導を仰ぎながら、府の関係各課と調整を進めているのが実態であります。今後とも積極的に大阪府との行政間調整を進めてまいりたい考えるところであります。

また一方、先ほどの御指摘どおり、この事業の土地集約につきましては、あくまでも借地方法を考えております。ただ、借地につきましてもいろんな方式がございますので、どういう方法が最良か、目下、調査検討中でございます。

なお、今後の進め方でありませうけれども、われわれが取り組んでおりますコスモポリス計画の次のプロジェクトとして考えております。そういう状況でございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 都市整備部参事（橋本通弘君） 4点目の駅前再開発事業につきまして、都市整備部橋本よりお答え申し上げます。

まず、現在までの進捗状況でございますが、和泉府中駅前再開発事業につきましては、昭和62年度に都市活力再生保全整備事業の国の補助採択を受けまして策定いたしました地区再生計画案を叩き台といたしまして、地元関係権利者の方々に対し事業計画案の内容、また、再開発事業に対する御理解をいただくため地元説明会の開催、また、見学会等を実施してまいったところであります。

御承知のように、今回、予定しております計画区域は非常に大きく、また、権利者の数も多いことから、地元組織づくりを御提案申し上げてまいったところであります。その結果昨年6月30日、和泉府中駅前街づくり世話人会が設立されました。世話人会の中でも、生活実態に見合った部会をお願いし、土地、住宅、商業業務の3部会の設立をいただいたところでございます。

現在、世話人会あるいは部会を中心にまちづくりや再開発事業の必要性、計画案への御理解を深めるための勉強会、見学会等の活動を実施しているところでございます。また、地元関係権利者の方々に対する説明会、見学会等の案内あるいは再開発事業の取り組み状況を十分に御理解いただくため、まちづくりニュースの発行を行っているところでございます。

今後の取り組み状況等でございますが、再開発事業の推進のためには、地元権利者の方々の理解と合意が不可欠でございます。今後、地元との会合や地元権利者との密接な話し合いがより一層必要となります。そのため後日の予算委員会で御審議をいただきますが、平成2年度予算案の中で現地事務所の建設費など、所要の経費を計上いたしておるところでございます。今後とも、世話人会、部会活動を通じ地元関係権利者に対し再開発事業に対する御理解と合意をいただき、早い時期に準備組合が設立されるよう取り組んでまいりたいと思っております。

それと、事業の年次計画でございますが、地元権利者の合意形成の進みぐあいにもよりますが、平成2年度に事業推進組織としての準備組合の設立に取り組んでまいり、平成3年度に都

市計画決定、平成4年度に市街地再開発組合の設立、平成5年度には権利変換、6年度に着工、7年度完成という目標で取り組んでまいりたいと存じておりますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

○ 議長（出原平男君） 次の答弁。

○ 市長公室理事（稲田順三君） それでは、5点目の市庁舎の建設構想について御報告申し上げます。

まず、庁舎建て替えの構想策定に当たっての取り組みの経過でございますが、昨年6月13日、助役を委員長とした部長級職員28名で構成いたします庁舎問題検討委員会を発足させていただいたところでございます。翌月7月28日には、構想策定の実働部隊と言いますか、関係課長級による庁舎問題検討小委員会を設置させていただき、新庁舎建設に向けての検討を開始したところでございます。続く8月8日には第2回の庁舎問題検討委員会を開催、小委員会で種々検討を行った内容、つまり、近隣都市の庁舎建設に係る経過及び規模あるいは建設に至るスケジュール等を参考にいたしまして、本市が取り組むべき事項、問題点につきまして検討を開始したところであります。

今後、回を重ねて一定の庁舎建設構想案を策定してまいり所存でございますけれども、平成7年を一応の目途とする中で、先般来、御説明申し上げておりますとおり、庁舎規模につきましては将来人口20万人を想定、延べ床面積2万㎡、建設事業費約50億円という大まかな目算を立てているところであります。しかし、具体的な内容につきましては、今後、検討委員会でさらなる検討を行う中で取まとめてまいりたいと考えるところであります。

なお、今後のスケジュールでございますが、資金手当につきましては、あらゆる方途を調査検討しつつ、基金条例制定案、議員先生方によります特別委員会、各界代表による審議会、また、建設準備室の設置など、新庁舎建設に向けての取り組みを順次強めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○ 議長（出原平男君） 次の。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷より道路整備につきましてお答え申し上げます。

本市の道路網の整備でございますが、昭和40年代に都市計画道路30路線を決定しております。その計画に基づき整備を進めておるところでございますが、相当遅れているのが現状であります。現在、都計街路の進捗状況でございますが、国道につきましては、第二阪和は100%完了しておりますが、府道17%、市道につきましては39%の完了となっております。

おくれております理由でございますが、1つには、国の事業採択上の問題でございまして、街路事業、一般道路事業ともに1市1路線が国の採択基準となっております。したがって

現在、街路事業につきましては阪和東側2号線、一般道路事業につきましては黒鳥観音寺線を事業実施しておるところでございます。

2つ目には、用地買収が難航しておるということでございます。最近、特に用地の所有者より代替地の要望が強く、また、単価を初め権利主張が強くなっておるのが実態でございます。こうしたことがおくれておる主な理由でございます。

以上でございますので、よろしく願いたします。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 建設部次長（山崎精二君） 下水道事業について、下水道課山崎よりお答え申し上げます。

平成2年度の下水道予算といたしましては、21億4,307万8,000円、事業費として11億7,891万5,000円でございます。

続いて、下水道事業の整備状況について御報告申し上げます。

本市の下水道事業は、処理区別に見ますと、流域関連公共下水道北部処理区、泉北処理区、泉北環境整備施設組合の所管する高石処理区の3つに分かれております。流域関連区域では、南大阪湾岸北部流域下水道事業に合わせて昭和50年度に計画決定を行い、52年度より下水道法の認可を取り、都計法の認可を受け、同年から事業に着手しております。

当初は、雨管の整備のため流域の進捗を進め、流域下水道に合わせて60年度から汚水の整備を進めてまいりました。雨については、府中、和気、小田を重点的に整備しており、汚水につきましては、住宅・都市整備公団の中央丘陵開発関連による流域下水道和泉忠岡幹線の整備に合わせて和気、小田にかけ、また、和泉泉大津幹線事業の整備に合わせ、府中地区においても63年度から整備しております。汚水につきましては、流域下水道和泉忠岡幹線が平成元年12月に供用開始され、これに伴い和気小田地区の一部を供用開始しております。

また、流域下水道和泉泉大津幹線についても、岸和田南海線の桑原町までが平成2年度中に供用開始される予定であります。

なお、雨水については、和気、府中、室堂地区の浸水対策を兼ね整備しております。それと今回、泉北環境整備施設組合より公共下水道の移管を受け体制の強化を図り、現在、実施中である111haの一部についても下水道推進を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長（出原平男君） 次の答弁。

○ 産業部次長（藤原清司君） 交通安全の確保につきまして、交通公害課の藤原よりお答えいたします。

近年、自動車の普及によりまして、本市も大都市並みの交通量に達するとともに、道路上の

駐車も増加してまいっております。現在、市内の不法駐車の実態を見ますと、JR和泉府中駅前や光明池駅周辺の路上駐車のように買い物等の一時駐車と、鶴山台の住宅団地の夜間の路上駐車で道路を駐車場代わりに使用しておるのが実態でございます。いずれにしても、これらが交通渋滞の原因となり、交通安全上、防災上大変支障を来しておるところであります。

これらの解消策といたしまして、和泉警察署では、路上駐車の多い市内地域の4カ所を重点指導地区といたしまして、指導取り締まりを行っているところでございます。

また、市といたしまして、警察、地元町会の御協力をいただく中、駐車禁止看板の設置、該当車にステッカーを張り、運転者に注意を促しているところでございます。また、校区では、校区交通安全委員の皆様が、迷惑駐車の追放に御尽力いただいているところでございます。

このようにして今後、さらに関係各位の御協力を得ながら、迷惑駐車の追放に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 社会教育部長（生田 稔君） 池上曽根遺跡公園の進捗状況と今後の管理問題について、教育委員会の生田から御答弁申し上げます。

池上曽根遺跡は、和泉市池上町と泉大津市曽根町一帯に所在する弥生時代の遺跡でございます。昭和51年4月、和泉市部分約9万㎡、泉大津市部分約2万3,000㎡、合わせまして11万3,000㎡が史跡に指定されたわけでございます。

本市といたしましては史跡の保存と活用を図るため、史跡指定地を公有化し、史跡公園化すべく、大阪府、和泉市、泉大津市の三者で整備事業に取り組んでまいりましたが、一部道路用地の現状変更が保留されたため、具体的進展はない中ではございましたが、学識経験者や文化財保護団体等で設置した史跡池上曽根遺跡環境保全整備計画協議会で史跡整備基本構想がまとめられたわけでございます。

その構想につきましては、環濠に囲まれた住居跡を中心に保存復元整備を行い、環濠外周部は、環濠内部の環境保全のため主に緑地帯として整備し、一部は市民のための多目的空間とし、環濠内部は南側を中心に復元整備され、史跡公園のメイン空間として整備するというところでございます。それとともに北側部分は将来の詳細な発掘調査に備え、芝生を中心とした多目的広場として、史跡来訪者や市民が自由に使える広場として整備されるという基本構想がまとめられたわけでございます。

なお今後は、実施計画から事業実施に、また、ただいま先生から御指摘がございました完成後の運営管理につきましては、大阪府、和泉市、泉大津市の教育委員会並びに学識経験者によりまして史跡池上曽根遺跡整備委員会を設置いたしまして、その中で協議していくということ

でございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 社会教育部次長（中辻寿夫君） ただいま文化財保護関係で保存管理、予算措置などについても御質問がございましたので、社会教育部次長中辻よりお答え申し上げます。

ただいま申し上げました遺跡関係でございますが、池上曾根遺跡につきましては約60%の買収、面積で4万1,776㎡、現在までの取得総額は32億9,000万円でございます。

なお、これらはすべて起債発行でございまして、その償還時に国80%、府10%、あとの10%が市費負担という格好で財源措置がされてございます。

また、その他指定物件ではございませんが、市内所在の埋蔵文化財の発掘調査につきましても一応補助対象とされております。和泉市内の埋蔵文化財保存地内の土木工事に先立ちまして発掘調査しております個人住宅の調査でございまして、これらにつきましては、昭和49年度より平成元年度までの事業費として6,750万円を執行しております。これらの財源につきましては、国が50%、府が25%の補助が交付されております。

なお、宅地開発工事、工場、店舗等営利を目的としたものについては、こういった調査費用については自己負担となっております。

その他文化財の予算関係でございまして、美術館の館蔵品の修理補助でございまして、これは昭和60年度から実施され、現在までの執行額は1,140万円。その他といたしまして、個人持ちの国指定の文化財修理といたしましても47年度から実施されておりました、累計1億1,300万円。また、府指定文化財につきましては昭和58年度から実施されておりました、総額2,300万円でございます。

以上、文化財関係の予算措置につきまして、今までの財源として執行してきたもの内容でございます。

以上でございます。

○ 6番（穴瀬克己君） トリヴェール和泉から再質問させていただきます。

平成4年で住宅戸数400戸程度を予定しているということですが、分譲がどれぐらい、賃貸がどの程度と細かくお願いしたい。

それから、トリヴェール和泉の110万坪の中の幹線道路の完成はどのように図っていくのか。また、周辺の取り付け道路の整備、特に中央線の観音寺の坎ダンのところの取り付け道路についてはどのような計画になっているのか。周辺の接続道路が相当数に上りますが、これらの事業をどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、最終平成11年の完成予定で住宅公団が進めているように聞き及んでおりますが、全体完成までの年次的な計画の中で周辺道路については、どのように完成を図っていこうとするのか。最終11年ですべて完成する計画でいると思いますので、関連部分も含めての年次的な計画を明確にお示し願いたい。

特にシビックセンターについては、平成2年で中身を検討していくということではございますが、平成4年で入居開始という形になりますので、住宅・都市整備公団の利害を優先するのではなく、そこに住む住民の利害を優先すべく、シビックセンターの中身を検討しなければならない。その意味では、議会等にもきちんと諮っていくよう念を押しておきたいと思います。

もう1点、当初、産・学・住・憩うという4点セットで大学誘致が華々しく打ち出されましたが、最近はやっとトーンが小さくなってまいりました。こういった中、大学誘致はどのようになったのか、お聞かせ願いたい。

○ 都市整備課長（田中武郎君） 穴瀬議員さんの再質問に田中がお答えいたします。

まず第1点、平成4年のまち開きに向けての住宅地供給の内訳でございますが、住宅公団が民間の建て売り業者とタイアップというか、民間卸のような形が150戸、一般の宅地だけの分譲が180戸、住宅公団そのものの賃貸住宅が60戸、合計おおむね400戸予定しております。

続きまして、幹線道路でございますが、地区内部分の幹線道路の年次的な進捗状況を御報告させていただきます。和泉中央線につきましては、泉州山手線と和泉中央線の交差する橋梁部分の下部工事を平成元年度に発注、現在、工事中でございます。その橋梁の上部工事につきましては、平成2年度に発注予定でございます。橋梁部分の完成につきましては、平成2年度末という形になっております。和泉中央線の4年度のまち開きエリアから泉州山手線の部分については、平成3年度末供用開始となっております。

それから、中央線でございますが、泉州山手線から光明池春木唐国線までの東部区域におきましては、予定地に鉄塔が4基立っております。1基2本で全体で8本ですが、その移設工事を平成3年から4年にかけて行い、4年から6年までの間に造成工事を行う形になっておりまして、それが済み次第、舗装工事の完了ということになります。一応、泉州山手線から光明池春木唐国線までの中央線の開通予定は、平成8年度末供用開始の予定でございます。

それから、西部ブロックの光明池春木唐国線につきましては、平成2年度で粗造成工事、必要な仮設道路、調整池などいわゆる防災工事を行うことになっております。平成3年から5年にかけて造成工事を行い、平成6年に舗装完了ということになっております。ただ、産技研の問題がございますので、その建設もにらみ合わせながら西部ブロックの進捗を図ることにな

っております。西部ブロックの光明池春木唐国線につきましては、平成8年度末供用開始予定となっております。

泉州山手線につきましては、光明池駅から泉大津粉河線まで供用開始にかかっております。泉大津粉河線から中央線まで平成3年度末供用開始、中央線から光明池春木唐国線までは平成4年度末供用開始、光明池春木唐国線から岸和田市界までにつきましては、平成4年度末供用開始という形になっております。

それから、全体の今後のスケジュールですが、先生の御意見にもありましたように、平成11年3月末まで造成工事を含め随時、行っていくわけですが、全体の戸数は7,000戸の供給計画でございますので、毎年、700～800戸の住宅、宅地供給の予定をされております。

それから、シビックセンターにつきましては、先ほどお話ししましたように、商業業務地域に公共施設を含めどういうものを取り入れていけばいいか、市全体の考え方を昨年6月、住宅公団に提示しております。平成2年度から住宅公団と市の考え方も含め、今後、シビックセンターを考える委員会も設立しながら検討していくというところまで、市として強く公団に要望しております。よろしく願いいたします。

- 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷より、中央線の観音寺から弥生町区間の道路整備につきまして、現在の状況を申し上げます。

住宅・都市整備公団が直接施行として国の補助採択を受けまして、市が直接工事を担当して整備することになっております。実施計画でございますが、元年度より地元で工法につきまして協議を進めております。平成2年度から測量設計を行いたいと考えております。

なお、完成でございますが、平成5年度を目途に供用開始をできるよう努力したいと考えております。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 大学誘致問題につきまして、都市整備部長からお答え申し上げます。

まず、学研ゾーンにつきましては、以前にも御報告させていただきましたが、オリオノ病院が中心になって（仮称）和泉医療福祉短期大学を計画されております。当初、準備室をつくりまして、財団方式で学校をつくっていくという形でしたが、いろんな経緯からまず学校法人の資格を取得、その学校法人の中で事業を拡大していくという、若干、方針の変更等がございましたが、現在、その方向でやっております。引き続いて、時間のずれがありますが、医療福祉短期大学をつくっていく方向で現在も取り組まれております。

その後、一部大阪女子学園の方でかなり具体的な計画の提示がございまして、協議もさせていただきましたが、市としても内容的にいいのではないかとということで推薦も申し上げたんで

すが、若干、条件的に無理がございまして、今のところ、頓挫したという状況でございます。

なおまた、それ以外にもいろいろ各方面から引き合い等がございまして、今後、和泉市にあっていいものにつきましては、市としても推薦していきたい、かように考えております。

- 6番(穴瀬克己君) 特に平成4年のまち開きということで万全を期した対応、運営をしていただきたいと思うわけですが、最初の分譲という形はいつになるのか。
- 都市整備課長(田中武郎君) 先ほども答弁させていただきましたが、平成3年度末ぐらいから一般公募の予定になっていると思います。
- 6番(穴瀬克己君) 3年度末といえば、平成4年度当初と変わらないと思うんですが、そのときに180戸の土地分譲、それから、民間も含めて150戸の建売住宅みたいなものと公団の賃貸が60戸、こういう形で果たして本当のまち開きになるのかどうか。平成4年度で入るとしたら、賃貸の60戸だけ。後の土地分譲の方は、3年ほどかかって家を建てたらええというような形になる。そのような感じからいくと、トリヴェール和泉の大々的なまち開きのスタートは賃貸の60戸からという感じがいたします。余りにも110万坪の素晴らしい中央丘陵のスタートが、そんな形であるのかと疑問を持ちます。私の想定なり考え方に対して、そうやないとおっしゃるならば、ちょっと答弁してください。
- 都市整備課長(田中武郎君) 先ほど、数字で御説明申し上げましたが、土地分譲の分もあります。民間卸というんですか、例えば大和ハウスとか積水ハウスとかとのタイアップして戸建ての住宅を供給するものが150戸、それと、住宅公団の賃貸が60戸というふうに、当初の450戸の中の200戸ぐらいあると思います。宅地だけ購入して3年以内に建てるという方もあろうかと思っておりますので、そういう数字的なものは多少動くのではないかと思います。よろしくお願いいたします。
- 6番(穴瀬克己君) 特に広くて住みよい町とあこがれて和泉市へ来るわけです。賃貸の60戸は何とか埋まると思いますが、分譲は非常に厳しい。1戸建ての分については、建った分に入ってくるのでスムーズな形になろうかと思っておりますが、あとの180戸についてはかなり遅れていくだろうと思っております。そのような中、義務教育の小中学校の開校や児童公園など周辺環境の整備も急がなければならないのに、世帯数、児童数が少ないということでおくれていくことを懸念するわけです。越境入学をしなければならないとか、せっかく新しいまちということで来て、小学校、中学校の建設がおくれ、周辺の整備もおくれていく形が、当初のまち開きの中で出てくるのではないかと強く懸念しますので、強く推進方をよろしく願いいたします。

それから、大学誘致問題でございますが、大学を誘致するとしてオリオノ病院に土地を分譲

した形になっていますが、当のオリオノ病院は医療法人なんですよ、学校法人の資格なんて持っておられない。これから学校法人の資格を取得していくという形です。ところが、大学の用地を分譲しているのは問題があるのではないか。当初、素晴らしい大学を2校ぐらい誘致する、国際大学も来るという話も聞かせていただきましたが、例の事件が起こってから、学校法人の取得は非常に難しい状況です。当局は、そういうことは問題ないと言われるのか、御答弁を願いたいと思います。

あとは要望にとどめますが、平成4年のまち開きから平成11年まで全体構想を進めていくわけですが、当初は400戸ぐらいからのスタートですが、翌年からは毎年、700戸から800戸ぐらいを分譲していくという、ものすごいピッチでまちづくりが進められなければならない。その中でいまだ幹線道路がはっきりとしためどが立っていない。中央丘陵の中身すら、そのような状態でしょう。どんどん入居が始まっていくのに並行し、その生活圏の中で建設工事が進んでいくならば、公害問題とかが起こるのは必至であります。公団が、住民が本当に安心して住めるような形の中で分譲していかないと、苦情は全部和泉市の方へ来ます。年次計画の報告では、新しく来た人を住ませながらもすごいスピードで工事をしていくという感じでしか完成ができていない計画であります。その意味では、住民に対して安心して暮らせるような環境づくりの体制をつくって建設していかなければならない。これは強く要望、指摘をしておきます。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 医療法人から学校法人という問題でございますが、当初、大学設立ということで、準備財団という方式で文部省と協議いたしました。そういう背景の中、公団が大学用地としての処分を行ったということでございます。その後、一定の学校法人の資格を取得する方向で、現在、現実的には既に取得されていると思いますが、文部省の指導もあって、一定の手続き的な方針の変更をされたわけであります。その経緯につきましては、オリオノの方から公団に事情説明もやっております。期限内に大学を建てるという売買契約になっていると思いますが、そういった面での時期の延期措置が若干、問題になるかと思っております。今までは、事業者と公団の関係の中では、常に情報交換をしながら対応しているということで、特に問題にはならないのではないかと考えております。
- 6番（穴瀬克己君） オリオノが学校法人の資格を取得したという答弁がありました、間違いはないですか。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 学校法人の資格を取得したと思います。
- 6番（穴瀬克己君） 間違いはないですね。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 間違いはないと思います。

- 6番(穴瀬克己君) 今のところは、このオリオノ1校の大学誘致ということですが、病院の理事に聞いたところでは、学校法人の資格がなかなか取れないという悩みの相談があったということですが、取得したことは間違いないですね。
- 都市整備部長(萩本啓介君) はい。
- 6番(穴瀬克己君) もう1つは、大学が産技研に振り変わったんじゃないかという感じもするんです。当初、2校の大学誘致ということでしたか、ほかの方面からもいろいろ相談があったように聞いておりましたが、その部分の大学誘致についての状況はどうなっておりますか。
- 都市整備部長(萩本啓介君) 産技研につきましては、企画の方からも説明があったと思いますが、これは中央丘陵の西部地区にいわゆる特定業務施設というものを住宅から変更させていただきました。特に新住事業の中での計画変更という経緯もございますので、われわれとしても、研究所や研修所という非生産系のものでやっていきたいという考え方が基本的にございます。そういった中、市当局でいろいろ努力されまして施設の誘致に成功したということで、この特定業務施設の中で一番ふさわしいものが導入されたということで歓迎しております。これは大学誘致の関係とは一応切り離れた、特定業務施設内の研究所という形でございます。
- 6番(穴瀬克己君) 今のところ、他の大学誘致の話はないんですか。
- 都市整備部長(萩本啓介君) 大学誘致の話はいろいろありますが、公表できる段階のものはありません。
- 6番(穴瀬克己君) 来ていることは、来ているんですか。
- 都市整備部長(萩本啓介君) はい。
- 6番(穴瀬克己君) コスモポリス事業は、当初計画からいきますと平成5年創業、平成7年完成という形ですが、非常に厳しい中、民活初めての事業としての取り組みでございます。官民19社の形で進めていくということですが、用地買収は約30%ぐらいいってるんじゃないかということは、各委員会などで聞いております。残すところ分譲まであと3年ですが、創業までに分譲しておかないと、創業はできない。平成4年ぐらいに分譲しておかないと、物理的に創業できません。こういうことから平成5年の創業は、非常に厳しく不可能に近い状態になってきている。ましてや、当初計画の平成7年までに全部を完成させるということは、非常な遅れが出るのは必至であります。そういったことで今までの固定した観念を抜本的に見直していかなければならない。ただ、やみくもに何としても買収はやりたいという気持ちはわかりますが、カラ元気ばかりで毎年、同じことを言うておってもどないもならん。現実を抱えている問題をはっきり掌握しなければなりません。見直すべき中身は、見直していかなければならない。

先ほど、用地買収の問題もありましたが、周辺の土地の商いは、異常の上に異常を足したような価格が、通常の価格として取引されております。聞くところによりますと、トリヴェールは4～5万ぐらいで買収されたようですが、その周辺での当初の30%の買収は、大体10万以下だとも聞いております。こういう中、その周辺の土地売買は、調整区域の中で100万、150万という商いがされております。このような中、なんぼ半公共的な事業といえども、100万円以上で取引しているものを、少し見直して10～15万円にしたから売ってくれと言っても協力してもらえないものではない。だれが考えてもそうです。幾ら公的な事業だから協力せよと言うても無理な話です。そのような中では、コスモを成功させるには、もう一度洗い直す必要があるのではないかとということで提起をしたわけです。

特にトリヴェールの買収は、非常に苦勞されたと聞いております。トリヴェール誘致の際には、産・学・住・憩うという4点セットが市の基本構想であり、基本理念でありました。このとき、なぜコスモも同時に着工できなかったのか、あるいはラーバンも手を付けられなかったのか。こういう形からいくと、いまさら言っても仕方がないが、これは市の行政をあずかる責任者として、常々、基本理念を打ち出しながら毎年、毎日の活動の中で、議会の場や市民の場で夢と希望を安売りしておいて、現実の状況が進まないという問題が出てきたとき、市の責任は重大であると思います。ラーバンも後で言いますが、コスモは既にスタートし、30%の買収までしているわけですから、もしこれができなくなれば大変な問題になってまいりましょうし、再度、抜本的な見直し、検討をすべきだと思いますが、お伺いしたい。

- 市長公室理事（稲田順三君） 御指摘の点、われわれとしてもわかるわけです。そういう中で今回、価格改定をさせていただきましたが、これに地権者の方々の御意見も十分に反映させていただいたと思います。当初、第1回目の価格を提示させていただいたときには、宅地公示価格で大体全体的な格差を付けずに行ったわけですが、今回は、地元へ入る中では、やはりブロック間格差を設けました。御指摘のように、外環沿いや府道春木岸和田線沿いでは、相当高い部分もありますが、全体からいきますと、今回、提示させていただきました新しい価格につきましては、ブロック間の外環とかは別にして、全体的には、今回の単価で御理解賜ったのではないかと私自身、理解するところまでございまして、用地買収をさせていただいておるところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、代替地の問題につきましてもクリアしなければならないと考えておりますが、全体的には、新しい単価で御理解を賜ることができるのではないかと。今後、精力的に取り組んでまいりたいと考えております。いずれにしても、1日も早く用地集約を完了いたしまして、スケジュールどおり、空港開港時には創業できるようにもっていき

たいということを踏まえ、今後とも先生方の御支援、御指導を賜りたいと存じます。

- 6番(穴瀬克己君) 担当者は大変だと思います。もう少し先に延ばしたいのはやまやまだと思います。物理的にも平成5年創業、平成7年に完成できるわけがない。だれが考えても、今の状況からいってもそれを聞く方がおかしい。今の買収の状況からいって、見直しても困難な状況だと思います。事業実施計画の平成7年も見直さなければならない。皆そうです。ラーバンも、市庁舎の建替も、駅前も平成7年、できっこない。議会をばかにするなど言いたくなる。もうちょっと確実性のある、理解のできる計画決定をしないと市民に笑われますよ。これらはすべて市の大きな浮沈にかかわる問題やからね、厳しく指摘をしておきます。

ラーバンにしてもコスモと同じでして、本来ならば、平成2年度に第三セクターの形でスタートすべき計画であったと思うんです。ところが、これだけの土地の高騰という厳しい時代背景でコスモの進捗が危ぶまれている中、用地も同じ地権者が重なっている状況もあろうかと思えますので、ただやみくもにコスモの推進の状況からいって、コスモとセットで出すのは困難な要素が出てきていると思えますので、事業化に向けては慎重に検討すべきだと思います。だからこそ、今回の予算には出て来てないのだと思います。平成7年という構想も見直していく必要があるのではないか。ましてや、全然着手していない中、構想だけがどんどん時が刻まれていっている感じがですが、今後の事業実施に向けての経過なりは慎重を期していただきたいと要望しておきます。

次に、駅前再開発事業につきましても、少ない職員で大きな課題を進めておられます。何とか住民の意向、意識を調査し進めていくことは、大変な作業だと思うわけです。これもまだ平成7年完成と言うてます。年次計画もさらさらと言うていただきましたが、阪南8市の駅前再開発を見ると、空港開港に備えて南海線の高架は大分以前から計画されておりましたので、それにドッキングした形で駅前再開発のアクションがスムーズに流れております。しかし、和泉府中の駅前再開発は、以前に開発した中、なおかつ粉河線や泉南線の拡幅、都市基盤整備も含めた形でやらなければならない。JRの駅が高架になるわけでもないし、そんな動きはかけらもない。市からアクションを起こしている感じですので、住民の説得も非常に難しいだろうと思います。まちづくりニュースの発行ということで住民の皆さんの御理解を、と進められているのはわかります。

そこで、その問題はさておき、駅前再開発は、粉河線、泉南線の拡幅という面的な整備をしなければならぬ中、道路買収事業ということで受けとめておられるのか、駅前再開発事業ということで受けとめられているのか。それによって手法が異なってくると思えますので、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○ 都市整備部理事（阪倉嘉一君） 都市整備部阪倉よりお答えいたします。

和泉中央線部分でございますが、これは府道と泉大津粉河線が現在、府道になっておりまして、再開発で整備する部分は、中央線より大阪側の整備を再開発と考えております。それと連携する形で反対側あるいは大阪側の部分については、大阪府で拡幅していただくということで現在、大阪府に要望しているところでございます。

それから、大阪和泉泉南線につきましては、現在、再開発区域内で駅前広場へ導入する道路部分は、再開発で拡幅していきたいと考えております。

○ 6番（穴瀬克己君） そうなってくると、非常に権利関係で問題が生じてくるのではないかと。

一方は、道路買収方式でやるので協力したらおカネが入ってくるが、片方は、再開発手法の権利変換でしょう。こういうことで道路事業をやるなんて至難の技です。恐らく無理やろう。こんな形で最初から取り組むなんて無理ですよ。もう言わんときますがね。そもそも駅前再開発も平成7年で完成すると言いますが、平成2年で組合設立までいってない。30何階のどっかいビルを駅前に建てていくというが、粉河線1本、泉南線もよう整備もせんとできっこないじゃないですか。もうちょっとしっかりと年次計画についても納得のできる形で再検討してもらいたい。

市庁舎にしても平成7年。再答弁は要りませんわ。意見だけ言うときます。もう2年もかかっているのに、検討委員会で検討、検討と言い続け、いまだに予算的な裏付けも表に出されていない。それなら、ハナから言うなと言いたい。調査段階、調査段階、一体、何年調査したらええんか。ばかにするなと言いたい。そういう面で、今まで取り上げてきたプロジェクトについては、池田市長は、毎回、毎回の議会で新しいまちづくり、地場産業の活性化を図るためコスモも導入しなければならないし、空港関連で駅前再開発もして都市基盤の整備を確立しなければならない。あるいはこれだけ人口が増えてきたので、庁舎の建替もしなければならないと声を大にして訴えておるわけです。

これらの1つ1つのプロジェクトが具体的に進んでおれば、なるほど池田市政は1つの目標に向かって具体的に進んでるんやな、市民皆さんに夢と希望を与えられるな、と議会も応援すると思います。にもかかわらず、全部が足踏み状態です。ましてや、計画、構想を打ち出した中で、いつまでたっても計画案、構想案が出てこない。庁舎もそうであります。その中ですべて平成7年を目指した池田市長の公約であります。しかし、非常に厳しい現況下にあります。実現が困難な実態がたくさんあるわけです。計画の見直し、再検討の必要があります。なぜならば、もしこれらの大きなプロジェクトが1つ1つ挫折していったならば、和泉市にとって大きな損失でありますし、また、和泉市が置かれている状況が大きく左右される問題でありま

す。その意味でも、市長に確信のある御答弁を願いたいと思います。

- 議長（出原平男君） 簡単に願います。
- 市長（池田忠雄君） 穴瀬議員さんからプロジェクトの4点と、庁舎も含めましていろいろと御心配をいただいております。御心配、御指摘をいただいていることを受けとめさせていただき、感謝もさせていただきたいと思います。狂乱地価のあおりをまともに受けておりますコスモの問題についても、いろいろと御指摘をいただき恐縮に存じます。

先ほど、稲田理事から申し上げましたように単価を改定させていただき、それで地権者の方々に一生懸命お願いにあがっております。問題はいろいろあろうとも、何とか不退転の決意でこれらの大事業は、和泉市の経済の再生、大阪経済の発展という大きな命題がございますので、実現に向かって全力を上げてまいりたい。以前からの公約の目途につきましては、昭和70年ということでしたが、平成に元号が変わりましたので、平成7年を目途に進めております。どのような事業でも、隘路があるのは御指摘のとおりであります。しかし、それを創意と工夫を凝らし、熱意を持って和泉市の明日を切り開いていくという、ロマンを求めて、と言うとキザになりますが、計画性のある発展を目指し全力を上げてやってまいる決意であります。

コスモも何とか平成2年度の間に用地集約のめどをつけさせていただきたい。ラーバンは1期おくれであります。近道のインターを1つのポイントにしてコスモも位置付けさせていただき、ラーバンも交通の便ということで位置付けさせていただく中、同じ校区でございますのでラーバンも取り組みをさせていただきたいと思っております。

駅前再開発につきましても、確かに難しさはございます。平成2年度に現地事務所を開設させていただき、職員も常駐し、400軒に上る地権者の皆さんにそれぞれ説得とお願いをさせていただき、御協力をいただく作業は大変ではございますが、たゆみなく続けていきたい。

庁舎につきましても、御心配をいただき感謝しておりますが、1つの目標を平成7年と置かせていただき、計画を着実に推進していく中、いずれ議会にも特別委員会をお願い申し上げます。一番の急務である財源対策につきましては、前にも申し上げましたように、胸中深く秘めている点もございます。狭隘になっております庁舎を建替、20万都市の行政需要に対応していくためにも、不退転の決意で進めてまいりたい。4つのプロジェクトの推進と合わせまして、これも全力を上げて取り組みをさせていただきたいと存じます。

いずれも目途でございますので、若干のずれがある場合もございますが、その点は、進行ぐあいの中で御協議もさせていただきたいと思っております。御心配、御指摘を感謝いたしますとともに、5つについての決意を申し上げさせていただき、よろしく御支援と御協力をお願い申し上げます。

○ 6番(穴瀬克己君) もう少し確信のある答弁をもらわないかな。市長の答弁を聞いてお
りますと、今までの延長みたいな形です。これからは1つ1つの事業をもっと厳しく見詰めて
いかなければ、それこそ、市長のかじ取りが間違えると、和泉市の大きな浮沈にかかわります。
このことを肝に銘じていただきたい。特に職員の皆さんが行き詰まる中、大変な御苦勞をされ
ておりますが、今までの状況の中では、前途に光を見出すのは至難の技です。市長の責任のも
とで、もっと確信のある計画等をもう一度練り直さなければならないと思う次第でございます。
道路と下水の問題でございますが、空港関連ということで国の事業の中で、それこそ“そ
このけそこのけお馬が通る”という感じで旧ピッチで開港に向けて進んでおります。ところが、
和泉市の計画決定した30路線は、20数年たった現在もいまだに1つも完成を見ていない。
他の市もそうかな、と見ますとそうじゃない、でき上がっております。1つもでき上がってな
い和泉市の状況を他市と比較しますと、道路網の接点、都市基盤の整備については、和泉市が
立地条件が難しい地位にあるのはわかりますが、何としても空港関連の中、1つでも大幅な推
進ができるよう国、府に力強い働きかけをし、アプローチをかけていただきたい。このことを
強く要望しておきます。

下水道事業にしても、今までの泉環主体の事業が和泉市の事業主体という形に変わってきま
すし、事業対象も事業量もどんどん増えてまいります。予算の規模も拡大してまいり、維持管
理の問題も出てきます。今の建設部所管の中では、非常に人員ともに厳しい運営になってくる
んじゃないか。泉環から担当の当該市に職員も移管されてくるような形になっておりますので、
当座は対応していこうと推測します。しかし、阪南8市を見ますと、下水道事業部という
部体制が、ほぼ定着したような形で推進しております。和泉市の現在の下水道課の対応として、
今までの河川とのからみもありましようけれども、1つは、部体制の形で事業部の設置に向け
て検討すべき時期に来ているのではないかと思いますので、検討方をお願いしたいと思います。

それから、交通安全の確保でありますけれども、大阪府も大々的に国際花と緑の博覧会を契
機に駐車場問題を前向きに取り上げてやる関係上、駐車場問題も推進しなければならないとい
うことで、自動車駐車場整備事業補助金という制度をつくりました。補助金の目的というこ
とで、平成2年度の事業内容は、特に空港関連の佐野や岸和田に駐車場の予算が付けられており
ますが、当和泉市におきましても国際化していく中、これは駐車場の建物は別にして、用地買
収や工事等に対して2分の1の助成であります。新聞にも出ておりました。和泉市の公的な施
設、庁舎の駐車場もしかりだと思いますが、市立病院等でも毎回、議会で何とかならんか、と
言われております。また、商店街等でも立体駐車場などに対して助成制度がありますので、こ
ういう時代の流れの中、1つ1つの施策についてきちんと取り組んでいく形で助成制度等も検

討していただきたいことを要望しておきます。

それから、文化財保護につきましては、今まで莫大な費用を使っております。私の試算では、百数十億円というカネが用地買収費や発掘調査、後の管理、建物等に使われております。大きな国民の財源を使いながら、一般市民が文化の薫りに浴せない。ただ、研究のための研究に終わっているような気がします。その意味では、今回、初めて池上曾根遺跡内に弥生文化博物館ができるのは、素晴らしいことだと思います。

この中では、和泉市内に点在する観音寺遺跡や丸笠古墳などについても、市民の目に触れ、心にしみるような施策を講じる必要があるのではないかと。予算付けをきちんとしていくべきだと思います。いつも市政方針には出てきますが、言葉だけ。一向に予算が付いてこない。これではカラ念仏です。今後、具体的な施策として予算付けをしていかないと、それが実際の施策として歩いて行かない。ぜひきちんとした施策をつくり上げていただきたい。今まで莫大な費用を使いながら、小中学校の義務教育にも、社会教育にも活用されない。展示や後の管理は放っばらかしの現状では、活用されるはずがない。生徒なんか連れていける状況ではありません。この際、総合的な文化財保護の施策、予算付け等を重ねて要望しておきます。

最後に、具体的な形で1点、お願いしたいと思います。これだけの日本一というような、府下では唯一の文化博物館であることは間違いありませんが、この博物館が建てられることになりませんが、市民がそこへ行くためには松之浜伯太線を利用しなければならないが、あの道路は、通勤ラッシュには身動きできない。鉄道を利用すれば信太山駅で降りなければならないが、町内道路は未整備のまま。東側線は、信太山駅から北側はできているが、南側はまだなんです。

このような状況では、地域の住民に多大な迷惑をかけると思います。公園については府と2市で管理していく、館については府の管理になると思いますが、せっかくりっぱなものを持って来ていただいても、地元には大きな不満を残すことになってはいけません。きちんと地元との協議もやっていただきたい。和泉市が橋渡しになろうかと思えます。大阪府、泉大津、和泉市の三者の中で、地域の町内道路や東側線、松之浜伯太線の問題について検討していただきたい。

さらに、前から提唱しておりましたが、和泉工業高校前から第2阪和に抜く道路の用地買収が済んでいるような状況でございますが、1日も早く供用開始ができるよう、また、踏切の拡幅も以前からの問題です。和泉工業高校下がりの踏切や池上の第一、第二の踏切、北寄りの踏切など周辺の整備も関連して図らなければ、りっぱなものがあることによって、逆に地元の住民に対して文化の薫りを汚いものにしてしまうことにもなりかねませんので、そういった面でも、JRとの協議方を十二分にやっていただくよう要望して終わります。



○ 議長（出原平男君） 次に、22番・早乙女実君。

○ 22番（早乙女実君） 22番、日本共産党の早乙女実でございます。発言通告順に従って第1回目の質問をさせていただきます。私の一般質問は、市政運営方針についてであります。発言通告にもありますように、大変広範囲にわたっておりますので、的確な御答弁をよろしくお願いしておきます。

まず最初に、財政問題について4点ほどお聞きをいたします。

1点目は、昨年3月予算議会でも問題になりました消費税についてであります。平成2年度予算における基本的な考え方及び市財政の歳入歳出面への影響についてお教え願いたいと思います。

2点目は、完全復元されずに継続されております補助金カットの影響額はどの程度か。これはカットされて以来毎年聞いておりますので、あえて再度お聞きをしておきますので、よろしく願いいたします。

3点目は、同和関連予算についてであります。予算全体に占める割合とその財源内訳について。また、建設事業費に占める同和関連予算についても、数字で明らかにしていただきたいと思っております。

4点目は、市長の市政運営方針で御提起がありました、財政の健全化努力をうたい、行財政改革の理念に沿い、財政構造の改善を図りたいとおっしゃっておりますが、行財政改革の理念をどのようにとらえておられるのか、お示しを願いたいと思っております。

2つ目ではありますが、「緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり」という形で方針をお述べになっておりますので、その中に関連して3点ほどお聞きをしたいと思っております。

1点目は、緑の保全の問題であります。昨年12月15日付朝日新聞で「乱開発から緑を守れ 近畿管区行政監察局 大阪府へ改善意見」という記事が載せられました。いわゆる国定公園内の採石をやめよ、というものであります。その記事の中で和泉市槇尾山町の採石場についても触れられており、行政は手ぬるいといった市民関係者の声を紹介しているわけであり、これは直接的には大阪府の問題でありますけれども、窓口としての市にも問題がないとは言えないと思っております。そうした点の問題について、どのような受けとめられておられるのか、お考えをお聞かせ願いたいと思っております。

2点目は、市政運営方針で現行の都市計画地域地区指定を調査検討すると述べられておりますが、その具体的な理由、目的についてお聞かせいただきたいと思っております。

3点目は、高騰する地価対策についてであります。全国的にも問題になっているわけですが、とりわけ泉州地域和泉市での実態をどのように把握され、どのように対応されようとしている

のか、お聞かせいただきたいと思います。

3番目は、「安全で快適な生活環境を整えるまちづくり」とおっしゃいましたが、関連して2点ほどお聞かせいただきたいと思います。

新聞記事の引用が続いて申しわけないんですが、これも同じく昨年11月30日付の読売新聞ですが、「ずさんな公害行政 対象工場つかめず 近畿管区行政監察局が大阪府、大阪市にお灸」という記事が載せられています。いわゆる大気汚染並びに水質汚濁、騒音、振動という公害発生源となる特定工場に対する公害防止の実態を批判しているわけです。直接和泉市の事例は載っていませんが、和泉市ではこうした特定工場も含め、こうした対策をどのように行われているのか。規制法令のかかわり合いも含めてお聞かせ願いたいと思います。

2点目は、水道事業についてであります。市政運営方針では、将来を展望した供給計画に万全を期してまいる、とおっしゃっておりますが、具体的にどのような将来計画を考えておられるのか。現行供給能力に関連してお示しを願いたいと思います。また、安全でおいしい水に対する願いは、だれしも市民が持っているわけでございますが、以前から問題になっております発がん性のトリハロメタンの問題についての原因と対策をどのように考えておられるのか、お教え願いたいと思います。

4番目は、「地場産業を活性化し、明日の産業を創造するまちづくり」に関連してお聞かせ願いたいと思います。

先端技術産業などが集積する新しい産業団地の形成を目指す、とおっしゃっておられるコスモポリス計画については、予算面では、63年度が事業化の手法、計画調査委託を行っております。元年度では、事業計画の策定委託を行っているわけです。先ほど、計画年数の問題で御質問がございましたが、こういう予算の執行段階を見ますと、かなり内部的な問題でも検討が進められているような気がいたします。さらにまた、来年度予算の中では、環境影響評価の審査検討、業務委託料、これはコスモの予算ではなく公害のところに入っておりますが、計上されたりしております。

そこで、お聞きするわけですが、全国的にハイテク産業の研究開発にかかわるハイテク汚染防止のための環境保全協定を前提としたまちづくりなどが進められてきているわけですが、こうした協定を結んでいる例も現れてきていることから、こうした点について、かなり内部検討も進められているようですが、どういように検討されているのか、やっておられるのか、おられないのか、その点も含めてお聞かせ願いたいと思います。

合わせまして今回、市の総合計画の産業振興のあたりをもう一度読み直して見ましたが、地域産業センターの設置検討ということが、地場産業振興の主要施策の1つに挙げられていたわ

けです。その問題を含めまして、既に現在の総合計画は5年が過ぎて折り返し点に来ておりますが、こうした問題と、個別に出されておりますコスモや府立産業総合研究所という問題との具体的な計画の連関性や整合性がどのように考えられておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

最後に、「生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり」に関連いたしまして、同和行政についてお聞かせ願いたいと思います。

市政運営方針で述べておられますように、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律は、残る2年になっております。物的事業は、法的期限内に達成したいとおっしゃっているわけですが、心理的差別の解消は不十分であり、市調査で示されており、心理面での差別解消のための施策を一層強めるとおっしゃっております。

そこで、あえてお聞きしたいわけですが、ここでおっしゃっておられる調査というのは、どの調査を言っておられるのか。また、啓発活動の強化と言っておられますが、具体的にはどのような内容、方法等をお考えになっておられるのか、お教え願いたいと思います。

合わせまして先日、「自治大阪」を読んでおりましたら、市長会の報告というか、それが短信欄に載っておりました。そこには、昨年12月17日に行われた第7回の定例市長会では、大阪府が行う同和事業対策地域住民生活実態調査の基本事項について了承した、ということが載っております。この了承したと言われます基本的事項の内容につきましては、私どもには知らされておられませんので、この内容についてお教えいただければお願いしたいと思います。

以上、第1回目の質問を終わらせていただきます。

- 議長（出原平男君） それでは、理事者の答弁は午後にお願いたしまして、ここで午後1時まで休憩いたします。

（午前11時50分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（出原平男君） 午前に引き続き一般質問を行います。

早乙女議員の質問に対し答弁を願います。

- 財政課長（阪 豊光君） 財政問題につきまして、財政課よりお答え申し上げます。

まず、消費税の問題でございますが、御承知のとおり昨年、シャープ勧告以来の抜本的税制改正が行われ、直間比率の見直しとして消費税法が成立したところでございます。本市といたしましては、直接納税義務の発生する企業2会計の条例改正を願ひ、実施時期については、規則に委ねたところでございます。他の会計につきましては、慎重検討熟慮いたしたところであ

ります。ただ、歳出面については、消費税法施行に伴い予算計上して執行してきたところでございます。本年度予算案につきましては、全会計の条例に基づく消費税の取り扱いは転嫁せず、歳出の所要の措置をいたしたところであります。

次に、消費税の歳入歳出への影響でございますが、平成2年度予算措置といたしましては、まず、一般会計の歳入におきましては、市町村の自主財源でございました電気ガス税が廃止され、その財源補填として消費譲与税が平成元年度に創設されたことに伴いまして、4億8,700万円の計上をいたしております。

歳出につきましては、一般特別4会計を含めまして1億9,660万7,000円、企業会計2会計につきましては9,635万5,000円、計2億9,296万2,000円の影響があります。なお、予算には転嫁しておりませんが、消費税法の課税対象の歳入の税額といたしまして、一般並びに特別会計を合わせまして1,834万2,000円、企業会計2会計として6,054万7,000円の影響となるところでございます。

2点目の補助金カットの問題でございますけれども、投資的経費の高率補助金カットにつきましては、引き続き平成元年、2年の2カ年の暫定措置として引き続き行われており、財源対策といたしましては、臨時財政特例債で対応し、地方交付税の理論算入ということで御案内のとおりでございます。影響額といたしましては、一般会計2,690万4,000円、特別会計1億3,309万円、計1億5,991万4,000円でございます。

続きまして、第3点目の同和関連の予算額と比率でございますが、一般会計総額337億8,200万円、そのうち同和関連経費といたしまして71億8,347万7,000円、21.3%の占める割合でございます。財源内訳といたしましては、国庫支出金10億9,529万円、24.1%、府支出金11億1,715万2,000円、42.6%、地方債9億4,155万8,000円、68.8%、その他の特定財源といたしまして1億9,23万8,000円、2.9%、一般財源39億2,023万9,000円、18.3%の占める割合でございます。

なお、建設事業費につきましては、一般会計の総額といたしまして59億8,017万1,000円でございます。このうち同和関連の建設事業費といたしまして30億4,583万6,000円、50.9%。財源といたしましては、国庫支出金で10億6,007万円、67.9%、府支出金5億4,910万5,000円、62.3%、地方債9億3,185万8,000円、70.1%、一般財源5億4,86万6,000円、28.0%の占める割合でございます。

最後の財政の健全化と地方財政改革についてでございますが、予算編成に当たりましては、基本的な形といたしまして、今後の社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応していく財政力を求め、常に経常的経費の節約を行い、政策経費に配分する効率的な財政運営に努めていると

ころであります。

本市の財政構造は極めて硬直化した状況下であり、財政健全化、つまり弾力性のある財政構造の改善が緊要な課題であります。この硬直化の要因といたしましては、大都市近郊特有の多種多様化した住民ニーズに対応した施策の展開と、広域的な本市の公共施設の増、また一方、歳入面におきましては、課税客体の脆弱な本市の実態と、双方の要因から財政硬直化になっている状況でございます。

お尋ねの行財政改革につきましては、基本的には、最少の経費で最大の効果を求めることとあり、今後の財政健全化としては、本市の行財政改革大綱の行財政改革の基本的な考え方の視点に立ちまして総合的に点検、検討を行い、効率的、効果的な事務事業並びに本市の大プロジェクトを柱として総合計画に基づくまちづくりを進める総合的な行政の展開を図ることにより、そこに市民福祉の向上が生まれてくると確信しているところでございます。

以上でございます。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 公園課長（樋渡顕治君） 緑の保全につきまして、公園課樋渡よりお答えいたします。

昭和33年に金剛生駒国定公園として指定され、槇尾山系は南部の終点となっており、府が管理する自然公園であります。現在、国定公園の本市域の面積は402ha、その中で昭和37年から44年にかけて現に土石採取を府が許可したものであります。その後、昭和50年4月には国の審査指針ができ、新規の土石採取は許可しないこととなっております。また、継続採取個所につきましては、緑化や防災措置など一定の条件のもとに府の方で許可しており、府関係部局による土石採取指導会議を設け合同パトロールを実施するなど、安全、景観保全等の観点から総合的な指導に努めております。

土石採取につきましては、土石採取業などの総合的な対策が必要でありますので、今後とも国定公園内の土石採取をできるだけ早期に終息させる方向で府は指導しております。また、国定公園の風致景観の保全を図るため、今後、本市も府に対して指導強化を図るよう申し入れていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 計画課長（中屋正彦君） 2点目の都市計画地域指定について、3点目の地価対策につきまして、計画課中屋からお答え申し上げます。

まず、都市計画地域地区指定の調査検討についてでございますが、現行の和泉都市計画地域といたしまして、今回、主に市街化区域を中心といたしまして、約2,400haにつきまして全体的な見直し検討を行うため、調査検討を行おうとするものであります。

都市計画地域地区につきましては、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案いたしまして、住居、商業、工業その他の用途を適正に配分することにより都市機能を維持し、かつ住居の環境を保護することにより、商業、工業等の利便の増進、基盤風致の維持、公害防止等適正な都市環境を保持するよう定め、その効果的な活用により適正な利用と保全を図るといふ、住民生活に最も密着した現行都市計画における重要な基本的制度であります。

まず、用途地域指定につきましては、都市における将来あるべき姿を実現する手段として、建築物の用途、容積、形態等に関する規制を適正に定めることにより、都市の健全な発展を図ることを目的といたしておるところであります。本市では昭和39年、旧用途地域制度に基づく土地の合理的利用を図るため、第1回の用途地域の指定を行っております。その後、昭和48年には、都市計画法並びに建築基準法の改正に伴い新用途地域制度への移行と合わせ、全体見直しを行っております。

なお、現行における用途地域の指定は、昨年、堺市との行政境界の変更に伴い、関連地域が一部変更された状況のものであります。

用途地域はいわゆる線引きと同様、市街化区域における今後の10年間のまちづくりを目標として定めるもので、原則として、5年ごとに一定の検討が必要とされております。しかしながら、本市においては昭和48年実施以来、今日まで約16年経過するに至っております。

本市の現行用途地域においては、例えば準工業地域が全体の約25%と非常に大きなウエートを占めております。これは用途地域の指定時におきまして、地場産業を初めとする軽工業的な工場と住宅が混在した地区であったことから、準工業地域で許容される工場等の利便を増進する目的で指定がされたものであります。

しかしながら、今日までの社会経済情勢の変化等により、現行準工業地域におきましては、繊維産業等の不況による既存集落を初め市新、森田紡績、日鉄ロープ等の工場跡地、また、大阪婦人子供服団地等への住宅宅地開発や大型店舗の進出などによりまして土地利用の変更、また、地域内空閑地におけるマンション建設等、現行の用途地域にそぐわない施設が多くなってきていることと合わせまして、一方、これら住宅地やマンションに近接して準工業地域で立地できるパチンコ店や工場等の建設計画が出されるなど、住工混在による問題点を抱えております。このため住環境上の問題、また、住環境と調和した産業活動をどう確保するかなど、現行用途地域における土地利用、建物の用途別現況調査を初め、今後の土地利用とか産業の動向を十分勘案の上検討することが必要であります。また、商業地における防火、準防火地域との整合性につきましても、都市不燃化の観点からの検討が必要となっております。

このようことから上位関連計画との整合や現況調査の結果を踏まえまして、現行用途地域

指定の抱えております問題点及び課題を明確にし、秩序ある都市形成を目標とした土地利用計画を創造していくために必要な見直しのための基礎調査を行おうとするものであります。

続きまして、地価対策でございます。まず、最近の地価動向についてでございます。平成元年の地価調査によりますと、昨年7月1日時点における大阪府の住宅地の対前年変動平均値は、38.3%の上昇率であります。地域別では、泉州地域が一番高い47%となっております。和泉市の状況につきましては、住宅地におきましては、高石市の64.9%、岸和田市60%、泉大津市の58.6%に次いで、泉州地域では第4番目の53%となっております。また、平成2年に入ってからの地価の状況につきましては、大阪府からの情報によりますと大阪市で約40%、大阪市を除く大阪府下で約60%さらに上昇傾向にあるといわれております。

また、地価高騰の要因といたしましては、低金利、金融緩和状況等を背景として、東京との地価水準の格差、区域内における地価水準の格差、いわゆる割安感や大規模プロジェクトなどによります地域整備への期待感等が考えられております。

また、大阪府における国土法の届け出処理状況を見ますと、平成元年度における取引価格の引き下げ指導等の割合は、届け出件数全体の約4割を超えており、これは高値の届け出が多く、土地取引が売り手市場の状況にあることを示しております。また、監視区域制度による届け出対象面積以上の土地取引の単価よりも、届け出対象面積未満の土地取引の単価が高いという、いわゆる二重価格現象が生じている地域も見られております。

以上が、最近の地価の動向でございます。

次に、地価対策についての市の考え方でございますが、地価の高騰を抑制するためには監視区域制度のみならず、土地税制、投機的取引に対する金融機関の融資の自粛等による引き締め策と、土地供給対策を総合的に推進していくことが必要であると言われております。また、昨年12月に施行されました土地基本法では、国及び地方公共団体は、土地に関する施策を総合的に策定し、実施すべきであるとされております。

土地対策につきましては、基本的には国の施策に負うところが大きく、現在、国におきましては、大都市地域における住宅地の供給促進を目指した公的整備等が進められようとしております。現時点における大阪圏の各府県といたしましては、最近の地価動向に対して広域的に地価対策に取り組むこと。府県としてできることは、監視区域による届け出面積の引き下げであり、現状において他にいい方法を見出せないと言われております。

このようなことから大阪府としては、先日、議員皆様方に文書で御報告申し上げましたとおり、京都府、兵庫県と歩調を合わせながら、来る4月1日より大阪府下全域にわたりまして、市街化区域につきまして100㎡以上、市街化調整区域につきましては、300㎡以上の土地

取引に対しまして届け出が必要ということで引き下げを行うことになったわけであり、市といたしましては、監視区域の指定並びに届け出面積の引き下げは、現在における自治体がとれる有効な方策であることから、今後なお一層指導強化について要望してまいりたく考えております。

以上でございます。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 産業部次長（藤原清司君） 交通公害課藤原より、公害防止について御答弁申し上げます。

工場における公害防止体制の整備を図り公害の発生を防止するため、これらの目的を持ちまして制定されました特定工場における公害防止組織の整備に関する法律では、大気汚染、水質汚濁、騒音振動等の規制に係る特定施設を有する工場で一定の要件に該当するものは公害防止管理者を選定し、知事に届け出るようになってございます。

御指摘の今回の大阪府に対して指摘のあった企業につきましては、和泉市では対象企業が13社ございます。内訳といたしまして、大気関係で3社、粉塵関係で4社、水質で2社、騒音振動で4社でございます。この13社の中で指摘がございました未整備の企業については、6社となっております。この6社に対する対策といたしまして、大気、水質、粉塵関係につきましては大阪府に届け出るようになってございますが、これらの企業につきましては、府と合同立ち入りいたしまして指導しているものでございます。また、騒音振動につきましては市に届け出るものでございますので、市の方で単独で企業に指導してございます。しかし、これらの資格につきましては、資格取得等の検定もございますので、各企業にそれらの資格を早急に取りよう指導しておりますのでございます。

また、一般事業所に対する公害監視の指導でございますが、工場、事業所におきまして、公害防止法令等に定められました施設を設置する場合は、和泉市の環境保全条例に基づく事前協議、法律、府条例に基づいて行う届け出等の手続につきまして、公害の事前防止の指導を行っているところでございます。これらの届け出の事業所の最近の状況によりますと、昭和63年度で大気、水質とも合わせて54社、平成元年2月末現在124社、従来から届け出られているものも含めまして現在、382社でございます。

これらの工場、事業所に対する立ち入り指導の状況でございますが、施設設置後に事業者の検査報告及び工場、事業所の立ち入り調査等を行いまして、施設の維持管理等の面から公害防止に努めておるところでございます。

なお、昭和63年では164社、平成元年では174社の立ち入り指導をしているところでございます。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 工事課長（西尾 浩君） 水道事業につきましてまず第1点目、将来を展望した水道供給計画につきまして、水道部工務課西尾よりお答え申し上げます。

現在、事業認可を得ております第3回拡張事業では、最大給水能力は日量5万9,400㎥でございます。平成元年度における給水実績が日量5万3,500㎥と計画能力に近づきつつありますので、次期拡張計画といたしまして、第4回拡張事業計画が近い将来、必要であろうと考えておる次第でございます。また、時期につきましては、需要の動向にもよりますが、おおむね平成4年ごろと考え、その目標年次につきましては、現在、府水道部で施行中の第7回拡張事業との関連から平成12年を目標として、市域の各種開発計画を含めた需要増加に対応するものでございます。

なお、第4回拡張事業計画の概要といたしましては、計画目標年次は平成12年を予定し、計画給水人口は、市の総合計画の人口に類比するものと考えております。次に、計画1日最大給水量は8万3,000㎥を想定し、そのうち府営水道より6万5,000㎥の受水を予定しております。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 浄水課長（池野文一君） 水道部浄水課の池野から、トリハロメタンの原因と対策につきまして御答弁申し上げます。

トリハロメタンは、浄水処理過程において水道水の衛生確保のために使われる塩素と水中の有機物が反応いたしまして生成される物質でございます。

対策といたしましては、当初、厚生省より昭和56年3月、トリハロメタンの制御目標値として、暫定基準0.1mgを数値した時点で一定の対策についても指針を示しております。水道部ではこれに合わせまして、トリハロメタン対策として、まず、水質管理の強化を図るべく、昭和56年及び57年度に水質試験室並びに水質試験設備の整備拡充を行うとともに、57年4月、光明池水域水質保全連絡協議会を結成いたしまして、流域の水質保全に努めてまいったところでございます。また、59年度には、原水水質の常時監視を目的として、水質自動計測器を整備拡充いたしました。さらに、職員にトリハロメタン分析技術を習得させるため、科学技術庁が主催いたしますガスプロマトグラフの研修会に参加させ、対応してまいったところでございます。

一方、水処理関係の対応でございますが、薬品注入の適正化はもちろんのことでございます。

が、浄水処理法について、トリハロメタン低減に効果的とされる中間塩素処理法を実験的に試行しながら、トリハロメタンの生成抑制に努めてまいったところでございます。現在まで和田浄水場におけるトリハロメタンの濃度は、暫定基準値 0.1 mg/m^3 の約30%前後で推移いたしており、供給水の安全性には全く問題はございません。しかし、今後ともトリハロメタンの生成抑制に少しでも数値が下がるよう努め、水道水の安全確保に努めてまいりたいと存じておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 市長公室理事（稲田順三君） 4点目のコスモポリス計画につきまして、稲田より御報告申し上げます。

コスモポリス計画の事業実施までには所要の環境アセスメントを行い、地域環境と調和のとれた産業団地づくりを進めてまいりたいと考える次第であります。また、企業立地規模につきましては、まだ具体的な業種等は決まっておりませんが、非公害型の生産系を中心とした工場、研究所等の立地を考えているところでございまして、これら企業とは個別に公害防止協定を締結するなど、公害防止に万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

お示しのごしました点につきましては、今後、誘致企業等を選考するに際しまして、地域住民の方々の生活障害を与える恐れのある企業が立地することのないよう、関係機関と十分調整しつつ対処してまいりたいと考えているところでございます。

次に、総合計画に基づく地域産業文化センターについてであります。特に地域産業の振興を支援していく上で必要な施設であろうという考え方から、昭和59年度当時、総合計画の中に位置付けさせていただいたところでございます。その後、5年余の時を経まして社会情勢も大きく変化してまいりました。現時点では、この施設機能の具体的なものの1つは、コスモポリスの中に位置付けております共同利用施設であり、他の1つは、先般、本市に誘致が決定いたしました府立産業技術総合研究所でありまして、これら2つの施設が、経営技術指導、仲介機能などの代替機能を果たすものと考えているところであります。よろしく御願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 同和対策部次長（明坂文嘉君） それでは、5点目の同和行政についての心理的差別の解消施策につきまして、同和対策部明坂からお答え申し上げます。

まず、この調査は、どの調査を指しているのか、また、啓発活動強化の具体的な内容、方法について、ということでございますが、この調査は、昭和62年度から63年度にわたりまし

て実施いたしました和泉市民人権意識調査でございまして、昨年5月12日に開催していただきました同和対策特別委員会におきまして御報告申し上げたものであります。

この意識調査結果報告書を公表以来、現在までの経過でございますが、議員さんも御案内のことと存じますが、この調査結果をもとに人権啓発を体系的かつ計画的に実施することによりまして市民の人権意識の高揚を図り、同和問題を初めあらゆる差別を解消し、もって良好な地域社会の実現を目指すため、という趣旨のもと、平成元年3月28日、和泉市人権啓発検討委員会を設置いたしました。

なお、委員会は、これまで人権啓発活動に携わっていただいていたまいりました本市の各界、各層のトップの方々でもって構成し、委員長には、本市の人権啓発について最も大きな役割を担っております同和教育推進協議会でありまして、この同推協の中核を成し、会長さんでもあります和泉市町会連合会会長を互選いたしました。

委員会は4回にわたって開催されましたが、人権意識調査結果報告書を踏まえまして、これまでの啓発活動の総括及び今後の啓発のあり方を御論議していただきまして、本年2月に開催いたしました委員会におきまして、和泉市における今後の人権啓発のあり方についての提言としてまとめられました。なお、この提言につきましては、先般、委員長さんから市長に対し提出されております。

以上のような経過でございまして、私どももいたしましては、今後、これを慎重、十二分に検討を加えながら啓発事業に反映させていきたいと考えてございます。

なお、次の心理的差別解消についての啓発活動の強化の具体的な方針等につきましては、現在、関係各課におきまして、目的ごとに調整を図りながら啓発事業を実施しておるところでございますが、今後、総合的と申しますか、関係各課を系統的、有機的に結びまして重複を避け、全庁的な計画性を持って啓発事業を推進すべく調整を図っていく所存であります。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次の答弁。
- 総合調整課長（大塚俊昭君） 同和対策事業対象地域住民生活実態調査につきまして、同和対策部大塚より御説明をさせていただきます。

この調査は、同和対策対象地域住民の生活実態を総合的に把握することによりまして、地財特法期限後の同和问题解決のための行政のあり方を検討するため、必要な基礎資料を得ることを目的といたしまして実施されるものであります。

調査の時期は平成2年5月1日を基準日とし、調査期間は5月1日から5月31日までとなっております。調査対象は、同和対策事業を実施している地域に居住する世帯となっております。

す。この調査は、大阪府が同和地区実態調査大阪府推進協議会に委託をいたしまして検討した調査計画に基づきまして、市町村が協力して実施するというものでございます。

以上でございます。

- 22番（早乙女実君） 答弁が長くなるとは思ったんですが、35分かかりました。後の討論の時間がなくなりますので、2回目の質問は全部まとめてやりますので、答弁も同じように一括して順番にやっていただくことをお願いしておきます。

1点目の消費税問題でございますが、先刻御承知のように、さきの総選挙で自民党が過半数割れをしなかったということで、マスコミの読売新聞などもそうですが、消費税は是認されたんだという論調も一部あります。わが日本共産党の調べでは、選挙公報で消費税問題について明確に公約に掲げた候補者がどれぐらいおるか調べたんですが、一切触れていない自民党の候補者が104人いらっしゃった。その中で消費税の廃止を明記された方も1人あったんです。兵庫2区の元衆院議長の原憲三郎さんですが、そういうあいまいな形での総選挙の中での消費税の取り扱い方だったと思います。私どもとしても、国民世論としても、到底消費税を是認したとは言えないんじゃないかと思えます。

先ほどの御答弁の中でも、計算上の分もありますが、約3億7,000万円近くの影響額が出てくる。もちろん歳入もあるわけですが、それだけ地方財政に大きな影響が出るというのは、今年の3月議会でやったところなんです。いわゆる今回の平成2年度の予算編成時点で、再度、国に対して本当に地方財政から、市民生活に多大の影響を及ぼす消費税について明確に廃止を御要望なさる考えはあるのかないのか、お聞きをしたいと思います。合わせまして、2点目の補助金カットですが、これは議会の決議もありますし、行われて以来、一貫して議論がなされていることであります。はっきり言わせて、全国の自治体が補助金カットについて反対であるということで、市町村連合会や議長会も含めて要望が出されているところだと思います。その中で昨年度から恒久化の方向にもっていかれ、各議会や市長会も含め、国に対する御意見等がちょっと下火になっているような気がします。その辺も含めまして今こそ、負担率の即時復元と自治体負担の国による全面補填を強く要求すべきだと思うんですが、この辺のお考えをお聞きしたいと思います。

3点目の同和関連予算ですが、財政面の数値だけ聞いたわけですが、具体的な中身は後の予算委員会もあり、今回の最後の項目でも聞いておりますので、ここではおいときますが、先ほどの建設予算の内訳でも、約半分が同和関連というあたりのことも踏まえまして、依然として財政執行の中では不公正な状態が続いていると思うんです。この辺のところは、過去、早急な見直しを何回も言っておりますので、あえて見直すべきであるという主張だけしておきます。

4点目の健全化についてのお考え、とりわけ、その中で地方行革を含めての行革という言葉で言い表わされている内容についての見解を伺ったわけなんです。実態的には、先ほどの答弁でも最少の経費で最大の効果と言われたんですが、その建前と実態とは大きく食い違っていると思うんです。まさに本来の意味の行革ではなく、ニセ行革と言ってもいいような中身がずつと行われてきているのではないかという気がしております。また、市民生活への全国的な流れとしても、そうなっているであろうと思います。さらに、ここで再度、お聞きをしておきたいのは、昨年12月にいわゆる新行革審の答申がまた出されておりますが、ここでは、より一層地方自治破壊になるだろうと思われるようなことがいっぱい出ているんですが、この辺の現時点で再度、行革といわれる問題についてのお考えをお聞きしたいと思います。

2番目の緑と都市基盤のまちづくりの関係ですが、なぜ直接的には府の問題で聞いたのかということなんですが、市長の言葉の中では、何か自然現象的に都市化が進み、和泉市も開発で緑が減ってきているということをさらっと書かれております。緑が減ってきているんだという意味合いの中で、本当は一番責任を感じてもらわなければならないのは和泉市だと思うんです。先ほど、御紹介いたしました新聞記事では、槇尾山中心の金剛葛城山系の国定公園内について指摘しているんですが、大阪府下全体の緑地率の後退は、単に山岳地帯だけを問題にしているのではどうていないと思います。新聞記事の趣旨も、たまたま法的に引っかかるということで取り上げられているだけなんです。

その意味では、さらっと書かれています緑が減ってきているという実態的な面では、先ほど、公明党の議員さんも質問されましたが、コスモ、ラーバン等まさに行政が率先して緑を削ってきているんじゃないか。その立場で保全とおっしゃっているので、一度指摘しておく必要があると考え、あえて新聞記事を引用させていただきました。保全と開発は、絶対に対立する永遠の課題にはなっていないと思います。明確に現時点で市の態度や立場を考えるならば、今の時期だからこそ保全という問題を再度強調すべきだし、大きく打ち出すべきだという気がしております。

現在、行われている中央丘陵開発そのものが出された当初に、大阪市大の梶浦先生に若干、コメントをいただいたんですが、いわゆる調整区域を含めまして、行政としてあえてそれを削って削るとするならば、10数万人の市民に対して、本当に削っても許されるというか、その点での合意形成、公共性が一大ポイントだと言われました。先ほどの御質問の中にも、建てる住宅の公共性の比率も賃貸や1戸建てを含めて出ておりましたが、そういうことを見ていきますと、やはりあの地域はあの地域だけであり、旧態依然たる旧市街地の都市再開発問題とリンクさせて明確に都市計画で組んできているとは思えないわけです。梶浦先生がおっしゃるのは、

こうした府中町を含めた阪和線沿いの現在の和泉市の全体構成を考え、そこで空地づくりというか、再開発で緑を増やし、本当に整った街並みにしていくため、それとリンクさせてあえて調整区域へ住宅を移し、工場の再配置もしていくという、総合計画的な方向づけが必要だとおっしゃっているんです。

ところが現実的にはそうならず、緑を削りそこへ新住民を移入するだけです。先ほど指摘した乱開発から緑を守れ、という大阪府に示した言葉そのものが、和泉市に向かって出されているんじゃないか。その辺の考え方をきっちり御検討いただきたいし、反省もしていただきたいと思っております。その意味では、言われている地域地区指定の調査検討を行っていくとき、私が危ぐするのは、このことでより一層市街化区域内のミニ開発も含めた開発ラッシュが加速されるのではないかと。そうならないと明確におっしゃいましたので、あえて都市計画そのものの線引きをするときに、その趣旨を徹底して守っていくという、言われた建前を本当に実行されるよう要望しておきたいと思えます。

3番目の地価高騰問題ですが、数字で出していただきましたように大変な上昇になっております。まさに国民的な課題だと思えます。この問題につきましては、国や府との連携が必要だという御答弁ですが、そのとおりだと思います。ただ、私ども日本共産党でも地価高騰の原因について分析し、提言もしておりますが、大企業中心の投機行動と、それを放任してきている政府の責任というか、市長もよく使われる民活という形ですが、この政策を根本的に転換させていかなければだめだと思います。

そういうことからすれば、実例でお出しになった、評価が高過ぎるのではないかとする土地基本法が制定されたんですが、その法律では、地価高騰の抑制はできないだろうと思うんです。市民生活上から言いますと、固定資産税や相続税などいろんな問題が関連して出てきております。私どもは、それなりの対応の提案も出しておりますので、引き続いて指摘もしていきたいと思えます。2回目の質問としては、そうした地価高騰の中で来年度は、固定資産税の評価替えに当たるわけですが、これにどのように対応するかは、老人世帯や代々家を持っている市民にとって大きな問題があると思えます。国、府への要望も含めてですが、評価替えの凍結も含め来年度はやめる気はないかという、その対応についてお聞きをしておきたいと思えます。

3番目のまちづくりの中での公害関係等の安全の問題ですが、条例や法令で指導監督あるいは立ち入り検査をやっているという御報告がありました。行管が指摘したように、和泉市が対象企業を知らないということではなかったので安心しているわけです。

ただ、市としてやっていく面については、最後に次長さんがおっしゃったんですが、行政指導をやっているというが、当然、改善をするためには、企業側は資金が要ると思うんです。そ

ういう公害対策を企業がやるためには費用がかかります。もともと工場を建てる時にそれだけの資金力に余裕があれば整備できるでしょうが、現実的には、中小零細企業ではなかなかそこまで手が回らない。それを行政が監視指導して法的にはこうだからやりなさい、ということになってもつじつまが合ってこない。それに向けての財政的なきちんとした制度融資の保証が要ると思います。先ほどは、指導している、ということでしたが、後を受ける対策、これは商工課になるんでしょうが、そういう融資制度の体制はどうなっているのか、この点は聞いておきたいと思います。

水道の将来計画の問題では、本当に市全体の構想の中できちんと位置付け、これは水道部だけでなく、全体のまちづくりの総合計画の中で今後も調整していったらいいと思います。

水質の問題は、単に計画でどうのという単純なことではないだろうと思います。特にトリハロメタンは冬時にはそう出てこない。先ほども御報告がありましたが、塩素と有機物の関係で発生するということですが、プラス水温が上がると発生率が高くなると思います。基本的には、河川とか原水の汚染度がかかわるわけですし、その対策をどうするかが課題だと思います。

最近、テレビのコマーシャルも変わってきたと思います。台所の蛇口を写し、それが海まで繋がっているみたいなので、てんぷら油とかをそのまま捨てず固めて捨てなさい、という凝固剤の企業のコマーシャルです。どちらかといえば、行政がやるようなコマーシャルになっております。その意味では、市民アピールを強化し、水質を守っていく啓発活動は必要だと思います。行政がただ水売ればいいという営業面からの発想でなく、原水の水質を守るというあたりのPRも大事な仕事だと思っております。その点では、水質を守っていく上での市民啓発、PRの強化をどのようにお考えになっているのか、再度、お聞きしたいと思います。

地場産業の関係でございますが、コスモポリス等について総合計画も絡めて聞いたのは、本来の地場産業の振興ではなく、足元が地に付いた総合計画の立場を忘れ、上位計画が出るとばっと飛び付くようなところがありはしないかということで、あえてお聞きしましたわけですが。建前的には、活性化とか周辺整備対策をおっしゃいましたが、その場合には、コスモならコスモということで見れば、外来的な産業の誘致型なんですね。同じく市大の宮本憲一さんなどは、開発とは内発的発展であるべきで、地域の活力をいかに引き出していか、それをどう伸ばしていくかが一番のポイントだと言われております。しかし、コスモのエリア内での産業連関になってしまうと、何のことはない、失敗の例として出すと叱られるかもしれませんが、子供服団地のような状態になるんじゃないかと心配をしております。地域との連関の問題をどう考えておられるのか、再度、お聞きをしておきたいと思っております。

最後に、同和行政ですが、ちょっと嫌みな質問をしたんですが、どの調査か、と聞いたのは、

その調査そのものについて昨年7月議会でしたか、私自身が質問をしたんです。データをデータとしてきっちり処理していない。結論は決まっています、そのためにデータをねじ曲げて答えを導き出したのではないかという指摘もしたわけです。しかも、それに基づいて啓発活動の強化と言われたんでは、真の部落解放、差別解消になっていかないと考えたので、あえてそういう質問をしたんです。

この市政方針の中には、なぜか86年12月の意見具申とか、87年3月の啓発推進指針の立場が全然出ていない。全国的な到達点と言いますか、よりどころは、昨年7月の議会でお聞きをしましたように、こうした啓発指針の立場だろうと思うんです。この辺のところを具体的にどう考えておられるのか。さきの御回答では具体化の内容が抽象的だったと思いますので、私が言いました総務庁なりが出している立場と合わせてどう具体化を考えておられるのか、少しお聞かせ願いたいと思います。

それと、大阪府の調査研究ですが、その内容も全然出てこない。今の概要だけではわかりにくい面もあります。市長会でも申し合わせをされたようなので、特別委員会なりを開いてきちんと資料もお出しいただきたいと思います。先ほど、批判いたしました調査もそうですが、調査そのものが科学的、客観的に進められ、どういう調査項目で全地域の世帯を対象にするという感じで言われておりましたので、かなり大規模になろうかと思っておりますので、科学性も問われてくると思います。一般的な傾向として、差別事象そのものを拡大する差別探してみたいなことが往々、府の調査などでもやられておりますので、そうならない体制も必要だと思っております。その辺については、きっちり委員会でやっていただくように要望しておきます。

もう1点、先ほどの御回答の中で市がやられた調査に基づく提言が2月にまとまったと言われておりますが、一切、私ども全議員が資料をいただいております。こういうものも府の調査のあり方や内容等も合わせて、委員会でもまとめられた提言も委員会にお出しになるのか、どちらにしろ、どういうふうに対応するのか、早急に出していただけるのか、この点に関してお聞きをしておきたいと思っております。

以上で2回目を終わります。

- 議長（出原平男君） 答弁。
- 財政課長（阪 豊光君） 消費税につきましては、総選挙、また、現国会でも手直しとか廃止が議論されているところでありまして、法案の動向を見極めてまいりたいと思っております。

続きまして、高率補助金の関係でございますが、この補助金につきましては、平成2年度で暫定措置が終了するところから、当然、復元されるべきものと考えております。したがって、全国の自治体とともに、また、市長会を通じ復元の要望、陳情を行ってまいりたいと存じ

ます。

3点目の新行革審答申の関係でございますが、臨時行政改革推進審議会の昨年の答申は、国と地方の関係等に関する報告ということでまとめられておるところでございます。内容といたしましては、今後の行政改革の中で内政の構造転換を図ろうとするものでもあり、地方自治それ自体のあり方についての提案となっておりますところから、国と地方の関係にこれまでの行政のあり方を見直し、修正していくという、新たな行政の展開の改革と受けとめられる趣旨もございます。そういう点で今後の動向も含めまして研究、検討していかなければならないと認識しているところでございます。よろしく願い申し上げます。

- 資産税課長（加久本良一君） 固定資産税の評価替えの件でございますが、近年、東京圏を中心といたします地価の暴騰によりまして、その影響を受け全国的に地価の上昇が続いております。本市におきましても例外ではございませんで、地価の上昇、環境の変化等によりまして、正常な売買価格に当然、影響が出てこようかと思っております。

固定資産税の評価は、自治省の示します評価基準によりまして、その土地の適正な時価となっております。来年度の評価替えに当たりましては、より一層均衡のとれた公平な課税を目指したいと考えております。現行法の趣旨から来年度の評価替えにつきましては、避けることのできない状況であろうかと存じますが、今後、国、府等の動向を見ながら対応してまいりたいと存じております。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

- 産業部次長（高三一行君） 公害防止の制度面はどのようになっているか、という御質問でございますので、商工課高三よりお答えいたします。

市単独の融資制度はございませんが、大阪府の公害防止融資制度がございます。その融資制度の内容を申し上げますと、公害防止のための施設の設置が必要と認められ、かつその公害防止計画が適当と認められるものであり、公害を防止するために必要な機械、改善の設置等または事務所の移転に必要な融資となっております。

なお、融資限度額は、個人または会社に対しましては有担保で2,500万円、無担保で600万円。償還期限につきましては7年。利率は年6%となっております。

以上でございます。

- 浄水課長（池野文一君） 水質保全関係のPRについて、上水課の池野から再度の御答弁をさせていただきます。

従来、水道部では、水源環境の保全について、光明池水系水質保全連絡協議会並びに大津川水系水質保全対策協議会の事業活動の中で、粉石鹼の使用推進はもとより、ごみ不法投棄防止等について広報車によるPRを初め、水源上流の各橋のたもとへの立て看板の設置、各種リ-

フレットの配布等に鋭意取り組んでまいったところであります。

一方、水道部独自の対策といたしましては、毎年6月に実施されます水道週間行事に合わせ、「広報いずみ」への啓発記事の掲載を初め、水質保全 PR 標語を入れたティッシュペーパーあるいは花の種などを用意いたしまして、庁舎の窓口あるいは浄水場見学者、また、小学校等への配布をしながら、水源環境の保全を呼びかけてまいったところあります。今後とも引き続き地道で息の長い活動が続ける中、市民皆様の水質保全への御理解、御協力を賜ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上です。

- 市長公室理事（稲田順三君） 4点目のコスモポリス計画と地域との関連でございますが、われわれが考えておりますのは、地域と共存共栄し得る産業団地の形成を目指しまして、現在、そのようなプランを練っているところであります。開かれたコスモポリスにするためにも、地域住民とコスモポリスで働く人たちが交流、結ばれる施設づくりも考えるわけでございます。今後、具体的なプランを練ってまいる段階で、地域住民の方々とも共同して利用できる施設整備も提言として出したいと考えております。

以上でございます。

- 同和対策部長（堀 宏行君） 同和問題についての再度のお尋ねに対しまして、同和部長よりお答えさせていただきます。

地域改善啓発推進指針につきましては、過去数回の議会で御指摘をいただいておりますが、私どもは私どもなりにその内容につきましては、策定の方法、国の責務及び姿勢、さらには、同和問題の実態、現状認識等々、われわれが考えてございますものと相違する点もございますので、考え方を同じゅうする府下30市で対策室の方へお話申し上げた経過もございます。

先ほど、次長からも申し上げましたように、今回、検討委員会の提言もいただいておりますので、それを中心といたしまして1つには組織の強化、さらには、その提言の内容あるいはもう1点について言われました生活実態調査の内容等につきましては、これは5月1日からとなっておりますので、それまでに当該特別委員会等の開催をお願いいたしまして、その内容を御披露させていただきたい、このように思いますのでよろしく願いいたします。

- 22番（早乙女実君） 調査委員会で市長に出された諮問も含めて出されるのかどうか。
- 同和対策部長（堀 宏行君） 提言も含めて御披露させていただきたいと思います。
- 22番（早乙女実君） 消費税については、それぐらいしか言わないのか、というところですが、補助金カット問題でそこまで言うのなら、共通的な形で消費税についてもきちんとした態度をとっていただきたいと思います。

行革審答申についても、よりどころは結局、憲法と地方自治法だと思うんです。これは多分否定されないだろうと思うんです。しかし、はっきり言って行革審の答申は、この2つの法律に逆行するというか、それを破壊するものだと思います。今こそ、市長は国に対して、私どもは国の政治は悪政だと思っておりますが、その悪政から市民を守る防波堤の立場を明確にされ、市政方針にもお出しになるべきではなかったかと思うんです。これは主張だけしておきます。

2点目の地価高騰に絡む問題ですが、確かに現行の制度は、特に税制の問題などは国、府に絡んでの問題が多いのですが、私の前の質問で出ていましたが、行政そのものがかなり年度計画どおりにいかないという話がありました。総合計画そのものが狂うような大きな問題だと思います。その辺では、国、府の動向を見て、と言われましたが、税制問題でも動きを見るのではなく、自治体自身の基本的な立場を明確にされて要求する姿勢を絶対にとるべきだと思います。

特に固定資産税の問題では、収益還元方式というのが欧米で行われておりますが、そうしたことも含めて、凍結とまではいかないにしても、そうした還元方式で明確に分けていく。個人と大企業を同じ考え方で見直すのではなく、1つ1つのあり方をすべて洗い直していくことが求められていると思います。市政方針ですから、自治体としての立場を明確に国に言うという形を貫いてほしいと思います。

3点目の環境からみて商工行政までいってるんですが、府の制度としてはあるが、市としてはないということです。そこら辺は、一方では、私のような規制の質問をしますから、規制強化になるんですが、行政側の立場としては、後のフォローを規制に合わせてきちんとすべきなんです。全体として整合性のとれた政策として追求してほしいと思うんです。そのときのささやかな配慮の問題なんです。

これは要望だけにしておきますが、和泉市の商工業振興会、これは今も商工課の中にあるか確認していませんが、円高だった63年3月に出版されたガイドブックなんです。ここではいろいろ融資制度なども説明してありますが、公害に対するものに関する御紹介は載ってません。それに比べて、これは堺市の経済局工業課が出している中小企業者のための施策ガイドブックですが、これには府の制度も全部載せてます。独自の制度も堺市は持っているんですが、その分では、公害防止のための税の優遇制度もあるという紹介まで載せてあるんです。やはり同じ行政として、ここまで中小企業者の人の指導をするとき、こういう中身を見て研究さえすれば、自分の努力で頑張ろうと思えばやっていけるというところまで、行政の資料として出してるんです。これはぜひとも行政水準を上げるという意味で、それぞれの所管を越えても連合してやるべきなんです。税制、公害、商工など全部が繋がらないとこのようなパンフレットはできないので、縦割りではなく、横断的な相の細かさを持ってほしいと思います。

水道部では、週間でおやりになるということですが、市長は、今年は35周年でいろんな企画を言うてはりますが、これも堺市の水道部が出している同じような「水道の御案内」という冊子です。中に何が入っているかと言いますと、スパナと水道の栓なんです。堺市は61年からやっているみたいですが、水道が市民に対する相談窓口として各町へ出張するとき、手ぶらでは何だからと、水資源問題から始まり、公認業者に工事を頼める範囲から役所の窓口の案内までパンフレットにし、その中に実用的なお風呂の水漏れがひどくなったら自分が替えられるような道具まで付けて配っている。

もちろん、これをやるためには膨大な財政が必要ですのでそう簡単にはできないと思いますが、35周年と言われるならば、水道事業でこれぐらいのことも含めて考えたらどうかと思うんです。言いたいのは、市民の立場で明確に行政が何をなすべきかというポイントを押さえ、そこに向けて十分な財政的な配慮をすることが絶対に必要だと思うんです。たまたま、環境から始めて商工、水道まで市政全般にわたりますので、ぜひともこういう立場での今後の研究、実施をお願いしておきたいと思います。

それから、コスモも含めての産業振興の問題なんですが、環境保全、公害防止協定とか、また、御回答の中には出てこなかったんですが、環境保全協定を結ぶとか安全対策の面あるいは共同利用施設という形の面での御回答ももらったんですが、それは当然、やっていくべきなんです。先ほど、ちょっと紹介させていただきました宮本憲一さんの内発的発展ですが、市全体の経済循環の問題だと思うんです。和泉市の産業は、農業を含めてあるわけですが、どうも全体を見ますと、余りにも新しいハイテク型の分野に膨大に期待をかけすぎて、はっきり言ってそれが失敗した場合、和泉市の産業全体がだめになるような書き方なんです。そうではなく本当に地に足を付けた、じっくり地元から見直すような和泉市全体の産業振興の組み立て方を御検討していただきたいというのが私の要望なんです。

合わせて、そのときに市民の知恵とエネルギーをどう吸収するかです。昔から和泉市に長く住んでおられる方の先祖伝来の知恵というものがあるんです。そういうものも含め、以前から主張しております住民、市民参加のまちづくり委員会、協議会をきっちり生まれ、産業面でもそうした立場でやっていく。どうしても産業界の御意見はよく聞かれるが、消費者というか、市民の声を聞くのは非常に少ないと思う。そうしたまちづくり委員会の設置なども検討してほしいと思います。

最後に、財政のところでも少し触れましたが、やはり健全財政への立ち戻りというところからも、ポイントとして同和行政はあるだろうと思うんです。その意味も含め、国、府のいろんな施策なり方針が出されておりますが、歴史的にも運動的にも答えは出ているのではないかと

思います。昨年7月の中では、堀さんは、参考にするんだ、という御答弁をちょっとされてますが、参考でもかめへんと言ったんですが、現実には今の到達点から後戻りというか、はっきり言って国民世論としてもできないと思うんです。その辺で市民、国民が同和行政について、もう一度啓発指針も含め到達してきた水準を押し下げる方向を和泉市がとればとるほど孤立するだろうと思います。その意味からも、内容面を次の委員会でお出しになるということなので、再度、その場で個別具体的な問題は追及させていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、市政方針全体を通じまして、憲法、地方自治法に基づき、明確に主体性を持って公正な行政を執行されるよう、これは御批判的に要望しておきます。

以上で全体の質問を終わりますが、抜けました点、さらに突っ込んでいく細かい問題が付随してありますが、今回は、総括的な市政方針に対する質問ということで抜きました。予算委員会には、わが党からも出ておりますので、質問、追及させていただきますので、これで終わります。

○ 議長（出原平男君） 次に、28番・友田博文君。

（28番・友田博文君登壇）

○ 28番（友田博文君） 28番・友田です。通告順に基づきまして、質問をさせていただきます。

市政運営方針の中では、特にベルリンの壁に象徴されるがごとく、時代が移り変わっております。国内外の歴史の舞台の転換を大きく感じさせられます。21世紀に向け、来たるべき時代の洞察と未来を切り拓く勇気ある行動と実践が強く私たちに求められていることをひしひしと感じ、斬新な発想とたくましい気力をもって臨んでいく、と述べられております。私は、これまでの多くの計画、プロジェクトについて、和泉市のあるべき姿を創造し、実践していただいているものとありがたく思っている次第であります。

そこで、市政運営方針の中から4項目について質問させていただきます。まず1点目は、下水道整備についてでございます。本市の下水道整備は、流域下水道の本管工事が着実に進捗しておりますが、近代都市基盤の確立は、下水道整備が不可欠なものであると言われております。近代都市基盤の確立は、新聞等の報道を見れば、経済大国と言われながら都市基盤が弱い。特に下水道整備ができていないと指摘され、日米摩擦の問題にもなっております。本市においては、水洗化の普及や河川水路の水質保全など、快適で清潔な生活環境を確保するとともに、市街地の浸水を防止するため下水道計画の確立を図り、下水道の整備を積極的に推進するという基本方針でうたわれております。流域下水道幹線が着実に進捗している中一部供用開始

もされておりますが、今後、市街地における下水道計画をどのように進めていくのか、基本計画をお示し願いたいと思います。

合わせて、下水道5カ年計画を策定し、確実な面整備をしていくことが肝要と考えられますが、この点についてもお聞かせ願いたいと思います。

また、和泉中央線についての将来展望も合わせてお聞かせいただきたいと思います。

次に、道路行政についてお伺いたします。

総合計画では、調和と活力ある人間都市和泉が5カ年計画としてうたわれております。市長、理事者を初め職員各位におかれましては、総合計画の基本理念に沿って日々努力され、実施に向け計画的に推進されているものと推察いたします。トリヴェール和泉も御苦労のかいがあり、平成4年春には、念願のまち開きと本当におめでたいことであります。コスモポリス、府中駅前再開発等のプロジェクトも、非常な努力で一步一步前進しているものと聞き及んでおります。また、大阪府の産業技術研究所の誘致は、21世紀の和泉市の産業基盤形成に大きく寄与されるものと期待をしております。

そこで、この素晴らしいプロジェクトの進捗の中で忘れてならないのは、近代都市計画の骨格をなす道路計画が重要な問題であると定義付けられております。私も、まさにそのとおりであると考えます。今、本市の道路事情を見る限り、市街地も山手も車の停滞続きで悩んでいるのが実情ではないでしょうか。これでは、どこに活力を求めることができるのでしょうか。プロジェクトの推進は大変重要課題であり、成功させなければならないことであります。しかし、道路網の整備もプロジェクトの推進とともに整備されてこそ、調和のとれた活力ある都市づくりができるものと考えます。

そこで、和泉中央線、池上下宮線、光明池春木線の事業計画と進捗状況についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、計画推進に当たり用地の確保が毎年、難しくなっていくものと考えますが、この点について、どのような対策をお考えになっておられるのか、合わせてお聞かせ願いたいと思います。

また、府道泉大津粉河線は、サティアーの開店に伴い道路停滞が輪をかけたように激しくなっております。当初計画では問題がなかったのか、今後、どのような道路停滞の解消を考えていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、老人福祉についてお伺いをいたします。

日本は、世界に誇る持てる国、経済大国であります。また、世界一長生きする国でもあります。1人暮らし老人世帯は、21世紀の2000年には237万世帯、2025年には379

万世帯となると推定されております。これらの老人をだれが世話するのとなれば、家庭という風潮が崩れ、アメリカ式に老人自身が自分の一生を考えていかねばならない時代となっていくと推測されております。そこで、来たるべき高齢化社会についてお聞かせ願いたいと思います。

まず、第1点目に老人対策について。来たるべき高齢化社会への対応が急務であります。本市の老人対策として、老人の健康管理と生きがい対策が重要であります。これらの現状施策と今後の方向をどのように考えていくのか、お尋ねいたします。

次に、寝たきり老人をつくらない対策について。現在、問題となっている寝たきり老人は、家庭や病院で介護を十分にしないために生じたもの、つまり、つくられたものであると言われております。早期にリハビリを実施して関節が固くなるのを防ぎ、筋肉の衰えを防止して寝たきりにならないようにすることが重要であります。市理事者はどのような方策を講じているのか、今後の対応も含めて見解をお聞きしたいと思います。

次に、在宅福祉について。本市において老人福祉対策事業として行っているものについてどんなものがあるのか。大阪府は、平成2年度において府下5カ所で在宅サービス供給ステーションを設置する予定ですが、その具体的な内容はどうか。また、本市とのかかわり合いはどうか。老人と子供夫婦の同居率低下、共稼ぎ世帯の増加、より一層の高齢化による嫁や娘の高齢化等によって、家族の一員として老人を介護することが期待し難くなってきております。

かような状況にあって、在宅福祉と並んで施設福祉もまた重要であります。聞くところによると、本市では、老人ホーム等の新設の相談があっても断わっているということですが、事実かどうか。もし、事実とすれば、施設が不足していると聞く特別養護老人ホームを本市にも新設させてはどうか。

次に、情報体制管理について。本市の情報管理については、導入以来5年を経過し、そのノウハウをもって安定した運用をしているということで大変頼もしく感じております。日本の経済体質が、好むと好まざるとにかかわらず、第四次産業と言われるハイテク産業の時代に入っていることも確かであります。平成5年に一番機が飛び立つ関西国際空港では、ハイテクを駆使した情報ネットワークが構築されると聞いております。

本市における情報管理システムが、運用5年にして行政にどのように反映しているのか。また今後、システム化を予定しているものがあるのか、お聞きをいたします。

次に、各部まちまちに導入している各種のコンピューターについてどのように考えておられるのか、お聞きします。

関西国際空港やりんくうタウンを中心とした情報ネットワークが構築されていく中、関西国

際空港をインパクトとしたハイテク産業の基盤をつくろうとする本市の将来の情報管理システム、情報ネットワークをどのように構築されようと考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上をもって質問要旨の御説明を終わります。御答弁の内容によっては自席からの再質問の権利を留保して終わりたいと思います。

- 議長（出原平男君） 質問が終わりましたが、理事者の答弁は休憩後にお願ひし、ここで暫時休憩いたします。

（午後2時25分休憩）

（午後3時00分再開）

- 議長（出原平男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

友田議員の質問に対する理事者の答弁を願います。

- 建設部次長（山崎琢磨君） 建設部山崎より回答させていただきます。

まず、下水道の5カ年計画策定の件でございますが、本市所管の流域下水道につきましては、午前中にも申し上げましたように50年度に計画決定を行い、事業認可を受けて現在、雨水、汚水を含めて進捗しているものがございます。流域下水道の進捗によりまして昨年、378haの第一負担区を設定いたしまして、現在、この周辺及び和気周辺から上流に向けて整備を進めているところでございます。この和泉忠岡幹線は、平成元年12月に供用を開始いたしまして、合わせて粉河線に入っております和泉大津幹線につきましても、本年中に供用開始の予定でございます。

御指摘の5カ年計画策定につきましては、私どもは、この第一負担区につきましても幹線整備を5カ年で行っていきたい考えでございます。そのほか面整備の管網の整備につきましても、おおむね10年で整備していきたくて考えているものでございます。

なお、具体的な面整備の進め方につきましては、地元の意向などを踏まえ、あるいは社会情勢、土地利用などの変更もございまして、細部についての5カ年計画の策定は非常に困難なものでございまして、一応、面整備する区域については、10年間で378haの整備を行ってまいりたいと考えるものでございます。

和泉大津幹線と言いますのは、粉河線に沿って入っておるものでございまして、現在、岸和田南海線の計画道路の桑原町の工事現場の位置から下流に向けまして、先ほど申し上げましたように平成2年中に供用開始をする予定でございます。それより上流につきましては、引き続き大阪府に促進を進めていただくよう、要望してまいりたいと考えておるものでございます。

次に、道路行政につきまして、引き続き私からお答え申し上げます。和泉中央線と光明池春木唐国線の事業計画ということでございましたので、市道部分につきまして、私の方からお答えいたします。

和泉中央線につきましては全長が6,290mございまして、この中で中央丘陵部分が3,900mでございます。そのほかに市道部分として現在、観音寺町から弥生町の区間、280mができてございませんので、その部分につきまして平成2年度から測量、設計を行いまして、平成5年度を目標に事業実施、完了するように図りたいと考えておるものでございます。

次に、光明池春木唐国線でございますが、延長が7,290mございまして、中央丘陵区域内が約半分の3,250mでございます。中央丘陵区域内につきましては、住宅・都市整備公団が事業実施をいたしまして、区域外の延長4,040mのうち光明台区域の延長のうちできた部分が1,340mでございます。残りの2,700m部分ができてございませんので、そのうち粉河線から光明台団地まで1,380mについて、国の事業採択に向けて準備をいたしておりまして、平成2年度から調査、測量、概略設計等を行ってまいりたいと考えてございます。

また、東部から泉大津粉河線までの区間と、西部に至る区間、団地外でございます2区間、1,320mでございますが、これについては、住宅・都市整備公団に3カ年事業として整備を要請しているところでございます。

それから、用地の確保についてでございますが、御指摘のとおり、用地の高騰によりまして難しくなっているところでございます。この用地対策の方法として一番考えたいのは先行取得でございますが、新規路線の先行取得につきましては、用地買収から事業実施までには、地元説明、概略設計などを含め、相当期間と多量な作業量が必要なことが普通でございます。その間に国、府との対策の方法などの協議もありますので、これらが完了する時点まで積極的に取り組みながら、先行買収につきましては強い姿勢で臨んでいきたいと考えておりますので、よろしく御了解いただきたいと思います。

- 議長（出原平男君） 次。
- 都市整備部理事（阪倉嘉一君） 都市整備部阪倉より、池上下宮線につきましてお答え申し上げます。

本路線は、泉大津市界を起点として都市計画道路大阪外環状線に至る延長約1.1kmの都市計画道路でございます。都市計画道路和泉中央線と並び本市の南北間を結ぶ主軸として、また、府道泉大津粉河線のバイパスとして、大阪府が施行することとなっている地区幹線道路でございます。

これまでの進捗状況でございますが、泉大津市界より国道26号線までの延長約100mに

つきましては、池上曾根遺跡の保存問題で文化庁との協議がされていたところでございますが、昨平成元年12月に許可がありましたのでこれから着手にかかり、平成2年7月に供用開始の予定でございます。

また、国道26号線と都市計画道路大阪和泉南海線までの区間につきましては、JR阪和線より大阪岸和田南海線の間約800mにつきましては、昭和63年2月に事業認可を受け、現在、用地買収中でございます。さらに、平成3年度より用地買収ができた可能な区間から工事に着手、平成4年度末に一部供用開始を目標としているところでございます。

さらに、JR阪和線より国道26号線までの約500mの区間でございますが、本年度、大阪府では予備設計に着手したところでございまして、来年度からJRとの交差協議に入る予定と聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 産業部次長（高三一行君） サティアーの開店に伴う道路停滞について当初計画では問題がなかったか、とのお問いに對しまして、商工高三からお答え申し上げます。

ニチイの出店計画が昭和55年9月に表明されてまいりました。ニチイ開発に伴います道路計画は、当初、府道泉大津粉河線または市道府中和気西線からの来客車両の出入りを計画しておりましたが、御案内のように府道泉大津粉河線からの出入りとなれば、先生が御指摘のようにオープン時におきまして相当な交通停滞が予想され、なおかつ、JRの踏み切りがございまず関係上さらにその度合いが増し、交通事故に繋る恐れもございました。これらを加味した上で、府道泉大津粉河線並びに市道府中和気西線よりの出入りに代わるべき道路計画を検討の上、行政指導を行った次第でございます。

以上でございます。

○ 議長（出原平男君） 次の答弁。

○ 福祉課長（金谷宗守君） それでは、3点目の老人対策につきまして、福祉課金谷からお答え申し上げます。

まず、1点目の老人対策についてでございますが、老人の生きがい対策といたしましては、大きく分けて雇用や就業の斡旋と、社会参加の2つになろうかと存じます。まず、第1の雇用就業のあっせん事業でございますが、これについては継続雇用の推進、再就職の促進、それに定年退職後等における就業の場の確保の3つが重要であると認識いたしております。このため本市では、関係者の御協力を得まして和泉市シルバー人材センターを設立いたしまして、臨時的あるいは短期的な就業機会の提供に努めておるところでございます。今後とも同センターの発展を期してまいりたいと考えておるところでございます。

また、雇用あるいは就業等の労働行政につきましては、ほとんどが国の所管事項とされております関係からいたしまして、公共職業安定所等関係機関に対しまして、高齢者の雇用拡大について要望を行ってまいりたいと存じます。

次に、社会参加の促進でございますが、老人クラブの育成あるいは助成、老人大学の設置、趣味、娯楽講座あるいはクラブ活動などを現在、実施しているところでございますが、今後、さらに例えばシルバーボランティアの育成、つまり高齢者の社会奉仕活動の推進ですが、先進事例を学びながら高齢者の社会参加の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の寝たきり老人をつくらない対策についてでございますが、寝たきり老人問題につきましては、従来、主に寝たきり老人に対するリハビリテーションあるいは介護の実施、つまり寝たきりの状態が生じてからの対応を主として行ってきたところでございます。今後は、先生が御指摘のように、寝たきりの状態を未然に防ぎ、寝たきり老人をつくらないように、予防と早期対応を行うことがより重要であると認識いたしております。そのためには、福祉施策はもちろんのことでございますが、医療あるいは保険にかかわる事項も含めまして、総合的に実施してまいらなければならないところでございます。今後、検討を進めまして、漸次、その実施に努めてまいりたいと存じます。

次に、3点目の在宅福祉事業でございますが、在宅老人福祉対策事業といたしまして、現在、本市で実施しております主な事業を申し上げますと、家事援助型の家事奉仕員、いわゆるホームヘルパー派遣事業、短期保護事業、いわゆるショートステイを初めといたしまして、日常生活用具給付等事業、寝たきり老人の入浴サービス事業などのほかに、老人クラブ活動助成事業、老人大会あるいは老人スポーツ大会の開催、ゲートボール場整備補助など、シルバー人材センターの運営費補助、老人の生きがいあるいは社会参加促進のための施策を行っておるところでございます。

さらに、平成2年度からの新規事業といたしましては、主に身体介護業務を中心とする介護型ヘルパーの派遣事業、それと、痴呆性老人等を夜間のみ特別養護老人ホームで一時的に保護するナイトケア事業並びに寝たきり老人等とその家族を特別養護老人ホームに入所させまして、家族に介護技術を習得していただくホームケア促進事業、以上の3事業を開始いたしたく所要の予算を計上させていただいております。

次に、在宅サービス供給ステーションの関係でございますが、在宅サービス供給ステーションと言いますのは、主に各種在宅福祉サービスを市町村から委託を受けて実施する事業のほか、その他各種のサービスも含め、民間法人が有する専門性、独自性を発揮しながら、その地域において総合的、一体的に供給するサービス局を設置するものでございます。

その機能といたしましては4点ございまして、第1点は、各種在宅サービスの総合的、一体的な供給。2点目に、高齢者向けと障害者向けのサービスの総合的、一体的な供給。3点目は、サービス供給の弾力化及び利用者の利便性の向上。4点目に、多様なニーズにこたえる先駆的なサービス供給。以上ようになっております。

そのステーションのサービスメニューといたしましては、24時間相談体制を持つ介護支援センター、家庭奉仕員の派遣、ディサービスの実施、ショートステイの実施、以上、4つを基本事業といたしまして、機能訓練や訪問指導など先駆的な事業も合わせて行うこととなっております。

以上のような各種事業を行う運営主体でございますが、これは原則として社会福祉法人、医療法人及び財団法人とされておりますが、当面は、社会福祉施設を運営する社会福祉法人とされており、平成2年度におきましては、府下5カ所を予定されております。泉佐野市の泉ヶ丘園、羽曳野市の四天王寺園等の福祉施設等をお聞きしております。

なお、先ほど申し上げました介護ヘルパー派遣事業につきましては、大阪府立光明荘に委託して実施する予定でございますけれども、この光明荘はデイサービス施設がないため、現在のところは、在宅サービス供給ステーションにはなり得ませんので、この在宅供給ステーションに準ずるものというところでございます。そうしたデイサービス施設の整備につきましては、従来から大阪府と光明荘に対して実施方を強く要望しておるところでございます。これができましたならば、光明荘もそのステーションになることが予想されますので、本市としても早期にそうなるように努力し、期待もしているところでございます。今後ともデイサービス施設の整備を光明荘及び大阪府に対して強力に要請してまいりたいと存じます。

最後に、老人ホームの関係でございますが、老人ホーム、とりわけ特別養護老人ホームにつきましては、近年、在宅福祉のための諸制度がだんだん充実してまいりました。それであっても、今の老人ホームのニーズが高いことも御指摘のとおりであります。本市といたしましても、新設の必要性を認識いたしておるところでございます。本市にある老人ホームといたしましては、養護老人ホームといたしましては、大阪市立の信太山にあるホーム、特別養護老人ホームといたしましては、大阪府立光明荘と森病院の横の唐園園の2カ所でございます。老人ホーム、特別養護老人ホーム合わせて3カ所の老人ホームがあるということでございます。

これを大阪府下の状況と比べますと、ちょっと資料が古くて恐縮ですが、昭和63年3月現在、養護老人ホームと特別養護老人ホームは、府下合計が32市で91施設、総定員7,786人、人口10万人当たり94名となっておりますところでございます。本市の方は、3施設の定員合計が286名でございますので、本市の10万人当たりの人口比はちょうど200人。府

下32市平均の2倍以上、順位で申し上げますと、府下32市中の6番目と高い位置にあります。

一方、市内に老人ホームを設置した場合の財政に与える影響でございますが、老人は、1人当たり医療費が高額でございます。とりわけ、特別養護老人ホームの入所者にその傾向が強うございます。しかも、その多くは、所得水準が低いわけでございます。そのようなお年寄り方が他の市町村から入所して参りますと、当然、本市の国民健康保険の被保険者となり、あるいは老人保健の該当者となりますので、本市の国保会計及び老健会計にかなりの財政負担をもたらすこととなります。したがって、総論的には、老人ホーム施設の必要性は認識いたしておりますけれども、本市における人口規模に応じた定員が府下でも高い位置にあり、財政負担も大きくなるなどを勘案いたしまして、現在のところ、老人ホームの新設の御相談がありましても、御遠慮いただいている現状でございます。当分の間は、この方針を継続してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 情報管理課長（山本襄君） 4点目の情報管理システムに関しまして、情報管理課山本からお答え申し上げます。

第1点目の情報管理システムが市の行政にどう反映されているか、その効果ということでございます。まず、導入効果といたしまして3点ござい ます。第1点は、経済効果というもので、いわゆる汎用効果でございます。コンピューターの導入によりまして、第1点は、処理期間が大幅に短縮されております。次に、情報処理経費の節減についてもある程度効果を上げておまして、これによって生じた余剰人員の適性配置あるいは人員抑制という効果が上がっているものと考えられます。

2点目には、管理効果と言われるものでありまして、正確な情報を最新の状態で管理することができる管理上の効果が上げられます。もう1つは、市民課窓口関係事務のサービス化が大幅に向上したことが考えられます。3点目は、いわゆる経営効果、システム効果あるいは経営資源効果と言われるものでございますが、まず、コンピューターのソフトウェアが市の資産として蓄積されていく。その結果、和泉市独自のシステムを開発することが可能であるということ。もう1点は、やはり市民により質の高いサービスを提供することが可能になるということでもあります。

そういったことが、いわゆる導入効果として考えられるのではないかと思います。

今後の情報システムとしてまず考えられますのは、現在、運用しております住民オンラインシステムの強化があるわけでございます。内容といたしましては、税、国保、年金業務の拡充、

それから、まだ全然手が付けられていないような小規模のコンピューター化、すなわち、データ量が大量な計算、分類、作表関係の情報、こういった業務をコンピューターに乗せていきたいと考えております。

2点目は、財務会計システムでございます。一番懸案となっておりますのが、この財務会計システムでございますが、これが完全にコンピューター化されれば、決算報告も年内の議会に御上程できるという効果が考えられます。

次に、今後の情報システムについての第1点目は、各課でばらばらに入っている各種のオフィスコンピューター、パーソナルコンピューターについて情報管理課はどう考えているか、ということですが、少なくとも情報管理課の立場からいきますと、オペレーション関係につきましては、コンピューターの本体と互換性を持ったコンピューターを導入してほしい。今後、われわれも今まで培った経験を生かしまして、その辺について強力に指導していきたいと考えております。

次に、将来のネットワークということですが、まず、考えられますのは、地域情報システムの構築でございます。内容は、地域情報とか都市計画支援システム、道路管理システム等が考えられます。

以上、将来的に見まして、市民情報システム、それと、財務会計システムを中心とした内部情報システム、それから、先ほど申し上げました地域情報システムの3つを統合した統合調整情報システムを実現していきたい。そして、究極的には、試行錯誤を繰り返しながら、目標としては、地方自治法第2条の5項に総合行政、計画行政という1項がありますが、こういった行政を実現する行政サービスを支援するシステムとしての定着を図っていきたいと考えております。

また一方では、将来、阪南の各市町と共同していわゆるNTTが提供しておりますキャブテンシステムのようなものも導入、市役所のロビーとか図書館、病院等にその端末機を設置、市民に情報サービスを提供していきたいと考えております。

以上で終わります。

- 議長（出原平男君） 次。
- 市民生活部次長（池辺修次君） それでは、老人福祉対策の中の老人の健康管理につきまして、健康課池辺よりお答えいたします。

老人保健事業につきましては昭和58年2月に施行されまして、40歳以上の市民の健康保持増進に努めておるところでございます。特に現在、疾病構造の内容は、ガン、心臓病、脳卒中が中心となっておりますのが現状でございます。これらの疾病構造の動向等を踏まえまして、き

め細かな保健予防活動の推進を図るため、老人保健法に基づきまして各種検診、また、これに伴います健康教育、健康相談、訪問指導、機能訓練など、多岐にわたる各種事業を実施しているところでございます。

このような各種事業のほか、特に老人の方につきましては、平成元年度より各校区の老人クラブの御協力をいただきまして、老人集会所、町会館へ保健婦を派遣いたしまして、また、講師の先生もお招きいたしまして、老人の健康管理、講習会を開催しているところでございます。内容といたしましては、血圧測定、尿検査、健康教育、食生活指導、健康体操等を実施しているところでございます。

このような老人に対する健康管理も継続して、今後、実施してまいりますとともに、合わせまして各種疾病予防に関する正しい知識を普及し、疾病に対する早期発見、早期治療を基本に、生活を通じて適切な健康づくりに取り組んでいただくよう、年1回は必ず健康診査を受診していただくよう受診監視をしておりますので、よろしくお願いたします。

- 28番(友田博文君) 全部を一度にするのは大変なので、1項目ずつ再質問をやらせていただきます。

下水道5カ年計画についていろいろ述べていただいたんですが、その中で5カ年計画の細部は困難だという回答をいただいたと思うんです。なぜ5カ年計画にそういう困難性があるのか、なぜつれないのかをお聞きいたします。

- 建設部次長(山崎琢磨君) 先ほども申し上げましたが、5カ年で負担区内の幹線については全部整備したいということでございますが、細部の1軒、1軒については、どこが5カ年の中できる、どこができないということは非常に難しいというわけでございます。したがって、378haのうちの準幹線も含め幹線部分の汚水につきましては、提供したいと考えております。

- 28番(友田博文君) 言うてることがわかりません。なぜ5カ年計画ができないのかということですか。

- 建設部次長(山崎琢磨君) 2点ほどございますが、この区域全部を5カ年でやっていくことは非常に難しいということでございます。

もう1つは、5カ年計画につきましては、来年度、国の5カ年計画がございますが、それとの整合性が必要でございますので、来年度も金額的にはそれに合わせていきたいと考えているわけでございます。

- 28番(友田博文君) 私がなぜこのようなことを聞くかと言いますと、いろんな行政について、なかなか前へ進めていくのは難しいということはよくわかっているんです。だから、そういう中で計画的に進めた方がいいんじゃないか。例えば私の聞いたところによれば、埋設物

がどうのといろんな問題があって簡単にはいかないということです。その辺のところをきめ細かくやっていただき、住民の方々が、わしのところも下水道がほしい、という声が上がったときにすぐできるような体制もつくっていきけるんじゃないか。

その辺で私が一番思うのは、トリヴェール和泉とかコスモも大事ですが、これだけ供用が開始されてきたんですから、旧の町や村についても、1つずつの計画性を持って進めてあげるのが当然やないか。そういうことで5カ年計画ということを上げさせていただきました。その辺をよくお汲み取りいただき、できるだけ5カ年計画を策定し、計画どおり下水道整備を進めていただきたい。下水道整備は、都市づくりの基盤ということになっておりますので、その辺のところも考えていただき、十分にやっていただくことを要望しておきます。

下水道整備につきましては、大変御苦勞をかけておると思えますけれども、先ほど、穴瀬さんの質問にもございましたが、人が足らなければ部に昇格するとかも考えていただき、なるべく早く面整備を図っていただきたいということを要望して、下水道の方は終わります。

次に、道路でございますけれども、ちょっと聞き取りにくかったので申しわけないかもわかりませんが、まず、和泉中央線に絞って話をさせていただくと、私もいつも言うてんですが、プロジェクトを平成4年のまち開きに合わせて進めていただくのが一番いいんじゃないか。先ほどの谷次長の話では、平成5年を目途にしているということですが、なぜ平成4年を目途にできないのか。それと、和泉中央丘陵が今までこういう格好で早く計画され、市道認定もされているのに、今、なぜそういう問題をやっていかなければならないのか、その辺のところをお願いしたいと思います。

それから、池上下宮線ですが、これは街路区域というような格好になるのかもわかりませんが、私の住んでいるところも下宮なんですので、ここも池上下宮線に入っているはずなんです。なぜ乗ってこないのか不思議でしょうがないんです。端と端が計画されて、真ん中が計画されてないと思うんですが、なぜそのような格好になっていくのか。もう少し早く道路を付ける考えはないのか、その点でお聞きをいたします。

それから、光明池春木唐国線ですが、これも御回答をいただいたのかもわかりませんが、聞こえにくかったのでさっぱりわかりませんでした。これも先ほどから他の議員さんからもありましたが、やはり和泉市の大きなプロジェクトを推進していく中、この市政方針にも載っておりますが、道路整備は大切だ、道路基盤の整備なくして都市の活性化は図れないと言ってるんです。その辺で冒頭言いましたように、市長は、斬新な発想とたくましい気力を持ってやると言ってますが、今、聞いた話では、一向にその辺が見受けられません。もう一度明確にお答えしてほしいと思います。

それから、用地取得ですが、用地はなかなか買えないとかの話がありましたが、地価がこのように高騰している中、このまま放っておいて道路がいつになったら付くんだと心配するんです。もう少しはっきりとこういう格好で進めていくんだということをお願いしたいと思います。その辺でどうですか。

- 建設部次長（山崎琢磨君） 和泉中央線の280mでございますが、午前中に谷次長が申し上げましたように、平成5年度目標ということでございます。この理由でございますが御存知のとおり、観音寺のカンダンのあたりから弥生町までは非常に高低差がございまして、トンネル方式などを含めいろいろと議論をいただいているところでございます。それを含めた用地買収、工事でございますが、上部の方は高架工事ですと予定でございます。これは橋梁と同じようなものでございまして、普通、橋梁では、下部工事と上部工事と少なくとも2年が必要でございます。それから推しはかると、5年というのが努力目標だとわれわれの方は考えておるものでございます。

それから、ちょっと飛びますが、用地確保について若干、意見を述べさせていただきますと、先ほど、用地買収は先行取得というようにお答えしたわけですが、先行取得だけでなく、現在やっている部分も含めまして、これからの部分も一括買収も含めた先行取得ができるような状態も含め、複合的に進捗を図りたいと考えるものでございます。

以上でございます。

- 都市整備部理事（阪倉嘉一君） 池上下宮線は御指摘のとおり、起点を泉大津市界といたしまして、下宮の都市計画道路大阪外環状線に至る延長約1.1kmの都市計画道路でございます。現在、大阪府の考え方といたしましては、まず、泉大津側から岸和田南海線に至るいわゆる海側について、JR阪和線と立体交差していく部分の整備を進める考え方でございます。しかしながら、山側につきましても、引き続き促進する必要があると考えております。

池上下宮線は、府道泉大津粉河線のバイパスとして位置付けられておりますが、これの整備促進を図るという観点も含め、現在、本市とかつらぎ町ほか関係7市町で主要地方道泉大津粉河線奈良高野線国道昇格促進期成同盟を結成しておりまして、国等の関係機関に対しその整備の要望活動を進めているところでございます。これらの活動も含め、早期事業化に向けまして国、府に対して今後とも要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- 建設部次長（山崎琢磨君） 光明池春木唐国線でございますが、光明台から粉河線までの1.380mを平成2年度から概略設計を行っていきたいということでございます。

なお、この概略設計につきましては、現在、黒鳥観音寺線のめどが立ってまいりましたので、それが終わり次第、次の路線として国に認定、補助金を付けてもらうような前段で話をしてい

きたい、かよう考えるものでございます。

以上でございます。

- 28番(友田博文君) まず、和泉中央線ですが、5年が努力目標と言うんやったら、なぜ4年にしないのかと聞いたでしょう。その辺の回答がありませんでした。

それと、池上下宮線ですが、先ほども言いましたように、私の下宮というところは池上下宮線の最終になるんですが、ここは1軒の家が買収されまして、あと中学校ともうちょっとだけですが、これが開通して国分バイパスに繋ぐようになるんです。これが池上下宮線ですが、そういう計画はないんですか。

- 建設部次長(山崎琢磨君) 5年の努力目標ですが、平成2年度に調査設計も含めて予算計上をしていただきたいと申し上げておるわけでございます。平成2年度、3年度で用地を確保したい、こういうことでございます。合わせて、1年では工事ができないということでございますので、どうしても4～5年度までは必要になるということでございます。
- 計画課長(中屋正彦君) 池上下宮線の大阪外環状線の終点から、泉大津粉河線のバイパスまでの間につきましては、池上下宮線のバイパスへの連絡地点は槇尾中学校前ですが、池上下宮線としての事業化が図られるということでございます。

- 28番(友田博文君) そういうことでありましたら、私どもも何回も言うておりますように、和泉中央線については全力で開通するようにしてほしい。これを通してもらわない限り、われわれも市役所へ来るにしても大変ですし、皆さん方があっちこちの町内を走り回るといことで公害にもなりかねない。この道路は、本当に和泉市の市道のもとになる線ですから、1日も早く通してもらいたい。今、5年を目途ということで力強く言うていただきましたので、われわれも5年を目途にやっていただけるということを期待もしておりますので、何とか努力していただき早期に開通させていただくよう特に希望しておきたいと思います。

それと、トリヴェール和泉を含めコスモポリス、また、産技研も入ってくるということで、やはり和泉市を活性化していくためには、もっと道路が整備され、スムーズに交通ができるようにならなければ企業も来てくれないと思うんです。受け皿はできたが、和泉市の中へ入ったら車の停滞でどないもできないとなれば、和泉市へ一流企業は来てくれません。一生懸命市長がいいプロジェクトを出してくれても、企業が来てくれなかつたらしょうがない。和泉市の財政が悪いという話ですから、その意味からもコスモを成功させ、いい企業に来てもらいたい。そういう観点からすれば、池上下宮線にしても光明池春木唐国線にしても、もっと他に重要路線もあるかも知れませんが、それらの幹線を早く整備していかなければならない。その中でなぜそういうところの用地を買収できないのか。和泉市には土地開発公社もありますので、そ

の公社を利用して先行取得できないかどうか。その点についてお聞きします。

○ 建設部次長（山崎琢磨君） 1つは、新規路線と継続路線の問題がございます。継続路線につきましては、積極的に現在の方針を貫いていきたいと考えるものでございます。新規路線につきましては、できるだけ先行取得ができるような状態にまで持っていく。例えば地元説明から容量とか単価設定に至る間での体制をつくり、手続作業をやっていくことが一番の問題でございます。それが終わった後で公社の資金を導入、また、債務負担などを計上していただくわけでございます。その辺の手続とか作業問題を積極的にやっていきたいと考えるものでございますので、よろしく願いいたします。

○ 28番（友田博文君） いろいろ問題も多いと思うんですけど、道路停滞を見てもわかりますように、停滞すれば、経済活動もものすごく損をするという格好になってくると思うんです。私もサティーの問題についてなぜ停滞が起こっているのか、サティーに行っているいろいろ見てきたんですが、JRの踏み切りの問題、JRからサティーへ歩く人の問題、サティーへ入る26号線からの停滞の問題、これらが全部停滞を呼び起こしているわけです。この前の道も、警察の前の道も停滞しています。この上に26号線が停滞している。こういう状態を続けていたら、和泉市は何というところか、というふうにもなりかねない。そのように道路停滞が起って経済的な体質が悪い市となってしまいます。

わが和泉市は、大きなプロジェクトを進めている中、市長は、和泉市の経済基盤を確立してもっと活性化し、財政も豊かな市にするんだということでやっただいております。そこで、市長にお伺いをいたしますが、市長は市政方針の中で、斬新な発想とたくましい気力で推進していく。その中で今回、挙げられているプロジェクトの方針の中で、今後の道路行政をどのように推進を図っていくのか、市長の今後の姿勢と意気込みについてお聞かせ願いたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 都市の発展のためには、都市基盤の整備が基本であります。都市基盤と申しますと鉄道と道路、それから、公共下水道の普及が中心になってくるわけでございます。公団の中央丘陵を和泉市に誘致した基本的な引き金は、光明池の堺領で止まっております鉄道を和泉市に引き込むこと、それから、下脇と山手の調和のとれた町にするために、眠っている中央丘陵を何とか開発し、これらを繋ぐものをうまく持って来れば、山間部と下脇との調和がとれるのではないかとというのが、実は発想の引き金であったことは事実でございます。

したがいまして、御指摘のように市の発展の原動力は、泉北鉄道の1駅延伸とプロジェクトをテコに縦横に道路を付けていき、下水道を下から上に引き上げて行く。大きなおカネであります。公団の施策にのっとりまして、これをテコにして促進事業という名前で別枠予算を取

り、今、大車輪で下水管引き上げの作業を行っているところでございます。また、松尾川の改修についても約90億円を要するわけでございますが、母なる川を整備させていただきたい。いろいろなものがこのプロジェクトに乗っかっている現時点でございます。

車社会の中、大変な交通停滞が起きているじゃないか、もっと道路あるいは下水道を早く引っ張っていくべきだ、という御指摘はごもっともでございます。現行制度と求められておりますものとの接点、先ほどからお聞きにくかったかも知れませんが、担当理事が御説明しておりますように、道路の先行取得等については制度がございます。今、国でお認めいただいている2つの路線、黒瀬線と東側2号線を早くやり上げていく中、次の道路施行の準備作業に早くかかっていくということが大事でございます。遅れております中央線の問題、それから、光明池春木盾国線につきましても、本年度に測量調査費を計上させていただきました。こうした点を早く進めて行く中、いわゆる先行取得ができる体制をとらせていただくことが基本的な考え方であります。

御案内のと通りの、事業認可を受けないと、用地の先行取得に入りましても、3,000万円、5,000万円の控除はございません。したがって、先にお買えばいいといっても、地主さんの利害もあるわけでございます。税制上の控除と補助金、これらの現行制度をうまくクリアする道は、今、補助を受けている事業を早く完成し、次の事業の測量等を早く行い、地元の御理解をいただいて道の確保を限定していく中で事業認可を受け、それから買収に入れば税制上の控除があるわけでございます。また、補助にも乗れるわけでございます。御指摘をいただいておりますおくれしております道路行政の基本的なものについて、早く精力的に進めていきまして、今後ともアクションを起こしてまいりたい。御指摘の幹線道路を1日も早く仕上げたてまいり道路停滞を解消していくように、今後とも全精力で行き届きませんが頑張つてまいりたい、このように存じます。

なお、国道、府道につきましては、池下線につきましては、泉大津粉河線のバイパスとしての府道でございますので、大阪府に対しましては、横の岸和田南海線とともに、池下線については全力で早くやってほしいと要望しております。そのためには、市もできる限りのお手伝いをさせていただくのは当然でございますので、その協議とお願いを強めているわけでございます。また、国道の外環状線につきましても推進をお願いし、今後とも精力的に職員とともに取り組みを強化してまいりたいと存じております。

おくれしております用地買収につきましても、制度もあるという言いわけを申し上げてるようでございますが、それが実態でございますので、それを早くクリアしながら先行買収に入つてまいりたい。そのための体制を十分にとって作業に入っていくたいという考え方とともに、公

社の内容も今後の課題ということで検討してまいりたい、このように存じておりますので、よろしく願いをいたします。

○ 28番(友田博文君) そういう格好でできるだけ早く道路を付けていただくようお願いしておきます。

そこで、私の方もちょっと考えを述べさせていただきます。私もいろいろ調べましたが、先行取得をしているところ、また、先行取得に入れるところもあると思います。用地の先行取得の方法についても、今、1路線、1街区か何かあると言いますが、それ以外に入れるところもあると思います。なぜ入れないかということについても、用地担当の係員が少ないとか、手が一杯だということもございまして、なかなか前に進まないようにも聞いております。やはり和泉市を活性化していく中、本当に道路整備は重要課題でございますので、市長さんももう一度見直していただき、やれるところは、何とかもう少し精力的に進めていただきたい。他市では、用地部とかを設けて拡大しているとも聞いておりますので、機構整備を含め検討していただき何とかもう少し前になるようお願いしたいと思います。

次に、老人福祉対策でございますが、先ほどの回答の中でシルバー人材センターの話が出てきたと思います。現在、会員数が430名余。和泉市の60歳以上の老人数が1万9,000名と伺いましたが、もう少しそういう人たちをシルバー人材センターに入れて健康と希望を与えてはどうか。どうすれば、老人がシルバー人材センターに入って来るかということです。役所の仕事が多いということで会員が集まらないという問題も聞いております。その辺で合わせて何とか方法がないものか、お聞きをしたいと思います。

それから、特にこれからの社会福祉ということですが、寝たきり老人のことを「水平の人」と言うそうですが、こういう人たちをつくらないことが大切だと思います。先ほどもオリオノ病院の話がありましたが、あそこへ行けばかわいそうです。寝たきりばかりで死ぬのを待っているというか、本当に気の毒です。その人たちが、そのようにならざるを得ないのはなぜか。ここにも資料がありますが、日本の寝たきり老人というのは、つくられたものであるということが載っております。寝たきり老人をいかにつくらないようにするか。一度にはいきませんが、もう少しよく考えていただき、大阪府や各市に合わすのではなく、和泉市としてそういう人をつくっていかないようにするにはどうすればいいかということを考えていただきたい。これは要望だけにしておきます。

それから、施設の問題ですけれども、先ほども言いましたように、老人を介護する人がいなくなります。夫婦がお互いに高齢化していきますよ。私が80歳になったら、嫁さんが76歳やとなりますとみていかれへん。そして、どんどん核家族化も進んでいきます。また、1人暮

らしの老人がものすごく増えています。このような中、そういう人たちをみていくとなれば、これからの社会は、老人を介護する用意していかなければいけないと言うてますが、私もまさにそのとおりではないかと思うんです。

そこで、老人ホームについても問題があるかもしれません。国保や老人保健事業の関係でそういう施設をつくれないうようなことを言われましたが、国保、老健事業に与える影響が大きいと言われますが、いつになれば可能になるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

- 福祉課長（金谷宗守君） まず、シルバー人材センターに会員を集めるいい方法がないか、というお尋ねでございます。実は、今月号の広報誌の中にB4の大きさに上半分が会員の募集、下半分が仕事をお願いする受注でございますが、両方のPRを兼ねたビラをはさみ込んだところでございます。これだけでなく、会員の口込みも含めまして、会員自身もその必要性というか、会員をより増やすため、例えば市民祭りの際に仮装行列のチームを組んで一役買っていたくこともやっております。口込みから全体に拡大していきたいと思っております。今後、都市化が進行しますと、一層生きがいを求めるお年寄りが増えることと存じますので、と網を打つ方法から一本釣りのような手法も含め、より一層PRに努めてまいりたいと存じます。

なお、市の行政の仕事が多いから集まらないのでは、というお話もございましたが、市の行政の仕事を発注しますと、3分の1の補助が付いてまいります。これは必ずしも本市が多いわけではなく、府下各市に比べますと、平均よりやや少ないという程度でございますので、念のため申し上げます。

- 保険年金課長（長岡敏晃君） 国保財政に与える影響ということでございますので、保健年金課長よりお答えいたします。

老人1人当たりで申しますと、約20万円強の実質負担額になろうかと考えております。

- 市民生活部次長（池辺修次君） 老人保健事業に与える医療費の影響でございますが、年間平均で1人当たり71万2,000円ぐらいかかります。そのうち市の持ち出しが5%、3万6,000円ほどでございます。

- 28番（友田博文君） 国保の方の20万円というのは、年間ですか。

- 保険年金課長（長岡敏晃君） 1年間でございます。

- 28番（友田博文君） シルバー人材センターにつきましては、役所の仕事が多いわけですから、もう少し老人の方に金銭的な意欲も持たすよう、ほかからも仕事を探してあげるような努力もしていただいたらいいんじゃないか。その辺を強く要望しておきます。

それから、いつごろになれば施設ができるのか、という御回答がありませんでしたが、もう結構です。できるだけ早い時期に施設ができるようにしてほしいと思っております。3月7日の新聞

に「高齢障害者安心サービス」ということで、伊丹市が公社にしてやるということが大きく取り上げられております。今後の老人対策の関係については、高齢者や障害者を安心してそういう施設へ迎え入れていくということを考えれば、こういうことも1つの大きな施策ではないか。

私も昨年的一般質問においても、今後、和泉市としてどうしていくんだ、ということをお聞きしましたが、十分な回答もなかったと思うんです。関西だけだと思いますが、伊丹市がこういう格好で踏み込んでやっていくわけですが、全国でも伊丹市と東京の武蔵野市だけだと思います。福祉の問題についても、こういう格好で和泉市も独自の道でどう介護をしていくかということを十分に考えていただきたいと思います。できるだけ早い時期にそういう施策も実現していただくことを希望して、この福祉問題については終わっておきます。

それから、情報管理関係についてですが、やはり情報管理システムを使うことによって、いろんな導入効果が出てきているということはまことに結構だと思います。ただ今度、教育委員会でワープロを10台ほど買うことになっておりますが、ワープロを買うにしてもどんな機種が使いやすいのか、その辺のところについては、情報管理課が主体となって指導をしていただきたい。うちはこれがええ、あれがいいということではなく、機種によってまちまちになりますと、移動によって使いにくいこともできてくると思います。ある程度の機種の選定も必要だと思いますので、その前にどれほどよく似ているかということであっても、どこかが管理をしなければならないと思います。

リースやからということ各課でばらばらに導入するのではなく、リースであっても市に導入する場合、どこかが管理していかなくてはいかんと思います。その意味では、情報管理課というものがあるんですから、そこを主体にして、あるいはそこに一度声をかけて指導してもらいながら買っていただきたい。これはワープロにかかわらず、パソコン、オフコンもそういう形でやっていただきたい。これは強く要望しておきますので、情報管理課の方も他の部門の方に対してもよろしく願いしておきます。

それから、今後の情報システムの中では、財務システムの構築ということをおっしゃいましたが、決算書の問題についても、年内に出せるようなことでございますが、できるだけ早い時期にシステムを構築していただきたい。決算書が翌年になるということではなく、速やかに年内に決算委員会ができるような体制になれば、そんないいことはないと思います。予算の編成にしても、財政状態を即把握できることにもなりますので、財政の健全化を目指す上でも、財務会計システムの構築は重要な課題だと考えます。今後ともその構築に向けて努力していただき、早い機会に導入していただくことを要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○ 議長（出原平男君） お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

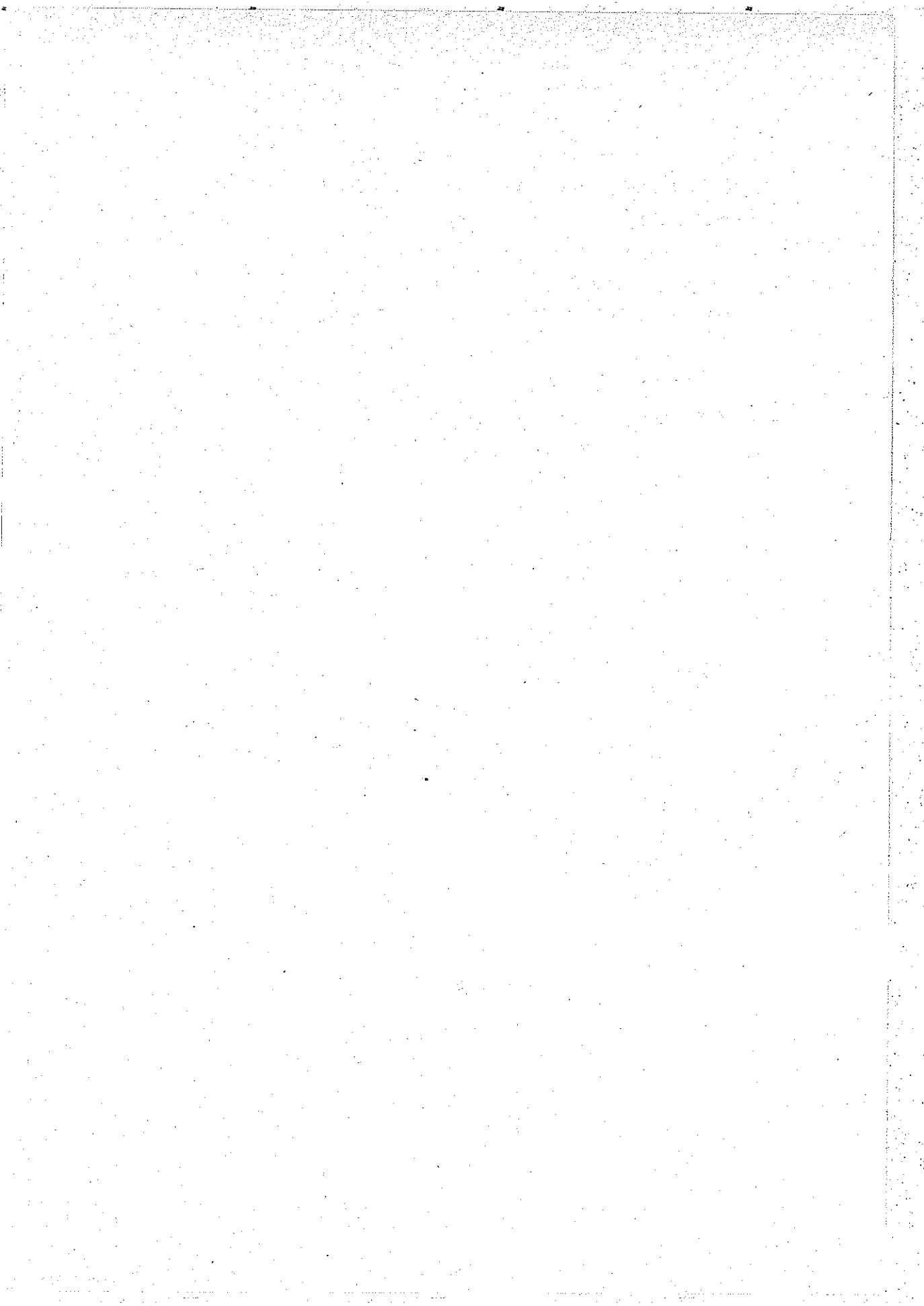
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

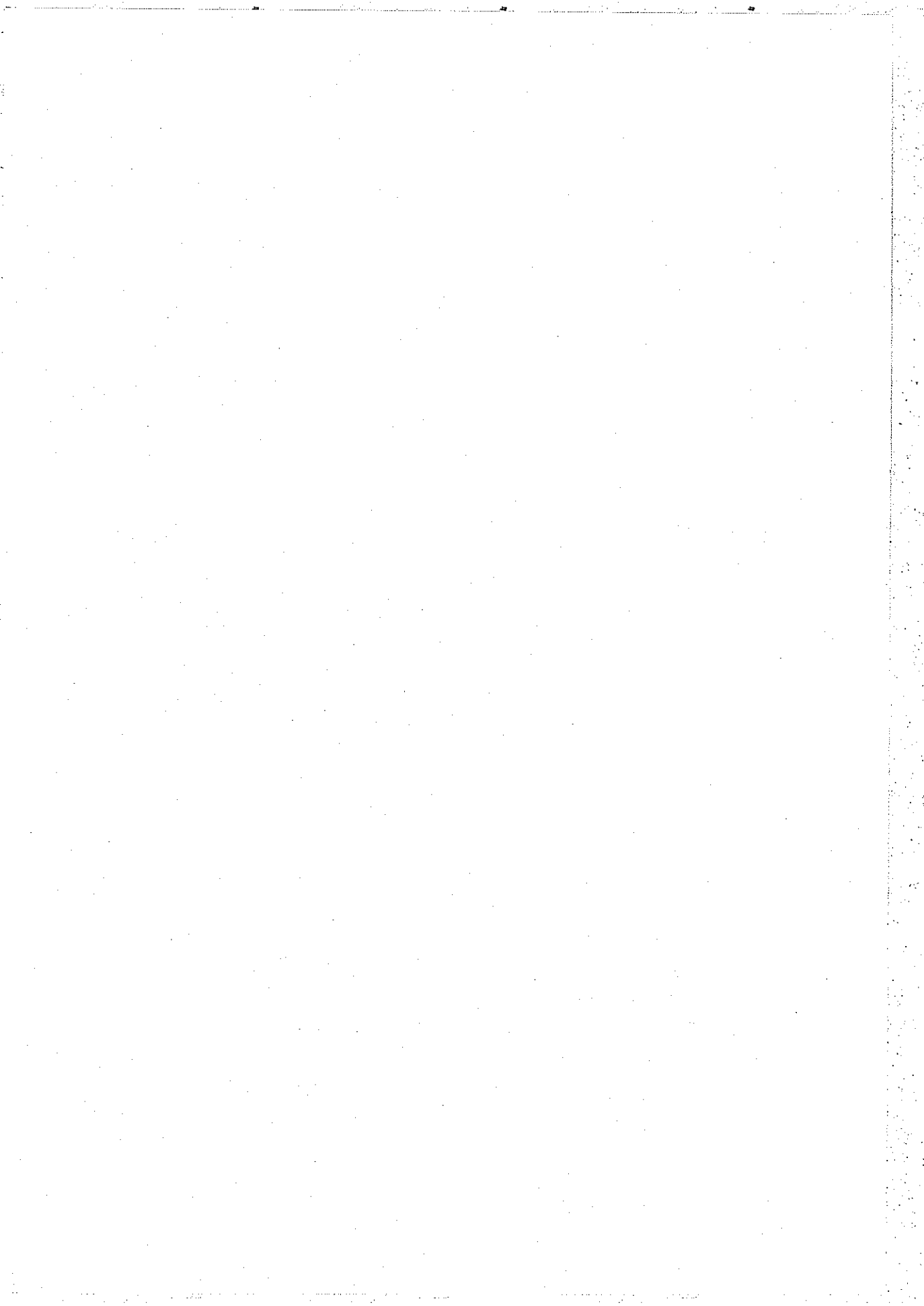
なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後4時20分散会）



第 3 日



平成2年3月9日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
3番	藤原正通君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平男君
6番	穴瀬克己君	21番	勝部津喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実君
8番	中塚新治君	23番	原重樹君
9番	讚岐一太郎君	25番	天堀博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君

欠席議員(1名)

17番	池辺秀夫君
-----	-------

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	総務部次長	森利治	
助	役	坂口禮之助	総務部次長	奥村富彦	
取	入	役	中塚白	財政課長	阪豊光
市長公室	長	杉本弘文	同和対策部長	堀宏行	
市長公室	理事	逢野一郎	同和対策部理事	向井洋	
市長公室	理事	神藤恒治	同和対策部次長	明坂文嘉	
市長公室	理事	中西優	福祉事務所長	中川鉄也	
市長公室	理事	稲田順三	福祉事務所次長	大宅清臣	
市長公室	次長	鹿島賢昌	福祉事務所次長	農端小一	
秘書課	長	井阪和充	市民生活部長	麻生和義	
企画課	長	今村堅太郎	市民生活部次長	岸田秀仁	
総務部	長	橘本昭夫	市民生活部次長	坂田平之	
総務部	理事	大塚孝之	市民生活部次長	池辺修次	

産 業 部 長	松 村 吉 堯	病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹
産 業 部 理 事	中 西 淳 富	消 防 長	角 谷 泰 夫
産 業 部 次 長	高 三 一 行	消 防 本 部 次 長	高 宮 武 男
産 業 部 次 長	藤 原 清 司	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬 喜 広
産 業 部 次 長	松 林 保	用 地 担 当 理 事 土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	明 坂 貞 士
建 設 部 長	浅 井 隆 介	教 育 委 員 長	藤 原 忠 男
建 設 部 理 事	山 崎 琢 磨	教 育 長	西 川 喜 久
建 設 部 次 長	谷 俊 雄	管 理 部 長	逢 野 博 之
建 設 部 次 長	赤 田 儔 信	管 理 部 次 長	白 樫 通 有
建 設 部 次 長	山 崎 精 二	指 導 部 長	重 野 欣 達
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	社 会 教 育 部 長	生 田 稔
都 市 整 備 部 理 事	阪 倉 嘉 一	社 会 教 育 部 理 事	竹 田 明 郎
都 市 整 備 部 次 長	三 井 義 秋	社 会 教 育 部 次 長	中 辻 寿 夫
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	社 会 教 育 部 次 長	北 野 喜 平
改 良 事 業 部 理 事	笠 木 恒 忠	会 計 課 長	藤 木 意 継
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
水 道 部 長	若 井 益 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	着 本 善 夫
水 道 部 次 長	岸 本 孝 二	監 査 委 員	庄 司 清
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	監 査 事 務 局 長	吉 田 陽 三
病 院 長	竹 林 淳	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
病 院 事 務 局 長	藤 原 光 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄
次 長 河原茂隆
議事係長 佐土谷茂一
調査係長 井之上光一
係 員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成2年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月9日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		一般質問について	

(午前10時00分開議)

- 議長(出原平男君) おはようございます。議員の皆様には、公私何かとお忙しい中連日にわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長から報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは19名でございます。欠席届けの議員さんは池辺議員さん、遅刻届けの議員さんは松尾議員さんでございます。その他の議員さんにつきまして、ほどなくお見えになることと思います。現在、19名でございます。

- 議長(出原平男君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(出原平男君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長(出原平男君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。最初に、21番・勝部津喜枝君。

(21番・勝部津喜枝君登壇)

- 21番(勝部津喜枝君) 21番・勝部津喜枝でございます。一般質問の趣旨説明を行います。

平成2年度市政運営方針と実施計画に基づきましてお尋ねいたしたいと思っております。

まず、第1点に教育行政についてであります。その基本姿勢につきましては、市政方針の中でも述べられておりますが、具体的施策についても、改めて教育長にお尋ねいたしたいと思っております。

言うまでもなく教育は、憲法と教育基本法の精神に基づき行われるものであり、その中でこそ、児童生徒が自然や社会についての基礎を学び、必要な学力を身に付け、将来の主権者として行動できる能力が養われるものと考えております。今日、教育の危機、子供の置かれている状況は、深刻な事態となっているといわれております。本市におきましては、教育行政を進める基本的な見解をお示し願いたいと思います。

次に、市政方針で述べられております財政の健全化努力であります。本市で誇ります学校給食につきまして、現在、こうした立場からどのようにお考えになっておられるのか、お尋ねいたします。

次に第2点、婦人対策についてであります。昨年、婦人対策係が置かれておりましたが、私は率直に申し上げまして遅い出発だと思っております。しかし、この1年、新しい分野における模索の状況から具体的な施策を生み出すべくアンケート調査の活動にまで具体化してきたことは、大きな努力があったと思っております。今後、1日も早い結果分析の上に立って、有効で、また、切実な婦人の要求に基づく施策が打ち出され、実施されることを期待するものであります。

さて、ここで申し上げたいことは、婦人対策は社会教育の分野にとどまらず、市政全般にわたって考えられなければならないものだと思います。その点で、婦人対策の位置付けについての御見解をお尋ねしたいと思っております。合わせまして、本市の各部署におきましても、婦人の職員の皆さんが仕事の上で責任を持って重要な役割を果たしておられます。政策決定の場への登用促進も必要かと思っておりますが、この点につきましてもお考えをお尋ねいたしたいと思っております。

教育行政の個別の問題であります。1つは、市政方針の中で、21世紀をたくましく生きる、と書かれておりますが、たくましく生きるとは、どういうことを教育的観点から申し述べられておられるのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

次に、コンピューター導入と教職員の指導技術向上とはどのような関係があるのか、お尋ねいたしたいと思っております。

次に、地域文化を高めることを主眼に予算編成をしたと述べられておりますが、地域文化とは、そして、具体的な内容は、どういう予算に示されているのか、お尋ねいたします。

次に、ラーバンライフリゾート構想が、地域住民のスポーツ要求にこたえるものとしての構想や計画の中でどのように位置付けられておられるのか、お尋ねいたします。

次に、心豊かな人間の育成を目指した教育、魅力ある都市環境の整備として、本市の養護教育補助職員の平成2年度の進捗状況、身分保障の改善はどうなっているのか、お尋ねいたします。

以上、教育行政についての質問であります。

次に、福祉行政についてお尋ねいたしたいと思います。

第1点は、老人対策であります。昭和63年度の当初予算議会におきまして、この老人施策についてお尋ねいたしましたところ、高齢者対策につきましては、昭和62年度より実施ということで計画しておりましたが、市内部の事情により62年度から取り組むことができなかつたことをおわび申し上げるとともに、63年度より取り組んでまいりたいと考えております。という中川福祉事務所長の御答弁をいただいております。実施計画の中でも実施計画事業として書かれておりますが、現時点でどこまで進んでいるのか、お示し願いたいと思います。

第2点は、給付金の引き上げの具体的な内容をお示しいただきたいと思います。

次に3点目に、市政方針と総合実施計画との関係の中でお尋ねいたしたいと思います。

その1つは、かねがね市長は議会の閉会の場で、議員各位からの御意見、御指摘を胸に置き今後の市政運営に当たりたい、と申し述べてきておりますが、私は、これまで上代火葬場の問題についての対策がそろそろ検討の時期にかかっているのではないかと申し上げてまいりました。この点について現在、どのようになっているのか。また、地元にあります泉北環境の余熱利用につきましても、住民の要望を含めまして議会の中でも何回か取り上げてきておりますが、この点につきましてもどのようになっているのでしょうか。

さらに、泉大津市和泉市適性協議会の問題につきましては、言うまでもなく、住民請願も出されておりますし、また、トップの腹を割った話し合いということでの御答弁などもいただいております。こうした点につきまして、市政方針の中でも、また、実施計画の中にも述べられておりませんが、本市におきまして本年度、この問題についてはどのように考えておるのか、お尋ねいたしたいと思います。

合わせまして、実施計画の中でサービスセンターが平成2年度、信太地区に実施するというふうに書かれておりますが、これは市政方針の中での鶴山台地区に実施するということと合わせまして、さらに、信太地区にも実施と考えていいのか、この点についてお尋ねいたしたいと思います。

最後に、市民祭りについてであります。市政方針の中では、市民にとって欠くことのできない一大イベントとされております。市民祭りにつきまして、予算書では400万円の補助金が計上されております。お尋ねしたいのは、この市民祭りが年々盛大になってきているとのことですが、まず、取り組みに当たりましては、企画内容が先に決められて寄付金等が集められるのか、それとも、集まった寄付金等をもとにして企画内容が決められるのか、そのあたりをお尋ねいたしたいと思います。

以上、質問の趣旨説明を終わります。自席での再質問の権利を留保いたしまして終わります。

○ 議長（出原平男君） 理事者答弁。

○ 教育長（西川喜久君） ただいま教育行政につきまして7点御質問がございましたが、その中で学校給食並びに婦人対策またはその位置付けについての基本的な見解をお聞きするというところでございますので、まず、この2点につきまして、私から説明を申し上げたいと思います。

学校給食は、それぞれの地方公共団体の考え方によるものでもございますが、また、実施についての努力義務でもあると考えております。本市での学校給食につきましては、学校教育の一環と位置付けております。現在、小中学校において100%実施をいたしております。御質問にはございませんでしたけれども、大阪府下を見ますと、小学校では100%近い実施をいたしておりますが、中学校では、私の手元の資料によりますと、8.9%という状況でございます。しかし、言うまでもなく学校給食は、学校教育の一環の中で、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、かつ国民の食生活の改善にも寄与することを目的といたしまして、学校教育活動の一環として実施されているものでございます。今後ともこの考えに立ちまして、学校給食の実施をしまいたいと考えております。

2点目の婦人対策についてでございますけれども、御承知のように国際連合では、1975年を国際婦人年と定めております。また、1985年までの10年間、国際婦人の10年として継続的な活動がされてまいりました。また、1985年（昭和60年）7月、ナイロビにおきまして、国際婦人年の10年目の最終年に世界会議が開催され、2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略が採択され、これによりまして平等、発展、平和を目標にこの10年間、国連を中心として続けられてきた女性の地位向上のための努力を、21世紀を展望しつつさらに継続して展開することが確認されました。

しかし一方では、依然として固定的な男女の役割分担に基づく慣習、諸制度が根強く残り、女性の主体的な生き方を困難にしている現状もござい ます。そこで、21世紀に向けて高齢化、情報化、国際化等社会の急速な変化に対応しつつ、生き生きと活力溢れた社会を築いていくためには、女性があらゆる分野に参加され、男性と共同して地域社会の発展に貢献することがますます必要になってきております。

そこで御承知のように、昨年4月に社会教育課に婦人対策係を新設、この1年間、基盤整備の第一目標として、男女平等を基本とした啓発推進の1つといたしまして女性問題の啓発、これは女性問題に関する市民アンケート調査や婦人学級講座等、また、学校教育におきましては男女平等の推進、また、社会教育においても男女平等の推進等を行っているところでございます。

また、婦人の地位向上を進展させるためには、労働における男女平等の社会参加の促進、自

立と参加を支える社会環境の整備、母性保護と健康の保持等、社会教育にとどまらず、御質問にもございました市行政の各分野におきましてその施策が必要と思われれます。

しかし、女性問題の解決は、行政だけの努力ではできません。行政と各種団体が緊密な連携をとりつつ、市民の方々の自主的な活動と相まってその成果を上げることができるとございますので、今後の取り組みも地道に進めてまいりたい、かように考えるものでございます。

特に21世紀を展望するとき、社会の半分を支える女性の存在はますます大きなものとなります。女性がその持てる可能性を人格的に十分開花できる社会を実現することが、21世紀の平和と繁栄につながるものと考えおります。今後、この点につきまして市長部局と十分に協議する中、婦人問題、婦人対策に取り組んでまいりたいと存じますので、よろしく御理解をいただきたいと思ひます。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 指導部長（重野欣達君） 教育に関する3点の御質問につきまして、指導部重野からお答えいたします。

1つは、21世紀をたくましく生きる人間の育成とは、ということでございます。昨今、モノが豊かな半面、心が貧しい時代と言われております。来るべき21世紀は、情報化社会、国際化社会の到来がほぼ間違いありません。そういう社会を見据え、非常に抽象的ではございますが、やはり人間づくりの基本的なもの、主な柱は、知・徳・体の調和のとれた人間をいかに育てるかということに視点を置くべきであろうと思ひます。

それから、学校教育とコンピューターの関係でございますが、年を追うごとに進展している情報化社会の中で、学校教育にコンピューターを導入、各種情報の選択、整理・処理あるいは教科指導の各分野にコンピューターの活用を図っていくことは、今や時代の要請ともいえるものであります。かような視点に立ちまして、本市におきましても、小中学校28校にパーソナルコンピューターを各1台ずつ配置済みでもあります。

そういう状況の中、今回の学習指導要領の改正に伴い、中学校の技術家庭科の中に「情報基礎」という新しい学習領域が入ってまいりました。その目的は、コンピューターの操作等を通してその役割と機能について理解させ、情報を適切に活用する基礎的な能力を養う、とするものであります。その目的を達成するための緊急課題として、まずは、コンピューター教育の指導技術に卓越した教師の養成に努めることが肝要であろうかと思ひます。

その一環として本年度は、研究所へのコンピューターの大幅導入を図り、そこを情報教育の一大拠点として指導者の研究、研修を強化しようとするものであります。その研修内容は、コ

ンピューター機能の理解、プログラムの作成、ソフトの利用等々、その活用分野全般にわたって研修をしようとするものであります。

次に、養護教育と介助員の実態あるいは待遇問題についてお答えいたします。

本市における養護学級の配置状況であります。昨年度の配置人数が20名、小学校に16名、中学校に4名を配置してございます。待遇面につきましては、市の臨時職員に準じております。学校の免許を持った方が4,800円、無免許の方が4,600円となっております。

なお、学校の諸行事、例えば校外学習とか修学旅行等の実費は支給しているのが実態でございます。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 社会教育課長（西岡政徳君） 地域文化と予算の内容ということでございますので、社会教育課の西岡からお答えいたします。

文化の定義は非常に難しいものでございまして、広い意味では、人間が生活を営む上での衣食住を初め、技術、学問、芸術、道徳、宗教等、物心両面にわたる生活様式やその内容が文化であると言われております。すなわち、私どもの先人が営々と日常生活の中で築いてこられたのが文化であり、また、現代社会における私たちの営みが文化であると言えるわけであり、当然、地域、地域に独特の文化があり、共通の文化があることとなります。地域住民がみずからの生活を向上させようとするのが、地域文化の向上につながると言えます。文化とは、人が人として生きることの証であり、人間の本来的、根源的な欲求により文化が向上していくものであると書籍等で述べられております。

次に、予算上の内容でございますが、まず、地域文化を高めるため社会教育課といたしましては、芸術文化の向上といたしまして市民ギャラリーの設置、花と緑の博覧会出演、府民劇場の招聘、文化団体の育成、また、生涯学習の推進の1つといたしまして婦人施策の取り組みの強化、婦人フォーラムの開催、女性問題講演会の開催、また、文化財の保存といたしましては、美術工芸品の補修、池上曾根遺跡の整備等を平成2年度において計画しているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

- 議長（出原平男君） 次。
- 市長公室理事（稲田順三君） それでは、ラーバンライフリゾート構想と地域文化のかかわりににつきまして、稲田より御報告申し上げたいと存じます。

まず、前段で総合計画の中の位置付けについて若干、触れておきたいと思ます。ラーバン

ライフリゾート構想につきましては、その計画の性格上、市政運営方針の大綱でも示されておりますように、総合計画の第3章「豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり」に位置付けされておるところでございます。その中の第3節の健康を増進するスポーツレクリエーションの体系の中の総合スポーツレクリエーション施設の立地促進に整合するものと考えております。

次に、本リゾート構想と地域文化とのかかわりでありますけれども、一口に文化と言いましても非常に難しい問題であります。人々が交流を図り、人々の生活を物心両面で豊かにするもの、心に潤いや安らぎ、開放感を与えるものが、広義の意味での文化ではないかと理解するところであります。その意味からいたしますと、ラーバンライフリゾートも、人々が都会的なセンスの中で心身ともにそのような事柄を享受できる機能を有する施設づくりを目指すものでありまして、まさに文化性に富んだ施設であると理解するところであります。

以上でございます。

○ 議長（出原平男君） 次の答弁。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 「生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり」、すなわち福祉関係の御質問の第1点につきまして、福祉事務所中川より答弁させていただきます。

いわゆる老人対策、高齢化社会についての調査検討について、現在、どういう状態か、という御質問でございますが、過日の決算委員会でも同様の御質問をいただいたわけでございます。これにつきましては、実施計画の中では、昭和62年度におきまして、既に急速に進行する高齢化社会に向けての対策について総合的に調査検討を進めるということで、事業内容を定めさせていただきます。

現在のところ、特に予算としては付けず、行政内部での検討ということでスタートさせていただき予定で考えておるわけでございます。ただ、行政内部となりましても、高齢化対策というのは広範囲に及びますので、当面、福祉事務所の職員を中心として検討すべきであるということで、現在、十分に進捗しておりませんが、積極的に福祉事務所職員が各種高齢化対策等についての研修会とか催し物がある場合参加させているのが第1点でございます。それから、既に先進都市等でこういう計画が策定されている場合、それらの資料収集を行うこと。また、学者等による高齢化社会に向けての書籍等が出版されておりますので、それらを収集しているという段階でございますけれども、計画よりもかなりおくれているのは事実でございますが、鋭意努力していきたいと思っております。

○ 議長（出原平男君） 次。

- 福祉課長（金谷宗守君） 2点目の給付金の状況はどうなっているか、という御質問でございますが、お尋ねの趣旨は、市政方針の26ページにある敬老祝金及び障害者等給付金の引き上げについての御質問かと存じます。

敬老祝金並びに障害者等給付金の引き上げについてでございますが、いずれも総額ベースで50%強の引き上げをいたしたというふうと考えております。

- 議長（出原平男君） 次。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 霊園問題と余熱利用の2点につきまして、環境衛生課岸田よりお答えさせていただきます。

霊園問題につきましては昭和47年に完成を行い、30年間の使用目的につきまして地元御同意をいただいております。あとわずか10余年でございますので、地元対応につきましては、今後、十分に内部協議を行いながら、地元説明等を行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

余熱利用につきましては、現在建設中の5号炉が平成3年3月31日完成予定でございます。この新炉の中にボイラーを設置いたしまして、泉北環境整備施設組合の敷地内までの配管設備はできるように施設組合とも十分協議を行っておりますが、場所等については、まだ検討されておられませんので、今後、3市で十分に協議を行いながら検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思ひます。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。

- 市長公室理事（稲田順三君） 行政境界とサービスセンターにつきまして、稲田より御報告申し上げたいと存じます。

泉大津市との行政境界の適正化につきましては、昨年2月、泉大津市長との間でトップ会談を行わせていただきまして、もう一度原点に戻って、両市にとって不自然な部分、すなわち和泉市におきましては助松団地とその周辺、泉大津市につきましては、豊中28番地を含んだ行政境界の適正化の申し入れを行ったところであります。泉大津市といたしましては、地域的に見て助松団地と豊中28番地が不自然であることについては理解いたしますけれども、泉大津市としての考え方をまとめたので、今しばらく返事を待ってほしいというのが過去の経過であります。

本年3月1日、再度、泉大津市長とトップ会談を行いまして、昨年、申し入れました結果について回答をいただいたところであります。回答の内容といたしましては、豊中28番地に居住する住民は、当然、泉大津市民でありまして、豊中28番地は泉大津市域であるという住民

意識が非常に強い。結果的には、豊中28番地を含めての行政境界の適正化は難しいという内容でございました。よって、行政境界適正化につきましては、この際、協議会の本市委員皆様方に十分御相談申し上げまして、過去の経過を含め現状の説明をさせていただくとともに、今後の対応についてもいろいろ思考してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

それから、サービスセンターの件でありますけれども、信太校区ではなく、信太地区という表現をしております、鶴山台校区を含んだ広い意味で御理解を賜りたいと思います。

なお、御指摘の信太地区にもう1カ所ということについては考えておりませんので、その点よろしく御理解賜りたいと存じます。

○ 議長（出原平男君） 次の答弁。

○ 広報広聴課長（池辺一三君） 市民祭りについてお答え申し上げます。

昨年の第7回市民祭りは、平成元年8月5日、8月6日に実施をさせていただいております。市民祭り実行委員会につきましては、第6回が26団体でございましたが、昨年の第7回には3団体、体育連合、文化協会、青年団協議会等の御参加をいただきまして、29団体で実施をさせていただいております。

また、昨年は新しいイベントといたしまして、オープニングパレード、青少年イベント等を追加実施をいたしてございます。以前から続けておりますミスと泉ゆかたコンテスト、盆踊りコンクール、仮装盆踊り大会、カラオケ大会、そのほかに先ほど申し上げました2点を追加させていただいた次第でございます。

予算でございますけれども、予算総額1,151万7,000円でございます。内訳といたしましては、市の補助金が400万円、寄付金といたしまして749万円、207名の方々から御寄付をいただいております。その他といたしまして2万7,000円、計1,151万7,000円で昨年は実施をさせていただきました。

以上でございます。

○ 21番（勝部津喜枝君） お答えをいただきましたので、教育行政の方から若干の意見なり、再質問なりをさせていただきたいと思っております。

教育長からは基本的な観点から御答弁をいただきましたが、とりわけ、財政健全化計画の中での学校給食問題につきましては、父兄はもちろんのこと、私どもも関心と興味の的であります。現時点におきましては、教育の一環としての立場を守っていくという心強い御答弁もいただいておりますので、ぜひその観点を堅持して御努力していただきたいと思っております。

たまたま、ここに「和泉市小中学校栄養士会 和泉市教育委員会 No.3」ということで平成

元年12月発行の給食だよりがございますが、この中でも先ほど、教育長が述べられましたように、本市の学校給食が誇るべきものであると同時に、子供たちが大変喜んでこれを受け入れていることが生き生きと書かれております。合わせまして、大阪府の指導主事の方でも、この学校給食につきましては、伝統、郷土文化を学ぶ観点からも大切なものであると述べられておりますので、先ほどの教育長の御答弁は、改めて学校教育の一環としての学校給食事業を進めていくお考えであるということで頑張っていたきたいと思います。

婦人対策につきましては、行動計画を含めまして御披瀝いただき、恐縮しております。ただ、現状認識として、まだまだ婦人差別が残っていると述べられました。これはいわば私の方から申し上げなければならない点でもあったわけです。最近の新しいニュースといたしましては、前官房長官になりましたが、森山官房長官が現職時代、初場所の優勝力士にカップを渡したいということでしたが、それができなかったという事例に見られますように、まだまだ女を寄せ付けぬ悪しき伝統を日本社会が引きずっていると思います。

しかし、今日の女性の数々の権利というか、状況を勝ち取ってきた歴史を振り返りますと、かつて女は「三界に家なし」と言われ、また、戦争で夫や息子、恋人を奪われたときも涙することさえ許されなかった厳しい時代を経、戦後の民主化の中で婦人参政権を勝ち取り、また、今日の国際的な問題と国内の行動計画にまで発展いたしました。この経過の中では、やはり女性自身の並み並みならぬ団結と闘い、行動があったからこそ、こうした現実を勝ち取ることができたのだと考えております。しかし現状は、まだまだ残されたさまざまな差別や、新しい経済情勢の中での女性の問題があります。特徴的なこととしては、働く女性のパートの問題、また、保育所や高齢化社会の女性の苦しみなどがあります。

そうしたことを御理解いただきまして、本市としても女性対策を単なる社会教育の中だけではなく、市行政全般に生かしていくと同時に、政策決定の場にも登用していただくことを市長部局とも御検討いただくという御回答をいただいておりますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。具体的には、過日の委員会協議会で御要望申し上げましたように、現在、婦人対策係が1名でございますが、これの増員と合わせて体制の充実、予算の増額などで裏付けていっていただきたいことを要望として申し上げておきたいと思います。

次に、指導部から御答弁をいただきました3点につきましては、正直申し上げまして、先ほど、教育長が述べられた本市の教育行政が、憲法と教育基本法を守って進めていくという立場から申し上げまして、言われていることは抽象的ではありますが、懸念されております指導要領に基づく御答弁と言わざるを得ないと思います。21世紀をたくましく生きる子供、これを含めて教職員に対するコンピューターの導入の目的の1つ1つが、個性を尊重すると言いな

がら、その個性というものが、いわゆる勉強ざらいも個性の1つも個性と見るのではなく、その子供たちを置き去りにし、差別、選別の教育を進めていくことにつながるのではないか。また、現場における教職員の激務の中、新たなそれらの習得が、果たして質の高い教育の向上につながっていくのかどうか、懸念せざるを得ないわけです。

また、介助員の問題につきましては、これまでの実態を申されたわけですが、他市に比べても、また、現場の声からも非常に厳しく悪い状態に置かれていると聞いております。どのように改善されているのか、今年の状況をお尋ねしておりますので、この点につきましては、再度、平成2年度の状況を御報告いただきたいと思います。

- 指導部長（重野欣達君） 介助員の待遇問題でございますが、一昨年から学校行事に対する実費の支給がなされております。平成2年度については、まだ具体的にどうこうするということは決定いたしておりません。いずれにしても、養護学級の児童生徒に係る大事なお仕事をされているわけですので、今後、待遇面についても、今以上によくなるように努力したいと思っております。
- 21番（勝部津喜枝君） 介助員の待遇については、他市に比べても悪い状態にあり、改善を必要とすると御認識されておると受けとめてよろしゅうございますか。
- 指導部長（重野欣達君） 他市の状況も詳しく調べまして、改善の方向に向けて努力したい、そういうことでございます。
- 21番（勝部津喜枝君） 詳しく調べて、ということですが、他市の状況をまだ把握されていないということになりますか。
- 指導部長（重野欣達君） 一部高石市だけ聞いているわけです。現在、高石市も和泉市と似たり寄ったりですが、この4月から改善の方向に向かって取り組んでいるということをお聞きしております。
- 21番（勝部津喜枝君） そういう状況を踏まえ、平成2年度におきましては、改善の方向を打ち出すと受けとめてよろしゅうございますか。
- 指導部長（重野欣達君） 断言できませんが、私個人といたしましては、何とか努力して改善の方向付けをしたいと思っております。よろしく御理解賜りたいと思っております。
- 21番（勝部津喜枝君） 次に、文化問題でございますが、大変正直に文献に書かれておるという御答弁をいただきました。具体的に予算措置をされた問題でも御答弁いただいたわけです。そこで、文化をどう見るかということについては、学者ではないので、この場で議論をする必要はないと思っておりますが、先ほどの文献に述べられているという中身をお聞きいたしまして、結局は、その地域に住む人たちの暮らし、営みに結び付いてこそ、地域文化が向上するも

のであるということで私もそのように受けとめるわけです。そういうことから考えますと、予算化されております市民ギャラリーの設置等は、新しい施策として今後、成果のあるものに発展させていただきたいと要望するわけです。

例えばかねがね要望しておりますように、働く人たちの実態に合った図書館の時間にしてほしいという、これも1つは、地域文化の要求であると思うんです。こういう問題につきまして、地域に根ざした具体的な和泉市に住む人たちの暮らしや生活の実態に見合った要望を大切にしてください、文化行政、地域文化の振興に努力していただきたいと思うわけです。

また、さまざまなグループ活動などが誕生してきておりますが、公共施設の会館などを利用したくても空いていないとか、会員の少ない団体については、利用料金の減免等も要望として出されてきております。こうした細かい、少数ではありますが、草の根の手づくりの人たちの文化活動、そうしたものを大切に、また、実現に向かって御努力いただく施策が望まれているわけですが、こういった点につきまして、社会教育課におきましてはどのように受けとめておられるのか、お尋ねいたしたいと思います。

社会教育課長（西岡政徳君） 今、御質問をいただきましたことは、私どもが切実に感じている問題でもございます。広く市民の方々から公共施設の会館等の利用についての要望、意見をいただいております。また、社会教育施設の地域に根ざした拡充ということも、従前から課題としてとらえている状況でございます。

なお今後、生涯学習の推進の中でそういう問題も解決していかなければならないものと思ひまして、特に会館の利用問題などについても、市民さんからの要望の内容も十分に検討、分析していきたいと思ひます。

○ 21番（勝部津喜枝君） 例えば図書館等の利用につきましては、本市が他市に比べて高い利用状況にある中、働く勤労者の皆さんが利用する場合、生活実態にそぐわないという声が出されてきております。その意味では、これはやろうと思えば改善というか、その人たちの要望に沿った図書館行政にしていける、地域文化発展の1つではないかと思ひますので、御努力していただく課題の具体的な1つとして、早急に方向性を打ち出していきたいと思ひますが、再度、この点をお尋ねしておきたいと思ひます。

○ 社会教育部次長（北野喜平君） 図書館館長北野から御説明させていただきます。

お尋ねの御趣旨は、日曜日の午後6時までの時間帯の開館時間の延長であると存じます。先生の御趣旨は十分理解しているところでございます。ただ、それを実現するにつきましては、若干の職員の増員、また、職員労働組合の同意も必要でございます。そこらにつきましても、実現に向けて努力をしていきたいと考えております。

- 21番(勝部津喜枝君) 要望に沿って人員の増、また、組合との協議などを平成2年度に進めていただくと受けとめてよろしゅうございますか。
- 社会教育部次長(北野喜平君) その方向で努力をさせていただきたいと考えております。
- 21番(勝部津喜枝君) 具体的に市の名前は忘れましたが、その方向で勤労市民の立場に立って、とりわけ、図書館等の利用時間を職員の協力もいただきながら延ばしている事例も出てきております。そのあたりも御研究いただき、早い時期の実現を強く要望しておきたいと思っております。

ラーバンライフでございますが、正直申し上げまして、その内容自体もまだ借地という問題だけが出され明らかでない中、それが地域文化に貢献するものであるということが御答弁の中でしっかり出てきておりますが、これは現段階で余り深く論議をするには、材料が少なすぎるかと思っております。むしろ地域文化、スポーツの振興に貢献するものだという確信のある御答弁をいただくことで、責任のある方向で進めていただきたいと思うわけです。もともとラーバンライフ構想なるものの発想は、空港関連のまちづくりの1つとしての着眼ではなかったかと思っております。その意味では、新たに今後の計画化の中で具体的に地域文化とスポーツの振興に役立つ内容になっていくという点で、企画の方でしっかりと受けとめていただくということであれば、大変結構なことであると思っております。その点を深く追求するには材料が少ないと思っておりますので、御答弁をいただいたということにとどめておきたいと思っております。

教育行政につきましては、以上で終わっておきます。

次に、福祉の方ですが、中川福祉事務所長さんの方から御答弁をいただきましたが、正直申し上げまして、63年度当初予算の第1回定例会でいただきました御答弁から一步も前に進んでいないと言わざるを得ないと思うんです。ここに当時の議事録がありますが、庁内体制が整わないため63年度から取り組んでいく、と言われております。その中でも市職員の勉強会の開催、共通の認識の上で迫り来る高齢化社会にどう対応していくべきか、というテーマで調査検討を進めてまいると言われております。そこで再度、お聞きしたいんですが、どの程度まで勉強され、市職員の方々がどういう共通の認識の上で立てられるのか。高齢化社会、老人対策についての御答弁をいただきたいと思っております。

- 福祉事務所長(中川鉄也君) 市職員というよりは、福祉事務所職員という立場からの現時点での認識でございます。高齢化社会の到来という問題につきましては、大阪府あるいはその他の団体主催の各種研修会とか、高齢化に向けてのフォーラム、シンポジウムなどへ、職員が可能な限り参加をさせておるわけでございますが、それらへ老人福祉担当の職員が行けば行くほど、高齢化問題というのは奥が深く幅広いものだということが、突っ込めば突っ込むほどわ

かってきたのと、国の平成元年度あるいは2年度の高齢化関係の予算や方針等を見れば、どんどんわれわれが考えていたもの以上に新しいものが出てきているということで、福祉関係職員が勉強しているという認識に立ってはいるのですが、それでも付いて行けないほど新しい方向が出てきているのが事実でございます。それらにおくれをとらないよう、現在、そういう認識に立って勉強し、あるいは資料収集の段階でございます。

- 21番（勝部津喜枝君） 御答弁を聞いておりますと、老人福祉を進めていくための御答弁という受けとめができるんですが、勉強すればするほど奥が深く大変だという現状の共通認識の上に立っているということですが、現状の認識とはどういうふうな受けとめておられるのか、お尋ねしたいと思います。

例えば現在、私の老人を取り巻く認識といたしましては、昨日、金谷課長が他の議員さんの御質問に対しまして、老人対策については、医療と福祉の両面から考えていかなければならないといみじくも答えておられます。まさにそのとおりだと思います。医療面を抜きにして老人対策は考えられないと思いますが、現状は御存じのとおり、毎年、大変厳しい状況が押し付けられているのが国の施策だと思うんです。例えば診療報酬等についても、一般病院と特例許可病院あるいは老人病院の間に大変大きな格差があることは御存じのとおりです。また、点滴、注射等についても、1日に一般病院では750円が老人病院では200円ということで、診療報酬の厳しい切り捨てが次々と行われてきております。先ほどの福祉事務所長の答弁は、こうした次々と出てくる新しい国の施策に追い付くように努力しなければならない、という御答弁ですが、その内容は、どういう意味で国の施策に追い付くと受けとめればいいのでしょうか。

- 福祉事務所長（中川鉄也君） 御指摘の高齢化問題は、福祉、医療、保健あるいはハード面も含めたものであると認識いたしております。その中でたまたま、昭和58年2月だったと思いますが、老健法という法律ができてから、先ほどおっしゃられたような問題が出てくるわけでございます。福祉事務所の立場としては、そういう医療のところまで突っ込んだ抜本的なことは考えておりません。無論、年金問題等を含め国に対してそれらの充実を求めていくという要望は、時と場合によればやっていかなければならないと思いますが、それよりも現在、どんどん高齢化が進む中、地域福祉というか、在宅福祉の充実をどうしていくかという立場で現在、仕事をしておりますし、それらの充実のために、和泉市としてどういう対策をやっていかなければならないかという認識のもとに考えておる次第でございます。

- 21番（勝部津喜枝君） それでは昨日、金谷課長さんが、老人対策を考える場合、医療と福祉の両面から取り組んでいかなければならないという答弁と、多少ニュアンスの内容も含めて違ってくると思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 矛盾はしていないと思います。昨日の答弁の中では、寝たきり老人をつくらないという立場での御質問に対する答弁だったと思っております。寝たきり老人をつくらないということでは、早期に機能回復訓練、リハビリをやるとか、早期に予防検査等を受けるということですから、当然、在宅福祉の充実ということは、医療、福祉、保健の3つが最低限度の寝たきり老人をつくらないという中で一体となって進めていくことが、老人の在宅福祉の充実につながると思っておりますので、それらとの矛盾は感じていないと理解しております。

○ 21番（勝部津喜枝君） 医療と福祉を一体と考えていかなければならないのは、何も寝たきり老人の場合だけではないでしょう。その意味では、61年に新設されました老人点数について、退院患者の理学療法指導料ということで、お医者さんが家庭を訪問して家などの改造の適切な指導をした場合は、診療報酬として100点を加算する、ということが新たに出されております。リハビリに励めということだと思うんです。ところが、実際には、改造のための助成制度が出されていないため、絵にかいたもちになっているのが実態の声であります。

そういうことから言えば、あくまでも寝たきり老人に限らず、老人福祉は、医療と福祉を合わせて考えなければならない。寝たきり老人対策の中で実態として、矛盾するというんじゃないですが、全般にわたっての考え方でないというふうに考えるのですが、その点再度、いかがなものでしょうか。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 勝部議員さんの御質問の趣旨と私が答弁していることは、決して矛盾しているとは思っておりません。医療、福祉、保健の3つが結び付くことによって在宅福祉の充実につながるという認識は、全くそのとおりで思っております。

○ 21番（勝部津喜枝君） もう一度、改めてお尋ねいたしますが、職員の研修とか、先進の方々の本を読むとか、そういったことで取り組んでいるということですが、例えば寝たきり老人等を含めた施策を実行するに当たりましては、現状の調査がまず必要だと思うんです。この点につきましては、過日、あなた自身をお願いして、和泉市における老人問題の実態調査につきましての数字もいただいております。1人暮らし老人が644人、寝たきり老人が286人、痴呆性老人518人、これは推計ということで、昨年5月1日現在の数字が示されてきております。さらに、この中で1人で寝たきりのお年寄り、家族と一緒にいる寝たきり老人など、老人対策を進める上で細かい詰めた分析はされたのでしょうか。その辺はどうなっておりますか。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 今、手元にその資料がないんですが、1人暮らしの寝たきり老人はゼロと認識いたしております。うちが出したその資料が何かの手違いではないかと思っております。1人暮らしの老人で寝たきりとなれば、必ず老人ホームへの入所を勧めるとか、病院へ

の入院を勧めるとかしておりますので、それでの手違いがあったのではないかと考えております。昨年、そういうデータをつくりましたので、今後も特に1人暮らしの老人については、友愛訪問とか民生委員さんをお願いしていたわけでございます。今回、さらに社会福祉協議会の御協力をいただきまして、手づくりの弁当をお届けするというような活動も進めております。

- 21番(勝部津喜枝君) そのほかいただきました資料の中では、特別養護老人ホームへの入所待ちが170人、養護老人ホームへの入所待ちの人数が116人、こういうような資料もいただいております。63年度から始まったそういう庁内の検討も含めた老人対策は、こういう数字を見ただけでも早く職員の研修の域を脱し、このような問題に対応できるような本市の老人対策が望まれているのではないかと思います。先ほどからあなた自身もおっしゃっておりますように、国自身が追いつかないような早さで老人対策を進めてきている。これはよい方向に進めてきているのではなく、どんどん切り捨ての方向で進めてきているからこそ、本市においては、こうした老人対策をいい方向に進めるような対策を打ち出さなければならないと思うんです。現在、それがどういう状況にあるかは御存じと思いますが、諸外国の例に比べても、ホームヘルパーの数等が、日本より進んでいるといわれるスウェーデン等に比べても大変な格差があります。日本が人口10万人に対して19.3人に比べ、進んでいるところではさらにその208.6%という統計資料も出されております。こうした中で日本の置かれている状態は、再度申し上げますが、一般病院と老人病院を比べても、一般病院では、4名の患者さんに対して25人の看護婦さんが付きますが、老人病院の方は6名に1人しか付かないという状態が、現在の自民党政治のもとでの老人対策の実態だと思うわけです。

その点でもう一度お尋ねいたしますが、庁内の検討研修の域を早く脱して老人対策を早く進めていくと同時に、市政方針の中に書かれております3つの方針にとどまらず、本市の老人対策をさらに進めて充実させていく必要と努力を御説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 福祉事務所長(中川鉄也君) 資料については、後日、お届けさせていただきたいんですが、1点だけ、特別養護老人ホーム並びに普通の老人ホームの待機者が、当市で100数十名おられるという数字でございますが、実際の待機者はほとんどなく、あっても数名以内というのが実態でございます。その点の資料につきましては、後ほどお渡ししたいと思いますが、そういう認識をお願いしておきたいと思っております。

それから、先生が御指摘の事項につきましては、市の守備範囲内で解決できないものもございます。特に年金の充実、医療問題等については、国あるいは府に対する要望という格好になってまいるかと思っております。いろいろ検討の中で市のサイドからいって問題点があるものについ

ては、その方向で検討していきたいと思います。

○ 21番(勝部津喜枝君) 国に強く要望していくという決意をここで申し上げることはできませんか。

○ 福祉事務所長(中川鉄也君) 検討の中身次第で強く要望するものもありますし、市の内部で問題点として挙げるものもあろうかと思えます。

○ 21番(勝部津喜枝君) 示されております国の老人対策は、既に検討する必要もなく、切り捨ての厳しい状態に老人を追い込む実態が示されておりますので、1日も早く本市の老人対策を進めるに当たって国に強く要望をしていただきたいと思います。

それから、給付金でございますが、50%強の引き上げという御答弁しかいたっておりませんが、総括的な質問ですので、1級とか2級とか細かく数字を並べることになっても、という配慮の上での御答弁かと思いますが、どうして給付金の引き上げの内容をもう少し詳しく本会議でお示しいただくわけにはいかないでしょうか。

○ 福祉課長(金谷宗守君) 先生がおっしゃるとおりの趣旨でございます。1級から4級まで、あるいは等級によって相当の種類がございますので、総括的に申し上げて50%強ということでございます。全部申し上げますか。

○ 21番(勝部津喜枝君) それでは、後で一覧表をいただけますか。

○ 福祉課長(金谷宗守君) 議長さんと御相談させていただきたいと思います。

○ 議長(出原平男君) それでよろしいですか。

○ 21番(勝部津喜枝君) この場での御判断も大変かと思いますが、いただけるものと理解してよろしゅうございますか。

○ 議長(出原平男君) 結構です。

○ 21番(勝部津喜枝君) 後日、給付金引き上げの詳しい内容の一覧表を資料としていただけるということで了承しておきたいと思えます。

次に、適正協議会ですが、端的に申し上げまして、トップ会談で腹を割った話し合いで回答ももらっているということですが、20万円の協議会負担金も計上されております。本市の適正協議会の委員さんの会合を早急に持つと受けとめておいてよろしゅうございますか。

○ 市長公室理事(福田順三君) トップ会談におきましては、事務局において引き続き研究せよ、という指示もいただいておりますが、いろいろ難しさもございます。そこで、一度過去の経過も含めまして、できるだけ早い機会に委員さんに御報告、御相談をさせていただき、方向性を見出していきたいという考えでございます。できるだけ早い時期ということで御理解いただきたいと思います。

- 21番(勝部津喜枝君) 和泉市の委員さんに集まっていたいで経過の報告と御相談をする場を早急に持つと理解してよろしゅうございますか。
- 市長公室理事(稲田順三君) はい。
- 21番(勝部津喜枝君) 次に、火葬場問題ですが、それでは、まだ10余年あるとはいえ、市民の暮らしに欠かすことのできない、大変難しい問題でもあります。まだ、全然検討なり話なりはされていない、これからであるというふうに受けとめておいてよろしゅうございますか。
- 市民生活部次長(岸田秀仁君) われわれも避けて通れませんので、十分に内部協議をした上で地元対応を考えていきたい。そのためには、地元の先生方とも十分に協議をする中、どう対応していくかということも踏まえての話でございます。今のところは、はっきり申し上げまして内部協議は十分行っておらないということでございますので、よろしくお願いたします。
- 21番(勝部津喜枝君) 十分でなくても、少しでもやったんですか。全然やってないということでしょうか。
- 市民生活部次長(岸田秀仁君) 御指摘のとおりでございます。
- 21番(勝部津喜枝君) 全然やってないということですね。これからやっていくということですか。
- 市民生活部次長(岸田秀仁君) やってまいりたいと思います。
- 21番(勝部津喜枝君) 思うということでは承るわけではございませんが……。
- 市民生活部次長(岸田秀仁君) 避けて通れないので、やっていくつもりです。また、やらなければいけないと思っております。
- 21番(勝部津喜枝君) 早く出発しなければならないと思うんです。その点では、平成2年度に少しでもやっていくと受けとめておいてよろしゅうございますか。
- 市民生活部長(麻生和義君) お答え申し上げたいと存じます。
先ほど来、御指摘なり御意見、御質問に対しまして、担当次長の方から御答弁申し上げておりますが、まだあと12年ばかりの期間があるからといって決して放置しているわけではございません。担当のレベル等では、事あるごとに話も出ているわけでございます。検討すべきであるということも十分認識もしているわけでございます。加えて、勝部議員さんのみならず議員各位からもそういったことについては、公式、非公式の場でお話もちょうだいしておりますが、実のところ、暗中模索といったところが、現時点でのお答えになろうかと思えます。
月日は、必ず到来するわけでございます。それまでには十分内部協議をし、本市の態度をまず確立いたしまして、今後のあるべき協定の内容等も十分検討いたしまして、地元の御意向もありますので、これは慎重に検討してまいりたい。できるだけ早い時期ということござい

ますが、いつから始めるとか、いつまでに結論を出すということではなく、御迷惑のかからな
いよう議員各位と十分に御協議も申し上げ、いずれ御提案も申し上げていきたいと存じており
ますので、御了承のほどをお願いいたします。

- 21番(勝部津喜枝君) 市民祭りでございますが、お尋ねいたしましたのは、毎年の決算
状況の推移を見ましたら、当初、市の補助金ゼロから出発いたしまして、それから300万円、
現在は400万円と、決算の状況は年々、膨れ上がってきております。つまり、寄付金が大き
くなっております。合わせて、奉仕5団体の寄付金と一般寄付金との比率が、一般寄付金の方
が大変大きくなってきております。その意味でお尋ねしておりますのは、寄付金というのは、
最初に集めて、その集まった金額と市の補助金を合わせて市民祭りの内容を定められるのか、
それとも、市民祭りの企画内容を決めた上で、後からこれぐらい寄付金を集めなければなら
ないということが進められるのか、どちらが先なのかをお尋ねしているわけです。
- 広報広聴課長(池辺一三君) 実行委員会の中で御協議をいただきまして、今年はどうい
うことをやるか、どれぐらいの費用がかかるやろうかという試算の中で検討させていただいて
いるのが実情でございます。
- 21番(勝部津喜枝君) 実際に第7回の市民祭りのパンフレットをいただきまして、実行
委員会の構成なり、担当のそれぞれの団体などの名簿が出されておりますが、端的に申し上げ
まして、そういう祭りの多額の寄付を集めるのは、ここに書かれておりませんが、だれが決め
るんですか。
- 広報広聴課長(池辺一三君) 実行委員会の方でお願いをしておるわけでございます。
- 21番(勝部津喜枝君) 実行委員会の個々の方々がお力添えされて寄付を集められると理解
してよろしゅうございますか。
- 広報広聴課長(池辺一三君) そのとおりでございます。
- 21番(勝部津喜枝君) なぜ私が市民祭り盆踊り大会についてこういうふうに申し上げた
かと言いますと、確かに多くの市民が参加いたしますが、大局的なものではないかもわかりま
せんが、市長さんの政治姿勢の1つの表れとして批判検討的に受けとめておるわけです。確か
に市民祭り盆踊り大会に喜んで参加はしておるでしょうが、その裏付けとなる予算面、おカ
ネの面につきまして、年々、盛大になるのはいいんですが、特に企業を含めた一般寄付金が膨
れ上がってきて盛大になるのは、一定の今日の行政の中で本市としては、特に懸念しなければ
ならないのではないかと。手放して市民祭り盆踊り大会が喜ばれていると自画自賛の状況に陥っ
ているのではないかと。思うんです。

本市は府中駅前再開発など第三セクターを含めた民活のまちづくりが進められてきておりま

す。こういう状況のとき、市が行います市民参加の催し物に寄付金を大きく当て込んでますます盛大にやっていくということについては、一定の歯どめなり、受けとめ方を厳しくしておく必要があるかと思うわけです。その点での立場からお尋ねをしているわけです。その意味におきましての市長さんの御見解をお聞きをしておきたいと思います。

合わせて、今、大変苦しい御答弁をいただきました火葬場の問題についても、市長さんから御答弁をいただきたいと思います。

最後に、これは稲田さんから御答弁をいただサービスセンターのことで、鶴山台地区にファクシミリを導入したサービスセンターを設置するという点ですが、広く信太地区を含んだものとして御理解いただきたいということですが、これはお役所の勝手でございます。住民の立場からすれば、鶴山台地区と市政方針で書かれておりますが、実施計画の中で信太地区と明確に書かれておる点については、広範に信太鶴山台地区を含んでいるという本会議での答弁は、信太地区出身議員としては納得できるものではございません。もう一度、この点については、はっきりとした御見解をいただきたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 市民祭りについての市長からという再度のお尋ねでございます。私は、祭りというものは、古くからの伝統を受け継ぎながら、現在に合った形で市民の参加の中盛大に行っていく、いわゆる民衆の力で受け継ぎ、発展させていくのが祭りだと理解をさせていただいております。ただ、役所としてそれをバックアップをしていく、いわゆる市民と役所がお互いに力を出し合いながら、民衆の力で発展をさせていくという考え方を持っております。

したがって、寄付というものは、決して好ましいものではございませんけれども、すべて役所の費用で行うべきものではなからうと存じております。補助金を出しながらも、29団体参加のそれぞれの皆さんが、皆の祭りだという御理解の中それぞれ寄付をお集めいただき、盛大な祭りに持って行っていただいているわけでございます。非常に感謝をさせていただいております。

その意味合いで一定の歯どめが必要ではないかという御指摘につきましては、私もごもっともであろうかと存じます。また、実行委員会でもそうした点も御協議もいただかなければならないと思います。祭り自身がそうした寄付によって成り立っていくということについての御批判というものはいろいろあろうかと思いますが、私は、市民の力で祭りを盛大にしていくという考え方に立つならば、一定の御負担というものもそれぞれの皆さん方がお集めいただくということについては、それがいけないことではないんじゃないか、このようにも思います。実行委員会でお集めいただいておりますので、感謝をさせていただいております。歯どめの御意見につきましては拝聴させていただき、実行委員会にもお伝えさせていただきたい、このよう

に存じております。

それから、火葬場の問題につきましては、先ほど来、担当の方から御説明をさせていただきました。御指摘ももっともでございますが、非常に難しい問題であります。総論はいろいろありましても、各論におきましては、どこの地区に御相談いたしましても、近所に霊園が来ることにつきましては、いわゆる反対的な御気分は全市的にあるわけでございます。しかし、人間だれしも一生に一度はお世話にならなければならないということでの御理解というものはあるんじゃないか。ただ、近所に来てはかなわないというニーズの中、これを検討していくことの難しさがあることは御理解いただきたいと存じます。

決して怠慢に過ごしているわけではございません。内部的にはさまざまな努力をし、検討せよ、という指示も早くからいたしております。あと残された期限が昭和47年から30年間ということで地元と契約を確認をさせていただいておるわけでございます。あと12年の中、この霊園をどうすべきかについては、その確認書の中では、そうした時期についての一定の事柄については、再度、地元と協議をするという1項目がございます。したがって、それらも含めまして、いろんな意味でシビアに検討させていただきたい、このように存じております。

ただ、どうした、こうしたということの公表につきましては、事が事柄だけに非常に難しいということにつきましては、また、時期を見て議会と御協議をさせていただき、御指導、御協力を相賜りたいと存じております。公表につきましては、非常に他の事柄とは違います難しさがあるという御理解だけはお願いを申し上げておきたいと思っております。

以上です。

- 市長公室理事（稲田順三君） サービスセンターにつきましてお答え申し上げます。

御案内のとおり、今回のサービスセンターにつきましては、鶴山台地区のみならず、広く和泉市民全体が利用できるということです。たまたま、鶴山台地区周辺の方々にも御利用いただけるという視点でございます。これはこじつけになりますが、もとをただせば、信太地区で中学校区であったということもありましょうし、また、信太中学校区という範囲内であるわけです。御指摘の点もわかりますので、今後、より慎重に対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

- 21番（勝部津喜枝君） 大変時間を延長いたしまして御迷惑をおかけいたしましたことをおわびいたします。総論的に意見もあるわけでございますが、予算委員会等での共産党議員団の十分なる審議をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（出原平男君） 次に、7番・赤阪和見君。

（7番・赤阪和見君登壇）

○7番（赤阪和見君） 7番・赤阪でございます。通告順に従い要旨の説明をいたします。

特に今年より国連では国際環境年が決定され、平和軍縮問題とともに大きく取り上げられております。先進消費経済大国の物心両面にわたる取り組みが必要であると、今、目覚めたところでもあります。空気に国境なし、水に国籍なしとも言われる今日、私たちが生活をしていく中で環境については、被害者でもあり、加害者でもあるという両面を持つものであります。利便性の追求の中、知らず知らずの間に環境破壊に手を貸してはいないかを考えますと、まず、経済面では、行政が率先して範を示すときであると考える1人であります。常々、私が議会、委員会を通じて提案、要望している環境問題は、ソフト面に力点を置き訴えているわけでありませぬ。それらを念頭に持ち、市長の市政運営方針の中より環境問題についてお伺いをいたします。

私は、市政運営方針の性格上仕方のないことであり、望む方が無理であると感じるものではありますが、あえて苦言を言わせていただくならば、余りにも絵花的というか、美句でまとめられているだけではないかと思うものであります。今回の質問で一言、一言、言葉あげつらう気持ちはありません。しかし、2、3の例を申し上げますと、まず、生活雑排水で河川の水質汚濁が進んでまいっております、と自覚はされておりますけれども、施策に触れておらず、また、本市特産の温州みかんにおいても、需給均衡を図るため転換などを促進してきたところでもあります、と一面では、みかん農業に対し一定の施策をしたと錯覚されるような表現がなされておりますが、実態は、農地の破壊であり緑の減少の何ものでもない。和泉中央丘陵トリヴェール和泉の開発によるマイナス緑化と合わせると、本市は古くから豊かな緑に恵まれて発展してきました、とは空文に等しいことではないでしょうか。

市政方針からもう1点、本市の代表的な地場産業である繊維、人造真珠業界が出展云々、また、その後に和泉市を内外に広くPRすると言われておりますが、今までのPRを見ますと、人造真珠のように製品化されたものと、繊維のように材料あるいは半製品のものでは、PRの仕方に一考する必要があるわけでありませぬ。展示方法、PR方法の確たる方向が出されていないわけでございます。

そこで、次の質問項目に対し、現在の進捗状況、途中経過を明確に御答弁を願いたいと思っております。

緑化と公園整備については、中央丘陵開発によるマイナス緑化をどこでプラス緑化を考えているのか。いしたちはら公園については、トリヴェール和泉と旧市街地との一体的な活用と交流が図れる施設とありますが、常々、私たちが要求しても出されない開発内容、公園に対する

旧市街地からのアップ、ローチ方法が出されておられません。余りにも議会軽視ではないかと思いますが、その点いかがか。

各種記念の森、市民が自分のものだという愛着のある場所にし、心の中に緑を共有する制度が立てられないかどうか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

2点目に、河川の水質汚濁防止については、排出者の自覚を促すPRとの答えが返ってくるような気がします、行動面で具体的協力が実行できる体制を考えられているのかどうか。最近、市内で生活の生ごみを粉碎し、生活雑排水とともに河川へ放流する装置が設置されている家庭が多いと聞いておりますが、その点どのような機械か御存じかどうか。

公共施設の中での洗剤は、無公害の石鹼の使用を進めているのかどうか。具体的な浄化方法を持っているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。3点目に、ごみの減量化と市民協力について。学校施設での給食残飯等の生ごみについてはコンポスト化が決定され、実行されようとしているのは大きく評価をいたします。今、減量化を大きく進めるためには、市民協力がなくして実現は遠いものになってしまうわけであり、堺市では、予算の中でコンポスト化が新聞報道され、市民に大きな関心と呼んでいるこの時期に、たとえ100人、200人でも和泉市内でモニターを募集し、実行するときであると思いますが、考えはいかがでしょうか。

空き缶の助成金は、各種団体の運営において欠くことのできないものになっていることは御存じのことと思います。古紙については、古紙価格の上下によって各種団体の評価はまちまちであり、継続的な活動になっておりません。ごみ処分費1トン当たり2万4,000～2万8,000円という現在、キロ10円、5円でも結構ですが、補助金、助成金を出し、ボランティアの育成、ごみに対する気持ち、子供たちの団体コミュニケーションの育成等々、限りない価値が生まれると思いますが、その点いかがでしょうか。

次に、庁内コピー再生紙利用推進については、どのような検討がなされたのかどうか。また、各種印刷物の紙質について再考する時期であると思うがどうか。両面印刷、両面コピー、そして、使用目的に合ったザラ紙、中質紙、上質紙、再生紙等の使用検討をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、下水道、汲み取り、簡易水洗自家処理については、以前から提案しております。簡易水洗自家処理を適切に行い、排出路の衛生面を確保すべきであると思います。そのためには、市民負担平等の原則並びに行政施策平等供与の上からも助成すべきであると思うが、いかが検討されているのか、お伺いしたい。

6点目、温州みかん園転換とその後については、さきに述べたとおり、人工の緑として整然とあったみかん園が放置され、雑草の生い茂る何の価値もない原野になるのは時間の問題であ

ります。市長は、転換を促進と言われますが、どのような転換を促進したのか。また、需給均衡を図ると言われておりますが、みかん園として残った農家に対し、市行政として供給の立場での指導についてはどのようにしているのか、お聞かせ願いたい。

7点目に、森林地域活性化と造林促進事業については、大阪府内でも有数の森林を抱えている地域でもある和泉市においては、一体どれぐらいの比率で森林があり、間伐するところがあるのか。また、枝打ちする木がどれぐらいあって、植林、造林しなければならない面積がどれぐらいあるのか、お聞かせ願いたいと思います。また、植林しなければならないが、何らかの個人ではできないところもあると思いますが、そういう面積はどれぐらいあるのか、お聞かせ願いたい。

森林は、個人の大切な財産であるのは言うまでもありません。市全体を見ると、一面、市民の財産とも言えるものであります。大雨時には水を調整し、夏には水を供給し、目に優しく空気を清める等、計り知れない環境の源でもあります。市民が触れられる森林を国際空港が開港される今、緑を守るのは私たち行政であり、また、市民の役目ではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。何か今よりも豊かな森林をつくり出すための考えがあればお聞かせ願いたい。

ふるさと創生事業で森林浴コースの整備と展望台の設置が決定したとなっておりますが、その内容はどのようなものでしょうか。

8点目に、地場産業である和泉市の繊維について。私は和泉の特産と言われれば、みかん、木綿、人造真珠と答えてはいますが、事木綿については、綿織物というだけで、どのような製品になって和泉市内あるいは全国に出回っているのか、すべてがわかりません。ただ、ガーゼ、ゆかた、おしめ、包帯ぐらいであります。私に限らず市民の大半は、織機の音がすれどもそこで何を織っているのか、どのような製品になっているのかわからない。まして、新住民と言う言葉は悪いです、よそから和泉市へ土地を求めて、永住しようと来た人にとっては、近所の機械の音がやかましく公害であるというだけで何の愛着もなく、地場産業であると言われれば言われるほど嫌悪感が残るのみであります。市役所の入り口の陳列は婦人子供服であり、また、紐であります。あの織物は和泉市の産なのか。一体、和泉市内の地場産業である織物は、どこでどのような製品になって返ってきているのか、お聞かせ願いたい。また、和泉市の織布のよさをもっと市民に知ってもらう方法はないのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

今回の質問の最後に、ボランティアの育成と自覚について、を持ってきましたのは、最初に挙げましたように、環境問題を語る中で私たち1人1人は、被害者と思うか、加害者と考えるかの差であります。私自身も、あるときは被害者でもあり、あるときは、知らない間に加害者になっていると思うときもあります。1人1人がどう自覚し、加害者にならないようにするに

はどうすればいいかを自身に問う必要があるのではないでしょうか。

前に述べた8項目も市行政の施策として取り上げていかなければなりません、市民の協力と自覚の高揚がなければ絶対に前へは進みません。今、私は、これらに協力いただける人々、市民の皆様を環境ボランティアと位置付け、市行政の中でも明確にすることが、大きな自覚の一步になると思いますが、その点いかがでしょうか。

以上で説明を終わります。答弁いかんによっては自席からの再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（出原平男君） 一般質問の途中であります、理事者の答弁は午後をお願いすることにし、ここで、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時43分休憩）

（午後1時00分開議）

- 議長（出原平男君） 午前に引き続き一般質問を行います。

赤阪議員の質問に対し答弁を願います。

- 公園課長（樋渡頭治君） 1点目の緑化と公園整備についての3点につきまして、公園課種渡より回答させていただきます。

中央丘陵開発による緑化について、中央丘陵の開発区域は丘陵地であり、開発前の土地利用は、農地25%、山林原野が70%、その他5%であります。当開発に伴いまして、大阪府が定めております大阪府自然環境保全条例によりまして自然環境の保全に関する協定が、大阪府知事と住宅・都市整備公団との間で平成元年10月18日付で締結しております。その協定の実施要綱によりますと、開発と自然環境の保全との調和を図り、積極的に自然環境の回復を図ることを目的としております。

通常、住宅地の造成につきましては、市街化区域にあっては、開発区域面積の3%以上の面積の公園を設けることとなっておりますが、昨年、大阪府と協定を締結した内容は、開発面積370haの19.1%、70.6haの公園につきましては、地区公園1カ所、近隣公園6カ所、児童公園13カ所、緑地11カ所、緑道1カ所などを設置することとしております。

なお、それ以外には、特定業務施設、1戸建て住宅地での緑化協定を推進するよう指導を行い、少しでも多くの緑を確保するよう努力いたしたいと思っております。

続きまして、いしたちはら公園については、計画決定面積約3.4ha、そのうち約2.4haが中央丘陵開発区域内であり、種別は近隣公園であります。アプローチは東西南北それぞれに設け、旧市街地とのアプローチは、西と南に3カ所ずつ予定しております。また、既設の唐国台

1号公園と一体的な公園利用も図れるよう計画しております。

次に、記念植栽、植樹についてでございますが、公園などである一定の場所を確保し、子供の誕生や結婚などのときの記念樹の植栽につきましては、緑化啓発事業としても意義があり、また、有効な考え方であると思われます。しかしながら、現実には、その後の植栽の管理や植栽場所の確保などの検討課題も多くあり、今後、近隣市町村の実態なども調査し、検討していきたいと思っておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

以上です。

- 議長（出原平男君） 次。
- 産業部次長（藤原清司君） 河川の水質汚濁防止につきまして、交通公害課藤原よりお答え申し上げます。

河川の水質汚濁の状況につきましては、泉大津水系について定期的に調査した結果、BOD（生物化学的酸素要求量）の数値がここ数年、大きく変化してございません。しかし、汚濁発生源の内訳を見ますと、昭和40年代では、産業廃水が60%、生活排水が40%の割合になってございましたが、最近では、生活排水が約80%、産業廃水が20%と逆転しております。産業廃水の比率の低下につきましては、法改正等によりまして事業所の水質基準が厳しくなったことや、立ち入り調査等によりまして改善されたものでございます。一方、生活排水につきましては、人口の増加と生活様式の多様化によりまして一般家庭からの排水が増加し、水質汚濁の原因になってきつつあるものでございます。

ここで、家庭排水対策といたしましては、公共下水道の整備が待たれるわけでございますが、当面、発生源の対策といたしましては、合併処理槽の普及、水路の浄化、家庭雑排水につきましては、啓蒙活動の中で水切り専用袋の配布とともに、パンフレット等で調理くず、残飯、てんぷら油等は流さない、洗剤は適量使用するよう呼びかけているところでございます。また、河川に立て看板や市広報、河川パトロール等で啓蒙活動を行っているところでございます。一方、水路の調査といたしまして、市内主要水路で家庭排水の水質の変化を調査してございます。いずれにしても、今後ともさらに監視を強める中で水質保全に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） ただいま御質問のありましたごみ減量化、古紙回収及び浄化槽に対する助成制度につきまして、環境衛生課岸田よりお答えさせていただきます。

まず、生ごみの減量化、いわゆるコンポスター化につきましては、現在、市庁舎敷地内におきまして食堂の生ごみを入れ、試験的に使用しているところでございます。これを小中学校に

も設置し、さらに、研究を進めてまいりたいと、現在、準備をいたしております。今後の導入につきましては、検討してまいりたいと存じます。

次に、古新聞等の古紙回収につきましては、従前から地域の子供会等の団体が行っておる集団回収及び各家庭単位でのちり紙交換などの利用により回収されており、減量化の一助となっているものと思います。市といたしましては、これらの回収活動の実態を詳しく把握しておりませんが、ここ数年来の買取価格の低落傾向及び再生品の市況悪化による資源化の低迷などにより回収活動が困難になっているとは聞いているものの、古紙回収に対する助成の制度化につきましては、12月議会でも御答弁申し上げましたように、現在のところ創設は難しく、具体化は考えておりません。他市の実態も調査してまいりたいと思いますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

しかしながら、今後ともごみ減量化を進めていくためには住民皆様方の御協力が必要不可欠であり、ごみ減量化の推進について普及啓発活動を積極的に行ってまいりたいと存じます。

また、昨年4月から実施しております散乱空き缶回収と協力金要項による毎月第三土曜日ににおける空き缶等の搬入状況は、平成2年2月までの11カ月間で約111トンにもなり、個数に換算すると246万個となっております。また、空き瓶は約29トン、混合は3トンにもなっております。これらの数字は、昭和63年度の1回限りではございますが、環境美化キャンペーンの搬入量を大幅に上回っておるものでございます。来年度におきましても引き続いて実施を予定しておりますので、登録団体や各自治会による一層の御協力をお願いしてまいりたいと存じます。

次に、ボランティアによる回収活動への助成でございますが、基本的には、先ほども申し上げましたように、ごみの減量化には、ボランティア活動を行っていただいている住民皆様方の御協力が非常に重要であると考えておりますが、これらの団体が多岐にわたりまして、消費者運動やコミュニティー活動の中、また、社会教育などの分野の関係者等との連携により幅広い取り組みを検討してはどうかと考えております。

次に、浄化槽に対する助成措置でございますが、し尿処理については、約34%の市民が浄化槽に依存しており、下水道処理による21.6%を上回っているような状況であります。しかし、市の重点施策といたしまして、財源の許す限り下水道事業に投入して普及率を上げることが第一義的ではないかと思っております。今のところ、浄化槽に対する財政的な援助につきましては創設は難しく思っております。快適で衛生的な生活環境を確保していくためには、下水道の整備が急務であると理解するものであります。今後、浄化槽の維持管理に要する経費については、負担の助成または軽減措置が適切かどうか、また、汲み取りや公共下水道との均衡等及び

他都市の例も調査し、国、府の指導を仰いで検討してまいりたいと存じておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

なお、水質汚濁防止に関連いたしまして、てんぷら油等の廃油処理についてお答えさせていただきますが、家庭から出るてんぷら油を処理するとき は、新聞やポロ切れにしみ込ませたり、あるいは固形化して生ごみと一緒に出していただくようお願いしております。今後、水路などへ流さずにこのような処理をしていただけるよう、PRに努めてまいりたいと思います。また、てんぷら油を石鹼に再使用していくためには、まとまった量が必要でございますので、地域の団体で回収量がまとまっている場合においては、再生処理の相談に応じてまいりたいと存じます。

なお、生ごみを粉砕する装置については、パンフレット等でそのような機械が出回っていることは承知いたしておりますが、その使用実態は確認しておりません。この機械については、あくまでも生ごみを減量化するためのもので、十分な水切りを行い、放流せずに生ごみとして出しているように思います。

以上、環境衛生課関係につきましてお答えさせていただきましたので、よろしく御理解をいただきたいと思ひます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 市長公室理事（稲田順三君） 4点目の庁内コピー再生紙の利用推進につきまして、稲田より御報告申し上げたいと存じます。

再生紙導入問題につきまして調査研究を行うため、先月2月28日、関係課課長11名によりまして、再生紙導入検討委員会を設置したところでございます。先生も御存じのとおり、現在、都道府県のうち東京都、埼玉、神奈川、山口など9都県が既に導入を決定しておりまして、大阪府ほか茨城、福岡、新潟など4府県が導入の検討を行っているところでございます。大阪府におきましても4月から導入するに当たり、つい先週、再生紙の単価契約の入札が行われたと聞き及んでいるところでございます。

検討委員会では、再生紙の導入を検討するに当たり、市役所内のコピー使用状況等の実態調査を実施するとともに、コピー以外の印刷物についても調査し、再生紙の導入を検討してまいりたいと考えるところであります。ただ、導入の時期につきましては、現在、市場に出回っている製品の量等の関係もありまして、今すぐコピー用紙すべてを再生紙に切り替えることは困難だろうと考えますが、大手製紙会社でも再生紙の開発に取り組んでおり、つい最近であります。古紙の混入率が70%と非常に高く、紙質も上質紙に近いコピー用紙も開発されたと聞いております。コピー用紙につきましては、できるだけ早い時期から順次、再生紙の導入

をしていく方向で検討してまいりたいと考えております。

また検討委員会では、先生がご指摘のとおり、無駄なコピーはしない。可能なものは両面コピーを使う。会議資料につきましてもできるだけ少なくするなど、あらゆる角度からこの問題について検討してまいりたいと考えております。先生が御指摘のように、地球規模での環境破壊防止に少しでも役立てばと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 産業部次長（松林 保君） 6番目の温州みかん園転換とその後について、並びに7番目の森林地域活性化と造林について、農林課松林より御説明申し上げます。

本市特産の温州みかんは、昭和40年代後半より生産過剰気味となり、昭和51年度より需給均衡を図るための生産者自身による生産調整的な温州みかん園転換整備特別対策事業として実施してまいりました。しかし、オレンジの自由化が決まりましたことと、かんきつ産業の体質改善が必要となったことは、近年、食生活の多様化、良質志向が一層強まる中で二重の産地圧迫となったことと思います。

先生が御指摘の廃園は、第1期目では、約半数を占めているのが現状であります。それらの管理対策といたしましては、3年間は園地再編対策本部を中心に行うことができますが、残り5年間は、各生産者のみに頼らなければならないものであります。そのために何らかの方法でと現在、園地転換実施現場に細目事項を記入いたしました表示板を設置するため、ただいま準備いたしております。

また、今回の温州みかん園地対策事業実施に当たりまして、生産者、生産者団体及び公共団体による今後の生産推進方向については、生産地ごとの体質強化、高品質な果樹を普及に見合せて供給するため、優良園地を中心とした生産集約的に再編計画を樹立し、かんきつ産業が将来に向けて安定した産業になるよう、関係部局からの指導を仰ぎながら実施いたしておるものでございます。

なお、第1期目の実施状況につきましては、他果樹への転換が7.2ha、他作物への転換が4.3ha、植林が22.4ha、廃園が43.1ha、総面積が77haとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、森林関係でございますが、本市の森林面積は約3,400ha、市域面積の約40%を占めております。このうち地域森林計画対象の森林面積は約3,200ha、88%となっております。これらの森林種目といたしましては、人工林が約2,100ha、天然林約1,000ha、その他約100haとなっております。また、全域が民有林となっております。

近年、全般的に停滞気味の林業にあって、今後の林業振興計画で適切な林業の整備を実施し

ていく中心的な役割を担う森林組合も昭和62年度に合併により一本化され、森林振興の推進に取り組んでいるところであります。

森林地域活性化緊急対策事業は、人工林を対象とした間伐、枝打ちを主体とした事業であり、昭和56年度から本年度までの9年間で樹齢16年生から35年生を対象に延面積350haの間伐を実施し、森林の活性化を図ってまいりました。加えて、本年度から必要箇所については枝打ち事業を実施しております。しかしながら現在、間伐等を必要とする森林面積は約1,000haと考えられ、今後も継続して事業を実施し、森林の活性化に努めてまいりたいと考えております。

また、造林促進事業の件でございますが、内容といたしましては、天然林の伐採跡地の植林や人工林の伐採跡地の植林や下刈り、除伐など、幅広い森林事業を行うことができる事業で、本年度より実施し、その事業見込みは、造林が約15ha、下刈り約10haとなっております。また、今後伐採が予想される15れいきゅう、すなわち樹齢75年以上の人工林、天然林の面積は約400haと聞いており、植林が必要と思われれます。合わせて植林後の下刈り、除伐されると思われる面積は約450haと聞いております。

また、豊かな森林をつくりだすための考えでございますが、これという妙案は見つかりませんが、やはり今後も計画的、効率的な森林事業を行うことがよいのではないかと思うものでございます。

また、本市の森林は、都市近郊森林であることを踏まえ、環境保全のための森林整備、保安林の適正な管理等を図るよう、森林組合と連携して努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 市長公室理事（稲田順三君） 7点目の森林活性化の中のふるさと創生事業につきまして、お答え申し上げたいと存じます。

多くの市民や本市職員からいただいた161のアイデアの中からどんな事業にするかを決定するため、助役を委員長とし、関係部長級合わせて15名から成る和泉市ふるさと創生事業検討委員会を設置し、昨年8月より鋭意事業選考を行ってまいりました。その結果、槇尾山の青少年の家に近在する八カ丸という山の頂上に展望台を設置することと、そこへ至る道を森林浴コースとして整備することに決定したものであります。

もう少し具体的に申し上げますと、槇尾山青少年の家の北側を通過しております林道を利用いたしまして、北西の方向に約1km登ったところに標高422mの八カ丸山がございます。その山頂から和泉市内のほか泉南方面、淡路島までを一望のもとに見渡せますが、その頂上に高さ

5 m、床面積40㎡余の展望台を設置しようとするものであります。

また、その頂上に至るまで約1kmの道程でございますが、青少年の家から700mほどは、勾配もさほど急なものでない既設の林道になってございまして、両側は松林となっております。しかし、残りの300mにつきましては現状では急勾配で、道らしい道はない状態であります。この道の整備につきましては、展望台に比較的楽に登れるコースと、健脚向けの勾配の急な二通りのコースを整備する予定でございまして、工事期間中は、工事作業道としても使用する考え方でございます。

以上が、平成2年度で行う事業計画のあらましでございますが、市民に大いに親しんでいただく中、市民のふるさと意識の醸成を図ってまいりたいと思っている次第であります。

なお、計画設計の段階で休憩施設の配置とか、例えば沿道には桜やもみじを植樹するなど、魅力あるものにしてまいりたいと考えております。

また、平成3年度以降の考え方でございますが、今後、この八カ丸のふもとを中心としているんなコースが考えられると思いますので、十分に検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 産業部次長（高三一行君） 8点目の地場産業、和泉の繊維についてお答え申し上げます。

本市の繊維につきましては、白木綿、ガーゼ等の綿織物とスフ織物及び合成繊維織物に品種分類がされます。その中でも綿織物が全織物生産高の約70%を占め、大阪府下でも約48%の生産高で有数の産地でございます。

市内の織機台数は現在、約1万4,000台、そのうち約1万2,000台が小幅織機でございます。これらは、すべて原糸を織っただけの半製品としてそのまま商社等と取引され、主に堺、和歌山方面で加工されております。小幅の完成品といたしまして、先ほど、先生が申されましたように、ゆかた、おむつ、包帯、ガーゼ、日本手拭等でございます。広幅による完成品は、シーツ、服の裏地、ワイシャツの生地、布団の生地、クレープ等の肌着でございます。

一方、御存じのように近年、アジア振興工業群からの輸入量が激増しており、また、国内の需要構造の変化等によりまして、産地は大きな影響を受けておるものでございます。本市は先ほど申し上げましたように、綿織物が主要な産業の1つである関係から、これの振興対策といたしまして、市内繊維業の母体でもあります泉州織物構造改善工業組合が毎年実施しております産地振興対策事業に対しまして補助を交付するとともに、市が毎年開催いたしております和泉市商工祭におきましても、広く市民に地場産業の紹介をしているものでございます。昨年10月の第12回商工祭におきまして、先生より御提案、御指摘をいただいておりますおしめを

会場におこしの妊婦300名の方に配布、PRに努めたところでございます。また、財団法人和泉市商工業振興会で地場産業のビデオを製作いたしまして、和泉市の産業を広く市民に知っていただくためにPRに努めてまいったところでございます。

なお現在、出生届の提出時におきまして、お祝いの品として贈呈いたしております品物に、地場産品の振興策の観点から綿製品の使用を検討していただき、市民が直接手にしていただいて木綿の持つ品質や肌ざわりのよさ、また、産地製品であることを御認識していただくよう考えている次第でございますので、よろしく願い申し上げます。

○ 7番(赤阪和見君) 1点ずつさせていただきます。

1点目の公園の緑化整備、また、記念の森については、以前から提案しておりますが、検討していくという段階ばかりで何ら手が打たれていない。何も個人的な記念でなくても、学校などでも卒業記念植樹がされて、僕らが行きますと、昭和何年第何期生卒業ということで、楯が1本植えられてあったり、また、100人、200人の卒業生が1本、2本植えております。市内適所で行っていく都市緑化月間、10月に行うものにしても植えているだけ。ぼたんが都市緑化になるのか、しゃくなげが都市緑化になるのかといろいろ注意したこともありますが、そのような意義付けという植樹がされておらない。植樹祭というだけで何もされておらない。そういうところに価値観を持たず、愛着を持たすために何かの意義付けをその場にすべきではないか。答弁を聞いておりますと、その後、検討課題に値しないような、それが難しいような方向で答弁をされておりますが、その点は、非常に問題ではないかと思えます。

それと、大阪府との関連で中央丘陵は3%の公園でいいのだが、和泉市は19.1%の公園にするんだという。この割合からすれば大きいようですが、残念ながら、100%の緑がなくなっていくんです。100%が19.1%になるが、その中で木が植えられてあるところがどれくらいあるかが難しいところだと思います。マイナス緑化としてどう考えていくのか。

市長は、市政方針の中でいみじくも都市化の進展とともに緑の一部が失われている、と言われております。自覚はされているようですが、開発のためにはしょうがない、しょうがないで終わっているところに大きな問題があるのではないかと。本当に基本的にプラス緑化をどう考えていくのか。ものになるか、ならないかは別にして、コスモやラーバンの開発が進み、そこでは大きな緑がなくなっていくのをどうするのか、しっかりお答え願わなければ、和泉市の緑がなくなってしまうわけです。

先ほども言いましたように、いしたちはら公園など4カ所の整備を進めるとおっしゃってますが、私たちの開発委員会では、いつもそういうことを聞いてもどのようにしていくのが示されない。市長は、旧市街地とのアプローチと言われてますが、市長は、なるほど図面を見なが

らどうしていこう、と意見は述べているのかもしれませんが、私たち議会の中には、その図面がなんぼ皆さんに言うたところで出てこない。開発委員会にも提示されてこない。議会軽視もはなはだしいと思うんです。そういう点いかがですか。この3点について再度、お聞かせ願いたい。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 3点につきまして、都市整備部長からお答え申し上げたいと思います。

記念の森等につきましては、先ほどから公園課長も申し上げておりますが、どういう形で和泉市で具体化するかということをお府にも問い合わせをいたしましたし、他市へも行って調べているようでございます。和泉市の実態に合う格好でぜひ具体化したいと考えております。例えば公園の中に植栽をしない部分をあえてつくり、そこへ市民の方々が何かを植栽をしていただくことも方法の1つではないかと思っております。

それから、19.1%という話でございますが、これは公園だけでなく、例えば緑地、歩行者専用道路の植栽、高層住宅の連棟間の緑地なども含めましてのものでございます。この計算の中には、まだシビックセンターのエリアとか、教育施設等の緑化あるいは学研ゾーンなど、細かく言いますと、調整池、給排水施設等も含めましてできるだけ緑化に努めていきたい。非常に緑が失われていくことが現実でございますので、その中で公団に対してできるだけ緑を回復する努力をさせていきたいと考えております。

それから、いしたちはらの内容につきましては、昨年9月に住宅公団の方からまち開きの1年おくれということの中で、まち開きの概要説明をさせていただいております。しかしながら、個々の細かい面につきましては、十分な説明が欠けておったと思っております。開発委員会等におきまして、委員長さんとも相談させていただき、説明不足を補っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- 7番（赤阪和見君） 今の部長の説明では、府にも相談して、あるいは和泉市の実態に合ったように、ということですが、市がこれだけ植樹するが、一部に記念の木を植えるという考えですか。
- 都市整備部長（萩本啓介君） むしろわれわれというか、市と公団で植える部分と、逆にあえて植えないスペースをつくり、そこに市民に何らかの記念の形で植えていただくというようなことでございます。
- 7番（赤阪和見君） これは中央丘陵だけではないんです。その地域、地域のどこにでも何かの意義付けをして植える。そうしたら、二重の方向性の中で進んでいくのではないかと。公園の周辺を整備して、あるところを空けて何かを植えるという放れたものではなく、学校

でも今年の卒業生が植えようと思えば、木と木との間の枯れたところを補う、真ん中の大きな土山の木の中でみすぼらしくなったのを補う形で太い木を1本植えよう。どこでも植えるところがあるはずなんです。だから、昨年でしたか、光明台でやったような1本、1本について、今年、金婚式になった人に植えてもらおう、平成2年に銀婚式を迎える人はここに、というような格好でもいいのではないか。何かの意義付けを持って植えることで市民参加を求める。そのことによってあれは私たちの木なんだ、ということをや意義付ける必要があるのではないか。別口でせよとは言うてませんよ。和泉市で1本、1本の木をや意義付けていくことが大事ではないか。

また、緑ということに関して若干、英国の緑は本当に素晴らしい、ということについて新聞を読ませていただきます。僕は、4名の議員さんと一緒にオーストラリアへ行きましたが、本当に緑が素晴らしい。気候、土質の関係もあると思いますが、この新聞の中では、冬にも青々とふっくらしたじゅうたんのような芝生が大地を彩っている英国の大学のある富豪が訪れた。目の前に広がる見事な芝生を見て、彼は近くの園長にお金をつかませ手入れの秘訣を尋ねた。「水をやりなさい」、「ローラーをかけなさい」。そして園長は、掌の札と富豪の顔を見渡した。富豪はもう1枚のお金をつかませたが、答えは同じだった。さすがに彼はむっとしてさらにもう1枚のお金を渡した。おもむろに3枚のお金を懐にねじ込むと、園長はおもむろに「それを毎日繰り返して500年たつとこのような芝生になるんですよ」と答えた。その青々とした芝生は、本当に毎日の水をやり、ローラーをかけ、麦踏みのようにやって500年たったらこのように見事な芝生ができるんですよ、ということです。

ということは、毎日、毎日の積み重ねということです。これは記念行事だから一度やるんじゃなく、記念行事としてやり続けながら次の記念植樹につないでいく方策をとっていかねばおカネの無駄遣いになってしまう。私がよく言いますが、あの中央線のいちょうの木は何ですか。皆枯れてしまっています。中百舌鳥から天王寺へ行く道路などは、目の高さぐらい、幹周りが30cmぐらいの木を植えてますが、あのぐらいでなければ自動車の排気ガスにやられてしまうので、そういう形でやられております。そういう点で樹木の特徴を調べ、大きなものとしてやっていただくことを要望しておきます。

2点目の河川の水質汚濁についてですが、先ほど、私が市長の市政方針の中から質問いたしましたが、公害問題では、新しい機械を入れながら測定していく、とおっしゃっております。河川の水質汚濁を理解はしておりますが、その方策等は全くできておらない、あるいはしようとしていないことは、今の答弁の中でもわかってきたわけであります。というのは、生ごみを粉碎し、水切りをして流す道具、そんなものはありませんよ。アメリカのように下水道処

理が非常に進んでいる生活状態の中では、生ごみをシュレッダーの中へ放り込むと、それが細かくなって下水道へずうっと流れてしまう、そういう機械なんですね。それなのに、生ごみを粉碎、減量化し、水切りをしても、減多に生ごみとして出せませんよ。私も和泉市の2、3の家庭を見ましたが、「うちら、生ごみは余り出ない。全部川へ流してまんね」。流す方がいいように思っているわけです。

こういう傾向が進んできて、下水道整備ができてない家庭の地区がどんどんそれを農業用水路に流すとどうなりますか。まず、水が流れない。和泉市の農業水路で、水がどんどん流れている溝なんてありませんよ。最近、雨が多いので、若干、流れてはおりますが、そういうものがどんどん流れてくると高栄養素ができ、それが川へ流れ、仮に海まで流れたとしても、海の水が赤潮の発生の原因になることは歴然としているんです。その点では、和泉市は、そういう機械を使わないようにというPRをするのがあなたがたの責任ではないんですか、特に山手ではね。

もう1点、公共施設の洗剤は、無公害の石鹼の使用を進めているのか、具体的な浄化方法を持っているのか、と聞いたが、その答弁がありませんでした。その点では、こういうふうな形の中で排水路の水質の変化の調査をしていると聞きましたが、それはどの地点でやっているのか。

以上の3点について、再答弁をお願いいたします。

- 産業部次長（藤原清司君） ただいま御指摘の水路調査でございますが、63年に8カ所と11カ所、計19カ所やっております。これはいずれも市街化区域の中の主要水路で実施してございます。8カ所は8項目、11カ所についてはそのうちの4項目でございます。項目別では、BOD、COD、浮遊物質、大腸菌、合成洗剤、燐、沃度酸素量、窒素等の8項目でございます。

平成元年には、主な地点の4カ所で朝、昼、午後と3回の水質の変化を調査してございます。その結果でございますが、市内の主要河川の水質と比較いたしますと、BOD、CODでは普通の河川の2.4倍、総燐では2倍、その他の項目につきましては、一般河川とほぼ同じでございます。

それと、時間的な変動でございますが、BOD、COD、浮遊物質、大腸菌、燐、窒素等のほとんどの項目で午前の時間帯でピークがございます。続いて昼、午後の順で低下してございます。これらの数値に基づきまして、朝の台所の排水あるいは洗濯等の影響で午前中にピークがあると判断しております。

- 7番（赤阪和見君） そういう判断をして、どういうふうな後の対策をとっているのか。

63年で2回の調査をやられているということですが、それはもっとバックデータを集めて実質的なものにながら、今度は、一般家庭に対してどのようなPRをしたのか、その点について。

○ 産業部次長（藤原清司君） その点につきましては、先ほども少し御答弁をさせていただきましたが、河川を守るため、大津川水系ということで、和泉市、泉大津市、忠岡町と協議会を持っております。その中には、私ども公害と水道部も入っております。その中では、一般家庭における雑排水について御協力を願うということで、河川パトロールを実施してございます。技術的には、昨年のもので恐縮ですが、こういう水切りの袋と家庭に対する注意事項等のパンフレットを街頭で配布いたしまして、家庭から河川に流さないよう御協力も求めています。今年度も、大津川水系で水道部ともどもそういうPRをしていきたいと存じております。

○ 7番（赤阪和見君） 水切り袋がなぜ要るのかということです。水切りで油が止まりますか。水切りで合成洗剤の水質悪化が止まりますか。そこら辺をもっとPRしていかなければならない。先ほどの環境の方の答弁でも、油を石鹼につくるんやったら、量をたくさん集めてくれたら指導しましょう、というように全部が受け身なんです。食用油は、布とか紙にしみ込ませてごみに出してほしい、それだけです。どうせよ、こうせよということがない。それでごみは受け取りましょうということです。

その発想の前に1回、油を集めてみましょう、という発想はないのかと聞きたい。水切り袋がなぜ河川汚濁防止にプラスになるのか。水切り袋はごみで公害の部分ではないということですか。河川を美しくするために水切り袋がなぜ必要なのか、ちょっと解せません。

○ 産業部次長（藤原清司君） この件につきましては、われわれとしては、水切り袋によって当然、BOD、CODを高める要因を消そうということでございます。

○ 学事課長（石本博信君） 公共施設の洗剤の方はどうか、ということにつきまして、学校給食の場合の例でお答えさせていただきます。

昭和48年より無磷の合成洗剤を使っておりますが、57年、58年から石鹼の使用が作業に差し支えないかということで試験的に実施いたしております。その後、59年以降、給食の実施日が週5日でございますが、そのうちの3日をめどに石鹼の使用に努めているところでございます。

以上でございます。

○ 管理部次長（白樫通有君） 学校施設における浄化槽の設置状況というお尋ねで答弁漏れしておりましたが、失礼いたしました。

小学校に19校のうち、鶴山台北南、光明台北南の4小学校では下水道が整備されておま

すが、残りの15校のうち13校では合併処理をしております。

- 7番(赤阪和見君) 私は浄化方法を聞いてるんです。これは「ステップ21 大阪府環境総合計画」ということで、今年、新たに府が大きく世界の公害に対して環境を守ろうと策定し直すということ、これは7年前の57年12月にできたものですが、この中では、府の施設において合成洗剤を使用しないということを決め、大阪湾の富栄養化防止を目的に生活雑排水における燐の削減に乗り出しております。そういう点では、こういう公共施設にしても、庁内では何ら考えていないわけですね。庁内で各所に炊事場がありますが、市役所の食堂などでも何ら考えていない。お葬式に行つて法事でもらってきた洗剤をそのまま使っている、燐の入つたやつをね。まずは、行政からそれをやっつけていかなければ何にもならないと思いますが、それを以前から注意をしているわけです。

先ほどの答弁では、BOD、CODでは普通の河川の2.4倍と簡単に言われますが、そこら辺の問題について、私たち行政として各家庭に協力を求めているかなければならないが、これは絶対によくない。工場の排水と家庭の排水の比率の60対40が、産業の方は規制が厳しくなってきたので80対20に逆転、生活雑排水が大きな問題になっていると言われております。それでは、市として一般市民の生活を守るが、そのかわり市民にも協力を願わなければなりません。裸足で入れる川をつくっていくところ、で、なるほど、私たち1人、1人が気をつければこういうきれいになるんやな、と言われるようにきちんとしてもらわなくてはだめやないですか。その点をよく考えてください。

- 市民生活部次長(岸田秀仁君) 生ごみを粉碎する装置につきましては、われわれはパンフレット等で見えておりますが、その内容については、水切りを十分に行つて放流をしないというような内容でございましたので、われわれもそういうぐあいに認識をしている1人でありまして、今後、そういう装置をお持ちの方に対して十分PRに努めてまいりたい、かように思います。

- 7番(赤阪和見君) よろしくお願ひします。

ごみの減量化問題ですが、学校でやっただく中、こういうふうな学校でやっきたとなれば、市民の中からも、そんなええもんやったら一度使いたいという人も出てくると思います。給食調理員さんなどが、これは面白いので、うちは広いから使いたい、となつた場合、そのような協力していただける機運が盛り上がった場合、そのような方々をモニターとして50でも100でも出てきた場合、こっちで買ってくれ、あっちで買ってくれ、ということじゃなく、市としてどう取り組むかという問題についてもちょっとお聞かせ願ひたい。

- 市民生活部次長(岸田秀仁君) 現段階で今後の導入につきましては検討してまいりたい。平成2年度から小中学校に導入して試行していく中、その結果を見た上で市民にもモニターな

りPRなりを検討していきたい、かように思います。

- 7番（赤阪和見君） 今のところは、一応、買ってくれということですね。そこが問題だと思えます。モニターを制度としてつくるんじゃなく、100なら100ほどやる方が早いと思えます。やってあげようという熱意が盛り上がったときにやらなければならないと思えます。予算委員会も始まりますので、その中でも出るかと思えますが、3月一杯検討していただき、4月には何とか結果が出るようにお願いだけしておきます。

それと、ごみの問題ですが、なるほど246万個の空き缶が集まったということは、1個2円として約500万円、瓶も含めてね。143トン集めて2万円を掛けると400万円余、ペイペイですね。昔、紙の値段がいいときには、業者が生ごみの中から夜中に回って紙類を全部取って行った。俗にアパッチと言いました。どうするんや、と聞いたら、ごみの量が減っていることだ、と次長が答えてくれました。

ところが、今、逆に紙の量がものすごく増えています。新聞も雑誌もくくって出しているわけでしょう。それを子供会や婦人会などの団体がある程度力を入れてくれてます。こんなものに力を入れる方が逆におカネがかかりますよ。最後に言いました環境ボランティアです。水切りや油を流さないよう、何とか環境をよくしよう。そのためには、新聞もそんなところへ出すんじゃなく、こっちへ出してあげようということで、生ごみと分けようという努力をしているだけの人たちの気概があるときにやっていかなければならない。それを制度がないから、と横へ振ってしまうことでは非常に困るわけです。

その関係で古紙回収については、1トン集まれば、2万4,000円かかってごみになるものが、ごみにならなくて再生紙に回されることになるんですから、その点についてのもう一度お答えなり、お考えが変わりませんか。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 確かに補助金なり助成については、具体化していないのが現状でございます。今後は、各市の状況を踏まえながら、われわれも調査検討していきたいと思えます。
- 7番（赤阪和見君） トップでもよろしく願いたします。

次に、下水、汲み取り、簡易水洗浄化槽について、先ほどの答弁では、下水道事業に力点を置いているのだから、そこまで手が回らんということでしたが、それでは結構です。5年、10年先に横山の父鬼まで下水道がちゃんと完備できるんやったら、それでも結構です。極端に言えば、100年たっても父鬼は無理でしょう。下水道処理の恩恵が受けられるところと、自分のところで浄化処理槽をつくって河川へ放流している、あるいは水路へ放流しているところの3つに分けられるわけです。全体の約3分の1の4万9,800人が自家処理をしているわ

けです。

この前も残念なことに生のまま流れてきたところが1カ所ありました。また、半年ぐらい前には、溝のへりにへばりついているところもありました。だから、現実の問題としては、東大阪で汚職の問題になったことも同じであります。しかし、この簡易水洗の自家処理をしているお方が、本当にきれいに点検を受け、そして、引き抜きもやっていく中、そこに意識付けを持たすためには、若干の補助をする必要があるのではないかと。

それを下水道事業に力点を置くので、という断われ方をされると、何を考えているんか、となります。5年、10年先に父鬼まで下水道が通るからそれまで辛抱せよ、というのなら別ですがね。毎年500万円ほど要るから10年で5,000万円、その間を辛抱してくれたら、父鬼までずぼっと下水道が抜けるからと言うんなら待ちましょや。しかし、行政の機会均等、平等の供与という点からいけば、ちょっとうんとは言えないと思います。助役さんも、この前には何とか検討したいという方向で委員会でもおっしゃっていただきました。その点では期待して答弁を待っていたんですが、その点、いかがでしょうか。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 何分、浄化槽は、汲み取りや下水道と違って歴史的にも浅い経緯もございます。その維持管理の経費については、負担軽減措置が適当かどうか。また、汲み取りや公共下水道との均衡や他都市の例を調査しつつ、国、府の市の指導を受けてまいりたい、かように思っております。

- 7番（赤阪和見君） 設置に補助金を出せと言っているのではない。維持管理に補助金を出せと言ってるではありませんよ。たまったもの年に1回、引き抜かないかん。あれを引き抜くことによって美しくやっていけるわけです。引き抜きは、汲み取りと同じじゃないですか。年に1回、汲み取らなくてはだめでしょう。もうちょっと考えてください。

それと、市内再生紙については、製品の量云々と言われましたが、製品をつくる側に立たなくても結構ですよ。僕は、ゼニの段取りまである程度まではしますが、全部はようしませんわ。市長がゼニを集めて、国からゼニをこれだけもろうてきて、こういうふう to これだけ使いましょう、というのが予算でしょう。それを私たちが、市長、もう少し集められないかと言うのなら別ですが、一般紙業界の製品市場のことまで、もし、和泉市が再生紙の利用を決めたら、王子製紙がよう生産せんやろうとか、そこまで心配しなくても、和泉市がどうするのかだけで結構です。

何か、先ほどからの答弁を聞いていると、他市がどうのこうのばかりです。和泉市の行政は、大津のために動いているんですか。堺市民のために行政が動いているんですか。他市は、他市でしょう。その点の考え方をはっきりしてもらわなければ非常に問題があります。

ここに、「少年マガジン」というマンガがありますが、この中に「将軍」というマンガの物語が出ています。最近、コンピューター用の上質紙の需要が伸びているため、古紙を混ぜた再生紙が出回っている。再生紙と真紙の値段がどちらが高いか知っているか。質の高い真紙の方がより高い。それが大きな間違いなんだ。古紙の再生紙は予想以上にコストがかかる。その結果、上質再生紙の価格は、真紙の1.2倍になる。これは「古紙の方が高い」ということを言っているマンガです。そういう時代なんですよ。

それから、核廃棄物から森を守っていく話に入っていくんですが、マンガの材料にも核の問題、環境問題、グルメ嗜好の流行の行き過ぎの問題が使われているんです。その点では、和泉市として、私たちが生活していく中でどうすればいいか。行政の中でどう取り組んでいけばいいかだけで結構なんですよ。製品量が少ないという心配は、ちょっと心配のしすぎではないかと思います。その点をもっとしっかりと理解してもらわなくてはならないと思います。

また、紙質についても再考する時期ではないか。前回の一般質問でも言いましたが、予算書が真紙であるのに対し、決算書は中質紙だがどうか、と聞きましたら、予算書は1年間使うが、決算書は1カ月ほどで終わりやから、というような答弁が返ってくる。非常に問題やと思いますが、そこまで言いません。私たち議会の議案書は中質紙を使っています。えらいと思いますが、初めからそうなっているだけの話。その点は、予算の都合によって、あるいは各課の都合によってそういう紙が使われているだけです。こんな言い方をして悪いが、監査委員さんの監査報告なんか、分厚くて一番いい紙を使っています。ほとんど中身は見えてませんがね。計算上は、間違いがないと信じているからね。間違いがあれば大変ですよ。そういう紙の使い方について、すうっとその中へ入って行くためのに感覚を今後の検討課題にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 市長公室理事（稲田順三君） お答え申し上げます。

われわれといたしましても先生の御指摘をいただき、そういう方向でできるところからやっていたいという姿勢を持っております。

なお、印刷物についても、その点を踏まえて対応してまいりたいと思います。

○ 7番（赤阪和見君） よろしく頼んでおきます。

次は、温州みかん園転換と森林活性化問題ですが、非常に難しい問題でございます。特に地場産業という中では、市としても農業市というか、農業生産物で生きている市ではございませんのでね。入り込んで、入り込めない問題やと思います。九州とかの農業立県なんかと違っていますね。しかし、まだ和泉市にも何十軒か何百軒の専業農家がありますので、それらの人々は、それなりに努力しております。市としての対応の仕方にしても、特別講演会を開くとか、専門

家を招いているんな形で模索していく方向性が大事ではないかと思しますので、よろしく願いいたします。

特に森林については、個人では植えられないところ、あるいは植えられるところがあるのかないのか。

- 産業部次長（松林 保君） そういうところはございません。
- 7番（赤阪和見君） わかりました。

今後の管理の仕方については、森林を市民に開放できるような方向性を 持っていたきたい。

今回のふるさと創生の森林浴コースは、山全体をお借りするのか、道路だけを整備していくのか。また、桜を植えるとか言ってましたが、桜の木は、森林浴コースに植えるのか、それとも、桜道をもう1回改善をしようとするのか、どうでしょうか。

- 市長公室理事（稲田順三君） 例えば、ということで申し上げましたが、魅力あるものにしていかなければならないと考えております。考え方といたしましては、先に頂上へ登る一部の林道を整備、その中間地点におきまして、市民の方々が遊べるところとか、休憩する場所も必要であろうかと考えております。そういうものを含めまして、より魅力あるものにしていくという立場からいろんなプランを練っております。具体的には、山全体を借りるのでなく、頂上と、頂上へ登る林道の一部に憩える場所を整備していきたい。それは借りるか、買収するかも考えていきたいと思っております。

- 7番（赤阪和見君） 林道の一部と上の展望台を整備すると言われておりますが、死んだ池治一見さんが槇尾山に展望台をつくったが、向こうが寄付したのか知りませんが、つくったまま。桜の木も1, 000本ほど植えたが、後の整備がされなくて朽ち果ててしまいました。そういう苦い経験を生かしてほしいと思っております。その点では、森林浴コースですから、林道だけでなく、林道から何メートルか入ったところ辺まで借り上げていただきたい。桜の木もいいですが、本当に森林に入ったという感覚が楽しめるようにしてほしい。せめてそこへ行くまでのアプローチとして、今の桜道も整備していく必要があるのではないかと。

もう1点、片道1km、往復2kmです。それだけの距離ですから、もよおすと思うんです。そういう考え方の中、トイレ等についてどう考えているのか、お聞かせいただきたい。

- 市長公室理事（稲田順三君） 確かに距離的には1kmですが、途中でゆっくり遊んでいただくということから、中間地点にゆっくり遊べるところも整備していきたい。道中、2～3時間は十分にゆっくりしていただいてもらおうと考えております。となると、当然、便所も必要であろうかと思っております。

○ 7番(赤阪和見君) 願わくば、頂上に簡単なトイレと、中間地点ではりっぱな便所がほしい。今、トイレは、簡単にしてあるから潰されるんです。僕らが常任委員会で視察に行ったとき、下が御影石の絵張り、桧づくり、屋根は銅引き、出て来たところが記念撮影をしたぐらいです。そのようなりっぱな便所が最近多いんです。人が寄り集まる場所では、食べることと便所が一番大事だと先輩からも聞いておりますので、ひとつこれが、というぐらいの便所を検討してください、「トイレの研究」という本まで渡してますからね。

最後に、地場産業問題でございますが、おむつとかの綿製品を渡すとか言われておりましたが、出産という面を考え、おむつが一番いいだろうと思うんです。おむつなんか要らんという人もあるかと思うので、2、3種類を揃え、どれでも好きなものを、という形でやっていただければありがたいと思います。

この綿製品は和泉市でできたものなのだという意識を持っていただきたい。コメでも生産者の名前や顔写真まで入れた製品が売られています。生産者の名前を入れることによってつくる側が責任を持ち、食べる側も信頼できるわけです。これは和泉市の製品なんだ、というものが本当に出せるかどうかこれがこれからの課題だと思います。そのおむつは、和泉市のこの工場で作った製品だという、それぐらいの意識、思いを持っていただきたいと思います。

最後に、環境ボランティアの位置付けと書きましたが、市長、最後に答えていただければ答えていただきたいんですが、私は今回、環境問題という趣旨で市政方針から問題を提起しました。これは公園とか緑化、そこには自分の植えた記念の植樹なんだという愛着、あるいは河川の水質汚濁防止にしても、子供が魚釣りができる、裸足では入れるような川がなくなっているんです。そこで、川を守ることによって、そういうきれいな川が生れるんだということです。

コピーの再生紙問題にしても、古紙の回収が社会教育の一環にもなっています。ごみを通じて、環境問題を通じて、これは私たちの市政に対する思い上がりでなく、思い入れなんです。どうすれば市民のためになるかが、環境問題を通じてもっともっと考えていくべき時期ではないか。

国連で国際環境年が制定されようとしておりますが、今後の10年間、地球環境が軍縮平和と肩を並べていく時代なんです。一杯の油を溝に捨てるか捨てないかが、軍縮平和と肩を並べていくという大事な時期だと思います。地場産業の振興を踏まえながら、みかん園が廃園になっていく中、どうすればいいかという方向性を持ち、そして、和泉の森林も切ったところから植えていっていただける体制を1つ1つつくっていくことが、500年たてばこうなるんだよ、という老校長の言葉に表わされていると思います。その点で市長、あと2分しかありませんが、長い答弁は要りませんので、一言、お願いしたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 一言、御答弁を申し上げたいと存じます。

御指摘、ありがとうございました。確かに地球規模で環境問題を考える時代に入って来ております。その意味合いからわれわれ一同、思いを新たにさせていただき、身近なところから環境問題を考えてまいりたい。私たち行政も頑張ったいと思います。ただ、環境あるいはごみの問題を中心として、これは行政だけで解決できるものではございません。市民皆様方の御協力なしには、いい環境をつくれるものではございません。その意味合いで行政としても、市民皆様方に対しまして、これからもあらゆる面で環境美化のための御協力を組織だってお願いを申し上げてまいりたい、かように思っております。ありがとうございました。

○ 7番（赤阪和見君） 今、水道の時代ですが、私は、汲み取りの時代だと思います。しかし、幾ら汲み取り水でも、誘い水をしなければ上がってまいりません。市行政として、どれだけの誘い水をするかが大事だと思いますので、その点よろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○ 議長（出原平男君） 以上を持ちまして一般質問は全部終了いたしました。皆様方の御協力に対し厚く御礼を申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

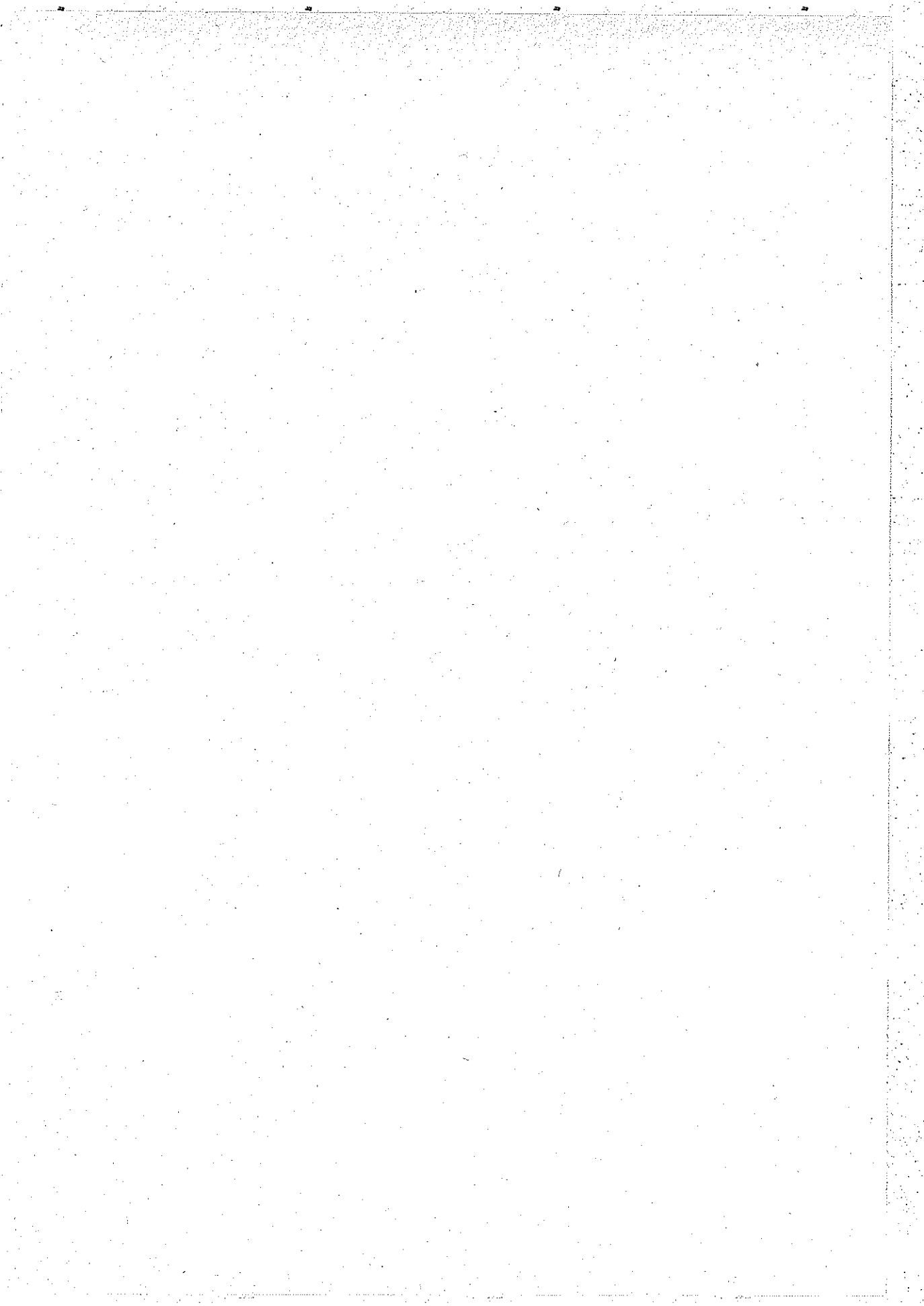
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

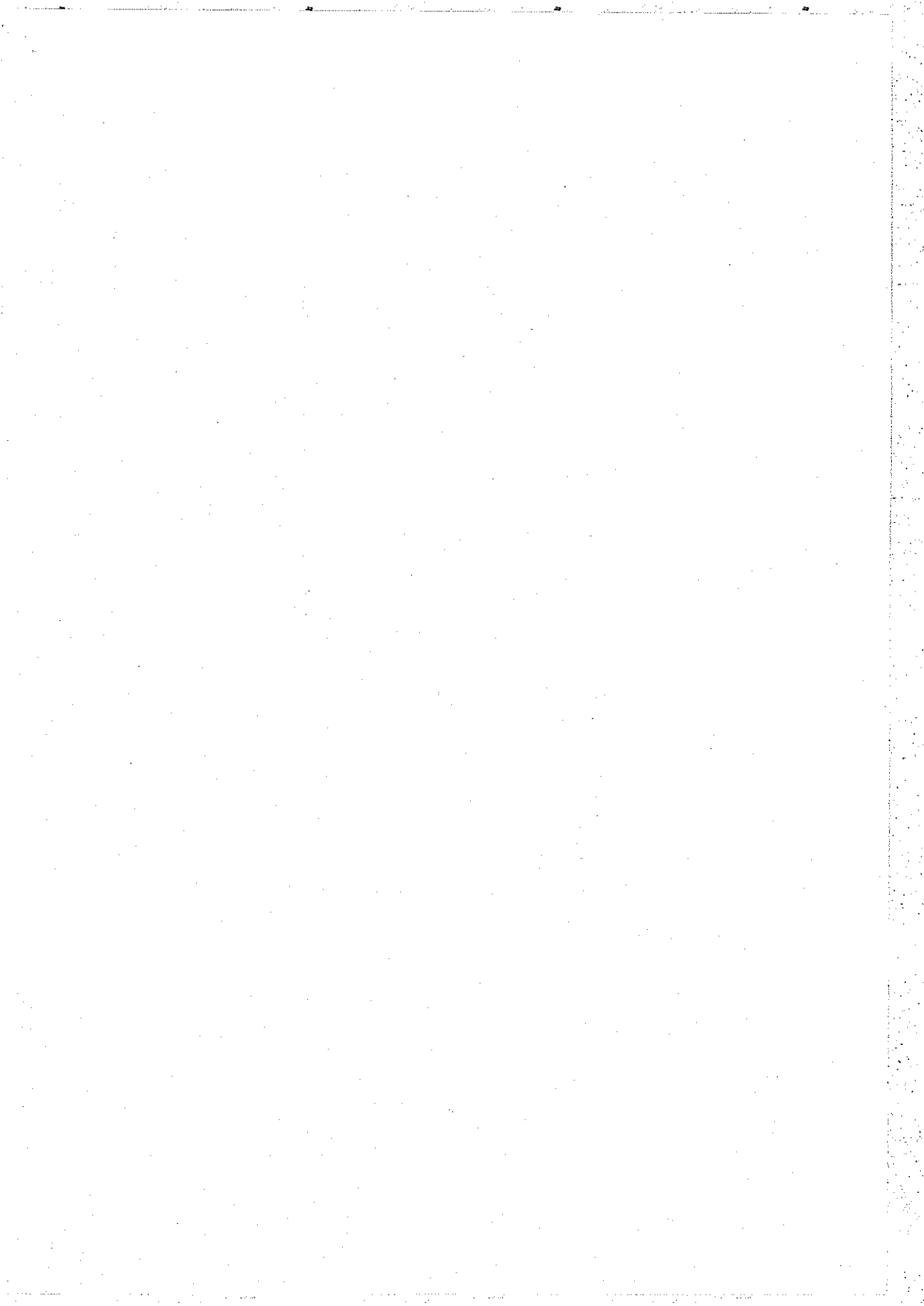
なお、明日から11日までの2日間を休会とし、12日に議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いを申し上げます。

それでは、本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さんでございました。

（午後2時20分散会）



第 4 日



平成2年3月12日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
3番	藤原正通君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平男君
6番	穴瀬克己君	21番	勝部津喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実君
8番	中塚新治君	23番	原重樹君
9番	讚岐一太郎君	25番	天堀博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君

欠席議員(1名)

17番 池辺秀夫君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	総務部次長	森利治
助	役	坂口禮之助	総務部次長	奥村富彦
収	入	役	財政課長	阪豊光
市長公室	長	杉本弘文	同和対策部長	堀宏行
市長公室	理事	逢野一郎	同和対策部理事	向井洋
市長公室	理事	神藤恒治	同和対策部次長	明坂文嘉
市長公室	理事	中西優	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室	理事	稲田順三	福祉事務所次長	大宅清臣
市長公室	次長	鹿島賢昌	福祉事務所次長	農端小一
秘書課	長	井阪和充	市民生活部長	麻生和義
企画課	長	今村堅太郎	市民生活部次長	岸田秀仁
総務部	長	橋本昭夫	市民生活部次長	坂田平之
総務部	理事	大塚孝之	市民生活部次長	池辺修次

産 業 部 長	松 村 吉 堯	病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹
産 業 部 理 事	中 西 淳 富	消 防 長	角 谷 泰 夫
産 業 部 次 長	高 三 一 行	消 防 本 部 次 長	高 宮 武 男
産 業 部 次 長	藤 原 清 司	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬 喜 広
産 業 部 次 長	松 林 保	用 地 担 当 理 事 長 土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	明 坂 貞 士
建 設 部 長	浅 井 隆 介	教 育 委 員 長	藤 原 忠 男
建 設 部 理 事	山 崎 琢 磨	教 育 長	西 川 嘉 久
建 設 部 次 長	谷 俊 雄	管 理 部 長	逢 野 博 之
建 設 部 次 長	赤 田 信 信	管 理 部 次 長	白 樫 通 有
建 設 部 次 長	山 崎 精 二	指 導 部 長	重 野 欣 達
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	社 会 教 育 部 長	生 田 稔
都 市 整 備 部 理 事	阪 倉 嘉 一	社 会 教 育 部 理 事	竹 田 明 郎
都 市 整 備 部 次 長	光 井 義 秋	社 会 教 育 部 次 長	中 辻 寿 夫
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	社 会 教 育 部 次 長	北 野 喜 平
改 良 事 業 部 理 事	笠 木 恒 忠	会 計 課 長	藤 木 意 継
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
水 道 部 長	若 井 益 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	着 本 善 夫
水 道 部 次 長	岸 本 孝 二	監 査 委 員	庄 司 清
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	監 査 事 務 局 長	吉 田 陽 三
病 院 長	竹 林 淳	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
病 院 事 務 局 長	藤 原 光 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄
次 長 河原茂隆
議事係長 佐土谷茂一
調査係長 井之上光一
係 員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成2年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月9日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第1号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成元年9月分)	P. 1
2	監査報告 第2号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成元年9月分)	P. 11
3	監査報告 第3号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成元年9月分)	P. 17
4	監査報告 第4号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成元年10月分)	P. 22
5	監査報告 第5号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成元年10月分)	P. 32
6	監査報告 第6号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成元年10月分)	P. 38
7	議案 第17号	工事請負契約締結について (王子第二団地7棟建設工事)	P. 178
8	議案 第18号	災害復旧事業の施行について (新池災害復旧工事)	P. 180
9	議案 第19号	災害復旧事業の施行について (ハセ水路災害復旧工事)	P. 181
10	議案 第20号	泉北環境整備施設組合の規約の改正に伴う財産処分について	P. 183
11	議案 第21号	和泉市減債基金条例制定について	P. 187
12	議案 第22号	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	P. 191
13	議案 第24号	平成元年度和泉市一般会計補正予算 (第5号)	追加 P. 1
14	議案 第25号	平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)	追加 P. 17
15	議案 第26号	平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)	追加 P. 23
16	議案 第27号	平成元年度和泉市水道事業会計補正予算 (第3号)	追加 P. 30
17	議案 第28号	平成元年度和泉市病院事業会計補正予算 (第3号)	追加 P. 46
18	議案 第23号	教育委員会委員の任命について	P. 194

(午前10時04分開議)

- 議長(出原平男君) おはようございます。議員の皆様には公私何かとお忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

- 事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは20名でございます。欠席届の議員さんは、池辺議員さん、遅刻届の議員さんは柳瀬議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思っております。

現在21名でございます。

- 議長(出原平男君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

それでは、日程審議に入ります。日程第1より第6までは、いずれも例月出納検査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は表題のみ朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

監査報告第 1号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、平成元年9月分収入役の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記の通り報告する。

平成元年12月27日

監査委員 庄 司 清
" 並 河 道 雄

記

1. 検査実施日 平成元年12月27日
2. 検査の対象 平成元年9月分の出納状況
3. 検査の結果

9月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は別表のとおりである。

監査報告第 2号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、平成元年9月分
本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により下記のとおり報告する。

平成元年12月27日

監査委員 庄 司 清
" 並 河 道 雄

記

1. 検査実施日 平成元年12月27日
2. 検査の対象 平成元年9月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸
帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 3号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、平成元年9月分
和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記の通り報告する。

平成元年12月27日

監査委員 庄 司 清
" 並 河 道 雄

記

1. 検査実施日 平成元年12月27日
2. 検査の対象 平成元年9月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸
帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 4号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、平成元年10月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記の通り報告する。

平成2年1月29日

監査委員 庄 司 清
" 並 河 道 雄

記

1. 検査実施日 平成2年1月29日
2. 検査の対象 平成元年10月分の出納状況
3. 検査の結果

10月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は別表のとおりである。

監査報告第 5号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、平成元年10月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により下記の通り報告する。

平成2年1月29日

監査委員 庄 司 清
" 並 河 道 雄

記

1. 検査実施日 平成2年1月29日
2. 検査の対象 平成元年10月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 6号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、平成元年10月分和泉市立病院企業出納員級の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記の通り報告する。

平成2年1月29日

監査委員 庄 司 清
" 並 河 道 雄

記

1. 検査実施日 平成2年1月29日
2. 検査の対象 平成元年10月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（出原平男君） 別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第1号より第6号までの報告を終わります。

-
- 議長（出原平男君） 日程第7「工事請負契約締結について（王子第二団地7棟建設工事）」を議題といたします。
議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第17号

工事請負契約締結について

王子第二団地7棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次

のとおり議会の議決を求める。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 契約の目的 王子第二団地7棟建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田 忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 264,710,000円
5. 契約の相手方 和泉市旭町429番地の3
株式会社竹内建設
代表取締役 竹内 博文

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 改良事業部長（富田宏之君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました議案第17号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設する王子第二団地7棟建設工事であります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約金額2億6,471万円、契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3 株式会社竹内建設 代表取締役竹内博文でございます。

次に、参考資料の各事項を御説明させていただきます。

工事場所は和泉市王子町218番地ほかで、敷地面積1,801平方メートル、構造及び規模は鉄筋コンクリートづくり地上4階建て1棟、住宅20戸、店舗7戸、延べ床面積1,478平方メートル、その他附帯工事一式でございます。

工期につきましては、御議決をいただきました日から平成3年1月31日までといたしております。

予算につきましては、平成2年度に繰り越しを予定しております。

保証人は、貝塚市脇浜一丁目16番36号 株式会社小西建設 代表取締役井上末太郎でございます。

以上で、議案第17号「工事請負契約締結について」の提案の理由、その内容並びにそれに伴います参考資料の説明を終わります。

なお、今回建設を行うことにより住宅建設戸数は、昭和63年度までの実績1,568戸、現

在工事中32戸、今回発注する分20戸を合わせまして1,620戸となり、全体計画からの残りとして22戸となります。

よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

原君。

- 23番（原 重樹君） まず、あと22戸ということですが、その数の総論、全体1,642戸についてはおいておきまして、以前から委員会や議会等が出ていた1つに、店舗の数のことがよく言われておりましたが、今回も7戸ということなんです、今までの店舗の数と、全体計画であと22戸ですから、そうないでしょうけれども、どのくらいなのかという数字だけお聞かせを願いたい。

それからもう1つは、参考資料の方で工期のことが出ています。こちらもしっかり今までの分を詳しく見ているわけではないのであれですが、1つは、平成3年1月31日までだということですが、例えば、今やっても年度末までにしておいて、繰り越し明許か何かで次年度に送るという方法を一時期とっていて、そのことが何で工期やという話も一時議論としてありました。今回は、そういうことからすると、中身が3年ということになりますので、どういう違いがあるのか、その辺の説明をいただきたい。

以上です。

- 議長（出原平男君） はい、答弁。

- 改良事業部理事（笠木恒忠君） 1点目の店舗の件でございますが、全体計画といたしまして136戸の予定をしております。そのうち、今回の7戸を含めまして134戸、したがって、平成2年度以降計画としては2戸と相なっております。よろしく申し上げます。

- 改良事業部総務課長（吉禎利朗君） 総務課の吉禎からお答えいたします。

工期につきましては、平成2年3月の今回の議決の日より平成3年1月31日としております。これにつきましては、予算的には、今回補正予算で御審議いただきます明許繰り越しをさせていただきますしております。したがって、この建物につきましては10カ月が必要でございますので、議決の日より10カ月、すなわち平成3年1月31日までの工期を見込んでいるわけでございます。

以上でございます。

- 23番（原 重樹君） 店舗の方の数字はそういうふう聞いておきますが、これは後で教えてもらえばいいということにもなると思うんですが、僕が言っているのは、たとえ最終補正のこの3月議会で補正しても、年度末、3月31日までで一応切っておいて、繰り越し明許という方法もとってきたと思うんです。それが議論を呼んで、今からやって31日にできるはず

がないのに、何でこんな工期だというのがちょっと議論になりましたので、今回のその辺の違い——参考資料にしたからこういうふうになるのかどうか、ちょっとわかりませんが、その辺はどういう違いがあるんでしょうかということを知りたいので、もう一回説明をお願いします。

- 改良事業部総務課長（吉沢利朗君） これにつきましては、12月ごろか、あるいは9月ごろに御審議いただいたときには、確かにその年度の最終3月31日としていたかと思いましたが、今回3月につきましては、繰り越し明許については国の承認等が必要でございまして、その手続がある程度なされていないと、議会の方でも御審議がいただけないわけでございます。その点がございまして、今回ちょうど3月の議会でございますし、その辺の手続も国とも進めておりますので、今回はそれを見込みまして、来年1月31日とさせていただきます。

- 23番（原 重樹君） 今の話はわかりました。それで了解しておきたいと思えます。

この契約については、先ほど店舗の話は聞きましたが、住宅の戸数の方は問題にしませんでしたが、店舗だけを言いましても、以前から、共産党議員団だけではなくて、本当にこれをつくってどうなんだということがほかの議員さんからも言われていたと思うんです。それが今回も、7戸入れて134戸、あと2戸というところまできている。その辺の必要性等も本来示されるべきものですが、それが示されていない。もちろん今までから1,642戸の住宅については問題点を指摘しているとおりでありますが、そういうことも含めて、態度表明としては保留したいと共産党議員団としては思っておりますので、先にはっきりさせておきたいと思えます。

以上です。

- 議長（出原平男君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（出原平男君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（出原平男君） 日程第8「災害復旧事業の施行について（新池災害復旧工事）及び日程第9「災害事業の施行について（ハセ水路災害復旧工事）」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第18号

災害復旧事業の施行について

災害復旧事業、新池災害復旧工事を施行するにつき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 工 事 名 新池災害復旧工事
2. 施 行 場 所 和泉市南面利町地内
3. 工事の概要 ブロック積 11.0メートル
放水路延長 13.0メートル
4. 事 業 費 4,770,000円
5. 実 施 年 度 平成元年度
6. 施 行 方 法 請 負

議案第19号

災害復旧事業の施行について

災害復旧事業、ハセ水路災害復旧工事を施行するにつき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 工 事 名 ハセ水路災害復旧工事
2. 施 行 場 所 和泉市鍛冶屋町地内
3. 工事の概要 ブロック積 14.0メートル
水路延長 14.0メートル
4. 事 業 費 1,329,000円
5. 実 施 年 度 平成元年度
6. 施 行 方 法 請 負

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 産業部長（松村吉堯君） お許しをいただきまして自席から、ただいま一括御上程をいただきました議案第18号並びに第19号の災害復旧事業の施行について、産業部松村より提案理由並びにその内容を一括して御説明申し上げます。

議案書の180ページと181ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、新池災害復旧工事並びにハセ水路災害復旧工事は、いずれも平成元年9月の交付時に起債をいたしたものでございまして、それぞれの災害復旧を国の補助を受け工事実施いたすものでありますが、これらの工事実施に当たり、土地改良法第96条の2の規定によりまして、大阪府知事の認可を受けることとなりますが、この認可を受けるに当たり市議会の御議決が必要でございます。これが理由でございます。

次に、その内容でございますが、新池災害復旧工事につきましては、本市南面利町地内の農業用ため池で、起債延長12メートル、工事内容はブロック積み延長11メートル、放水路延長13メートル、事業費477万円で、実施年度は平成元年度で、施行方法は請負で出すものでございます。

また、ハセ水路災害復旧工事につきましては、本市鍛冶屋町地内の農業用水路で、起債延長14メートル、工事内容はブロック積み延長14メートル、水路延長14メートルで、事業費132万9千円、実施年度は平成元年度施行で、請負で行うものでございます。

議案第18号並びに議案第19号について、誠に簡単ではございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

なお、182ページに土地改良法の抜粋を、別冊参考資料5ページより9ページにかけまして位置図及び区域図を添付いたしておりますので、御参照の上、御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（出原平男君） 質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（出原平男君） 御異議ないものと認め、よって、議案第18号及び第19号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（出原平男君） 日程第10「泉北環境整備施設組合の規約の改正に伴う財産処分について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第20号

泉北環境整備施設組合の規約改正に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、泉北環境整備施設組合の規約改正に伴う財産処分を別紙のとおり関係市と協議のうえ定めるものとする。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

財産処分に関する協議書（案）

地方自治法第289条の規定により、泉北環境整備施設組合の規約改正に伴い財産処分を次のとおり定める。

1. 泉大津市に帰属せしめる財産は、次のとおりとする。

- (1) 名称 泉大津市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道施設
- (2) 所在地 泉大津市東助松町一丁目外
- (3) 数量 管渠施設 管径 ○250~□1,700×1,400mm
延長 5,829.4m

附属施設一式

2. 和泉市に帰属せしめる財産は、次のとおりとする。

- (1) 名称 和泉市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道施設
- (2) 所在地 和泉市幸町外
- (3) 数量 管渠施設 管径 ○200~□2,700×2,700mm
延長 23,495.6m

附属施設一式

3. 高石市に帰属せしめる財産は、次のとおりとする。

- (1) 名称 高石市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道施設
- (2) 所在地 高石市羽衣公園丁外
- (3) 数量 管渠施設 管径 ○200~○3,000
延長 12,878.9m

羽衣ポンプ場

附属施設一式

平成2年 月 日

泉大津市長 亀岡 敦一

和泉市長 池田 忠雄

理 由

泉北環境整備施設組合の所管する公共下水道のうち、流域関連公共下水道区域を構成市に移管するに伴い、同組合の所有する財産を構成市に処分するため関係地方公共団体の協議をする必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第20号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（組合の財産処分）

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議により若しくは関係地方公共団体と組合との協議により又は組合の議会の議決によりこれを定める。

（議会の議決）

第290条 第284条第1項乃至第3項、第286条、第288条第1項及び前条の協議については、関係地方公共団体にあってはその議会、組合にあっては組合の議会の議決を経なければならない。

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第20号「泉北環境整備施設組合の規約変更に伴う財産処分について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

議案書183ページとあわせまして、別添議案参考資料9ページを御参照いただきたいと存じます。

まず、理由でございますが、先に議案第16号で御説明申し上げましたが、泉北環境整備施設組合の移管に伴い、組合財産も構成3市に移管する必要があります。規約変更に伴う財産処分につきましては、地方自治法第289条及び290条の規定により、関係市の協議を行うに当たり議会の議決を必要といたすものでございます。

次に、財産処分に関する協議書の内容につきまして御説明申し上げます。

議案書184ページでございます。

まず、泉大津市に帰属せしめる財産は、名称といたしまして泉大津市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道施設、所在地といたしまして泉大津市東助松町一丁目ほか、数量といたしまして

管渠施設、管径200ミリからボックスの1,700ミリ×1,400ミリ、延長5,829.4メートル、附属施設一式でございます。

次に、本市に帰属せしめる財産といたしましては、和泉市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道施設、所在地といたしましては和泉市幸町ほか、数量といたしまして管渠施設、管径200ミリからボックスの2,700ミリ×2,700ミリ、延長2万3,495.6メートル、附属施設一式でございます。

高石市に帰属せしめる財産といたしまして、高石市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道施設、所在地としては高石市羽衣公園丁ほか、数量といたしまして管渠施設、管径200ミリから3,000ミリ、延長1万2,878.9メートル及び羽衣ポンプ場並びに附属施設一式でございます。

以上、誠に簡単でございますが、本案の提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議をいただき、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（出原平男君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（出原平男君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（出原平男君） 日程第11「和泉市減債基金条例制定について」を議題といたします。
議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第21号

和泉市減債基金条例制定について

和泉市減債基金条例を次のように制定する。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市減債基金条例（案）

（設置）

第1条 市債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる市財政の健全な運営に資するため、和泉市減債基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（運用収益の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、処分することができる。

- (1) 経済事情の変動等により財源が不足する場合において、市債の償還の財源に充てるとき。
- (2) 償還期限の満了に伴う市債の償還額が他の年度に比して多額となる年度において、市債の償還の財源に充てるとき。
- (3) 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。
- (4) 市債のうち地方税の減収補てん又は財源対策のため発行を許可されたものの償還の財源に充てるとき。

（繰替運用）

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金の属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

最近の社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応し、将来の財源対策債の償還に資するため、地方自治法第241条の規定に基づき、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第21号「和泉市減債基金条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、減債基金の創設でございますが、市債の償還金、いわゆる公債費は市の歳入の増減に関係なく支出されなければならないいわゆる義務的な経費でございます。その増高が財政の硬直化の要因にもなりかねません。そうしたところから、将来の公債費の償還を計画的に行って、財政の弾力性を保つために、その資金を積み立てる必要がございます。これが減債基金でございます。

次に、提案の理由でございますが、昭和50年当時にいわゆる経費の落ち込みを防ぎ、我が国の経済を安定成長路線に乗せるためのいわゆる国の景気浮上策の一環といたしまして、昭和51年度以降、各地方自治体におきまして、通常の地方債に上乘せをして発行許可をされた建設地方債、いわゆる財源対策債がございます。この財源対策債の償還金については、公債費補てんとして、毎年の償還時に普通交付税の需要額に算入をされておるところでございます。ところが、本年度の普通交付税に、将来の公債費負担に備える措置として、昭和53年度から昭和55年度までの間に発行いたしました財源対策債の未償還元金相当分が一括して全額理論算入をされたところでありまして、このようなところから、本市でも将来の財源対策債の償還に資するため、今回地方自治法第241条の規定に基づき和泉市減債基金条例を制定するものでございます。

以上が、本条例を提案する理由でございます。

続きまして、本条例の内容につきまして御説明を申し上げます。議案書188ページでございます。

第1条は、設置目的でございますが、社債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる市財政の健全な運営に資するため、和泉市減債基金を設置する、といたしております。

第2条は、積み立てについて定めたもので、毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする、といたしております。

第3条は、管理について定めたものでございまして、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他確かかつ有利な方法により管理しなければならない、といたしております。

第4条は、運用収益の処理について定めたものでございまして、基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するもの、といたしております。

第5条は、処分について定めたもので、基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、処分することができる、といたしております。

- (1) 経済事情の変動等により財源が不足する場合において、市債の償還の財源に充てるとき。
- (2) 償還期限の満了に伴う市債の償還額が他の年度に比して多額となる年度において、市債の償還の財源に充てること。
- (3) 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。
- (4) 市債のうち地方税の減収補てん又は財源対策のため発行を許可されたものの償還の財源に充てるとき。

第6条は、繰り替え運用について定めたものでございまして、市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる、といたしてございます。

第7条は、この基金の管理に関し必要な事項について市長に委任する旨の規定でございまして。最後に、附則といたしまして、この条例は、交付の日から施行する、ことを定めるものでございます。

以上、簡単でございまして、議案第21号「和泉市減債基金条例制定について」の提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定をいただきますようお願いをいたします。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

天堀君。

- 25番（天堀 博君） 2、3質問を先にさせていただきます。

今の提案理由の説明には、昭和53年から55年当時発行の先ほど言われたような地方債について、一括普通交付税に理論算入されたということですが、これは当初で入っていたのかどうか、いつの時点なのかということ。それと関連して、後で審議されますが、補正予算との関連ではどういふふうになっているかということ。

それから、ここ何年間か国の国庫補助金あるいは負担率がカットされてきていますが、逆に、地方債に頼るといふ部分も出てきていますが、その辺との関連性はどうか。

この2点をお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（出原平男君） はい、答弁。
- 財政課長（阪 豊光君） 今回の地方交付税の理論算入の点でございまして、平成元年度当初の国の考え方に基づいて、一定の市町村に対して今回減債基金の創設をという指導が地財計画の中にあつたということでございます。

続きまして、補正との関係でございまして、ただいま御上程させていただいている減債基金

につきましては、受け皿として平成元年度に設けたいという考え方から、上程させていただいているところでございます。

あと、補正との絡みにつきましては、和泉市の硬直した財政状況の中で、市税の動向、また今国会で議論されております補正予算との絡み、それらも見極めた上で対応していきたいという補正との関係でございます。

続きまして、地方債に頼るという関係ですけれども、先ほど提案理由で説明させていただきましたように、通常の地方債の充当率でいきますと、経費そのものが相当冷え込んでくる、そういう点で、公共事業を含めて、経済の安定性を持っていきたいという考え方から、通常の地方債の充当率にプラスアルファの充当をし、地方の財源を補って、経済の安定を図るという関係で、地方債の充当率がその時点では高くなったという状況でございます。

以上、答弁させていただきます。

- 25番(天堀 博君) 聞いているのは、そのことも合わせてなんですが、本年度の和泉市の一般会計の補正予算が次に出てくるでしょう、この項目との関係ではどういうふうになっているのかということを知っているのが1つあるんです。

それから、ここ3年ぐらい前から補助金カットとかいろいろ出てきています。これとの関連で、この部分で地方債に頼る部分も出てきているはずなんですが、補助金を少なくして地方債で補っていけということで、国の方も勝手なことをやってきたわけですが、その辺との今回の減債基金の関連はないのかということです。

- 財政課長(阪 豊光君) 1点目の補正予算との関係でございますが、3月31日時点の税の状況、また交付税の状況、それらも含めて、専決処分で一定の金額を積み立てたいという考え方で、現時点では、一般財源そのものについては不確定要素が多分でございます。そういう点で、3月31日の時点で判断をしながら、先決をお願いをしたいという減債基金と補正との絡みでございます。

2点目の補助金カットと地方債の関係ですけれども、国の地方財政計画また国の予算と関係では、昭和48年度のオイルショックから50年までは一定の地方財源が確保できたところでございますが、51年以降、そのような状況の中で、51年度からの対応といたしましては、起債の充当率を高くするという考え方で運営をしていく中で、57年度には一定の地方財源が確保できた。しかし、50年代前半としては地方財源が確保できなかつた中で財源対策債という対応が行われてきました。その後、60年度に入りまして、地方財源また国家予算との関係では、補助金カットなしでも一定の地方財源が確保できるという見込みの中で、財源対策債そのものについては、59年度で一定の見通しを立てたという状況です。

60年以降については、財源不足について、補助金カット分については地方財源を全額確保

するという考え方から、臨時財政特例債が設定されたわけでございます。したがって、臨時財政特例債については、この財源対策債と同様に、今後の償還時の元利補給という考え方で現在運営しているところでございます。

そういう点で、補助金との絡みと、その補助金を抜きましても地方の一般財源が不足したという中での財源対策債という相違がございまして。

よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○ 25番(天堀 博君) ということは、以前の昭和50年代の財源対策債と、さらには落ちついた時点ですが、補助金カット、補助率、負担率のカットによる部分での臨時財源対策債、両方が今回の減債基金条例制定については絡んでくるという理解でよろしいんですか。それとも全く後の部分は関係ないということなのか。

○ 財政課長(阪 豊光君) 今回の減債基金の考え方といたしましては、前段の財源対策債に絡む今後の償還ということで御理解を願いたいと思います。

○ 25番(天堀 博君) それでは、今のところ臨時財源特例債ですか、60年代に入ってから補助金カットその他にかかわる部分については、今回減債基金との関係がないということになれば、いわゆる理論算入であっても普通交付税、地方交付税に算入されてこない、そういうふうな考えていいんですか。財政的な問題で非常にややこしいので、ちょっとお教え願いたい。

もう1つは、3月31日の時点で議会を開いているとまがないので、専決処分ということになるんでしょうが、ですから、状況を見ながらということになりますね。それは、当初なり、今日の時点まででは普通交付税の中にどういうふうな形で算入されているかというよりも、算入されていないというふうに見ていいのかどうか。年度末ぎりぎりになって、これぐらいやということでは理論算入されてくるものなのかどうか。というのは、減債基金がきょうの時点、この3月の時点で条例制定するというわけですからね。本来はもっと早くからわかっていることだろうと思うんですが、条例制定する時期と普通交付税の中に算入されてくる時期との関連性も含めて、ちょっと説明を願いたいと思います。

○ 財政課長(阪 豊光君) 1点目の臨時財政特例債と今回の財源対策債ですけれども、臨時財政特例債につきましては、後年度に国が補てんを行うという考え方で、現在発行しながら、償還時の時点で交付税特会に別途補てんをするという考え方で、補てん措置がございまして。財源対策債につきましては、地方の財源を一時的に補てんするという考え方と、もう1つ、地方全体として景気の動向によって対応する時点では行うという違いがございまして。

したがって、財源対策債につきましては、今回、地方交付税そのものについては、相当税収等の伸びが高い中で、年次的に償還をしていくという国の今までの考え方から、一括して、

53年から55年までの残額に対してすべて本年度交付税の算入をしていくという、財源の対応についての考え方でございます。

続きまして、補正とこの条例との関係でございますが、地方交付税そのものについては、制度上、地方の固有の財源であるという考え方と、もう1点は、その使用について制限を加えてはならないということで、地方の自主的な財源という考え方がございます。したがって、本市といたしまして、本年度の一般財源の状況を勘案の上判断をしたいという和泉市独自の考え方が一方ございます。それともう一方には、国のそういう地方財政計画の中での一定の考え方、それらも含めて和泉市としては判断をしたい、3月末の時点で判断をしたいという考え方を持っておりますので、時期的な問題ということについては、あくまでも平成元年度の地方財政計画という考え方とらえていただきたいと思います。

- 25番(天堀 博君) さっきのは大体わかりました。臨時の方は別ですよ。50年代の分は、毎年あれしていたけれども、税収その他の伸びがいいので、まとめてやっておく。まとめてやるから、それを基金に横へ置いておけ。その使い方については、今言われるように、普通交付税で算入されてくるものですから、何に使ってもいいというものだけれども、しかし、それはそういうものですよということの指導の上で、こういう減債基金条例を制定する。今後、そういうことが生じてきたときに、そこから出していくということですね。それはわかりました。

ということは、補助金や負担率のカットによる部分は、それは今回関係していないということですね。本当に入っているのかどうかかわらんけれども、後年度にその分は償還時に補てんをされてくるという考え方であるということですね。

もう1つは、どうもわかりにくいのは、言われている意味はわからんことはないのですが、本市の財政状況を見ながら、3月31日の時点で専決処分で、言ってみたら、減債基金に何ば基金として積み立てをするかということを決める。それはわかるんですが、そうしたら、理論算入として入ってきているから、片方で何に使ってもいいということも含めて、そういうふうにしていくんでしょうが、本当にそれが入ってきているのかどうかというところは、何かそれなりの理論立てなり計算はつくんですか。

- 財政課長(阪 豊光君) 理論算入と実際の交付額との関係ですけれども、御指摘のように、理論算入の額そのものについては、計算式もございまして、額が確定をしております。ただ、交付額との関係では、御承知のように、基準財政需要額と基準財政収入額、税収がどれだけその市町村にあるかどうかという点での返りの分についての補てんということでの交付額でございます。

したがって、交付額そのものについては、その市町村の独自の状況によって変わって

きますが、理論算入そのものについては、交付額には関係なく、理論算入として全額計算式に入っており、それが基準財政需要額ということで確定しております。

- 25番(天堀 博君) だから、本当に交付税全体で増えたのか減ったのかわからんけれども、今回のその部分については、理論算入で、計算式もあって、これだけですよということはおわっている。しかし、ほかのところでお水増しされているのか減らされているのかわからんということですね。

その辺の問題が1つありますが、その上に立って、本市の財政状況を見ながらということは、それは計算式で幾らということが入ってきているわけでしょう。それをそのままストレートに、本来であれば自由に使ったらいいという普通交付税ですが、本市の財政状況いかにかわからず、国がそういうことで補てんしてきているんだから、そのまま減債基金に積み立てをすべきではないのかと、我々としては単純に考えれば思うんですけども、その辺で、本市の財政状況を先に考えるということについてはちょっと理屈が合わないんじゃないか。

例えば、計算式で1億円入ってくるということなら、1億円を減債基金として積み立てるようにはすべきじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

- 総務部理事(大塚孝之君) 私から簡単に説明させていただきたいと思いますが、先ほど財政課長からお答えをいたしておりますとおり、当初の理論算入に一定の額が計算をされていることは事実でございます。ところが、御案内のように、現在のところはまだ国の補正予算が審議されておるところでございます、その中に地方交付税法の一部改正が組み込まれてございまして、その部分の中で金額がまだ確定いたさない部分がございます。それが国会の方で審議されて、きちっと通ってまいれば、地方に確定した数字が示される。そういった状況でございますので、その辺のところはひとつ御理解をいただきたいと思っております。

- 25番(天堀 博君) そうしたら確認をしておきます。

もちろんお金がないのに基金を積み立てるわけにはいかない。いわゆる本家の台所が非常にしんどかったらね。その辺はわからんことはないのですが、しかし、計算式でこうだとくれているものは、自由に使ってもいいと言いながら、手当てとしてくれているんですから、一定その額については、似通った額というか、同等額を基金に積み立てるというふうにわれわれとしては理解していいんですね。

- 総務部理事(大塚孝之君) そういうふうに近い金額を私どもも努力して、減債基金の方へ持っていきたいというふうには考えておるところでございます。ところが、まだ現在、最終的には交付税そのものが、たまたまことしは国の補正予算の関係があって確定をいたしてございませぬので、確定し次第、交付額ともならみ合わせながら、加えて本市の決算状況にもならみ合わせながら、減債基金に理論算入したい額をできるだけ持っていきたいというふうにご考慮を

ります。

- 25番(天堀 博君) では、一応意見だけ言っておきます。

結局のところ、景気浮揚のためとかいろんなことも含めて、地方債、いわゆる債務に頼るところが大きかったり、今回の補助金や負担率のカットについても、そういうふうな面が出てきているんですが、それは今後補てんすると言いながら、さきの部分についても、果たして計算式どおり入ってきているのかどうかというのは、全体の中での額ですから確定しにくい。計算では出ているけれども、本当にそれで入っているのかどうかというのは確定しにくい面がありますね。あわせて、そういうものは全部普通交付税の中に入れてくる。いわゆる国の勝手で、極端に言えば、いろいろなことをやってくる。これは地方自治体そのものにとって大きな負担もかけますし、また普通交付税という、単純な交付税そのものの見方が難しくなる、ややこしくなっているという現状もあると思うんです。

その点は大きな問題も残しているんですけども、ただ、その当時発行した起債、あるいは今後というか、補助金や負担率のカットによって起きてくる問題等も処理していかなければならないということになりますし、理論算入であれ、計算式でそれだけの額が入ってくるということですから、それに対する対応は各市としてもしなければならぬということは現実の問題としてあるわけですから、そのものには賛成をしますけれども、国の今の自治体に対する勝手な財政手法というか、そういうことがあるという問題点だけ指摘して、終わっておきます。

- 議長(出原平男君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(出原平男君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

○

- 議長(出原平男君) 日程第12「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第22号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成2年3月5日提出

和泉市条例 号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立老人集会所条例（昭和48年和泉市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように加える。

和泉市立黒鳥老人集会所	和泉市黒鳥町914番地
-------------	-------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

老人の教養の向上及び健康の増進並びに老人クラブ活動の促進を図り、老人の福祉の向上に資するため、今般黒鳥校区に老人集会所を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明をお願いします。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第22号「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、黒鳥小学校区に第18番目の市立老人集会所を新設すべく、かねてから建設工事を進めてまいりましたが、近く竣工の運びとなりましたので、地方自治法第244条の2第1項の規定により、その名称及び位置を条例で定めるべく、ここに提案申し上げる次第でございます。

次に、その内容でございますが、条例第2条 名称及び位置の表に、和泉市立黒鳥老人集会所を加え、その位置を和泉市黒鳥町914番地と定めようとするものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

なお、本市では、高齢化社会を迎えて、老人クラブの活動の促進並びに老人の健康増進及び福祉の向上に資するため、昭和48年以来、1校区1集会所を目標に、老人集会所の設置を推進してまいりましたが、おかげさまで本件をもちまして、市内のすべての小学校区に市立老人集会所の設置が完了いたしましたことを御報告させていただくとともに、あわせてこの間の議員各位の御協力に深く感謝申し上げます。

以上、誠に簡単でございますが、議案第22号「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する

条例制定について」の提案の理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（出原平男君） 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（出原平男君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（出原平男君） 日程第13「平成元年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第24号

平成元年度和泉市一般会計補正予算（第5号）

平成元年度和泉市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ610,841千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,195,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		13,781,339	280,469	14,061,808
	1. 市 民 税	7,362,658	78,400	7,441,058
	5. 特別土地保有税	29,700	202,069	231,769
10. 国庫支出金		4,460,989	△ 89,992	4,370,997
	1. 国庫負担金	2,444,579	1,738	2,446,317
	2. 国庫補助金	1,961,925	△ 91,730	1,870,195
11. 府支出金		2,363,730	17,194	2,381,644
	1. 府負担金	242,532	869	243,401
	2. 府補助金	1,840,220	17,000	1,857,220
	4. 府交付金	14,343	45	14,388
13. 寄附金		235,500	129,970	365,470
	1. 寄附金	235,500	129,970	365,470
16. 市 債		2,042,983	272,480	2,315,463
	1. 市 債	2,042,983	272,480	2,315,463
歳 入 合 計		33,584,449	610,841	34,195,290

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,955,861	42,600	3,998,461
	1. 総務管理費	2,613,653	41,000	2,654,653
	2. 徴税費	542,422	1,600	544,022
3. 民生費		9,184,580	45,457	9,230,037
	1. 社会福祉費	3,391,288	3,476	3,394,764
	3. 生活保護費	2,569,357	41,981	2,611,338
4. 衛生費		3,720,695	27,000	3,747,695
	1. 予防衛生費	1,932,689	27,000	1,959,689
5. 農林水産業費		322,169	10,315	332,484
	1. 農業費	316,669	10,315	326,984
7. 土木費		6,152,455	255,499	6,407,954
	2. 道路橋梁費	887,883	28,180	916,063
	4. 都市計画費	2,087,129	227,319	2,314,448
11. 諸支出金		206,000	229,970	435,970
	2. 基金費	201,000	229,970	430,970
歳 出 合 計		33,584,449	610,841	34,195,290

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
7. 土木費	5. 住居費	改良住宅整備事業	543,878 円

(単位：千円)

起債の目的	前				後				
	補	正	補	正	補	正	補	正	
	限	限	方法	利率	先	方法	利率	先	方法
道路橋梁整備事業	82,725	82,725	普通貸借 又は 証券発行	年8.0%以内	府 行 その他	普通貸借 又は 証券発行	年8.0%以内	府 行 その他	償還の方法 25年以内(内償還5年以内)ただし、市財政の都合により償還期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。
都市計画事業	270,900	270,900	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
公営住宅整備事業	956,184	956,184	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
計	2,042,983	2,042,983				2,315,463			

第3表 地方債補正

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第24号「平成元年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」につきまして、総務部大塚より御説明を申し上げます。

今回御上程をいただきました補正予算の内容は、退職者の増による人件費及び国庫補助金等の財源確定に伴います諸事業費並びに公共施設整備基金、財政調整基金への積立金などが主なものでございます。

それでは、予算書に基づきまして内容の御説明を申し上げます。追加議案書の1ページをお願いいたします。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,084万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ341億9,529万円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、第2条は、繰り越し明許費でございます。経費の一部を翌年度に繰り越して使用することを定めたもので、内容につきましては、改良住宅整備事業で、第2表 繰り越し明許費のとおりでございます。

第3条は、地方債の変更でございます。道路橋梁整備事業債、都市計画事業債及び公営住宅整備事業債などで、内容につきましては第3表 地方債補正のとおりでございます。

それでは、事項別の明細に基づき歳出予算から御説明を申し上げます。10ページをお願いいたします。

まず、総務費4,260万円の追加計上でございますが、職員の退職手当追加4,100万円及び市納税貯蓄組合補助金追加160万円でございます。

次に、民生費でございますが、国民健康保険事業特別会計への保険基盤安定繰出金追加347万6千円及び昭和63年度生活保護費国庫負担金の精算による返還金4,198万1千円で、合計4,545万7千円の追加計上でございます。

次に、衛生費でございますが、市立病院に対する補助金追加として2,700万円を計上いたしてございます。

次に、農林水産業費でございますが、水田農業確立対策費として1,031万5千円の追加計上でございます。

続きまして、土木費2億5,549万9千円の追加計上でございますが、これにつきましては、補助金等の確定による事業費の追加でございます。

内容につきましては、上代伏屋線整備事業費2,818万円、放光池1号公園整備事業費

7,791万9千円、阪和高速2号線整備事業費1,320万円、和泉中央線整備事業費1億3,620万円などがございます。

なお、和泉中央線整備事業費につきましては、中央丘陵内における住宅・都市整備公団直接施行事業に対する国庫補助金カット分を臨時財政特例債を仰ぎ、負担するものでございます。

最後に、諸支出金でございますが、2億2,997万円の追加計上でございます。

内容につきましては、公共施設整備基金積立金追加として1億2,997万円、これは開発指導要綱に伴う負担金等を公共施設整備基金に積み立てるものでございます。

次に、財政調整基金積立金1億円につきましては、ふるさと創生事業の財源でございまして、平成2年度の事業化に向けて財源を積み立て、翌年度に備えるものでございます。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算の内容につきまして御説明を申し上げます。7ページをお願いいたします。

まず、市税でございますが、実績を勘案いたしまして、2億8,046万9千円の追加計上をいたしました。

次に、国庫支出金8,999万2千円の減額、府支出金1,791万4千円、市債2億7,248万円につきましては、歳出予算に相関連する特定財源でございます。

なお、国庫支出金8,992万2千円の減額補正につきましては、改良住宅整備事業の国庫補助金1億2,698万円がNTT無利子貸付金に変更されたことに伴う財源構成の変更によるものでございます。

最後に、寄附金1億2,997万円でございますが、開発指導要綱に伴う負担金等の追加計上でございます。

市債につきましては、それぞれ充当率を勘案し、適債事業につき追加計上をいたしましたものがあります。

以上が今回御上程をいただきました議案第24号「平成元年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定を賜りますようお願いをいたします。

○ 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

原君。

○ 23番（原 重樹君） 2点ほどお聞かせ願いたいと思います。

まず、歳出の方で、先ほど言われましたふるさと創生事業について積み立てておいてということなんですが、財政調整基金積立金としていますが、余り出てこない積立金なんですね。ふるさと創生がそうでしょうけれども、もともとの財政調整金がどうなっているのか。ふるさと

創生1億円やって、1億円になるのか、何かプラスがあるのか、その辺のことを御説明願いたいと思います。

もう1点は、歳入の方で特別土地保有税が2億206万9千円補正されているということですが、これは補正前、当初予算でしょうか、2,970万円ということですね。で、1つは、この2億2,000万円、今回補正された分が保有分なのか、取得分なのか、その内訳について。それと、これだけ大きく補正されることになったのはどういうことなのか、その辺の内容を御説明願いたいと思います。

○ 総務部理事（大塚孝之君） 1点目の財政調整基金のお尋ねでございますが、財政調整基金は、御案内のように、性格的には将来の財政負担に備える基金でございます。過去の経過でございますが、基金自身は昭和44年3月18日に設置をされまして、昭和40年代は、一定の金額が、その中にも若干積立金もございました。ところが、ここ15年来、現在のところ、調整基金としての器はございますが、積立額は全くゼロでございます。今回、ふるさと創生の事業については、1億円がそれぞれの団体に交付されてございます。そういった財源を、当然、事業化に向けての財源でございますので、財政調整基金の中に積み立てをして、事業化を図ってまいりたいと考えております。

○ 資産税課長（加久本良一君） 特別土地保有税の増の原因並びに保有取得の内容でございますが、資産税課長加久本の方からお答え申し上げます。

特別土地保有税の内容でございますが、当初2,970万円の予算ということでございますが、当初の徴定ベースで、3,000万円の徴定ということで上げてございます。それに徴収率を掛けまして、このような予算となっております。徴定ベースでお答え申し上げますと、当初予算といたしましては、今申し上げましたように3,000万円を計上いたしております。これは、前年度・昭和63年度の引き続き課税対象となる土地の保有分、それに対して計上したものでございますが、その後におきまして、売買等によりまして取得した土地、これは取得分になるわけでございますが、これが12件程度ございました。並びに、その取得の発生によりまして並行して発生します保有、その方が8件ほどあったわけでございますが、それを合計して、20件程度新たに発生したということによりまして、増額となった原因でございます。

以上でございます。

○ 23番（原 重樹君） 財政調整基金の方は、たまたま40年代に多少そういうことがあって、それが当然、基金の器、条例として残っているわけですから、今回、ふるさと創生を明確に置いておく意味で、それを利用した。利用という言い方がいいのか悪いのか知りませんが、そういうふうに理解をしておきたいと思います。

それから、先に数字のことを聞きますが、2億200万円余りの今回の追加分の取得分が12件で、保有分が8件だということですが、額はわかりますか。

- 資産税課長（加久本良一君） 予算額といたしまして、徴定額との差が出るわけですが、大変ややこしいございますが、申しわけございません。
- 23番（原 重樹君） ちょっと。2億200万円の取得分と保有分の内訳を言ってもらいたい。額です。足して2億200万円になったらいい。
- 資産税課長（加久本良一君） 申しわけございません。取得分につきましては、先ほど12件と申し上げましたけれども、1億3,990万4千円、それから保有でございますが、6,259万3千円ということでございます。
- 23番（原 重樹君） 額はわかりました。今原課の方に答えてもらいましたが、土地の動きがあって、取得あるいは保有してこういう税金になるという意味ですから、それはそれなんです。1つ聞きたいのは、当初、保有分で3,000万円で作って、徴定額を掛けて2,900万円になったのだと思います。そういうことでいったわけですね。それが新たな取引なり、それに伴っての保有なりがあって、2億円というのが補正されたということなんです。土地の監視区域との兼ね合いでいって、本来ならこういうものは少なくなるんじゃないか。これがどの程度効力を発しているかということなんです。つい最近も100平米に変わったというところがありましたが、取引等からしたら、当然こういうものが落ちてこなあかんと思うんです。税収が増えて結構は結構なんでしょうけれども。監視区域を設定して、届け出制でしているということなんでしょうが、その辺との兼ね合いからしたら一体どうなっているんだろうという気がするわけです。

これは都市整備部の方になるのか、どこになるのかよくわかりませんが、そういう意味で、今回の補正というのは余りにも当初見込んだものと差が大き過ぎると思う。例えば63年度あたりの決算を見ますと、これは発行している「時事大阪」の分ですが、当然、和泉市もそうでしたが、特別土地保有税についてこういうふうに書かれています。「地価監視区域の指定等により大規模な土地の取得が困難になったために、取得分の税額が減少している」。当然減少しているわけですね。監視区域を設定したために取引が少なくなって、言ってみたら、土地転がしかなんか知りませんが、とにかく少なくなって減っているということが書かれておるわけです。

ところが、今回の減少というのは全くその逆なんです。しかも、当初3,000万円の組み方が悪かったのかどうか知りませんが、余りにも違い過ぎます。だから今の現象等をどう見ているのか。監視区域の設定300から100にまた引き下げられましたけれども、その辺は本当に効力があるというふうに見ているのかどうか。これは来年度予算にもかかわってきます。ど

この所管になるのかわかりませんが、総論的で結構ですので、見直し等について答弁をいただきたい。

- 改良部総務課長（吉禰利朗君） 監視区域の設定と土地の保有の動向と申しますか、そういう相関関係につきまして、私どもは具体的に分析をしたことが現在までございませんので、的確な説明はしにくいわけですが、ただ、国土法による届け出というのが、御存じのように、2つの要素がございます。1つは、土地の利用が適切であるかどうか、それから適切な価格で取引されているかどうか、この2点でございます。

そういう意味で、土地の取引の件数が、いろいろと経済情勢等が反映しておりまして、読みが非常に難しいわけですが、そういった中で国土法をできるだけ適切に運用するというのが趣旨でございます。

今回、たまたま補正ということで、非常に件数の多いのが出たようですが、私の聞くとところでは、特異なケースがごとの場合に生まれたのではなからうか、一定区域に集中して、いろいろと企業の都合によって集中的にあらわれたということで、一般的な判断がしにくいようなケースではないかというふうに考えます。

- 23番（原 重樹君） 総論の話で、話がずっと広がる話ですから、これ以上は申し上げません。特異なケースというふうに言われておりますので、それはそのように聞いておきます。予算委員会もありますし、来年度予算の立て方等の問題も絡んできますので、しませんけれども、その辺の把握も含めて、私も予算委員ですから、調べておいてほしいということも含めて言っておきますと、62年度決算では1億588万円ほどあります。それが、先ほど紹介したように、63年度決算では4,200万円です。これは取得分です。保有分は別です。今回、1億3,000万円余りが取得分ということで、これが本当に言われる元年度の特異なケースということで終わるのかどうかという問題については、また明日からしたいと思いますので、きょうは終わっておきます。

以上です。

- 議長（出原平男君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（出原平男君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（出原平男君） 日程第14「平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第25号

平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成元年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,633千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,622,384千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		2,721,991	58,593	2,663,398
	2. 国庫補助金	564,906	58,593	506,313
5. 療養給付費交付金		561,012	27,314	588,326
	1. 療養給付費交付金	561,012	27,314	588,326
8. 繰入金		464,615	3,476	468,091
	1. 一般会計繰入金	260,000	3,476	263,476
10. 繰越金		10,509	88,692	99,201
	1. 繰越金	10,509	88,692	99,201
11. 財産収入			19,744	19,744
	1. 財産運用収入		19,744	19,744
歳入合計		6,541,751	80,633	6,622,384

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		4,335,368	60,889	4,396,257
	1. 療養諸費	3,910,241	42,626	3,952,867
	2. 高額療養費	378,677	18,263	396,940
9. 基金積立金			19,744	19,744
	1. 基金積立金		19,744	19,744
歳出合計		6,541,751	80,633	6,622,384

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第25号「平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、総務部大塚より御説明を申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、退職被保険者に係る医療費に不足を生じる見込みとなりましたこと及び歳入財源の一部が確定をいたしましたことから、財源を更正いたしますとともに、基金運用収入を基金に積み立てるものでございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明を申し上げます。17ページをお願いいたします。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,063万3千円を追加し、予算総額を66億2,238万4千円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

続きまして、事項明細書によりまず歳出予算から内容の御説明を申し上げます。議案書の22ページをお願いいたします。

まず、保険給付費でございますが、退職被保険者に係る医療費の伸びを、当初2.49パーセントと見込んで予算計上いたしておりましたが、8.53パーセントと伸びが大きくなり、予算に不足を生じる見込みとなりましたため、4,262万6千円の追加をいたしております。

高額療養費につきましても、1,826万3千円を追加計上いたすものでございます。

次に、基金積立金でございますが、平成元年度中の財政調整基金運用利息1,974万4千円を当基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、歳入でございますが、20ページをお願いいたします。

まず、国庫支出金でございますが、普通調整交付金を5,859万3千円更正減するものでございます。

次に、療養給付費交付金でございますが、退職被保険者の医療費不足額に係る財源として2,731万4千円追加計上をいたしました。

次に、繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金の確定に伴いまして、347万6千円追加をいたしてございます。

次に、繰越金でございますが、前年度からの繰越金8,869万2千円を追加計上いたしましたのであります。

次に、財産収入でございますが、平成元年度中の財政調整基金の運用収入1,974万4千円を計上いたしました。

以上、簡単でございますが、平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定をいただきま

すようお願いをいたします。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（出原平男君） 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（出原平男君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（出原平男君） 日程第15「平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第26号

平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成元年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,063,905千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 市 債		1,199,200	39,000	1,238,200
	1. 市 債	1,199,200	39,000	1,238,200
歳 入 合 計		2,024,905	39,000	2,063,905

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 衛 生 費		1,707,772	39,000	1,746,772
	1. 下 水 道 総 務 費	722,362	39,000	761,362
歳 出 合 計		2,024,905	39,000	2,063,905

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
7. 下 水 道 事 業 費	5. 下 水 道 整 備 費	公共下水道整備事業	266,912 ^{FF}

第 8 表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限 度	起債の方法	利 率	借入先	限 度	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法
公共下水道 整備事業	1,199,200	普通貸借 又は 証券発行	年 8.0% 以 内	府 行 他 政 銀 所 の 其 他	1,288,200	普通貸借 又は 証券発行	年 8.0% 以 内	府 行 他 政 銀 所 の 其 他	30年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） 続きまして、議案第26号「平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、和泉中央丘陵内における住宅・都市整備公団の直接施行事業に対する負担金並びに繰り越し明許費の金額の設定でございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明をいたします。追加議案書23ページをお願いをいたします。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,390万5千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

第2条は、繰り越し明許費でございます。経費の一部を翌年度に繰り越して使用することを定めるもので、内容につきましては、第2表 繰り越し明許費のとおり、公共下水道整備事業でございます。

次に、第3条は、地方債の限度額の変更でございます。内容につきましては、第3表 地方債補正のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出から御説明をいたします。27ページをお願いをいたします。

下水道総務費として3,900万円を計上いたしました。これは和泉中央丘陵内の公共下水道事業の負担金でございます。住宅・都市整備公団が直接施行する事業に対し、国庫補助金カット分を負担するものでございます。

次に、これに充当いたします歳入予算でございますが、市債として3,900万円を追加計上いたしました。なお、この市債につきましては、先ほど歳出で御説明をいたしました国庫補助金カット分に対する負担金の財源でございます。償還時に元利償還金が全額交付税算入されるものでございます。

以上、簡単でございますが、今回御上程をいただきました平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（出原平男君） 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(出原平男君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

- 議長(出原平男君) ここで、ただいま一般会計補正予算並びに特別会計補正予算が可決されましたことに伴い、総務部理事から、平成2年度当初予算書の地方債残高見込み調査等の修正をそれぞれさせていただきたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

資料を事務局より配付いたします。

(資料配付)

- 総務部理事(大塚孝之君) 平成元年度一般会計補正予算並びに国民健康保険事業特別会計補正予算、公共下水道事業特別会計補正予算を原案どおり可決御決定をいただきましてありがとうございました。

貴重なお時間をお許しをいただきまして、平成2年度当初予算説明書附表244ページ及び297ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書の差し替えについて、御説明を申し上げます。

先刻御可決賜りました平成元年度和泉市一般会計補正予算並びに公共下水道事業特別会計補正予算に関連をいたしまして、今回の補正で、平成2年度当初予算に添付をいたしてごいます地方債の現在高調書を一部変更いたす必要が生じたので、ただいま御配付をさせていただきました調書のとおり、差し替えをお願いをいたすものでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

- 議長(出原平男君) 日程第16「平成元年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第27号

平成元年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)

第1条 平成元年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成元年度和泉市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第4号中に「26,100千円」を「18,500千円」に、「20,600千円」を「3,240千円」に、「168,869千円」を「215,869千円」にそれぞれ改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,167,592 千円	△ 21,764 千円	2,145,828 千円
第1項 営業収益	2,012,302 千円	△ 27,764 千円	1,984,538 千円
第2項 営業外収益	155,280 千円	6,000 千円	161,280 千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	2,275,126 千円	△ 67,446 千円	2,207,680 千円
第1項 営業費用	1,954,577 千円	△ 61,446 千円	1,893,131 千円
第2項 営業外費用	318,849 千円	△ 6,000 千円	312,849 千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的出額に対し不足する額「196,411千円」を「191,651千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	395,010 千円	46,000 千円	441,010 千円
第1項 企業債	188,000 千円	24,000 千円	212,000 千円
第2項 工事負担金	198,000 千円	22,000 千円	220,000 千円
	支 出		
第1款 資本的支出	591,421 千円	41,240 千円	632,661 千円
第1項 建設改良費	423,714 千円	41,240 千円	464,954 千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額、配水管更生事業「24,000千円」を「16,000千円」に、配水管整備事業「18,000千円」を「0千円」に、水道施設等整備事業「146,000千円」を「196,000千円」にそれぞれ改める。

第6条 予算第6条中原水及び浄水費「851,818千円」を「796,918千円」に改める。

第7条 予算第9条中たな卸資産の購入限度額「161,098千円」を「186,606千円」に改める。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部長（岩井益一君） それでは、お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第27号（和泉市水道事業会計補正予算案（第3号））について、御説明申し上げます。30ページでございます。

今回補正いたします主な理由は、決算見込みに基づき収益的収支並びに資本的収支について、それぞれ所要の補正を行うものでございます。

主な内訳といたしましては、第2条においては、予算第2条に定める業務予定量について、第1項第4号中、配水管更生事業既決予定額2,610万円を1,850万円に、配水管整備事業既決予定額2,060万円を324万円にそれぞれ減額するとともに、水道施設等整備事業既決予定額1億6,886万9千円を2億1,586万9千円に増額補正するものでございまして、第4条及び第5条と関連するものであります。

次に、第3条は、予算第3条で定める収益的収支の補正でありまして、第1款 水道事業収益既決予定額21億6,759万2千円について、2,176万4千円を減額するものであります。

その主な内訳といたしましては、第1項 営業収益のうち給水収益については、条例措置とあわせて消費税予定額を当初予算に計上いたしましたが、その後の諸般の事情にかんがみまして、給水事業の伸びを考慮しつつ、今般一定額の減額を行うとともに、受託工事収益については、受託工事量の増加により追加計上を行いました。

また、第2項 営業外収益は、預金利率の好転による預金利息600万円の追加など、補正後の水道事業収益を21億4,582万8千円といたすものであります。

一方、支出につきましては、第1款 水道事業費用の既決予定額22億7,512万6千円について6,744万6千円を減額するものでありまして、その主な内容といたしましては、第1項 営業費用のうち配水系統の変更などによる電力費をはじめ、水質の安定による薬品費の減額、さらに自己水源の使用増量に加えて、府営水など受水単価の値下げに伴う受水費等の減額を行うとともに、受託工事量の増加に伴う請負工事費の増額を行っております。

また、第2項 営業外費用においては、消費税の経過措置の確定により納税予定額を減額措置するものでありまして、各費目をそれぞれ加減いたしました結果、補正後の水道事業費用を22億768万円といたすものであります。

次に、第4条関係では、資本的収支の補正でありまして、収入面において、第1款 資本的収入既決予定額3億9,501万円に対しまして4,600万円を追加するものであります。その主な内容といたしましては、第1項 企業債では、配水管更生事業及び配水管整備事業において一部工事繰り延べによる減額措置を、また、水道施設等整備事業においては工事量の増加に伴う増額を行い、さらに、第2項 工事負担金について、民間宅地開発等の工事量の増加により負担金収入の追加計上を同時に行うものであります。

以上をもって、補正後の資本的収入を4億4,101万円といたすものであります。

一方、支出であります第1款 資本的支出既決予定額5億9,152万1千円について4,124万円を追加いたしますが、これは収入と同様の事情によるものでありまして、補正後

の資本的支出予定額6億3,266万1千円といたすものであります。

次に、第5条であります。が、予算第5条に定めた企業債の限度額を企業債確定に伴い改めるもので、また、第6条では、予算第6条に定めた流用金額を、今回の補正措置に伴い関連経費を補正し、第7条では、予算第9条に定めておりますたな卸資産購入限度額についても同様の措置を図るものであります。

なお、平成元年度決算見込みであります。が、目下のところ、約6,100万円程度の経常損失が発生する見込みであります。

以上が今回提案させていただきました水道事業会計補正予算案(第3号)の概要であります。が、詳細につきましては32ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいませ、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(出原平男君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(出原平男君) 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(出原平男君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

-
- 議長(出原平男君) 日程第17「平成元年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第28号

平成元年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)

第1条 平成元年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成元年度和泉市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	4,593,430 千円	27,072 千円	4,620,502 千円
第2項 医業外収益	252,700 千円	27,072 千円	279,772 千円

	支	出	
第1款 病院事業費用	4,671,375 千円	27,979 千円	4,699,354 千円
第1項 医業費用	4,472,555 千円	21,979 千円	4,494,534 千円
第2項 医業外費用	196,820 千円	6,000 千円	202,820 千円

第3条 予算第8条中、職員給与費「2,572,655千円」を「2,550,155千円」に改める。

第4条 予算第9条中、一般会計からこの会計へ補助する金額「356,402千円」を「383,402千円」に改める。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第2.8号「平成元年度和泉市病院事業会計補正予算（第3号）」につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

追加議案書46ページでございます。

本年度の収支状況は、職員の給与費の改正、消費税の導入等によりまして一般職員経費が高騰し、病院事業につきましても厳しい状況となっております。今回の補正は、収入につきましては、一般会計からの繰入金増額と府補助金の確定に伴う増額でございます。また、支出につきましては、職員の退職に伴う給与費の組み替え並びに経常経費の補正が主なものでございます。

それでは、補正予算各条につきまして御説明申し上げます。

予算第2条でございます。本条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。まず、収入でございます。第1款の病院事業収益45億9,343万2千円に2,707万2千円を追加し、補正後の病院事業収益を46億2,050万2千円をいたすものでございます。

その内容でございますが、第2項の医業外収益の既決予定額2億5,270万2千円に、一般会計からの補助金の増加分2,700万2千円と府補助金の増加分7万2千円を追加し、補正後の医業外収益を2億7,977万2千円をいたすものでございます。

次に、支出でございます。第1款の病院事業費用46億7,137万5千円に2,797万9千円を追加いたしまして、補正後の病院事業費用を46億9,935万4千円をいたすものでございます。

その内容でございますが、第1項の医業費用の既決予定額44億7,255万5千円に、医療機器の修理費並びに検査委託料等の増加分2,197万9千円を追加し、補正後の医業費用を44億9,453万4千円といたすものでございます。

第2項の医業外費用は、既決予定額1億9,682万円に、一時借入金の借り入れ利率アップ等に伴いまして一時借入金利息600万円を追加し、2億282万円といたすものでございます。

次に、第3条でございます。本条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員の給与費25億7,265万5千円を、25億5,015万5千円に改めるものでございます。

次の第4条は、予算第9条に定められた一般会計からの補助金の額を3億5,640万2千円から3億8,340万2千円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単でございますが、議案第28号の内容でございます。

なお、次ページに以降にこの詳細を添付いたしておりますので、よろしく御高覧の上、御審議、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（出原平男君） 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（出原平男君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（出原平男君） 日程第18「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。
議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第23号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命するについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

住 所
氏 名
生年月日
職 業

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君）（登壇） ただいま御上程をいただきました議案第23号「教育委員会委員の任命について」、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本市教育行政の運営に際し、格段の御尽瘁をいただいてまいりました小林委員さんには、来る3月17日をもって任期満了と相なります。先生の卓越した識見と教育に対する御熱意に深く敬意と感謝を申し上げますとともに、今般引き続き教育委員会委員として、豊富な御経験をもとに、本市教育行政の発展にお力添えを相賜りたく、再任の御同意を御提案申し上げる次第であります。

小林委員さんは、お手元に御配付の資料のとおり、大正11年10月21日生まれで、住所は大野町759番地であり、昭和23年南横山村立中学校教諭、昭和29年府立鳳高等学校教諭を経まして、昭和58年府立羽曳野高等学校校長を最後に退職され、昭和61年に和泉市教育委員会委員に御就任をいただきました。極めて温厚誠実なお人柄でございまして、本市教育行政の一層の充実のために御尽力をいただけるものと存じます。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づきまして、教育委員会委員として小林 保氏の任命につきまして、議員各位の御同意を相賜りますようお願いを申し上げます。提案の理由並びにその内容についての説明にかえさせていただきたいと存じます。何とぞよろしくをお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（出原平男君） 質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（出原平男君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第23号を原案どおり同意することに決しました。
この際、選任同意を受けました小林委員さんよりあいさつの申し出がありますので、これをお受けいたします。
- 教育委員会委員（小林 保君） ただいま御紹介にあずかりました小林でございます。この

たび、教育委員会委員任命につきまして、市議会の御同意を得ましたこと、誠にありがたく、厚く御礼申し上げます。

昭和61年3月教育委員に就任させていただき、この間議員先生方の御指導と御理解を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

近年、教育行政はますます複雑多様化し、その上に質的に高度専門化してまいりました。かかる時、再任の栄に浴させていただくようになりましたこと、身の引き締まる思いがいたしますとともに、その職責の重大性を痛感いたしておるところでございます。

今後、誠心誠意、教育の発展のために微力ながら精進いたす所存でございますので、議員先生方の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、御礼を兼ね、ごあいさついたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○ 議長（出原平男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

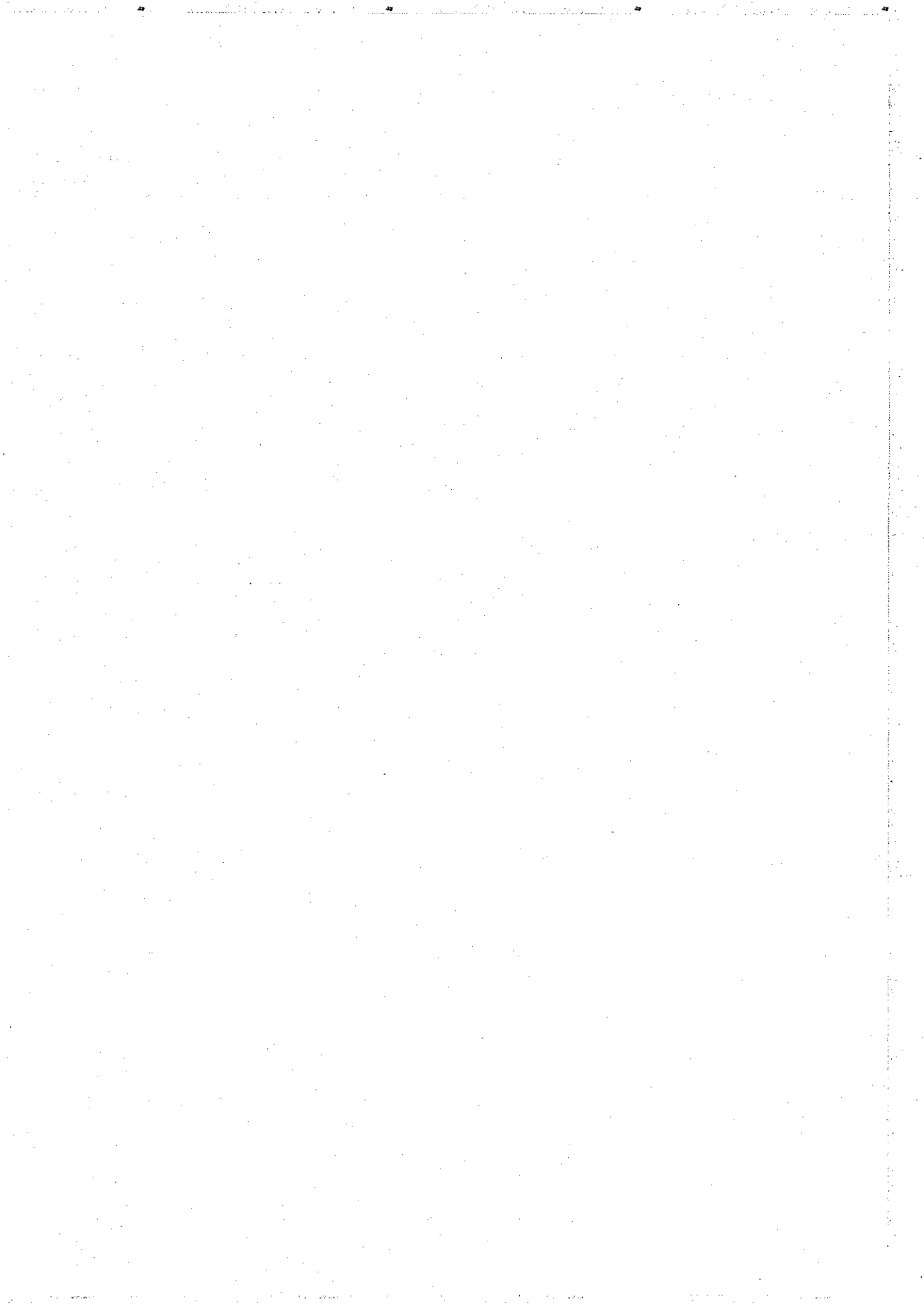
○ 議長（出原平男君） 御異議ないものと認めます。

なお、明13日より25日までは休会とし、26日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。また、予算委員さんには明日から予算委員会を開催願ひ、御審査をお願いすることになっております。委員の皆様には大変御苦勞さんでございますが、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたしたいと思います。長時間誠にありがとうございました。

（午前11時43分散会）

最 終 日



平成2年3月26日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	坂口敏彦君	18番	若浜記久男君
2番	須藤洋之進君	19番	木村静雄君
3番	藤原正通君	20番	出原平男君
5番	並河道雄君	21番	勝部津喜枝君
6番	穴瀬克己君	22番	早乙女実君
7番	赤阪和見君	23番	原重樹君
9番	讚岐一太郎君	25番	天堀博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君
16番	西口秀光君		

欠席議員(1名)

8番	中塚新治君	17番	池辺秀夫君
----	-------	-----	-------

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	総務部次長	森利治
助役	坂口禮之助	総務部次長	奥村富彦
収入役	中塚白	財政課長	阪豊光
市長公室長	杉本弘文	同和对策部長	堀宏行
市長公室理事	逢野一郎	同和对策部理事	向井洋
市長公室理事	神藤恒治	同和对策部次長	明坂文嘉
市長公室理事	中西優	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室理事	稻田順三	福祉事務所次長	大宅清臣
市長公室次長	鹿島賢昌	福祉事務所次長	農端小一
秘書課長	井阪和充	市民生活部長	麻生和義
企画課長	今村堅太郎	市民生活部次長	岸田秀仁
総務部長	橘本昭夫	市民生活部次長	坂田平之
総務部理事	大塚孝之	市民生活部次長	池辺修次

産 業 部 長	松 村 吉 堯	病 院 事 務 局 次	谷 上 徹
産 業 部 理 事	中 西 淳 富	消 防 長	角 谷 泰 夫
産 業 部 次 長	高 三 一 行	消 防 本 部 次 長	高 宮 武 男
産 業 部 次 長	藤 原 清 司	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬 喜 広
産 業 部 次 長	松 林 保	用 地 担 当 理 事 長 土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	明 坂 貞 士
建 設 部 長	浅 井 隆 介	教 育 委 員 長	藤 原 忠 男
建 設 部 理 事	山 崎 琢 磨	教 育 長	西 川 喜 久
建 設 部 次 長	谷 俊 雄	管 理 部 長	逢 野 博 之
建 設 部 次 長	赤 田 儔 信	管 理 部 次 長	白 樫 通 有
建 設 部 次 長	山 崎 精 二	指 導 部 長	重 野 欣 達
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	社 会 教 育 部 長	生 田 稔
都 市 整 備 部 理 事	阪 倉 嘉 一	社 会 教 育 部 理 事	竹 田 明 郎
都 市 整 備 部 次 長	三 井 義 秋	社 会 教 育 部 次 長	中 辻 寿 夫
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	社 会 教 育 部 次 長	北 野 喜 平
改 良 事 業 部 理 事	笠 木 恒 忠	会 計 課 長	藤 木 意 継
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
水 道 部 長	若 井 益 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	着 本 善 夫
水 道 部 次 長	岸 本 孝 二	監 査 委 員	庄 司 清
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	監 査 事 務 局 長	吉 田 陽 三
病 院 長	竹 林 淳	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
病 院 事 務 局 長	藤 原 光 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄
 次 長 河原茂隆
 議事係長 佐土谷茂一
 調査係長 井之上光一
 係 員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成2年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月26日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第9号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 1
2	議案第10号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 4
3	議案第11号	土地改良事業の施行について(男縄池改修工事) (予算審査特別委員長報告)	P. 24
4	議案第12号	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 26
5	議案第13号	和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 31
6	議案第14号	和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 165
7	議案第15号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 169
8	議案第16号	和泉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 174
9	議案第2号	平成2年度和泉市一般会計予算(予算審査特別委員長報告)	別冊
10	議案第3号	平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
11	議案第4号	平成2年度和泉市老人保健事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	別冊
12	議案第5号	平成2年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
13	議案第6号	平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
14	議案第7号	平成2年度和泉市水道事業会計予算(予算審査特別委員長報告)	別冊
15	議案第8号	平成2年度和泉市病院事業会計予算(予算審査特別委員長報告)	別冊
16	報告第2号	和泉市土地開発公社平成2年度事業計画書類の提出について	P. 196
17	意見第2号	関西国際空港に関する意見書	別紙
18	意見第3号	関西国際空港全体構想早期実現に関する意見書	別紙

(午前10時00分開議)

- 議長(出原平男君) おはようございます。議員の皆様には、公私何かとお忙しい中御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは22名でございます。池辺議員さん、中塚議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻届けの議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、22名でございます。

- 議長(出原平男君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(出原平男君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承いたします。

- 議長(出原平男君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」より日程第15「平成2年度和泉市病院事業会計予算」までの15議案を一括議題といたします。

本件につきましては、去る3月5日の本会議において予算審査特別委員会に付託し、慎重審議をいただいておりますので、その審査の結果並びに経過を松尾委員長から御報告願います。

(予算審査特別委員長登壇、報告)

- 予算審査特別委員長(松尾孝明君) 去る3月5日の本会議におきまして、平成2年度和泉市一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、老人保健事業特別会計予算、公共用地先行取得事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算、水道事業会計予算、病院事業会計予算並びに関連議案8件についてが上程され、その審査を予算審査特別委員会に付託されました。慎重審査いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御報告いたします。去る3月13日から委員会を開催し、審査の進め方については、一般会計から特別会計、企業会計の順とし、予算に関する議案は、関係する予算と並行して行うこととし、内容の説明は、提案の際に終わっていることから、直ちに審査に入りました。

なお、報告の内容については、要望、意見、指摘事項にとどめ、また、審議内容の子細につきましては、既に各会派に委員会録を配付させていただいておりますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、一般会計の議会と総務費におきましては、ふるさと創生の事業費が1億円ということで今回の案に決定したものと思うが、ランニングコストも大きくなるということで森林浴コースに流されてしまったのではないかと。また、山の中の施設といっても管理が大変である。さらに、道路整備であるが、地元の住居も沿道に張り付いているので簡単にはできないだろうし、生活とのかかわり合いからすると、必要性が少ない方に入るだろう。しかし、金剛生駒国定公園の中で自然を生かす施策を行う中で道路整備は大事なことである。相まった施策展開がほしい、との指摘がありました。

次に、公共施設管理公社の臨時職員の処遇についての質問の中で、公社の理事長が市の部長職と兼ねているのはおかしいのではないかと。公社は独立した考え方を持たなければならない。また、理事長の責任範囲等定款を含めて見直しすべきである、との意見がありました。

次に、国際交流については、関西国際空港の開港を迎え、国際化の波が押し寄せようとしている中で、和泉市としてそれまでに国際化に対応すべく取り組みを考えるよう、要望がありました。

次に、無料法律相談については、近時、相談件数も増している中で、相談日数の増加について検討されたい、との要望がありました。

次に、コスモの推進が非常におくれている中で、ラーバンの先行きが不安になってきている。第三セクターになってしまってからでは後戻りできない。この状況の中では、細かい点まで把握してもらい、状況によっては、構想の一時中断も考えられたい。

また、地元住民の動向、地価の動向など、置かれている環境を十分把握した上で委員会にも報告し、計画を推進してもらいたい、との要望がありました。

また、コスモポリス開発事業の環境影響評価については、事業推進機構時点の早い時期において実施すべきである、との意見がありました。

次に、固定資産税の来年度評価替えの関係で、窓口での税務相談に対しては十分に対応されたい、との要望がありました。

次に、市税納期前納付報奨金制度と固定資産税同和減免制度との関係において、減免対象者は制度の重複利用になるのではないかと、との指摘がありました。

次に、民生費で平成元年度から開始した地域ボランティア活動の推進に当たっては、商業採算ベースに乗ったボランティアを目指すことのないように、との意見がありました。

次に、保育園の長時間保育に関する実態調査の結果、保育時間の延長について1、2名しか要望がないのは、父兄は無理に現行制度に合わせているからであり、実態に合わせて今後配慮されたい、との意見がありました。

また、全国的な生活保護の締め出しによって自殺者まで出ているが、本市ではそのようなことのないように、また、土地家屋保有者の保護を打ち切るのは大問題であり、十分慎重にすべきである、との意見がありました。

次に、福祉会館における福祉バスの運行については、今後の検討課題として考えるよう、要望がありました。

次に、衛生費から商工費までは、まず、和泉診療所の決算報告がいまだに明確にされず、設置条例もなく、不明瞭のままである、との指摘がありました。

次に、市営葬儀使用料が各市に比べ著しい格差がある。今後、サービス向上に努めるとともに、その格差解消に努められたい、との要望がありました。

また、公園での公衆便所について、既設の便所の点検を行うとともに、設置について検討するよう、要望がありました。

次に、し尿処理業務について、一部の業者が中継処理を行うためタンク設置を進めているが、住民の反発が予想され、社会問題化する恐れがあり、行政指導の姿勢が問われることも懸念される、との指摘がありました。

次に、市単独土地改良事業に関して、補助枠の拡大・拡充の要望がありました。

次に、土木費、消防費では、まず、都市計画費に関連して槇尾山町の採石場の終息について、需要と供給、土石採取業従事者の生業などから、即終息させることは難しいが、緑の保全、防災の観点から大阪府と連携の上、跡地利用も含め市としての行政力を発揮してほしい、との要望がありました。

また、緑のマスタープランの見直しについては、和泉中央丘陵開発の特定業務施設に伴う変更や、コスモポリスの開発に伴う見直しということになっているが、緑のマスタープランは先行すべきところ後追い作業になっている、との意見がありました。

次に、光明池春木唐国線の測量設計委託料に関連して、現在の地価高騰などにより事業が困難になっているので、住宅・都市整備公団に対して、負担金について再度要望してはどうか、との意見がありました。

次に、池下線用地の買収に当たっては、土地所有者や住居者に対して、住宅地区改良事業の区域の内外で異なるような柔軟な対応策の検討が要望されました。

次に、黒鳥町、伯太町及び池上町地区の根本的な浸水対策として、東側二号線に埋設する公共下水道の整備促進について努力されたい、との要望がありました。

次に、伯太桑原線の用地買収について、店舗等があり、その取得には相当の月日が必要と思われるため、地権者、借家人、町会等に十分事前協議をし、事業の促進を図られたい、との要

望がありました。

次に、教育費では、遠距離通学費に対する補助制度について、和泉市の市域事情を踏まえ、統廃合や距離的な条件を外して検討するよう、要望がありました。

次に、社会教育では、生涯学習の質問の中で、これからの生涯学習について、町会館や自治会館で行っている文化活動に講師の派遣等の援助を行うべきである。

なお、講師等については文化協会の援助を願い、生涯学習の充実に努められたい、との意見がありました。

また、コミュニティ体育館の駐車場について、付近住民に迷惑をかけぬよう早急に整備されたい、旨の要望がありました。

次に、歳入におきましては、市税収入について、収入が伸びればよいというものではない。税金や社会保険料等の国民負担率が収入の4割になるという事実、すなわち、それだけ国民の負担が多くなっていることを認識しておくべきである、との意見がありました。

以上で一般会計予算並びに関連議案6件について審査を終わりました。

お諮りいたしましたところ、議案第13号「和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」は、改正のもとになっているのが消防法の改正であり、これは財界の要望に沿った臨調行革路線の具体化であり、危険物の指定数量を政令によりいつでも都合のよいように改正できるということは、住民の安全確保について非常に恐れるところがある。よって、この条例制定については反対である。

また、一般会計予算についても、今回の予算の中には、保育所の大規模改修、サービスセンターの増設、また、身障者、老人に対する給付金の増額等要望が実現しているが、行政の基本的な面での問題点が含まれている。

1つは、管理公社の委託料の問題。これは安上がりということそのものが問題であるが、同時にその点での職員採用についても不明瞭な点を残したままになっている。

次に、税金の同和減免についての数々の問題点。そして、同和対策についても、支部助成金が地区協の増額になって、その活動費になっている状況である。

次に、中央丘陵の開発について、公共指導型と言いながら、実際には住宅・都市整備公団や道路公団の思いのままに進められており、住民本位が外されているなど数多くの問題点がある中で、基本的に一般会計予算そのものについて反対である、との反対意見があり、議案第2号並びに関連議案第13号について採決の結果、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、残る関連議案5件につきましてお諮りいたしましたところ、別に異議なく、いずれも原案どおり可決されました。

次に、国保会計では、最高限度額は低いけれども、1世帯当たりの保険料は各市と変わらない。また、年々国庫支出金の割合が下がってきて、保険料の割合が上がってきているが、国の補助金が削減されているのではないかと、この指摘がありました。

次に、本会計は収支均衡を保ち、なお、基金を持ちながらも値上げが提案されている。さらに、一般会計からの繰入金が他市に比べて低い。また、従来からも指摘しているように、同和施策ということで50%の減免をしている。

このような不平等、不公正な施策を続けていることから、本会計及び議案第15号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」反対である、との反対意見があり、一括採決の結果、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、老人保健事業特別会計については、医療費の改悪の突破口になった会計であるので、本会計には反対であるとの意見があり、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計についてお諮りいたしましたところ、別に異議なく、原案どおり可決されました。

次に、公共下水道事業特別会計におきましては、受益者負担金との関係でコミプラの取り扱いについては、地域住民の意向を十分聴取し処理されたい、との要望がありました。

お諮りいたしましたところ、本会計については、使用料が12.3%値上げされているとともに、減免制度についても、泉北環境の減免制度との間に不備があるということで、鶴山台と他のところが違う減免制度のもとにやらなくてはならないということになる、との反対意見があり、採決の結果、賛成多数で議案第6号は原案どおり可決されました。

次に、関連議案第16号についてお諮りいたしましたところ、別に異議なく、原案どおり可決されました。

次に、水道事業会計においては、まず、消費税が水道事業に与える影響額が経常損失予定額の半分を占めるなど影響が大きいことにかんがみ、消費税の廃止を政府に働きかけること。また、本市の経営効率の悪い条件のもとで、長年の企業努力をされていることは一定評価されるが、今後とも料金値上げをしないよう希望するとともに、中央丘陵では、平成11年まで年間5億円程度の投資が必要とされているが、いささかでも市民負担とならないよ、住宅・都市整備公団と十分折衝するよう指摘があり、審査を終わりました。

お諮りいたしましたところ、別に異議なく、議案第7号は原案どおり可決されました。

次に、病院事業会計予算については、病院事業の運営は、国の医療費抑制策のもと、年々厳しい状況になってきている。財政基盤の安定を図るべく経営努力されていることは理解できるが、患者サービスの低下を来すことのないよう特段の配慮を願いたい。

また、駐車場問題については、その難しさは理解できるが、引き続き確保に向けて努力されたい、との要望があり、お諮りいたしましたところ、別に異議なく、議案第8号は原案どおり可決されました。

以上で本委員会の報告を終わります。

- 議長（出原平男君） ただいま委員長から詳細な報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論を行います。まず、反対討論からお願いいたします。

- 21番（勝部津喜枝君） 21番・勝部でございます。日本共産党市会議員団を代表いたしまして、先ほどの予算審査特別委員会に付託されました委員長報告に対する態度表明を行います。委員長報告に述べられました内容についての重複は避け、補足的に意見を述べさせていただきます。

まず、一般会計予算と関連条例議案についてであります。サービスセンターは、2カ所の増設により4カ所となって市民の利便はよくなりますが、職員配置につきましては、引き続き非常勤嘱託員により行うということで、責任問題などが残されております。

コスモポリスの環境影響評価の時期や仕組みも、大きな問題が残されております。

また、福祉面での老人対策を見ましても、市長の市政運営方針では、ナイトケア、ホームケアなどの推進を掲げてはおりますが、実際の内容は、国、府の方針や助成に合わせているだけで、市独自の努力が少なく、また、生活保護率の低下、さらには、消費税廃止については、国会での論議の成り行きを見守るという態度にとどまっている点など、国の姿勢に追従することが目立っております。

次に、同和行政であります。委員長報告にもあります同和減免や支部助成金等とともに、個人給付、技能習得制度などの不公正な問題もあり、同時に財政面を見ましても、一般会計予算総額の21.3%、約72億円が同和関連予算となっております。その財源内訳は、54.5%が一般財源であり、国、府の支出金が合わせて30.9%しかならず、起債の償還金で見ても、元金21億3,567万円のうち同和分が43.9%にも上っており、利子についても、19億9,763万円のうち11億129万円で55.1%を占めております。そのうちでいわゆる5条、10条の償還時の還元分が元利合わせて311,934万円で、同和分の元利償還金額の20億3,938万円のうちの約15.3%にしかありません。これでも明らかなように、同和対策が国の事業であると言いながら、その多くは地方自治体の負担になっており、

和泉市も解放同盟言いなりの不正な同和行政を進めております。

以上、委員長報告に述べられている反対意見と合わせて反対の理由を述べ、議案第2号「平成2年度和泉市一般会計予算」及び議案第13号「和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」については反対、他の議案第9号、10号、11号、12号、14号については賛成いたします。

続きまして、国民健康保険事業特別会計予算であります。国保会計への第一の責任は、国にあります。本市の国保会計においても、歳入に占める保険料と国庫支出金の割合は、昭和60年度で35.3%と48.1%というように国庫支出金が多かったものが昭和62年度に逆転し、平成2年度予算では、保険料43.8%、国庫支出金38.3%という状況からも明らかのように、自民党政府の責任は重大であります。

こうした中、来年度1億4,000万円余、5.81%の国保料金の値上げの予算案であります。日本共産党議員団は、値上げの必要性は全くないと考えております。第1に、平成2年度末見込みで2億7,400万円の基金を持っていることが委員会でも明らかになっており、この基金の半分ほどの取り崩しをするだけで今回の値上げは必要がなくなります。

また、一般会計からの繰入額も、今回、6,000万円増やしたとはいえ、まだまだ他市に比べれば少ない額です。

さらに、府下最低といわれる保険料の最高限度額30万円という中でも、1世帯あたりの保険料金は府下平均よりも高いという本市の状況は、低所得者層に重い負担をかけてきた証明でもあります。

今回、資産割を100分の120から100分の72へと落としていることは一定評価できますが、これといたしましても、地価の異常な高騰の中で市民負担が実質どれだけ軽くなるかは疑問であります。

また、所得に関係なく同和減免を続ける一方、一般には減免基準も公表せず、減免の申請用紙さえもらうことが困難な状況にあるなど、不公正、不平等な施策を続けております。

以上の理由で国民健康保険事業特別会計予算及び議案第15号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」は反対をいたします。

次に、老人保健事業特別会計についてですが、本会計は、お年寄りの医療費無料化を廃止するためにできた会計であります。その後、自己負担の値上げもされております。さらに、同じ治療をしても、お年寄りには、一般よりも低い額でしか医療機関に支払いがされないなど、差別医療が導入されている会計でもあります。

以上の理由で本会計には反対をいたします。

次に、公共下水道事業特別会計についてですが、第1に、下水道使用料金が大幅に値上げされた予算であります。また、第2点目に、減免制度についても実施はするものの、本市の水道の福祉料金制度と同様ということで、老人夫婦世帯と生活保護世帯などの分が減免の対象外ということになり、泉北環境の地域と異なる減免制度となっております。

以上の理由で本会計には反対をいたします。

議案第16号につきましては、特にコミュニティープラントの取り扱いについて、地域住民の意見を十分に聞き、合意の上で実施をするよう強く意見を申し上げ、賛成をいたします。

また、公共用地先行取得事業特別会計予算については賛成をいたします。

さらに、水道、病院の2企業会計につきましては、消費税を市民転嫁させていないということで賛成いたしますが、今後も年度途中を含め、市民転嫁をすることのないよう強く意見を申し上げておきます。

以上、日本共産党市会議員団としての態度と意見といたします。

○ 議長（出原平男君） 次に、賛成討論をお願いいたします。

○ 26番（飯坂楠次君） 26番・飯坂です。平成2年度予算並びに関連議案につきまして、賛成の意見を述べたいと思います。

まず、一般会計予算についてですが、市税収入等自主財源の増加があるものの、依然として財政基盤の脆弱な本市における予算編成は、非常に苦慮されたものであろうかと思われるところであります。

このような状況のもと、和泉中央線、富秋4号線、池田下万町線、伏屋唐国線、黒鳥観音寺線、光明池春木唐国線などの道路整備、いしたちはら公園、黒鳥山公園、松尾寺公園などの公園整備並びに和泉府中駅前再開発事業における現地事務所の設置等を見ますと、将来を展望した“和泉のまちづくり”、特に道路網の整備を主体として、本市の都市基盤の整備を積極的に推し進めようという意欲を伺い知ることができます。

次に、福祉施策の充実として、介護型ホームヘルパー派遣事業、ホームケア促進事業、ナイトケア事業等の在宅福祉の推進、障害者や老人に対する給付金の増額、国府第一保育園の改築並びに横山第一保育園の大規模修繕事業など、新規事業施策を積極的に推進するとともに、在来施策の充実にも努められています。

また、教育施策としては、奨学基金制度の充実、女性の地位向上のための諸施策及び北池田ほか2校の大規模改造、光明台北小学校の増築、槇尾山青少年の家の野外活動施設の整備など、学校教育から社会教育まで生涯を通じた教育の充実に意を配されたことが伺えるものであります。

次に、市民の健康の保持増進事業としては、集団検診を初め老人保健事業基本検診、胃がん・肺がん・子宮がん等の検診の実施及び乳幼児に対する各種予防接種事業を積極的に図るとともに、麻しん予防接種無料化など、きめ細かな配慮を伺い知ることができるものであります。

その他市民の利便を図るため、元年度から開設されましたサービスセンターについても、新たに鶴山台、南松尾地区への設置。本市山間部における救急・救助体制の充実のため池田消防署分署を設置。ふるさと創生事業としての槇尾山森林浴コースの調査委託等、新規・継続の各種施策を積極的に取り組んでいる姿勢が伺えるものであります。

以上のように、限られた財源のもとで効率的な行政運営を図られている姿勢を高く評価するとともに、特に道路網の整備を積極的に促進されることを要望する次第です。

また、国に対しては、特別交付税の増額及び超過負担の解消等を粘り強く要請されるとともに、自主財源の拡充に努力され、本市の財政基盤を強力なものにされることを私は切に望むものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算につきましては、医療費の増高等により厳しい状況であり、府下の動向との勘案から、保険料の限度額改定はやむを得ないものであろうかと思われれます。

なお、給付面における助産費の改善については、一定の評価をいたすところであります。また、今後の国保財政の運営においては、経営努力を通じ、財政の安定に努められるよう要望するものであります。

次に、公共下水道事業特別会計予算につきましては、流域下水道和泉忠岡幹線の進展に伴う和気校区での面整備の促進及び流域下水道和泉大津幹線の進展に伴う府中地区での下水道整備並びに環境改善整備地区及びその周辺での面整備など、下水道整備の充実に向けて積極的な意欲が伺えるものと高く評価いたすものであります。

その他老人保健事業特別会計予算並びに公共用地先行取得事業特別会計予算につきましても、適切な予算であると思われれます。

次に、企業会計予算につきましては、水道事業、病院事業ともにその経営は極めて厳しい状況であろうかと思われれますが、職員一同一丸となって経営努力を図られ、今後とも一層の住民サービスに努められるよう要望するものであります。

以上、平成2年度一般会計予算、特別会計予算及び企業会計予算並びに関連議案につきまして賛成をいたすものでございます。

○ 議長（出原平男君） 以上で討論は終わりました。

これより採決を行います。本15議案のうち6議案について反対意見がありますので、これ

を先に採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号「平成2年度和泉市一般会計予算」、議案第3号「平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」、議案第4号「平成2年度和泉市老人保健事業特別会計予算」、議案第6号「平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」、議案第13号「和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第15号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」、以上、6議案は、いずれも委員長報告は原案可決であります。本件を委員長報告どおり可決するに賛成の方の挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって、議案第2号、3号、4号、6号、13号及び議案第15号は原案どおり可決されました。

次に、9議案についてお諮りいたします。議案第5号「平成2年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」、議案第7号「平成2年度和泉市水道事業会計予算」、議案第8号「平成2年度和泉市病院事業会計予算」、議案第9号「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」、議案第10号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第11号「土地改良事業の施行について」(男縄池改修工事)、議案第12号「和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第14号「和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第16号「和泉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」、以上、9議案は、いずれも委員長報告は原案可決であります。本9議案を委員長報告どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第5号、7号、8号、9号、10号、11号、12号、14号及び議案第16号の9議案は原案どおり可決されました。予算委員の皆様には御審査、本当に御苦労さんでございました。厚く御礼を申し上げます。

○
○ 議長(出原平男君) 日程第16「和泉市土地開発公社平成2年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第2号

和泉市土地開発公社平成2年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の平成2年度事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成2年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長（出原平男君） 報告の説明を願います。

用地担当理事・土地開発公社事務局長（明坂貞士君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第2号「和泉市土地開発公社平成2年度事業計画」について、公社明坂から御説明を申し上げます。

当公社の運営につきましては、平素から格別の御指導、御鞭撻を賜り、衷心より厚く御礼を申し上げます。公社の事業計画につきましては、さきに御議決を賜りました平成2年度泉市一般会計予算執行方針に基づき、策定したものでございます。

それでは、内容の御説明を申し上げます。別冊公社予算書1ページでございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ5億5,039万1,000円と定めるものでございます。

その款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。前年度当初予算と比較いたしまして、9億4,779万1,000円、20.6%の増額となっております。

第3条は、借入金の限度額を定めるものでございまして、和泉市一般会計予算の債務負担と債務保証に基づき、事業執行に必要な資金を調達するものでございまして、本年度は、限度額を34億1,900万円と定めるものでございます。

次に、事業計画について御説明申し上げます。11ページでございます。

まず、先行取得計画でございますが、環境改善整備事業の改良住宅、道路、公園用地等といったしまして、1万5,428㎡を16億5,769万8,000円で、また、一般公共用地では、都市計画街路等用地及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく買い取り用地で、7,758㎡を11億9,000万5,000円で取得する計画でございます。

以上、先行取得合計は、2万3,186㎡を28億4,770万3,000円で取得予定でございます。

次に、12ページでございます。公社におきまして既に先行取得いたしております用地の譲渡処分計画でございますが、一般公共事業では、黒鳥観音寺線、富秋4号線、阪和東側二号線、公共下水道用地で、1,371.89㎡を2億5,836万円で、また、環境改善整備事業では、

伯太放光池丸笠線、地区内2号線、4号線、9号線及び改良住宅用地等で、4,400,21㎡を11億1,835万7,000円で、合計いたしまして市への譲渡は、5,772,10㎡を13億7,671万7,000円を予定いたしております。

また、都市計画街路岸和田南海線用地1,335㎡を2億1,806万4,000円で大阪府へ譲渡予定いたしております。

次に、公共用地取得に伴う代替用地といたしまして、6,419,65㎡を5億3,533万円で各権利者へ譲渡の予定であります。

以上、平成2年度に譲渡処分予定は、面積で1万3,526,75㎡、21億3,011万1,000円となっております。

引き続きまして、これら事業執行に伴います予算の概要について御説明申し上げます。6ページでございます。

第1款 事業費は、和泉市の委託先行取得事業でございます環境改善整備事業用地、公共用地の取得費に鑑定委託料200万円、工事請負費2,200万円を加え、28億7,170万3,000円を計上いたしました。

なお、この工事請負費は、地区外換地用地内に和泉市開発指導要綱の規定に基づき、公社が集会所を建設するものでございます。前年度当初と比較いたしまして、14億2,109万7,000円、98%の増額でございます。

次に、管理費につきましては、用地取得及び財産管理業務に関連した経費でございます、財産管理費、職員の給与等で6,021万2,000円を計上いたしました。

9ページの第3款 借入金償還金といたしまして、26億1,547万6,000円を計上いたしました。うち元金償還は20億6,500万円、支払利息5億5,047万6,000円となっております。

第4款 予備費につきましては、前年度と同じ300万円計上いたしました。

以上による支出予算合計は、55億5,039万1,000円と相なっております。

続きまして、この支出予算を賄う収入について御説明いたします。4ページでございます。

第1款 事業収入は、さきに御説明いたしました事業計画に基づく土地、建物等の譲渡収入として、21億3,011万1,000円計上いたしました。

第2款 借入金は、事業執行のための必要な資金として、34億1,900万円借り入れ予定をしております。

第3款 事業外収入は、預金利息及び雑収入で128万円計上いたしました。

以上、収入合計は、55億5,039万1,000円と相なり、収入支出予算合計は、同額

でございます。

10ページに資金計画、13ページ以降に予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付させていただいておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成元年度の損益の見通しでございますが、現時点では、1,800万円余の単年度純利益が見込まれるに至りましたが、繰越欠損金は4億9,400万円余を有しております、公社経営は、依然として厳しい財政事情下にあります。なお一層の買い戻しの促進と冗費の削減によりまして単年度収支の改善を図るとともに、公社経営の健全化に向け一段の努力を尽くしてまいりますので、御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、報告第1号「和泉市土地開発公社平成2年度事業計画書類の提出について」の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

- 議長（出原平男君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。何点かお聞かせ願いたいと思います。

まず、公社の予算執行に関して6ページの支出面、環境改善整備事業用地取得費で集会所の設計委託料、土地購入費、物件補償、集会所建築工事請負費が出ておりますが、これは例の伯太三丁目の換地対策でやった分だということでしょうか、今回の土地購入費は別にして、換地対策での用地購入費としての造成費、それから売却、それと、ここに出てくる予算とのからみでいわゆる収支がどうなるのか。伯太三丁目の分の土地を買って造成、分譲し、それと、今度の集会所を建ててペイするのかが第1点。

それから、12ページに本年度に売却する分、これは収入面でも出ておりますが、換地対策事業用地というのが出ておりますが、これはどこの物件かという中身をお知らせ願いたい。

次は、一般処分用地について、現在、購入しているのは、すべて処分先が決まったものですが、以前に問題になりました土地を持っているわけですが、その一般処分用地につきまして、公社の委員会に用地目録等が出ていると思いますので、細かい面積や台帳価格等は結構ですので、どれとどれがあるかということをお報告願いたいのと、平成元年度に既に処分が済んでいるもの、それから、今後予定されている元年度中の分、平成2年度で処分予定されているものはどの部分か。また、それぞれ処分をされる場合、台帳価格と売却価格の採算面でどういうことになるのか、お答え願いたいと思います。

それから、一般処分用地の中で例の府中駅前再開発にからむ旧昭栄跡地につきましては、現場事務所を使用するということですが、その点での使用契約あるいは使用料というか、賃貸料というか、そういうものはどうなるのかということをお聞かせ願いたい。

以上です。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 総務課長（山植重幸君） 公社山植からお答えいたします。

まず、第1点目の集会所の件でございますが、ただいま局長から御説明がありましたように、伯太三丁目の部分の収支はどうなっているか、ということでございます。集会所の建設につきましては、6ページに載っているとおりでございます。その財源につきましては幸い、環境改善整備事業の換地対策用地内の集会所であるということから、府の同和対策関連補助金を改良事業部の方で内諾を取っていただいておりますので、平成2年度内に買い戻していただく予定になっております。

これは昭和60年度の9月から分譲したものでございまして、この収支と言いますと難しくなるわけでございます。まず、分譲地についての収益について申し上げますと、75区画の譲渡収益が平成2年度、3年度で残りの分も全部譲渡したとして、約7億7,000万円の収益が上がる予定でございます。それに対する台帳価格は6億9,290万5,000円、その差額約7,000万円の収益が上がるのではないかと見ております。ただ、われわれの月給の分などをどう見るかという細かいことも出てまいります。それをここに含めるか、含めないかとなりますと、実際にどれぐらいになるか、非常に難しくなるわけでございます。簡単に申し上げましたら、分譲地の分についてはそういう結果になりますので、ひとつ御了承を願いたいと思います。

第2点目の換地対策の内訳でございますが、これ地区内20区画、3,200㎡、譲渡価格が2億4,960万円、地区外といたしまして8区画、1,234㎡、9,088万円。それから、公共用地といたしまして1,219.5㎡、1億990万円。先ほどの集会所の建築費2,300万円。一般用地が2筆、王子町752番地の2、岸南の東側の469㎡、3,573万5,000円、聖神社下がりの297.1㎡、2,621万5,000円、合計6,419㎡、5億3,533万円ぐらいの予定でございます。

平成2年度の予定地でございますが、ただいま申し上げました聖神社下がりの297.1㎡、2,621万5,000円、それと、王子町752番地の2、岸南の東側の469㎡、3,573万5,000円を予定するものでございます。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（明坂貞士君） 平成元年度に処分が済んでいる土地でございますが、北信太駅裏433㎡を帳簿価格と同額で売却いたしております。

最後の昭栄跡地の使用料の問題でございますが、駅前再開発事業の拠点用地として市がお使

いになるもので、現在、使用料をいただく予定はしておりません。

○ 25番(天堀 博君) 最初の分は環境改善整備事業ということで、すべて公社の負担にならないと解釈していいわけですか。

○ 総務課長(山植重幸君) はい。

○ 25番(天堀 博君) それから、伯太三丁目の収支の件は、それで結構です。まだ残っている分と、職員などの経費をどう見るか。それを入れなければ7,000万円ぐらゐの収益になる予定ということですね。

○ 総務課長(山植重幸君) はい。

○ 25番(天堀 博君) それから、元年度と2年度の処分用地ですが、例のサントリーの関係はどうなってますか。2年度では予定されないのかどうか。かなり大きいですからね。最近の地価高騰で公社の方も割合売却が楽だと思うんです。できれば、今の時期に処分をしておかないと、これから先どうなっていくかわかりませんからね。余り値段が上がりますと、ものが大きいだけに売却しにくいということも出てくると思います。その辺で引き合いの状況等があるのかどうかについてお聞かせ願いたい。処分予定が2年度でどうかということです。

また、昭栄跡地については、特段の契約のようなものはしないんでしょうか。使用料についても聞いただけにとどめておきますが、契約等についてお願いしたい。

○ 用地担当理事・土地開発公社事務局長(明坂貞士君) 第1点目のサントリーの物件の問題でございますが、御承知のようにサントリーの北側の物件は、昭和46年から48年にかけて取得した非常に古いものでございます。この間、いろんな経過がございましたが、諸般の事情の行政目的等の変更によりまして、現在、未利用地として公社が長期にわたって保有してまわっているものでございます。

御指摘のように一昨年から土地価格が高騰してきておりまして、公社所有地にもその影響が表われておるわけでございます。仰せのように適当な時期に適正な価格で処分をしてみたいと考えております。

昭栄跡地の問題でございますが、これは都市整備部と協議いたしまして、いわゆる使用貸借契約書というものは交わしていきたいと思っております。

以上です。

○ 25番(天堀 博君) サントリーの分については、適当な時期に、ということだけで、はっきりいつということは言明されなかったのですが、引き合い等も含めて、その辺の一定の見通し等は持っておられるのかどうか。

○ 用地担当理事・土地開発公社事務局長(明坂貞士君) 昨年暮れから1社から値段の点でな

く、利用についてのいろいろなお問い合わせがありました。現在、その1社だけでございます。見通してございますが、特別委員会でも申し上げましたが、でき得れば、平成2年度もしくはそれに近い時期に処分をしまいたいと考えております。

- 25番(天堀 博君) その程度で結構です。

最初にお聞きしました例の環境改善整備事業用地の集会所の建設でございますが、府の同和対策の補助金が内定し、市の方に買い取るという形になるということですので、いずれ市の一般会計等で問題が出てくると思いますので、そのときにまたお聞きをしたいと思います。

以上で終わります。

- 議長(出原平男君) 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第2号を終わります。



- 議長(出原平男君) 日程第17「関西国際空港に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

意見第2号

関西国際空港に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成2年3月26日

提出者

和泉市議会議員

天堀 博

原 茂 樹

勝 部 津喜枝

早乙女 実

関西国際空港に関する意見書

関西空港の建設は、1993年春の開港を目標に急いできた結果、建設行程を優先させた危険な夜間工事を強行、さらに埋立地の地盤沈下が当初予測を超えることが判明し、今後ターミナルビルや滑走路など各施設の建設に重大な支障をきたすことも明らかになった。また、環境アセスメントも不十分であり、さらに、空港本島への新たなホテル建設は大阪湾の環境悪化を引き起こすものである。地域整備計画も道路建設優先で、地元住民が要求する生活関連事業は切り捨てられ、

新空港建設が拍車をかけている異常な地価高等は地域住民を追い出している。空港本島やりんくうタウンへの大規模な商業施設の進出計画は、地元商店街に大きな不安を引き起こしている。

このような状況で建設が進められるならば、住民は一層犠牲をうけることになる。

よって政府は、関西国際空港建設の安全対策官立のために埋立工事について抜本的に再検討し、そのための財政援助を強化することを要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成2年3月26日

大阪府和泉市議会

- 議長（出原平男君） 提案の趣旨説明を願います。
- 22番（早乙女実君） 22番・早乙女でございます。提出者を代表いたしまして趣旨説明をさせていただきます。

お読み上げいただきました文面の中にもございますが、93年春の開港を目指すということで、地元の要望等以前から言っていることが無視あるいは裏切られる形で工事が強行されてきているのが最近の状況だろうと思います。とりわけ、地元自治体に対する地元負担の問題等いろんな点もあるわけでございますが、その中では、計画が変更されまして事業費の増大が出、それに対して政府の方から見直しが言われ、その中では、空港連絡鉄道の建設に地元負担の導入を検討せよとか、あるいは土砂の価格を引き下げるように交渉しろとか、いろんなことが言われてきております。そういう中、自治体に新たな財政負担が起こってくるだろうということが予想されております。

さらには、93年春に間に合わせるということで、当初、地元住民を含め合意されてきた数数の事項、例えば土砂採取については、大部分が公有地であるところ以外からは取らないという約束も、現実的には、南海電鉄が所有している土地を新たに確保して採取するとか、さらには、土砂採取は、景観を壊さないよう前山を残して土砂を取るんだという約束もあったわけですが、その約束もほごにし、昨年現地調査に皆さんと一緒にいったときにもおわかりのように、阪南町あたりから見ますと、まさに前山が全く残らない土砂採取がやられている状態にもなっております。

さらには、りんくうタウン等々の問題につきましても、泉南市と地元泉佐野市の市議会では、共存共栄と言いますか地元優先の企業が全く入る余地がない状態ですし、地元自治体の要求であります公有地確保という問題についても全く無視されるという、そのため両市議会では意見書の採択も行われているという事態になっております。

そういう中で今後の進展を見ますならば、先ほど読み上げていただきました意見書の内容にもありますように、本当に住民の立場に立った新空港建設のあり方を再検討すべきであるというところで意見書を提出させていただきます。御趣旨に御賛同いただきまして採択をお願い申し上げ、提案趣旨の説明とさせていただきます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

- 28番（友田博文君） ただいま共産党議員団から提出のありました関西国際空港に関する意見書につきまして、私から反対意見を申し述べたいと思います。

われわれといたしましても、関西国際空港が地元と共存共栄できる国際空港となるよう期待するとともに、今後一層建設工事についての万全の対応、環境保全対策、生活関連施設を含む地域整備及び地元自治体への財政援助など、国、府等関係機関に対し意見表明されることは十分理解するところであります。

しかし、国際化が急速に進展する世界的潮流の中にあって、大阪を含む関西圏が復権を果たし、国際経済都市へと飛翔するためには、わが国初の24時間空港としての関西国際空港の早期整備が必要不可欠であり、さらに、その機能を十分に発揮するためには、滑走路1本の第1期工事にとどめるのではなく、世界の主要空港と比肩できる滑走路3本の全体構想の早期実現が最優先の課題として取り扱われるべきであろうと思慮するところであります。

したがって、私は、共産党議員団から提出されました本意見書について反対意見を表明いたします。

- 議長（出原平男君） 反対意見がありますので、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

挙手少数であります。よって、意見第2号は否決されました。

-
- 議長（出原平男君） 日程第18「関西国際空港全体構想早期実現に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

意見第3号

関西国際空港全体構想早期実現に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成2年3月26日

提出者

和泉市議会議員

田 中 昭 一
並 河 道 雄
中 塚 新 治
坂 口 敏 彦
松 尾 孝 明
柳 瀬 美 樹
木 村 静 雄

関西国際空港全体構想早期実現に関する意見書

国際化が急速に進展し、国際的相互依存関係が益々緊密化し強まる世界的潮流の中にあつて、我が国は、今後一層国際社会の調和とその発展に寄与することが大きく期待されている。

このような情勢の中で、関西圏は、関西国際空港の建設をインパクトとして捉え、古くからの伝統に培われた経済・文化等の集積を活かして、独自の全国的・世界的な中枢機能を担う国際経済文化圏として世界に飛躍していかなければならない。

関西圏がこのような大きな期待に応えていくためには、我が国初の24時間空港となる関西国際空港が世界の結節拠点空港、いわゆるスーパーハブ空港としてその機能を十分に発揮することが不可欠であり、現在進められている滑走路1本の第一期計画に続いて全体構想の早期実現が是非とも必要である。

よつて本市議会は政府に対し、次の事項について早期に所要の措置を講ぜられるよう強く要望する。

記

- 1 関西国際空港の全体構想について速やかに計画を具体化し、その建設を推進すること。
- 2 このため、平成3年度から始まる第6次空港整備5箇年計画の中に全体構想を明確に位置付けるとともに、その推進のための所要の経費を確保すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成2年3月26日

大阪府和泉市議会

- 議長（出原平男君） 提案の趣旨説明をお願いします。
- 19番（木村静雄君） 19番・木村でございます。本件の趣旨につきましては、ただいま局長の方から朗読いたしましたとおりでございます。どうかよろしくお願いいたします。
- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

22番（早乙女実君） 日本共産党議員団を代表いたしまして、本意見書の採択に反対意見を申し述べさせていただきます。

全体構想早期実現という意見書になっているわけでございますけれども、先ほど申し述べましたように、現在、進められている第1期工事も、空港島の地盤沈下の問題で工期等への影響が問題になってきている現状だろうと思います。

さらに、全体構想の早期実現と言いますけれども、環境影響調査、いわゆる環境アセスメントも行われていない中、関係市町村の住民の理解、納得が十分に得られていないという段階だろうと思います。そうしたとき、議会のみが先行してそうした決議を行うことは時期尚早だと考えておりますので、この意見書の採択については反対をいたします。

- 議長（出原平男君） 反対意見がありますので、挙手による採決を行います。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに賛成の方の挙手を願います。
（挙手多数）
挙手多数であります。よって、意見第3号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

-
- 議長（出原平男君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案は全部終了いたしました。

ここで、理事者から市税条例の一部を改正する条例の専決処分をお願いするにつき、事前にその内容と理由の説明をしたいとの申し出がありますので、これを許可します。

- 総務部長（橋本昭夫君） 貴重なお時間を大変恐れ入ります。お許しをいただきまして、市税条例の一部改正案について御説明申し上げ、あらかじめ専決処分の御了承を賜りたいと存じます。

御承知のとおり、現在、118特別国会におきまして、地方税法の一部を改正する法律案の審議が行われているところでございます。本法律案が可決 成立いたしますと、平成2年度の

市税の賦課から適用することとなり、本市 市税条例の規定につきましても、所要の改正を行う必要が生じることとなる 次第でございます。したがって、かかる事態におきましては、地 方自治法第179条の規定により専決処分をさせていただきたく存ずる次第 でございますので、よろしく御了承を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、市税条例の一部を改正する案の概要について御説明を申し上げます。

第1点といたしましては、個人の均等割の非課税の範囲と個人市民税の所得割の非課税の範囲でございますが、非課税基準の算定の基礎となる金額を32万円から34万円に引き上げようとするものでございます。

第2点といたしましては、市町村民税につきましても、損害保険料の控除額を追加しようとするものでございます。

第3点目といたしましては、身体障害者等に対する軽自動車税の減免の範囲を拡大しようとするものでございます。

第4点目といたしましては、みなし法人課税を選択した場合に係る市民税の課税の特例に関する税率の改正でございます。

第5点目といたしましては、長短期所有土地、優良住宅地の造成、特定市街化区域、農地等を譲渡した場合の個人市民税の課税の特例の適用期間を延長しようとするものでございます。

以上、5点でございます。まことに簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。なにとぞよろしくお願いいたします。

- 議長（出原平男君） お諮りいたします。本定例会はこれにて閉会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。それでは、閉会に当たりまして市長のあいさつをお願いいたします。

（市長登壇、あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げたいと存じます。

去る5日、本年第1回の定例市議会をお願い申し上げ、平成2年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算、病院事業会計予算並びにこれに関連いたします条例制定等、多数の重要議案を御提案をいたしましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず、長期間にわたりまして慎重御審議を相賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第であります。また、予算審査特別委員会の皆様方には、お疲れのところ連日にわたりまして御審議を相賜り、深く感謝を申し上げる次第であ

ります。

なお、3月15日の予算審査特別委員会の教育費の御審議をいただく中で、天堀議員さんから御指摘のありました和泉市公共施設管理公社の職員採用の件につきまして、管理公社理事長に調査をいたさせましたところ、そのような事実は全くありませんでしたので、ここに御報告申し上げたいと存じます。

なお、本会議を通じまして、あるいは予算審査特別委員会の審議の過程におきまして、御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重いたし、私はもとより、職員一体となり遺憾なきを期してまいるとともに、予算執行に当たりましても、慎重を期してまいる所存であります。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後なお一層の御支援と御協力をお寄せをいただきますようお願いを申し上げる次第であります。

庁舎前の桜も開花をいたし、ようやく春を告げてまいりました。議員皆様方には、ますます御多繁のことと存じますが、気候の変わり目でございます。何とぞ御自愛をいただき、御健勝で市政発展のために御尽瘁を相賜らんことを心から念願をいたしまして、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましての御礼のごあいさつとさせていただきます。長期間、本当にありがとうございました。

(議長登壇、あいさつ)

- 議長(出原平男君) 閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

平成2年度当初予算を初め関連する諸議案の審議に当たり、終始、熱心に御審議を賜り、無事終了できましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

理事者各位におかれては、新年度も行財政にますます厳しさが加わる中、定例会及び予算審査特別委員会を通じ議員からの御指摘、御要望が多々ありましたが、これらを十分に尊重し、苦しい財源の中で創意と工夫をこらし、市民の信託にこたえるようお願いを申し上げます。

それでは、これもちまして平成2年第1回定例会を閉会いたします。長時間、本当にありがとうございました。

(午前11時25分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 出原平男

同 副議長 西口秀光

同 署名議員 友田博文

同 署名議員 田中昭一

同 署名議員 須藤洋之進